令和３（2021）年度

事　業　報　告　書

収　支　決　算　書

宇　都　宮　商　工　会　議　所

目　次

Ⅰ　総括的概要 …… 1

Ⅱ　主要事業 …… 2

Ⅲ　事項別状況 …… 21

1　定款および規約等 …… 21

(1)　定款 …… 21

(2)　規約・規則・規程・内規 …… 21

2　組織 …… 54

(1)　会員 …… 54

(2)　特別会員 …… 57

(3)　役員 …… 58

(4)　議員 …… 61

(5)　部会長等 …… 67

(6)　委員長等 …… 71

(7)　顧問・参与 …… 76

(8)　名誉議員等 …… 77

3　選挙および選任 …… 78

(1)　選挙委員 …… 78

(2)　議員 …… 78

(3)　役員の選任 …… 78

(4)　部会役員の選任 …… 79

(5)　新任議員等研修会 …… 80

4　事務局 …… 80

(1)　事務局機構 …… 80

(2)　事務局職員 …… 83

5　庶務 …… 83

(1)　文書 …… 83

(2)　表彰・受賞 …… 83

(3)　慶弔 …… 86

6　会議 …… 87

(1)　議員総会 …… 87

(2)　常議員会 …… 90

(3)　監査会 …… 92

(4)　会頭・副会頭会議 …… 92

(5)　部会 …… 95

(6)　委員会 …… 100
(7)　その他の会議 …… 103
7　事業 …… 105
(1)　各種事業活動 …… 105
ア　企業活力の強化 …… 105
(ｱ)　ＩＣＴ活用支援事業 …… 105
(ｲ)　事業継続力強化支援事業 …… 105
(ｳ)　ＢＩＺミルによる事業計画策定支援事業 …… 106
(ｴ)　新型コロナウイルス感染症対策経営相談事業 …… 107
(ｵ)　中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 …… 107
(ｶ)　宇都宮商工会議所振興委員 …… 108
(ｷ)　制度改正に伴う専門家派遣等事業 …… 109
(ｸ)　一日公庫（金融相談会） …… 110
(ｹ)　商工いきいき特別保証制度 …… 111
(ｺ)　創業支援事業 …… 111
(ｻ)　各種共済・保険制度事業 …… 113
(ｼ)　損害保険加入促進事業 …… 115
(ｽ)　特定退職金共済制度 …… 115
(ｾ)　ふれあい共済福祉・還元事業 …… 115
(ｿ)　事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援事業 …… 116
(ﾀ)　健康経営推進事業 …… 117
(ﾁ)　障がい者・高齢者の雇用促進事業 …… 117
(ﾂ)　女性の活躍促進支援事業 …… 119
(ﾃ)　市内大学と中小企業とのマッチング支援事業 …… 120
(ﾄ)　外国人雇用促進支援事業 …… 121
(ﾅ)　宇都宮珠算連盟の支援 …… 121
(ﾆ)　電子証明書の割引販売制度 …… 121
(ﾇ)　支援体制強化情報ネットワーク推進整備事業 …… 122
(ﾈ)　エコアクション２１認証・登録制度 …… 122
(ﾉ)　ＥＣＯうつのみや２１認定証交付事業 …… 123
(ﾊ)　ＳＤＧｓ推進事業 …… 124
イ　地域経済の活性化 …… 125
(ｱ)　中心商業地新規出店促進事業（空き店舗対策事業） …… 125
(ｲ)　宇都宮市商店街連盟支援事業 …… 126
(ｳ)　得する街のゼミナール“まちゼミ”事業 …… 127

(ｴ)　工業団地役員との連携交流事業 …… 128
(ｵ)　商店街若手リーダー育成事業 …… 128
(ｶ)　産業経営改善支援事業 …… 128
(ｷ)　中心市街地広域ソフト支援事業…… 129
(ｸ)　宇都宮市中心市街地活性化協議会への参画 …… 131
(ｹ)　宇都宮市おもてなし推進委員会の支援 …… 132
(ｺ)　宇都宮市観光推進委員会への参画 …… 133
(ｻ)　消費喚起支援事業 …… 134
(ｼ)　栃木県ＬＲＴ研究会 …… 134
(ｽ)　宇都宮地域商業振興協議会支援事業 …… 135
(ｾ)　宿泊業利用促進支援事業（ホテル・旅館施設利用プレミアム付チケット発行事業）136
(ｿ)　プロスポーツチームの支援 …… 137
(ﾀ)　北関東三県交流事業 …… 138
(ﾁ)　農商工連携推進事業（うつのみやアグリネットワーク事業） …… 138
(ﾂ)　新名産品開発事業（宇都宮雷都物語） …… 139
(ﾃ)　ザ・ビジネスモールへの運営参加 …… 142
(ﾄ)　宇都宮お土産アワード事業 …… 142
(ﾅ)　販路開拓支援事業 …… 142
(ﾆ)　うつのみや次世代産業イノベーション推進会議 …… 143
(ﾇ)　ザ・商談！し・ご・と発掘市 …… 144
(ﾈ)　食品業界交流会事業 …… 145
(ﾉ)　異業種交流事業（みやみらい２１・宇都宮創遊倶楽部） …… 146
(ﾊ)　おもてなしギフトモール事業 …… 148
(ﾋ)　業者照会 …… 149
(ﾌ)　青年部事業の支援 …… 149
(ﾍ)　女性部事業の支援 …… 159
(ﾎ)　障がい者・高齢者の雇用促進事業（再掲） …… 161
(ﾏ)　女性の活躍促進支援事業（再掲） …… 163
(ﾐ)　市内大学と中小企業とのマッチング支援事業（再掲） …… 164
(ﾑ)　外国人雇用促進支援事業（再掲） …… 165
ウ　政策提言・組織・財政基盤の強化 …… 165
(ｱ)　部会・委員会活動 …… 165
(ｲ)　会員管理・加入促進事業 …… 165
(ｳ)　職員能力強化事業（経営指導員等スキルアップ、コンサルティング能力向上事業）166
(ｴ)　商工会議所ＩＣＴ化事業 …… 168

(ｵ)　役員・議員活動 …… 168
(ｶ)　ＳＤＧｓ推進事業（再掲） …… 169
(ｷ)　第５期中期事業計画のローリング …… 169
(ｸ)　中長期財政計画のローリング …… 170
(ｹ)　会員大会 …… 170
(ｺ)　会員企業チラシ・カタログ等展示 …… 170
(ｻ)　情報機器・ネットワーク・設備等の管理・保守 …… 170
エ　緊急対策事業 …… 170
(ｱ)　新型コロナウイルス感染症対策事業 …… 170
ａ　宿泊業利用促進支援事業（ホテル・旅館施設利用プレミアム付チケット発行事業）170
ｂ　新型コロナウイルス感染症対策経営相談事業（再掲）…… 171
ｃ　コロナ禍による消費喚起事業（無病息災！！黄ぶな開運オンライン抽選会）…… 172
ｄ　経営支援ガイド作成事業 …… 172
ｅ　おもてなしギフトモール事業（再掲） …… 173
ｆ　会報誌「天地人」による情報発信 …… 174
ｇ　専用パンフレットラックの設置 …… 174
ｈ　国の支援策への協力 …… 174
ｉ　宇都宮市の支援策への協力 …… 175
ｊ　当商工会議所内の主な感染防止対策 …… 187
(2)　意見活動 …… 189
ア　国・県への建議・要望活動 …… 189
(ｱ)　新型コロナウイルス感染症により経済的苦境が続く事業者等への支援に関する緊急要望 … 189
(ｲ)　第５８回栃木県商工会議所議員大会提言要望事項 …… 191
イ　宇都宮市への建議・要望活動 …… 209
(ｱ)　令和４年度予算化および措置要望 …… 209
(3)　調査、研究 …… 234
ア　地域実態調査 …… 234
イ　中心市街地活性化事業（商店街来街者実態調査） …… 235
(4)　広報 …… 235
ア　広報広聴事業 …… 235
イ　ビジネス情報手帳「パートナー」の発刊 …… 237
ウ　データマップ（統計でみる宇都宮）発行事業 …… 238
エ　経営支援ガイド作成事業（再掲） …… 238
オ　貴重な資料の保存管理 …… 238

(5)　証明 …… 239
ア　貿易関係証明 …… 239
(6)　各種事業 …… 240
ア　宮の市（商業祭）代替事業の支援 …… 240
イ　オリオン七夕まつり代替事業への支援 …… 242
ウ　ミヤ・ジャズイン実行委員会支援事業 …… 242
エ　観光交流促進事業 …… 243
オ　第４６回ふるさと宮まつり代替事業の支援 …… 243
カ　大谷地区観光促進事業 …… 244
キ　新入社員講習事業 …… 244
ク　３級簿記講座事業 …… 245
ケ　新年賀詞交歓会 …… 245
コ　経済団体新春講演会 …… 246
サ　販売士養成講習会 …… 246
シ　優良従業員表彰 …… 246
ス　その他の後援・協賛事業 …… 247
セ　視察受入状況 …… 248
(7)　技術・技能の普及検定 …… 248
ア　検定 …… 248
(8)　相談・指導・斡旋等 …… 253
ア　不動産鑑定相談 …… 253
イ　知的財産権相談（１日知財窓口） …… 253
ウ　法律相談 …… 253
エ　税務相談 …… 254
オ　納税相談 …… 254
カ　決算代行 …… 255
キ　小規模事業者特定課題対応経営相談事業 …… 255
ク　小規模事業者持続化補助金 …… 256
ケ　経営発達支援事業（伴走型小規模事業者支援推進事業） …… 257
コ　働き方改革支援事業 …… 258
(9)　経営改善普及事業 …… 259
ア　巡回・窓口相談指導 …… 259
イ　創業指導（創業を予定している者に対する指導回数） …… 260
ウ　講習会等の開催による指導 …… 260
エ　小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資） …… 266

オ　記帳代行・記帳継続指導 …… 268
カ　経営・技術強化支援（エキスパート・バンク）事業 …… 268
キ　県内商工会議所経営指導員等研修会 …… 270
(10)　受託事業 …… 271
ア　栃木県中小企業再生支援協議会事業 …… 271
イ　栃木県事業承継・引継ぎ支援事業（栃木県事業承継・引継ぎ支援センター） …… 272
ウ　経営改善計画策定支援事業（栃木県経営改善支援センター） …… 275
エ　栃木県事業承継支援事業 …… 276
オ　小規模企業共済制度 …… 276
カ　中小企業倒産防止共済制度 …… 276
キ　栃木県火災共済制度 …… 277
ク　関東自動車共済制度 …… 277
ケ　汚染負荷量賦課金申告・納付業務受託事業 …… 277
コ　容器包装リサイクル再商品化事務受託事業 …… 277
サ　労働保険事務組合 …… 277
シ　中小企業景況調査（日本商工会議所委託事業） …… 277
ス　商工会議所早期景気観測調査（ＬＯＢＯ調査・日本商工会議所委託事業） …… 278
８　会館・事務所等 …… 278
(1)　事務所所在地 …… 278
(2)　建物の概要 …… 278
９　関係団体への加入および連携 …… 279
(1)　日本商工会議所 …… 279
(2)　関東商工会議所連合会 …… 280
(3)　（一社）栃木県商工会議所連合会 …… 281
(4)　宇都宮観光コンベンション協会 …… 283
(5)　（特非）宇都宮まちづくり推進機構 …… 285
(6)　その他の団体 …… 287
ア　各種委員等就任関係団体 …… 287
イ　諸会議等出席状況 …… 293
令和３年度事業収支決算書
事業収支決算総括表 …… 1
一般会計収支決算書 …… 2
中小企業相談所特別会計収支決算書 …… 6
特定退職金共済制度特別会計収支決算書 …… 9
各種事業特別会計収支決算書 …… 11

まちづくり特別会計収支決算書 …… 14
中小企業再生支援協議会特別会計収支決算書 …… 15
経営改善支援センター特別会計収支決算書 …… 16
事業承継・引継ぎ支援センター特別会計収支決算書 …… 17
諸積立金収支決算書 …… 18
職員福利厚生資金貸付資金収支決算書 …… 19
職員福利厚生資金貸付資金勘定 …… 19
引当金明細表 …… 19
貸借対照表 …… 20
財産目録 …… 21
固定財産明細表 …… 23
積立金明細表 …… 23
正味財産増減計算書 …… 23
監査報告書 …… 24

Ⅰ　総括的概要

令和２年の年明けから続く新型コロナウイルス感染症拡大の波の中で、先行きに予断を許さない状況が続くとともに、令和４年２月のロシアによるウクライナ侵攻で世界情勢は激しく変動し、原材料不足、物流、人手不足等の供給面での制約により、物価は世界的に上昇したが、ワクチン接種の進展が世界経済の改善への動きを後押しする形となった。

国内経済においても、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により、全国的規模で人の往来が抑制され、観光や飲食、サービス産業は厳しい対応を迫られたが、一方で成長分野としてはＩＴや脱炭素関連が注目されデジタル化が進んだ。

県内・市内においては、緊急事態宣言（１回）、まん延防止等重点措置（２回）、栃木県版まん延防止重点措置（１回）が断続的に発出され、人の移動制限、イベント・集会等の中止や自粛、飲食店等への営業時間短縮要請など社会全体の活動が抑制され、厳しい状況にあるものの、個人消費や生産活動、雇用情勢など緩やかに持ち直しの動きが見えた。

当商工会議所では新型コロナウイルス感染症拡大の波が繰り返される中で、感染防止対策と経済活動維持の両立を目指し、施策の３本柱である⑴企業活力の強化、⑵地域経済の活性化、⑶政策提言・組織・財政基盤の強化に関する各種事業を実施した。

企業活力の強化については、経営指導員等が事業者に寄り添いながら、感染症対策の情報や各種施策の活用等について助言を行い、小規模事業者の持続的発展、企業の再生、人材確保・育成など個別企業の課題解決を強力に支援した。

また、地域経済の活性化については、コロナ禍で集客事業が難しい中での代替事業の実施や販路開拓・拡大、ひとづくり、雇用促進支援など地域全体の活力維持向上を支援した。

さらに、政策提言・組織・財政基盤の強化については、会員や地域の幅広い意見に基づき「宇都宮市への予算化及び措置要望」を宇都宮市長及び宇都宮市議会議長に提出したほか、栃木県商工会議所連合会の取りまとめにより、栃木県内９商工会議所の連名で、「新型コロナウイルス感染症により経済的苦境が続く事業者等への支援に関する緊急要望」を、栃木県知事に提出した。

なお、緊急対応を迫られた、新型コロナウイルス感染症対策支援として、経営相談体制を強化し、経営支援ガイドの発行、資金繰り、労務対策、補助金・助成金の相談事業に力を注ぐ一方、「ホテル・旅館施設利用プレミアム付チケット発行事業」や「無病息災！黄ぶな開運オンライン抽選会」などの経済活動を促進させるための事業を迅速に実施した。

あわせて、行政が行う「持続化補助金」、「事業再構築補助金」、「事業復活支援金」等の支援施策の推進に協力するとともに、当商工会議所会頭を委員長とする「宇都宮市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会」が実施する、「特定事業者支援金（宇都宮市版一時支援金）」や「宮の食べトクチケット・宮の買いトクチケット」等に積極的に取り組み、コロナ禍における事業継続を強力に支援した。

Ⅱ　主要事業

１　企業活力の強化

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進む中において、流行と落ち着きを繰り返しながら長期化した影響により、地域経済を支える中小・小規模事業者の経営環境は引き続き厳しいものとなった。

こうした状況において、当商工会議所では、経営指導員等による巡回や窓口における金融・税務・労務などに関する経営支援はもとより、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受ける事業者に対しては、国や県、市などが用意する補助金、助成金、融資、支援金などさまざまな制度の利用を促進するため、行政並びに関係する支援機関と連携・協力し支援にあたった。

加えて、事業の持続的発展につなげることを大きな目的に、企業の再生、事業の承継・引継ぎ等の支援、セミナー開催や専門家派遣等を通じて生産性向上、販路拡大のためのＩＣＴ活用支援に取り組んだ。

また、創業を目指す人に対しては、開業後の事業継続に重点を置いた創業スクール（全８回）を開催したほか、企業の人材確保・育成支援、従業員の福利厚生、事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援など、個々の事業者の実態に即したきめ細かい支援に取り組んだ。特に経営基盤の弱い小規模事業者に対しては、感染症対策や販路開拓、生産性向上等を盛り込んだ新たな事業計画の策定とその実行について伴走支援を行い、現実的かつ実効性の高い計画に基づく事業の推進を支援した。

(1)　経営発達支援

経営発達支援計画に基づき、事業計画策定や販路開拓支援などの伴走型支援および新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける事業者支援などを通じて、管内小規模事業者の持続的発展を支援した。

ア　経営発達支援事業（伴走型小規模事業者支援推進事業）

計画策定１１６件、フォローアップ１０２件

（計画：計画策定支援１５０件、フォローアップ１５０件）

(ｱ)　上毛新聞紙上物産「宇都宮逸品マルシェ」　掲載企業３０社

(ｲ)　商圏分析ツール「MieNa」利用事業所　１０社

イ　ＩＣＴ活用支援事業

(ｱ)　管内中小・小規模事業者のＩＣＴ導入支援件数　５１件（計画：導入支援７５件）

(ｲ)　ＩＣＴ活用支援セミナー　実施回数　２回、受講者数　１２人

(ｳ)　ＩＣＴ活用に関連した専門家派遣による支援件数　２件

ウ　事業継続力強化支援事業　計画策定支援件数０件（計画：６件）

エ　「ＢＩＺミル」による事業計画策定支援事業（計画：２００件）

(ｱ)　経営分析事業者　　１２７社

(ｲ)　事業計画策定事業者　　６社

オ　小規模事業者特定課題対応経営相談事業（経営専門相談会）（計画：３０件）

新型コロナウイルス感染症対策経営相談事業において各種相談会を実施した。

(2)　経営相談支援

新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、国や県、市による制度融資の拡充、各種補助金、助成金、支援金等の施策は令和２年度に引き続いて実施され、当商工会議所は経営指導員等を中心とした特別相談体制を継続して疲弊する管内事業者を支援した。また、収束の見えないコロナ禍の中、多くの事業者からの相談に対応するため、令和２年度に引き続き日本商工会議所の「新型コロナウイルス感染症対応のための経営相談体制強化事業」を受託して専門相談員（中小企業診断士）を配置、窓口相談体制を強化するとともに、補助金相談会や資金繰り相談会を開催するなど、事業継続に向けた支援を実施した。

経営指導員等による巡回訪問が感染症拡大の影響で計画通りに実施できなかったものの、窓口では、資金繰り相談や経営計画見直しに伴う事業計画策定支援、販路開拓のための補助金活用支援等を実施した。セミナーや個別相談会などを通じて働き方改革やインボイス制度など制度改正に対応するための事業者支援にも取り組んだ。

なお、専門化、高度化する相談内容には、外部専門家や関係機関との連携促進を図ることで対応した。

ア　経営指導員等による巡回・窓口相談の強化

巡回相談５，５５１件（計画：７，１００件）

窓口相談４，９２８件（計画：３，７００件）

イ　新型コロナウイルス感染症対策経営相談事業

(ｱ)　専門相談員の配置　中小企業診断士　２人（令和３年４月１日～令和４年３月３１日）

a　相談件数　３０６件

b　相談内容　補助金申請２５７件　資金繰り１５件　その他３４件

(ｲ)　個別相談会の実施　実施回数　７回　５１事業所

(ｳ)　ＷＥＢ経営相談の実施　実施回数　４回（令和３年４月１日～令和４年３月３１日）

ウ　中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（計画：連絡会議開催１回）

「とちぎ未来創造カンパニー」連絡会議開催０回

エ　経営・技術強化支援（エキスパート・バンク）事業　専門家派遣８０件（計画：８０件）

オ　宇都宮商工会議所振興委員　当商工会議所の事業案内等の活動　実績４８２件

カ　制度改正に伴う専門家派遣等事業（日本商工会議所委託事業）

(ｱ)　巡回指導５８０件、窓口相談７０８件

(ｲ)　セミナーの実施４回、参加人数５８人

キ　税務指導事業

(ｱ)　記帳代行　事業所数９件

(ｲ)　記帳継続指導　事業所数１７５件（計画：１９０件）

(ｳ)　決算代行　利用者数１７３件（計画：２３０件）

ク　経営支援ガイド作成事業　作成部数８，０００部

ケ　各種相談事業

(ｱ)　納税相談　実施回数２回、相談件数１１件（計画：１５件）

(ｲ)　税務相談　実施回数３回、相談件数３件（計画：５件）

(ｳ)　知的財産権相談（１日知財窓口）　実施回数６回、相談件数７件（計画：３０件）

(ｴ)　法律相談　実施回数１２回、相談件数１６件（計画：２５件）

(ｵ)　不動産鑑定相談　実施回数２回、相談件数１件（計画：３件）

コ　小規模企業共済制度加入促進事業　新規加入件数２７件、増額件数２１件（計画：加入４０件）

(3)　金融支援

国、県、市の融資制度および栃木県信用保証協会の保証制度を普及するため、経営支援ガイド（融資制度掲載パンフレット）の作成配布や当商工会議所会報誌「天地人」への利用促進チラシの折り込みなど、金融相談事業者への各種融資制度の斡旋などに努め、管内事業者の資金調達を支援した。

ア　小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

融資推薦件数３３件、融資推薦額１億１，７４０万円、事後指導４７件（計画：推薦７５件）

(ｱ)　一般マル経　融資推薦件数１１件、融資推薦額４，９００万円

(ｲ)　新型コロナウイルス対策マル経　融資推薦件数２２件、融資推薦額６，８４０万円

イ　商工いきいき特別保証制度　推薦書交付０件（計画：１０件）

(4)　創業支援

管内事業者数の減少が続く中、地域経済の底上げと活力ある地域社会を創出するため、創業希望者や創業後間もない事業者を対象に、当商工会議所窓口相談のほか、創業計画の作成、資金計画の立案など、創業に必要とされる総合的な学習の機会として「創業スクール」を開催した。その後も創業の実現に向けて創業予定者の支援を継続した。

ア　創業支援事業

(ｱ)　創業相談　１０３件

(ｲ)　創業　１０人

(ｳ)　創業スクールの開催　１回（全８日間）　受講者数１９人

（計画：支援者２４人、創業者輩出１５人）

(5)　企業再生支援

当商工会議所に設置した栃木県中小企業再生支援協議会および栃木県事業承継・引継ぎ支援センター等を中心に、企業再生や経営改善、事業承継を支援し、地域の中小企業・小規模事業者の存続および雇用確保に繋げた。

ア　栃木県中小企業再生支援協議会事業（栃木県中小企業再生支援協議会）

相談６６件（累計１，８９１件／１，３１０社)、二次対応案件４４件、(再生計画策定支援１３件、特例リスケ支援３１件)、完了案件３８件、(再生計画完了４件、特例リスケ完了案件３４件)、雇用確保２，２５２人（うち特例リスケ支援による雇用確保１，０２９人、累計３０，７９５人）(計画：再生計画策定完了４０件)

イ　栃木県事業承継・引継ぎ支援事業（栃木県事業承継・引継ぎ支援センター）

(ｱ)　親族内承継相談１５３件、第三者承継相談３９７件（うち譲渡相談３３１件)、二次対応開始案件３件、完了件数５件、三次対応開始案件１６５件

(ｲ)　成約件数　親族内承継２４件、譲渡４３件（計画：成約３５件）

ウ　経営改善計画策定支援事業（栃木県経営改善支援センター）

(ｱ)　経営改善計画策定支援（４０５事業）

相談１２９件（累計６６０件)、利用申請３５件（累計２３０件)、支払申請２０件（累計１４０件)、モニタリング申請６件（累計９６件)、モニタリング回数３９回（累計４９５回）

(ｲ)　早期経営改善計画策定支援

相談５６件（累計１６３件)、利用申請２０件（累計８５件)、支払申請７件（累計５７件)、モニタリング申請１６件（累計３７件)、モニタリング回数１６件（累計３７件）

エ　栃木県事業承継支援事業

申請１２件、補助金交付１１件（申請企業のうち１件取り下げ）

オ　中小企業倒産防止共済制度加入促進事業　加入１４件（計画：加入１５件）

(6)　福利厚生・リスク対策の促進

会員事業所の福利厚生・リスク対策を支援するため、会員メリットがあり、安心して加入できる各種共済や各種保険制度の普及に努めた。

ア　各種共済・保険制度事業

(ｱ)　ふれあい共済　　加入事業所数１，４１５事業所、加入口数５，４２１口

（計画：加入事業所数１，５００件、保有口数５，６８０口、新規獲得６２件、口数３１０口）

(ｲ)　総合保険、年払保険等

ａ　ベストウイズクラブ福祉制度キャンペーンＰａｒｔ１

獲得年間保険料４，９６３万円（計画：１億円以上）

基準保険料達成部門（Ｅグループ）全国第１位、健康経営賞部門（Ｅグループ）第１位。

ｂ　ベストウイズクラブ福祉制度キャンペーンＰａｒｔ２

獲得年間保険料２，７６１万円（計画：５，７００万円以上）

基準保険料達成部門（Ｅグループ）全国第４位。

(ｳ)　大型共済、個人年金等

ａ　大型共済　総保険金契約高　　８６，２９０万円

ｂ　個人年金　総基本年金額　　２，９４４万円

ｃ　終身保障プラン　総保険金契約高　　１８１，６４０万円

ｄ　フリー設計プラン　総保険金契約高　　１７，８６４万円

ｅ　エスリー　総保険金契約高　　２，３５０万円

イ　損害保険加入促進事業

(ｱ)　業務災害補償プラン　　保有件数４７８件（計画：保有件数５２０件）

(ｲ)　ビジネス総合保険　　保有件数３７３件（計画：保有件数４００件）

(ｳ)　休業補償プラン　　保有件数１６０件

(ｴ)　情報漏えい賠償責任保険　保有件数１３件

(ｵ)　中小企業海外ＰＬ保険　　保有件数１件

(ｶ)　海外危機対策プラン　　保有件数１件

(ｷ)　関東自動車共済制度　　保有台数７５台

ウ　特定退職金共済制度の運営　加入事業所数３１１件、保有口数１４，０６０口

（計画：加入事業所数３５０件）

エ　ふれあい共済福祉・還元事業

(ｱ)　春の巡回健康診断　実施日数６日間　受診者数２３７人

(ｲ)　秋の巡回健康診断　実施日数６日間　受診者数２９０人

計５２７人（計画：受診者数６８０人）

(ｳ)　日帰り人間ドック検診　随時実施　受診者数５５人（計画：受診者数５０人）

(ｴ)　ふれあい共済還元事業　日帰りバスツアー

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施しなかった。

オ　栃木県火災共済制度の普及　新規加入２件、保有件数１７３件（計画：保有件数１８０件）

カ　事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援事業

(ｱ)　ＢＣＰセミナーの開催　１回

開催日　令和３年８月２４日（火）受講者９社１２人

(ｲ)　ＢＣＰ策定専門家派遣　１件

キ　健康経営推進事業

(ｱ)　健康経営実務担当者フォーラムの開催（アクサ生命保険㈱宇都宮支社との共催）　１回

参加者数３社３人

(ｲ)　当商工会議所会報誌「天地人（令和３年１０月号)」にて特集記事掲載

（計画：情報提供等）

(ｳ)　健康経営優良法人認定制度２０２２の申請・登録

(ｴ)　窓口相談および巡回時に各種情報を提供

(7)　人材確保・育成の支援

検定試験、講習会、研修会等を実施し、中小企業の人材確保・育成を支援した。

ア　障がい者・高齢者の雇用促進事業

(ｱ)　障がい者雇用促進セミナー開催　１回（計画：年１回）

(ｲ)　障がい者就労移行支援事業所見学会開催　１回（計画：年１回）

(ｳ)　障がい者就職ガイダンス開催　１回

(ｴ)　障がい者就労体験開催　１回

イ　働き方改革支援事業

(ｱ)　働き方改革セミナーの開催　２回（労務管理の基本と実務、仕事と育児・介護の両立支援）

（計画：セミナー３回）

(ｲ)　専門家窓口相談（専門家派遣）　相談件数０件（セミナー終了後個別相談含む）

（計画：個別相談会３回）

(ｳ)　働き方改革に関する取り組み状況調査　１回　回答企業数２１０社

ウ　女性の活躍促進支援事業

(ｱ)　企業と自分を『育てる』３つの講座　２回　参加者数２９人

(ｲ)　女性活躍促進講座　１回　参加者数１７人（計画：セミナー４回）

エ　各種検定試験　１３種　受験者数４，７４０人

（日商検定受験者４，５２６人、東商検定受験者２１４人）（計画：検定受験者数４，２７０人）

オ　市内大学と中小企業とのマッチング支援事業

(ｱ)　当商工会議所職員による講義の実施　１回

(ｲ)　中小企業経営者による講義の実施　３回

カ　外国人雇用促進支援事業

外国人雇用促進支援セミナー　１回　参加者数１４人（計画：セミナー１回、個別相談会１回）

キ　宇都宮珠算連盟の支援

(ｱ)　全国そろばんコンクール宇都宮大会の支援

(ｲ)　フェスタｍｙ宇都宮への出店

フェスタｍｙ宇都宮２０２１が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となったため出店を取りやめた。

(ｳ)　全国あんざんコンクール宇都宮大会の支援

ク　新入社員講習事業

(ｱ)　新入社員フォローアップ研修の開催　１回　受講者数２１人（計画：３０人）

(ｲ)　新入社員研修の開催　１回　受講者数２６人（計画：３０人）

ケ　３級簿記講座事業　開催１回（延べ３４講座）受講者数３０人（計画：３０人）

コ　県内商工会議所経営指導員等研修会　２５時間（５コース）開催

参加者数　実人員１１５人（延べ１８８人）

サ　優良従業員表彰　事業所数４７社、表彰者数２１２人（計画：５０社、２３０人）

シ　オンライン研修事業　受講事業所数３社、受講者数３人（計画：１５人）

⑻　情報化支援

ア　ＩＣＴ活用支援事業（再掲）

(ｱ)　管内中小・小規模事業者のＩＣＴ導入支援件数　５１件（計画：支援件数７５件）

(ｲ)　ＩＣＴ活用支援セミナー　実施回数　２回、受講者数　１２人

(ｳ)　ＩＣＴ活用に関連した専門家派遣による支援件数　２件

イ　支援体制強化情報ネットワーク推進整備事業（日経テレコン２１の活用）

本事業で利用している「日経テレコン」を、当商工会議所職員が経営指導等で活用し、事業者の経営改善に役立てた。

⑼　環境・福祉・ＣＳＲの推進

環境への負荷の少ない循環型社会の構築に向けた企業経営の普及と認証取得を推進した。

ア　エコアクション２１認証・登録制度　新規登録２社、更新・中間審査８５社

（計画：新規登録５件、更新審査５１件）

イ　ＥＣＯうつのみや２１認定証交付事業　新規認定２社、更新・中間審査２２社

（計画：認証登録３１件）

ウ　容器包装リサイクル受託事業　取扱件数１７６件

エ　汚染負荷量賦課金申告・納付業務受託事業　期限内申告・納付事業所１２８社

オ　ＳＤＧｓ推進事業

(ｱ)　普及セミナーの開催　１回

開催日　令和４年２月２４日（木）受講者２５社３２人

(ｲ)　個別相談専門家派遣　４件

２　地域経済の活性化

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、中心市街地活性化や商店街活動の主要な活動であった大規模なイベント事業、観光交流や地域ブランドを活用した広域連携事業等については、昨年に続き中止や規模縮小が相次ぎ、地域経済の衰退が著しい状況であった。

こうした中で、コロナ禍における対面接客業種への緊急実態調査を実施することで、感染防止対策並びに各種支援制度の活用状況の実態把握に努めた。また、商店街来街者実態調査では、来街者の消費者動向や商店街に対するニーズを明らかにするとともに、中心市街地の商業に関する現状を把握し、関係する商店街等に広く情報提供することで、各種事業を行う上での一助とすることができた。

さらには、女性の活躍促進、障がい者・外国人雇用促進、働き方改革支援など、企業の労働力確保を支援した。

(1)　地域産業支援

ア　中心商業地新規出店促進事業（空き店舗対策事業）　認定件数１８店舗（計画：２０店舗）

イ　宮の市（商業祭）代替事業の支援

無病息災！！黄ぶな開運オンライン抽選会（当商工会議所主催、宮の市（商業祭）実行委員会共催）及び黄ぶな大明神の設置を実施した。

（計画：来場者数１６万人）

ウ　宇都宮市商店街連盟支援事業　　研修会・説明会・報告会の開催　３回

（計画：研修会・説明会・勉強会６回）

エ　得する街のゼミナール“まちゼミ”事業

開催１回、参加２５店舗、講座数３１回、参加人数１４３人、イベント０回

（計画：参加３８店舗、講座数５０回、参加人数７５０人、イベント１回）

オ　工業団地役員との交流事業

瑞穂野工業団地（協）役員と当所役員との交流会および、（一社）宇都宮工業団地総合管理協会役員並びに（一社）清原工業団地総合管理協会役員と当所役員との交流会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施しなかった。（計画：２回）

カ　商店街若手リーダー育成事業

事業説明会１回、参加者９人（計画：セミナー受講１５人）

キ　産業経営改善支援事業　研修会４回（計画：職員および専門家による助言・アドバイス７回）

ク　中心市街地広域ソフト支援事業

(ｱ)　（特非）宇都宮中心商店街活性化委員会支援事業

支援イベント：中心商店街イルミネーション２０２１

(ｲ)　宇都宮中心商店街みやヒルズ活性化委員会支援事業

支援イベント：ホームページ事業、アロハハワイアンフェス事業

ケ　オリオン七夕まつり代替事業の支援

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により通常開催を中止し、代替事業（ミニ七夕飾りつけ・一般募集飾りつけ・バトン飾りつけ）を実施した。

コ　地域実態調査

当所会員事業所の対面接客業種に対し、「コロナ禍における対面接客業種への緊急実態調査」を実施した。

サ　商店街来街者実態調査

実施日　令和３年１１月２８日（日）・２９日（月）

シ　宇都宮市中心市街地活性化協議会への参画

(ｱ)　総会　１回

(ｲ)　街中マネジメント事業　２回

(ｳ)　事業家支援制度「宇都宮街なか元気プロジェクト」の活用促進　１団体

ス　宇都宮市おもてなし推進委員会の支援

(ｱ)　宇都宮市おもてなし推進委員会への出席　１回

(ｲ)　おもてなし普及啓発部会への出席　１回

(ｳ)　おもてなしセミナーへの出席　１回

(ｴ)　ＪＲ宇都宮駅との連携による特別列車（四季島）のお出迎え　１回

セ　消費喚起支援事業

いちご一会とちぎ国体２０２２広報啓発用看板の作成及び設置（協賛）を行い、消費動向に係る「国体」の開催周知と機運の醸成に繋げることで、消費喚起の一助となった。

ソ　栃木県ＬＲＴ研究会（ＬＲＴ事業推進への協力）

栃木県ＬＲＴ研究会作業部会と東西基幹公共交通整備特別委員会合同会議　未実施

タ　宇都宮地域商業振興協議会支援事業

(ｱ)　定例会　１１回

(ｲ)　先進商業地視察研修会　１回

チ　宿泊業利用促進支援事業（ホテル・旅館施設利用プレミアム付チケット発行事業）

宇都宮ホテル旅館協同組合と連携し、新型コロナウイルスの影響により、甚大な影響が生じているホテル・旅館業界を支援し、消費喚起ひいては地域経済を活性化することを目的に、プレミ

アム付チケットを販売した。

(ｱ)　額面・販売額　１冊あたり額面１５，０００円・販売額１０，０００円

(ｲ)　発行冊数　１，２００冊

(ｳ)　利用方法　ホテル・旅館の施設利用に伴う支払い

(ｴ)　販売期間　令和３年８月２日（月）～令和４年１月１４日（金）

(ｵ)　利用期間　令和３年８月２日（月）～令和４年２月２８日（月）

(ｶ)　販売冊数　８７２冊

ツ　コロナ禍による消費喚起事業（無病息災！！黄ぶな開運オンライン抽選会）

宮の市（商業祭）実行委員会と共催により、開催期間中に抽選券配布店で１，０００円以上の買い物につき、スマートフォンから抽選会に参加できる「二次元バーコード付き抽選券」を提供し、当選者には電子マネーをプレゼントすることで、消費喚起および商店のキャッシュレス決済の導入促進を図り、さらなる商店の持続的経営を支援した。

(ｱ)　開催期間　令和３年１１月２５日（木）～令和３年１２月２５日（土）

(ｲ)　抽選券発行枚数　２００，０００枚（うち賞品本数２０，２３０本）

(ｳ)　抽選券配布店　６０５店

(ｴ)　抽選結果

ａ　抽選会参加者数　５９，２３２人

ｂ　当選者数　６，１５２人

ｃ　当選賞品総額　６６４，４００円

(2)　観光振興とブランド力の強化

観光・文化・スポーツなどの地域資源のブランド力強化に努め、集客交流を促進した。

ア　プロスポーツチームの支援

本市にあるプロスポーツチーム（栃木サッカークラブ、宇都宮ブレックス、宇都宮ブリッツェン）の広報支援として、当商工会議所広報誌に栃木サッカークラブ、宇都宮ブレックス、宇都宮ブリッツェンの特集記事を掲載した。

また、宇都宮市商店街連盟との意見交換会を実施し、商店街とプロスポーツチーム（団体）との連携強化を図った。

イ　ミヤ・ジャズイン実行委員会支援事業（ミヤ・ジャズイン２０２１の開催支援）

集客数　１，４３６人（計画：来場者数２，０００人）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため入場者数の制限や会場数の減少など、規模縮小での開催を支援した。

ウ　観光交流促進事業

(ｱ)　宇都宮餃子祭りへの支援　　新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となった。

(ｲ)　フェスタ in 大谷への支援

エ　第４６回ふるさと宮まつり代替事業「ふるさと宮まつり２０２１ｉｎ栃木県総合文化センター」の支援

協賛２３３件、協賛金確保３，２２０，０００円（計画：協賛３５０件、協賛金６００万円）

なお、新型コロナウイルスの感染症拡大の影響により中止となった。

オ　大谷地区観光促進支援事業

大谷グリーン・ツーリズム推進協議会第２回通常総会への出席　１回

(3)　販路開拓・拡大

地域の農産物、人材、技術等を有効に結び付け、農商工連携による新しいものづくりを支援し、地域ブランド「宇都宮雷都物語」商品の販促活動、ものづくり体験や新商品の開発等、地域産業の活性化を支援した。

ア　農商工連携推進事業（うつのみやアグリネットワーク事業等）　運営委員会１回（書面)、審査部会２回、異業種交流会１回、新規プロジェクト採択５件（計画：新規採択１０件）

イ　新名産品開発事業（宇都宮雷都物語）　売上２，０１７万円、イベント出店２回、学校版手づくり教室２回（計画：売上金額２，５００万円、販促イベント５回以上、手づくり教室 一般講座５講座以上・学校８校以上）

ウ　ザ・ビジネスモールへの運営参加　新規登録企業２１件（計画：新規登録企業４５件）

エ　販路開拓支援事業（feel NIPPON 春 2022 in 第 93 回東京インターナショナル・ギフトショー春 2022 および第 31 回グルメ＆ダイニンスタイルショー春 2022 への出展）

新型コロナウイルス感染症への危機感から出展希望者が無かった。

（計画：出展参加企業２社、商談成立１社１件）

オ　うつのみや次世代産業イノベーション推進会議

推進会議２回、異業種交流会２回、イノベーションセミナー１回（ハイブリッド）

カ　ザ・商談！し・ご・と発掘市

商談会開催２回（発注企業登録０社、受注希望企業エントリー１社、商談会参加受注企業１社）

（計画：発注企業登録１社、受注希望企業エントリー３社）

キ　食品業界交流会事業

視察研修会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施しなかった。

ク　異業種交流事業（みやみらい２１、宇都宮創游倶楽部）への支援

みやみらい２１　例会他４回

宇都宮創游倶楽部　例会他８回

ケ　貿易関係証明等発給事業　発給件数件８２７件

コ　おもてなしギフトモール事業　　参加企業８社（計画：参加企業２０社）

(4)　ひとづくり支援

企業活力の強化や地域経済の活性化を推進するため、その活動基盤となる青年経営者、女性経営者等の育成と資質の向上を支援した。

ア　青年部事業の支援

次代を担うリーダーとして青年経営者の成長を促すとともに、当商工会議所の組織強化を図るため青年部が実施する事業の支援や、各種関係団体との連絡調整や出向を支援した。

新規会員加入４８件（計画：４０件)、総会員数２９０件

イ　女性部事業の支援

各種事業を通して、女性経営者としての資質向上や研さん等を支援した。

新規会員加入３件、総会員数５０件（計画：６５件）

(5)　雇用の促進支援

キャリアコンサルティング、職業訓練機会の提供や、女性・高齢者・障がい者等が自己の能力を生かしながら継続就業できる職場環境づくりへの支援等を行い、中小・小規模事業者の常用雇用を促進した。

ア　障がい者・高齢者の雇用促進事業（再掲）

(ｱ)　障がい者雇用促進セミナー開催１回

(ｲ)　障がい者就労移行支援事業所見学会開催１回

(ｳ)　障がい者就職ガイダンス開催１回

(ｴ)　障がい者就労体験開催１回

（計画：交流会等事業１回）

イ　働き方改革支援事業（再掲）

(ｱ)　働き方改革セミナーの開催　２回（労務管理の基本と実務、仕事と育児・介護の両立支援）

（計画：セミナー３回）

(ｲ)　専門家窓口相談（専門家派遣）　相談件数０件（セミナー終了後個別相談含む）

（計画：個別相談会３回）

(ｳ)　働き方改革に関する取り組み状況調査　１回　回答企業数２１０社

ウ　女性の活躍促進支援事業（再掲）

(ｱ)　企業と自分を『育てる』３つの講座　２回　参加者数２９人

(ｲ)　女性活躍促進講座　１回　参加者数１７人（計画：セミナー４回）

エ　市内大学と中小企業とのマッチング支援事業（再掲）

(ｱ)　当商工会議所職員による講義の実施　１回

(ｲ)　中小企業経営者による講義の実施　３回

オ　外国人雇用促進支援事業（再掲）

外国人雇用促進支援セミナー１回　参加者数１４人（計画：セミナー１回、個別相談会１回）

カ　労働保険事務指導事業〔労働保険事務組合等〕

受託数３３１事業所、５１８事業場、雇用保険被保険者数１，５６１人

（計画：受託３３０事業所、５１０事業場、雇用保険被保険者１，７００人以上）

３　政策提言・組織・財政基盤の強化

政策提言については、会員や地域の意見・要望を踏まえ、国や県、市等の政策に対し経済団体として積極的な提言活動を行った。特に新型コロナウイルス感染症拡大の緊急事態において、困窮する業界や事業者を支援するための政策提言を速やかに実施した。

組織・財政基盤の強化については、事業運営の安定を図るため、会員加入を推進するとともに、会報誌・ホームページ等による情報提供など、会員サービスの充実に努めた。また、組織の生産性向上につなげるために、教育訓練計画に基づく研修を実施し職員のコンサルティング能力の向上を図った。

(1)　政策提言

地域および産業の振興を図るため、景気対策や中小企業対策、まちづくり等について、建議・要望活動を積極的に実施した。

ア　政策提言事業

(ｱ)　政策提言事業（国・県・市への建議・要望）

a　新型コロナウイルス感染症により経済的苦境が続く事業者等への支援に関する緊急要望（提出先：栃木県知事）

b　第５８回栃木県商工会議所議員大会提言要望（提出先：栃木県知事、栃木県議会議長、栃木県議会副議長、栃木県議会経済企業委員会委員長、日本商工会議所会頭、県選出国会議員、国土交通省宇都宮国道事務所長、東日本旅客鉄道㈱代表取締役・関東支社長）

c　令和４年度宇都宮市への予算化および措置要望（提出先：宇都宮市長、宇都宮市議会議長）

イ　部会・委員会事業

(ｱ)　部会活動

a　部会設置数　　１０部会

b　部会開催回数　　２５回

(ｲ)　委員会活動

a　委員会設置数　　６委員会

b　委員会開催回数　　１０回

c　合同委員会開催数　　０回

d　特別委員会

(a)　委員会設置数　　１委員会

(b)　委員会開催回数　　０回

(2)　組織・財政基盤

当商工会議所が有する財産（人材、信頼力、公共性、企業力、多様性、ネットワーク力等）を最大限に活用し、さまざまなニーズに応えられるよう事務局体制の強化を図った。

ア　会員管理・加入促進事業

令和３年４月から令和４年３月までの１年間を推進期間として加入促進活動を展開したほか、役員・議員をはじめ、商工会議所事業を積極的に利用している会員事業所等に対し会員加入希望事業所の紹介依頼を行った。特に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により不安な経営を余儀なくされている事業者の経営相談や国・県・市等のコロナ関連施策等の情報提供を行うとともに、当商工会議所として新型コロナウイルス感染症緊急対策事業を迅速に実施することで、新規会員の加入促進に努めた。

新規加入件数３９２件（特別会員２５件を含む）、総会員数６，２１７件（特別会員２７７件を含む）、一般会員組織率３０．４％（計画：一般会員組織率３０．３％以上、一般会員数５，９２０件）

会員巡回５８６件（計画：会員巡回８００件）

イ　広報広聴事業

会員企業との定期的コミュニケーションツールである当商工会議所会報誌「天地人」の充実に努めるとともに、ＷＥＢを活用して各種情報を提供した。

ホームページ１５．０万アクセス（計画：１４．２万アクセス）

ウ　職員能力強化事業（経営指導員等スキルアップ、コンサルティング能力向上事業）

当商工会議所職員教育訓練計画および階層・職能別教育訓練体系に基づき、延べ２９４人の職員に対し研修を受講させた。

エ　商工会議所ＩＣＴ化事業

ＩＣＴ活用に向けた職場の環境整備を行い、業務効率化につなげた。

オ　役員・議員活動

(ｱ)　議員懇話会を通じた役員・議員活動（別掲のとおり）

(ｲ)　常議員会並びに議員総会における協力依頼および説明事項

a　健康経営について

b　「よみがえれ！宇都宮城」市民の会について

c　第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ大会」および第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」の開催に向けたＰＲ協力および協賛について

d　フードドライブについて

e　パートナーシップ構築宣言について

f　マイナンバーカード申請サポート実施中について

g　燃えるごみの５割削減への協力について

カ　ＳＤＧｓ推進事業（再掲）

(ｱ)　普及セミナーの開催　１回

開催日　令和４年２月２４日（木）受講者２５社３２人

(ｳ)　個別相談専門家派遣　４件

(3)　会員サービスの強化

会員企業の従業員の人材育成や優良従業員表彰の実施、会員企業の自社商品・サービスのＰＲ等を中心に次の事業を実施した。

ア　オンライン研修事業（再掲）　受講事業所数３社、受講者数３人（計画：１５人）

イ　優良従業員表彰（再掲）　事業所数４７社、表彰者数２１２人（計画：５０社、２３０人）

ウ　会員企業チラシ・カタログ等展示　申込件数１６７件（計画：１８０件）

エ　ビジネス情報手帳「パートナー」の発刊配布　発刊部数７，１００部

(4)　広報広聴活動の充実

当商工会議所の事業案内や景気動向、法令改正や補助金・助成金等の情報を、会報誌や冊子、ホームページ、メールマガジン等を利用して会員企業等へ発信した。

ア　広報広聴事業（再掲）

会員企業との定期的コミュニケーションツールである会報誌「天地人」の充実に努めるとともに、ＷＥＢを活用して各種情報を提供した。

ホームページ１５．０万アクセス（計画：１４．２万アクセス）

イ　情報機器・ネットワーク・設備等の管理・保守　円滑な管理・運営を行った。

ウ　データマップ発行事業　「統計で見る宇都宮２０２２」作製

エ　中小企業景況調査（日本商工会議所委託事業）

調査回数年４回（四半期毎）、調査企業３９社、回収率９４．８％（計画：回収率１００％）

オ　商工会議所早期景気観測調査（ＬＯＢＯ調査・日本商工会議所委託事業）

調査回数毎月１回、調査企業６社、回収率１００％（計画：回収率１００％）

カ　貴重資料の保存管理　電子化処理１４件

４　緊急対策事業

新型コロナウイルス感染症拡大による経済への影響は、かつて経験したことの無いものとなり、その対策も手探りの状態が続く中で対症療法的な支援を余儀なくされた。

こうした状況において、当商工会議所としては、さまざまな支援策を取りまとめた支援ガイドブックの作成配付や、大きな影響を受けている業界に対して販売促進を支援するなど、優先度を見極めながら効果的な事業を着実に推進した。

(1)　新型コロナウイルス感染症対策事業

ア　宿泊業利用促進支援事業（ホテル・旅館施設利用プレミアム付チケット発行事業）

宇都宮ホテル旅館（協）と連携し、新型コロナウイルスの影響により、甚大な影響が生じているホテル・旅館業界を支援し、消費喚起ひいては地域経済を活性化することを目的に、プレミアム付チケットを販売した。

(ｱ)　額面・販売額　１冊あたり額面１５，０００円・販売額１０，０００円

(ｲ)　発行冊数　１，２００冊

(ｳ)　利用方法　ホテル・旅館の施設利用に伴う支払い

(ｴ)　販売期間　令和３年８月２日（月）～令和４年１月１４日（金）

(ｵ)　利用期間　令和３年８月２日（月）～令和４年２月２８日（月）

(ｶ)　販売冊数　８７２冊

イ　新型コロナウイルス感染症対策経営相談事業（再掲）

(ｱ)　専門相談員の配置　中小企業診断士　２人（令和３年４月１日～令和４年３月３１日）

ａ　相談件数　３０６件

ｂ　相談内容　補助金申請２５７件　資金繰り１５件　その他３４件

(ｲ)　個別相談会の実施　実施回数　７回　５１事業所

(ｳ)　ＷＥＢ経営相談の実施　実施回数　４回（令和３年４月１日～令和４年３月３１日）

ウ　コロナ禍による消費喚起事業（無病息災！！黄ぶな開運オンライン抽選会）

宮の市（商業祭）実行委員会と共催により、開催期間中に抽選券配布店で１，０００円以上の買い物につき、スマートフォンから抽選会に参加できる「二次元バーコード付き抽選券」を提供し、当選者には電子マネーをプレゼントすることで、消費喚起および商店のキャッシュレス決済の導入促進を図り、さらなる商店の持続的経営を支援した。

(ｱ)　開催期間　令和３年１１月２５日（木）～令和３年１２月２５日（土）

(ｲ)　抽選券発行枚数　２００，０００枚（うち賞品本数２０，２３０本）

(ｳ)　抽選券配布店　６０５店

(ｴ)　抽選結果

ａ　抽選会参加者数　５９，２３２人

ｂ　当選者数　６，１５２人

ｃ　当選賞品総額　６６４，４００円

エ　経営支援ガイド作成事業（再掲）　作成部数８，０００部

オ　おもてなしギフトモール事業（再掲）　　参加企業８社

カ　当商工会議所会報誌「天地人」による情報発信

キ　専用パンフレットラックの設置　支援施策等の冊子を展示するコーナーを設置

ク　国の支援策への協力

(ｱ)　各種補助金申請支援

ａ　小規模事業者持続化補助金（一般型）申請件数７１件（採択率６０．５％）

ｂ　小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）申請件数７件（採択率４２．８％）

ｃ　事業再構築補助金　申請支援２７件（採択率３３．３％）

(ｲ)　緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響に係る月次支援金における登録確認機関

事前確認対応件数　９４件

(ｳ)　事業復活支援金における登録確認機関

事前確認対応件数　２３２件

ケ　宇都宮市の支援施策への協力

(ｱ)　宇都宮市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会への参画

ａ　特定事業者支援金（宇都宮市版一時支援金）

(a)　申請期間　令和３年３月３０日（火）～５月３１日（月）

(b)　支給実績　６９４件、７８，９７１千円

ｂ　宮の事業者支援金（宇都宮市版地域企業応援一時金）

(a)　申請期間　令和３年７月９日（金）～９月３０日（木）

(b)　支給実績　８５２件、６３，９７６千円

ｃ　宮の事業継続支援金（８～１０月分）

(a)　申請期間　【８月分】令和３年９月８日（水）～１１月３０日（火）

【９月分】令和３年１０月１日（金）～１２月２４日（金）

【１０月分】令和３年１１月２２日（月）～令和４年１月３１日（月）

(b)　支給実績　【８月分】２５７件、１０，７７７千円

【９月分】２３５件、１６，２１２千円

【１０月分】４８０件、３４，１９１千円

d　宮の事業復活支援金

(a)　申請期間　令和４年３月１８日（金）～５月３１日（火）

(b)　支給実績　申請受付中につき実績なし

e　新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金（第４～６弾宇都宮市上乗せ分）

(a)　申請期間　【第４弾】令和３年８月１２日（木）～１０月１５日（金）

【第５弾】令和３年９月１日（水）～１０月３１日（日）

【第６弾】令和３年９月２４日（金）～１１月３０日（火）

(c)　支給実績　【第４弾】２，７１５件、４．０１億円

【第５弾】６２０件、１．２６億円

【第６弾】６１３件、１．８６億円

f　宮の事業者感染症対策補助金

(a)　申請期間　【第１期】令和３年７月２６日（月）～１０月２９日（金）

【第２期】令和４年２月４日（金）～３月２２日（火）

(b)　支給実績　【第１期】２２８件、１３，７１６千円

【第２期】５４件、２，１８６千円

g　宇都宮市プレミアム付飲食券第２弾（宮の食べトクチケット第２弾）

(a)　販売期間　令和３年１１月２４日（水）～令和４年１月３１日（月）

※１２月２２日（水）に完売

(b)　販売冊数　３０万冊

(c)　取扱店登録数　１，６０２店舗

h　宇都宮市プレミアム付商品・サービス券（宮の買いトクチケット）

(a)　販売期間　令和３年１１月２４日（水）～令和４年１月３１日（月）

※１１月２８日（日）に完売

(b)　販売冊数　３０万冊

(c)　取扱店登録数　１，６５１店舗

(ｲ)　宇都宮市ビジネスＰＣＲ等検査支援事業

a　申請期間　令和３年１月４日（月）～

b　事業実績

(a)　当商工会議所への相談件数　相談件数３４４件

(b)　市内事業者証明書の発行１８９件（会員：９０件、非会員：９９件）

(c)　申請件数７３５件（１５３事業者）

利用件数３，９３４人

申請金額１６，８２５，８００円

コ　当商工会議所内の主な感染防止対策

感染リスクの軽減および当商工会議所事業の継続性確保を目的に次の対策を実施した。

(ｱ)　相談コーナーおよび職員（事務所機能）の分散配置　１階および２階（令和２年度から継続）

(ｲ)　事務所や会議室等に空気清浄機を設置　３台（令和２年度から継続）

(ｳ)　飛沫感染防止のアクリル板を設置　３７カ所（令和２年度８カ所、令和３年度２９カ所）

(ｴ)　来所者検温のためのサーマルカメラ（２台）および非接触式体温計（３台）を設置（令和２年度から継続）

(ｵ)　マスク配布　ＢＣＰ保管用マスクの職員および来所者への配布（令和２年度から継続）

(ｶ)　職員の昼休憩の分散　２班制導入（令和２年度から継続）

(ｷ)　手指消毒液の設置　１階事務所入口、２階会頭室入口（令和２年度から継続）

(ｸ)　消毒キットの設置　３セット（マスク、手指消毒液、消毒スプレー、除菌シート）

(ｹ)　感染者発生の場合に備えた消毒キットの設置（ビニール手袋、エタノール配合消毒スプレー、エタノール配合消毒シート）

(ｺ)　クレベリンの設置　１５カ所（令和２年度から継続）

(ｻ)　抗原検査キットの設置および職員への配布（100 回分）

(ｼ)　貸し会議室（大会議室）の利用一時休止（令和２年度から継続）

(ｽ)　特別休暇の承認（令和２年度から継続）

新型コロナウイルス感染症に関する職員の休暇の取り扱い「風邪症状がみられる場合の特別休暇の承認」の基準制定（宇都宮商工会議所就業規則第 30 条（特別休暇）における別表 3 の 12 に規定する「出勤することが著しく困難であると認められる場合」と取り扱うこととし、特別休暇を承認」）

(ｾ)　新型コロナワクチン接種に関する職員、嘱託職員および臨時職員の休暇の取り扱い

新型コロナワクチン接種を行うことについて、本人からの申し出があった場合は、宇都宮商工会議所就業規則第 30 条（特別休暇）における別表 3 の 12 に規定する「出勤することが著しく困難であると認められる場合」として取り扱うこととし、特別休暇を承認

(ｿ)　重要事業緊急時バックアップ体制の構築

Ⅲ　事項別状況

１　定款および規約等

(1)　定款

本年度の変更は行われなかった。

(2)　規約・規則・規程・内規

ア　宇都宮商工会議所就業規則の一部改正

(ｱ)　改正理由

「がん対策基本法」（平成１９年４月１日施行）および「栃木県がん対策推進条例」（平成３０年４月１日施行）に基づき、事業主の責務として、がん患者が働きやすい職場環境の整備を図るため。

新	旧
第１章　総則～第４章　給与　（省略） 第５章　休職・退職 第３９条～第４２条　（省略） 第４３条 休職期間は、次の区分による。 （１）職務上による傷病、結核性疾患又はがんの場合　２年以内 （２）前号以外の傷病の場合　１年以内 （３）私事故障の場合　２月以内 （４）刑事事件に関し起訴された場合 その事件が裁判所に係属する間 （５）業務上の都合による場合　１年以内において会頭が定める期間 第２項～第３項　（省略） 第４４条（定年）～第４７条　（省略） 第６章　安全衛生～第９章　懲戒　（省略）	第１章　総則～第４章　給与　（省略） 第５章　休職・退職 第３９条～第４２条　（省略） 第４３条 休職期間は、次の区分による。 （１）職務上による傷病又は結核性疾患の場合　２年以内 （２）前号以外の傷病の場合　１年以内 （３）私事故障の場合　２月以内 （４）刑事事件に関し起訴された場合 その事件が裁判所に係属する間 （５）業務上の都合による場合　１年以内において会頭が定める期間 第２項～第３項　（省略） 第４４条（定年）～第４７条　（省略） 第６章　安全衛生～第９章　懲戒　（省略）
附　則（令和３年９月１５日改正） この規則は、令和３年９月１５日から施行する。	

イ　宇都宮商工会議所退職金共済制度規程の一部改正

(ｱ)　改正理由

長引く金利水準の低下により、「特定退職金共済制度」の予定利率が年0.8%から0.5%に引き下げられたことに合わせて、規約利率を現行の1.0%から0.8%に変更し、将来的な制度運用の健全化を図るため。

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>第１章　総則　～　第１１章　雑則　（省略）

附　則
第１条　～　第７条　（省略）</td><td>第１章　総則　～　第１１章　雑則　（省略）

附　則
第１条　～　第７条　（省略）</td></tr>
<tr><td>附　則（令和３年６月２８日改正）
この規程は、令和３年１０月１日から施行する。</td><td></td></tr>
<tr><td>別表Ⅰ
【退職一時金額】
（基本給付額）
（掛金：1,000円）
<table>
<tr><th>掛金納入期間(年)</th><th>基本給付金(円)</th></tr>
<tr><td>1</td><td>11,200</td></tr>
<tr><td>2</td><td>22,500</td></tr>
<tr><td>3</td><td>33,890</td></tr>
<tr><td>4</td><td>45,370</td></tr>
<tr><td>5</td><td>56,940</td></tr>
<tr><td>6</td><td>68,600</td></tr>
<tr><td>7</td><td>80,360</td></tr>
<tr><td>8</td><td>92,210</td></tr>
<tr><td>9</td><td>104,160</td></tr>
<tr><td>10</td><td>116,200</td></tr>
<tr><td>11</td><td>128,340</td></tr>
<tr><td>12</td><td>140,570</td></tr>
<tr><td>13</td><td>152,910</td></tr>
<tr><td>14</td><td>165,340</td></tr>
<tr><td>15</td><td>177,870</td></tr>
<tr><td>16</td><td>190,500</td></tr>
<tr><td>17</td><td>203,230</td></tr>
<tr><td>18</td><td>216,070</td></tr>
<tr><td>19</td><td>229,000</td></tr>
<tr><td>20</td><td>242,050</td></tr>
<tr><td>21</td><td>255,190</td></tr>
<tr><td>22</td><td>268,440</td></tr>
</table>
別表Ⅱ
【遺族一時金額】
（基本給付額）
（掛金1,000円）
<table>
<tr><th>掛金納入期間(年)</th><th>基本給付金(円)</th></tr>
<tr><td>1</td><td>21,200</td></tr>
<tr><td>2</td><td>32,500</td></tr>
<tr><td>3</td><td>43,890</td></tr>
<tr><td>4</td><td>55,370</td></tr>
<tr><td>5</td><td>66,940</td></tr>
<tr><td>6</td><td>78,600</td></tr>
<tr><td>7</td><td>90,360</td></tr>
<tr><td>8</td><td>102,210</td></tr>
<tr><td>9</td><td>114,160</td></tr>
<tr><td>10</td><td>126,200</td></tr>
<tr><td>11</td><td>138,340</td></tr>
<tr><td>12</td><td>150,570</td></tr>
<tr><td>13</td><td>162,910</td></tr>
<tr><td>14</td><td>175,340</td></tr>
<tr><td>15</td><td>187,870</td></tr>
<tr><td>16</td><td>200,500</td></tr>
<tr><td>17</td><td>213,230</td></tr>
<tr><td>18</td><td>226,070</td></tr>
<tr><td>19</td><td>239,000</td></tr>
<tr><td>20</td><td>252,050</td></tr>
<tr><td>21</td><td>265,190</td></tr>
<tr><td>22</td><td>278,440</td></tr>
</table></td><td>別表Ⅰ
【退職一時金額】
（基本給付額）
（掛金：1,000円）
<table>
<tr><th>掛金納入期間(年)</th><th>基本給付金(円)</th></tr>
<tr><td>1</td><td>11,220</td></tr>
<tr><td>2</td><td>22,550</td></tr>
<tr><td>3</td><td>33,990</td></tr>
<tr><td>4</td><td>45,550</td></tr>
<tr><td>5</td><td>57,230</td></tr>
<tr><td>6</td><td>69,020</td></tr>
<tr><td>7</td><td>80,930</td></tr>
<tr><td>8</td><td>92,960</td></tr>
<tr><td>9</td><td>105,110</td></tr>
<tr><td>10</td><td>117,390</td></tr>
<tr><td>11</td><td>129,780</td></tr>
<tr><td>12</td><td>142,300</td></tr>
<tr><td>13</td><td>154,940</td></tr>
<tr><td>14</td><td>167,710</td></tr>
<tr><td>15</td><td>180,610</td></tr>
<tr><td>16</td><td>193,640</td></tr>
<tr><td>17</td><td>206,790</td></tr>
<tr><td>18</td><td>220,080</td></tr>
<tr><td>19</td><td>233,500</td></tr>
<tr><td>20</td><td>247,060</td></tr>
<tr><td>21</td><td>260,750</td></tr>
<tr><td>22</td><td>274,580</td></tr>
</table>
別表Ⅱ
【遺族一時金額】
（基本給付額）
（掛金1,000円）
<table>
<tr><th>掛金納入期間(年)</th><th>基本給付金(円)</th></tr>
<tr><td>1</td><td>21,220</td></tr>
<tr><td>2</td><td>32,550</td></tr>
<tr><td>3</td><td>43,990</td></tr>
<tr><td>4</td><td>55,550</td></tr>
<tr><td>5</td><td>67,230</td></tr>
<tr><td>6</td><td>79,020</td></tr>
<tr><td>7</td><td>90,930</td></tr>
<tr><td>8</td><td>102,960</td></tr>
<tr><td>9</td><td>115,110</td></tr>
<tr><td>10</td><td>127,390</td></tr>
<tr><td>11</td><td>139,780</td></tr>
<tr><td>12</td><td>152,300</td></tr>
<tr><td>13</td><td>164,940</td></tr>
<tr><td>14</td><td>177,710</td></tr>
<tr><td>15</td><td>190,610</td></tr>
<tr><td>16</td><td>193,640</td></tr>
<tr><td>17</td><td>216,790</td></tr>
<tr><td>18</td><td>230,080</td></tr>
<tr><td>19</td><td>243,500</td></tr>
<tr><td>20</td><td>257,060</td></tr>
<tr><td>21</td><td>270,750</td></tr>
<tr><td>22</td><td>284,580</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

23	281,800	23	291,800
24	295,260	24	305,260
25	308,830	25	318,830
26	322,510	26	332,510
27	336,300	27	346,300
28	350,200	28	360,200
29	364,210	29	374,210
30	378,330	30	388,330
31	392,560	31	402,560
32	406,910	32	416,910
33	421,370	33	431,370
34	435,950	34	445,950
35	450,650	35	460,650
36	465,460	36	475,460
37	480,400	37	490,400
38	495,450	38	505,450
39	510,620	39	520,620
40	525,910	40	535,910

別表Ⅲ

【年金金額】

（基本給付額を原資とする年金金額）

（掛金：1,000円）

掛金納入期間(年)	基本年金月額(円)（10年確定）
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	1,007
11	1,113
12	1,219
13	1,326
14	1,433
15	1,542
16	1,651
17	1,762
18	1,873
19	1,985
20	2,098

別表Ⅳ

【据置額表】

（10,000円当り）

掛金納入期間(年)	据置額(円)
1	10,080
2	10,160
3	10,241
4	10,323
5	10,406
6	10,489
7	10,573
8	10,658
9	10,743
10	10,829
11	10,916
12	11,003
13	11,091
14	11,180
15	11,269
16	11,359
17	11,450
18	11,542
19	11,634
20	11,727

23	288,540	23	298,540
24	302,650	24	312,650
25	316,900	25	326,900
26	331,290	26	341,290
27	345,820	27	355,820
28	360,500	28	370,500
29	375,320	29	385,320
30	390,300	30	400,300
31	405,420	31	415,420
32	420,700	32	430,700
33	436,120	33	446,120
34	451,700	34	461,700
35	467,440	35	477,440
36	483,340	36	493,340
37	499,390	37	509,390
38	515,610	38	525,610
39	531,980	39	541,980
40	548,520	40	558,520

別表Ⅲ

【年金金額】

（基本給付額を原資とする年金金額）

（掛金：1,000円）

掛金納入期間(年)	基本年金月額(円)（10年確定）
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	1,053
11	1,164
12	1,276
13	1,389
14	1,504
15	1,619
16	1,736
17	1,854
18	1,973
19	2,093
20	2,215

別表Ⅳ

【据置額表】

（10,000円当り）

掛金納入期間(年)	据置額(円)
1	10,100
2	10,201
3	10,303
4	10,406
5	10,510
6	10,615
7	10,721
8	10,828
9	10,936
10	11,046
11	11,156
12	11,268
13	11,380
14	11,494
15	11,609
16	11,725
17	11,843
18	11,961
19	12,081
20	12,201

21	2,212	21	11,821
22	2,327	22	11,916
23	2,443	23	12,011
24	2,559	24	12,107
25	2,677	25	12,204
26	2,795	26	12,301
27	2,915	27	12,400
28	3,035	28	12,499
29	3,157	29	12,599
30	3,279	30	12,700
31	3,402	31	12,801
32	3,527	32	12,904
33	3,652	33	13,007
34	3,778	34	13,111
35	3,906	35	13,216
36	4,034	36	13,322
37	4,164	37	13,428
38	4,294	38	13,536
39	4,426	39	13,644
40	4,558	40	13,753

21	2,338	21	12,328
22	2,462	22	12,447
23	2,587	23	12,571
24	2,713	24	12,697
25	2,841	25	12,824
26	2,970	26	12,952
27	3,100	27	13,082
28	3,232	28	13,212
29	3,364	29	13,345
30	3,499	30	13,478
31	3,634	31	13,613
32	3,771	32	13,749
33	3,909	33	13,886
34	4,049	34	14,025
35	4,190	35	14,166
36	4,333	36	14,307
37	4,477	37	14,450
38	4,622	38	14,595
39	4,769	39	14,741
40	4,917	40	14,888

別表Ｖ－１－①

（引継退職給付金額1,000,000円当り）

経過年数(年)	第9条、第11条に定める金額(円)
1	987,840
2	995,742
3	1,003,708
4	1,011,738
5	1,019,832
6	1,027,990
7	1,036,214
8	1,044,504
9	1,052,860
10	1,061,283
11	1,069,773
12	1,078,331
13	1,086,958
14	1,095,654
15	1,104,419
16	1,113,254
17	1,122,160
18	1,131,138
19	1,140,187
20	1,149,308
21	1,158,503
22	1,167,771

別表Ｖ－１－②

（引受退職給付金額1,000,000円当り）

経過年数(年)	第9条、第11条に定める金額(円)
1	986,852
2	994,746
3	1,002,704
4	1,010,726
5	1,018,812
6	1,026,962
7	1,035,178
8	1,043,460
9	1,051,807
10	1,060,222
11	1,068,703
12	1,077,253
13	1,085,871
14	1,094,558
15	1,103,315
16	1,112,141
17	1,121,038
18	1,130,007
19	1,139,047
20	1,148,159
21	1,157,344
22	1,166,603

別表Ｖ－１－①

（引継退職給付金額1,000,000円当り）

経過年数(年)	第9条、第11条に定める金額(円)
1	989,800
2	999,698
3	1,009,694
4	1,019,791
5	1,029,989
6	1,040,289
7	1,050,692
8	1,061,199
9	1,071,811
10	1,082,529
11	1,093,354
12	1,104,288
13	1,115,331
14	1,126,484
15	1,137,749
16	1,149,127
17	1,160,618
18	1,172,224
19	1,183,946
20	1,195,786
21	1,207,744
22	1,219,821

別表Ｖ－１－②

（引受退職給付金額1,000,000円当り）

経過年数(年)	第9条、第11条に定める金額(円)
1	988,810
2	998,698
3	1,008,698
4	1,018,772
5	1,028,959
6	1,039,249
7	1,049,641
8	1,060,138
9	1,070,739
10	1,081,447
11	1,092,261
12	1,103,184
13	1,114,216
14	1,125,358
15	1,136,611
16	1,147,977
17	1,159,457
18	1,171,052
19	1,182,762
20	1,194,590
21	1,206,536
22	1,218,601

23	1,177,113	23	1,175,936	23	1,232,019	23	1,230,787
24	1,186,530	24	1,185,343	24	1,244,339	24	1,243,095
25	1,196,022	25	1,194,826	25	1,256,783	25	1,255,526
26	1,205,590	26	1,204,385	26	1,269,351	26	1,268,081
27	1,215,235	27	1,214,020	27	1,282,044	27	1,280,762
28	1,224,957	28	1,223,732	28	1,294,865	28	1,293,570
29	1,234,757	29	1,233,522	29	1,307,813	29	1,306,505
30	1,244,635	30	1,243,390	30	1,320,891	30	1,319,571
31	1,254,592	31	1,253,337	31	1,334,100	31	1,332,766
32	1,264,628	32	1,263,364	32	1,347,441	32	1,346,094
33	1,274,745	33	1,273,471	33	1,360,916	33	1,359,555
34	1,284,943	34	1,283,658	34	1,374,525	34	1,373,150
35	1,295,223	35	1,293,928	35	1,388,270	35	1,386,882
36	1,305,585	36	1,304,279	36	1,402,153	36	1,400,751
37	1,316,029	37	1,314,713	37	1,416,174	37	1,414,758
38	1,326,558	38	1,325,231	38	1,430,336	38	1,428,906
39	1,337,170	39	1,335,833	39	1,444,640	39	1,443,195
40	1,347,867	40	1,346,520	40	1,459,086	40	1,457,627

別表Ｖ－２

（過去勤務一括金額 1,000,000 円当り）

基本掛金払込年数(年)	第９条、第 21 条に定める金額(円)
1	986,852
2	994,746
3	1,002,704
4	1,010,726
5	1,018,812
6	1,026,962
7	1,035,178
8	1,043,460
9	1,051,807
10	1,060,222
11	1,068,703
12	1,077,253
13	1,085,871
14	1,094,558
15	1,103,315
16	1,112,141
17	1,121,038
18	1,130,007
19	1,139,047
20	1,148,159
21	1,157,344
22	1,166,603
23	1,175,936
24	1,185,343
25	1,194,826
26	1,204,385
27	1,214,020

別表Ｖ－２

（過去勤務一括金額 1,000,000 円当り）

基本掛金払込年数(年)	第９条、第 21 条に定める金額(円)
1	988,810
2	998,698
3	1,008,685
4	1,018,772
5	1,028,959
6	1,039,249
7	1,049,641
8	1,060,138
9	1,070,739
10	1,081,447
11	1,092,261
12	1,103,184
13	1,114,216
14	1,125,358
15	1,136,611
16	1,147,977
17	1,159,457
18	1,171,052
19	1,182,762
20	1,194,590
21	1,206,536
22	1,218,601
23	1,230,787
24	1,243,095
25	1,255,526
26	1,268,081
27	1,280,762

28	1,223,732
29	1,233,522
30	1,243,390
31	1,253,337
32	1,263,364
33	1,273,471
34	1,283,658
35	1,293,928
36	1,304,279
37	1,314,713
38	1,325,231
39	1,335,833
40	1,346,520

28	1,293,570
29	1,306,505
30	1,319,571
31	1,332,766
32	1,346,094
33	1,359,555
34	1,373,150
35	1,386,882
36	1,400,751
37	1,414,758
38	1,428,906
39	1,443,195
40	1,457,627

ウ　宇都宮商工会議所会員事業所共済制度見舞金・祝給付金規程の一部改正

(ｱ)　改正理由

宇都宮商工会議所会員事業所共済制度規則が平成２９年３月２７日に改正され、主契約が福祉団体定期保険から定期保険（団体型）普通保険に移行し、加入資格の年齢上限が引き上げられたが、本規程の関連条文の一部改正がされておらず、整合性をとり連携を図るため。

新	旧
第１条（目的）　（省略） 第２条（給付内容）第１項第１号～第９号 （省略） （10）加入年齢の満了祝品 加入者の年齢が７５歳６ヶ月に達し保険期間が満了した場合に２千円相当の記念品を支給する。 ２　見舞金・祝給付金等の支払制限事項は、定期保険（団体型）普通保険約款と同様の扱いとする。 第３条（請求）～第４条（資金）　（省略）	第１条（目的）　（省略） 第２条（給付内容）第１項第１号～第９号 （省略） （10）加入年齢の満了祝品 加入者の年齢が７０歳６ヶ月に達し保険期間が満了した場合に２千円相当の記念品を支給する。 ２　見舞金・祝給付金等の支払制限事項は、（福祉団体定期保険普通保険約款に記載）と同様の扱いとする。 第３条（請求）～第４条（資金）　（省略）
附　則（令和３年１１月１日改正） この改正は、令和３年１１月１日から施行する。	

エ　宇都宮商工会議育児休業等に関する規程並びに宇都宮商工会議所介護休業等に関する規程の一部改正

(ｱ)　改正理由

a　　育児・介護休業法の改正に基づき、雇用環境の整備、個別の周知・意向確認に関する内容を規程上に明文化するとともに、出生時育児休業（産後パパ育休）の創設、育児休業の分割取得に対応するため。

b　　他職員の業務負担増並びに雇用の安定等の観点から、育児・介護休業取得において勤続年数１年未満の職員を除外するため、育児・介護休業法に基づき、申出制限に関する労使協定を交わすため。

宇都宮商工会議所育児休業等に関する規程

新	旧
（目的） 第１条　（省略） （育児休業の対象者） 第２条　育児のために休業することを希望する職員（日雇職員を除く）であって、１歳に満たない子と同居し養育する者は、この規定に定めるところにより、育児休業をすることができる。 ただし、有期契約職員にあっては、申出時点において、子が１歳６か月（第６項又は第７項の申出にあっては２歳）に達する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、育児休業をすることができる。 ２　第１項及び第３項から第７項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申し出は拒むことができる。 （１）勤続年数が１年未満の職員 （２）申し出の日から１年（第４項から第７項の申し出にあっては６か月）以内に雇用関係が終了することが明らかな職員 （３）１週間の所定労働日数が２日以下の職員 ３　配偶者が職員と同じ日から又は職員より先に育児休業又は出生時育児休業をしている場合、職員は、子が１歳２か月に達するまでの間で、出生日以後の産前産後休業期間、育児休業期間	（目的） 第１条　（省略） （育児休業の対象者） 第２条　育児のために休業することを希望する職員（日雇職員除く）であって、１歳６か月に満たない子と同居し養育する者は、この規定に定めるところにより、育児休業をすることができる。 ２　前項の規定にかかわらず、育児休業ができ期間契約職員は、申し出時点において、次のいれにも該当する者とする。 （１）勤続年数が１年以上であること。 （２）子が１歳６か月に達する日までに雇用契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと。 （新設）

及び出生時育児休業期間との合計が１年を限度として、育児休業をすることができる。	
４　次のいずれにも該当する職員は、子が１歳６か月の誕生日に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の１歳の誕生日に限るものとする。ただし、配偶者が本項に基づく休業を子の１歳の誕生日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。	（新設）
（１）職員又は配偶者が原則として子の１歳の誕生日の前日に育児休業をしていること	
（２）保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合又は、職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、１歳以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合	
（３）子の１歳の誕生日以降に本項の休業をしたことがないこと	
（削除）	４　第１項の規定にかかわらず、次の職員は育休業をすることができない。
	（１）宇都宮商工会議所と宇都宮商工会議所職員代表との間で締結された、育児休業等に関する覚書（以下「覚書」という。）により、育児休業の対象から除外することとされた次の職員
	ア　勤続年数が１年未満の職員
	イ　休業申し出の日から１年以内に雇用関係が終了することが明らかな職員
	ウ　１週間の所定労働日数が２日以下の職員

５　前項にかかわらず、産前産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより第１項に基づく休業（配偶者の死亡等特別な事情による３回目以降の休業を含む）が終了し、終了事由である産前産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した職員は、子が１歳６か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。	（新設）
６　次のいずれにも該当する職員は、子が２歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の１歳６か月の誕生日応当日に限るものとする。ただし、配偶者が本項に基づく休業を子の１歳６か月の誕生日応当日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。	３　育児休業中の職員又は配偶者が育児休業中の職員は、次の事情がある場合に限り、子の１歳６か月の誕生日から２歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、子の１歳６か月の誕生日に限るものとする。
（１）職員又は配偶者が子の１歳６か月の誕生日応当日の前日に育児休業をしていること	
（２）保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合又は職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、１歳６か月以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合	（１）保育所に入所を希望しているが、入所できない場合 （２）職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、１歳６か月以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合
（３）子の１歳６か月の誕生日応当日以降に本項の休業をしたことがないこと	
７　前項にかかわらず、産前産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより第３項又は第４項に基づく育児休業（再度の休業を含む）が終了し、終了事由である産前産後休業等に係る子又は介護休業に係	（新設）

る対象家族が死亡等した職員は、子が２歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。	
（育児休業申出の手続き等） 第３条　育児休業を希望する職員は、原則として育児休業を開始しようとする日（以下「休業開始予定日」という。）の１か月前（前条第４項から第７項に基づく１歳及び１歳６か月を超える休業の場合は、２週間前）までに、育児休業申出書（様式１）を所属長を通して事務局長に提出することにより申し出るものとする。なお、育児休業中の有期契約職員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を休業開始予定日として、育児休業申出書により再度の申し出を行うものとする。	（育児休業申出の手続き等） 第３条　育児休業を希望する職員は、原則とし育児休業を開始しようとする日（以下「休業開始予定日」という。）の１月前（第２条第３項に基づく１歳６か月を超える休業の場合は、２週間）までに、育児休業申出書（様式１）を所属長を通して事務局長に提出することにより申し出るものとする。ただし、出産予定日前に子が出生したこと等突発事由が生じた場合には、１週間前までに申し出るものとする。
２　前条第１項に基づく休業の申し出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき２回までとする。 （１）前条第１項に基づく休業をした職員が第１項後段なお書きの申し出をしようとする場合 （２）配偶者の死亡等特別の事情がある場合	（新設）
３　前条第４項又は第５項に基づく休業の申し出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき１回限りとする。 （１）前条第４項又は第５項に基づく休業をした職員が第１項後段なお書きの申し出をしようとする場合 （２）産前産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより前条第４項又は第５項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等し	４　申し出は、原則として一子につき１回限りとし、双子以上の場合もこれを一子とみなす。ただし、第２条第１項に基づく休業をした者が、同条第３項に基づく休業の申し出をしようとする場合又は期間雇用者の申し出は、この限りでない。

た場合 ４　前条第６項又は第７項に基づく休業の申し出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき１回限りとする。 （１）前条第６項又は第７項に基づく休業をした職員が第１項後段なお書きの申し出をしようとする場合 （２）産前産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより前条第６項又は第７項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した場合	
５（省略）	５（省略）
６　事務局長は、育児休業申出書が提出されたときは、速やかに当該育児休業申出書を提出した職員（以下「申出者」という。）に対し、育児休業取扱通知書（様式２）を交付する。	２　事務局長は、育児休業申出書が提出されたときは、速やかに当該育児休業申出書を提出した職員（以下「申出者」という。）に対し、育児休業取扱通知書（様式２）を交付する。
７　申し出の日後に申し出に係る子が出生したときは、申出者は出生後２週間以内に所属長を通して事務局長に育児休業対象児出生届（様式３）を提出しなければならない。	３　申し出の日後に申し出に係る子が出生したときは、申出者は出生後２週間以内に事務局長に育児休業対象児出生届（様式３）を提出しなければならない。
（育児休業の申出の撤回等） 第４条　申出者は、休業開始予定日の前日までには、育児休業申出撤回届（様式４）を所属長を通して事務局長に提出することにより、育児休業の申し出を撤回することができる。	（育児休業の申出の撤回等） 第４条　申出者は、休業開始予定日の前日までには、育児休業撤回届（様式４）を所属長を通して事務局長に提出することにより、育児休業の申し出を撤回することができる。
２　事務局長は、育児休業申出撤回届が提出されたときは、速やかに当該育児休業申出撤回届を提出した者に対し、育児休業取扱通知書を交付する。	（新設）
３　第２条第１項に基づく休業の申し出の撤回は、撤回１回につき１回休業したものとみな	２　育児休業の申し出を撤回した者は、配偶者の死亡等特別の事情がない限り同一の子について

す。第２条第４項から第７項に基づく休業の申し出を撤回した者は、特別の事情がない限り同一の子については再度申し出をすることができない。	は、再度申し出をすることができない。
ただし、第２条第１項に基づく休業の申し出を撤回した者であっても、同条第３項から第７項に基づく休業の申し出をすることができ、第２条第４項又は第５項に基づく休業の申し出を撤回した者であっても、同条第６項又は第７項に基づく休業の申し出をすることができる。	ただし、第２条第１項に基づく休業の申し出を撤回した者であっても同条第３項に基づく休業の申し出をすることができる。
４　休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、育児休業の申し出はなされなかったものとみなす。	３　休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、育児休業の申出はなされなかったものとみなす。
この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、事務局長にその旨を通知しなければならない。	この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、事務局長にその旨を通知しなげればならない。
（育児休業の期間等）	（育児休業の期間等）
第５条　育児休業の期間は、原則として、子が１歳に達する日まで（第２条第３項から第７項に基づく休業の場合は、それぞれ定められた時期まで）を限度として、育児休業申出書に記載された期間とする。	第５条　育児休業の期間は、原則として、子が１歳６か月に達する日までを限度として、育児休業を申し出た期間とする。ただし、子が１歳６か月を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が２歳に達するまで育児休業ができる。
２　前項にかかわらず、事務局長は育児・介護休業法の定めるところにより、休業開始予定日の指定を行うことができる。	２　前項にかかわらず、事務局長は育児休業等に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）の定めるところにより、育児休業開始予定日の指定を行うことができる。
３　職員は、育児休業期間変更申出書（様式５）により所属長を通して事務局長に休業開始予定日の１週間前までに申し出ることにより、休業開始予定日の繰り上げ変更及び育児休業を終了しようとする日（以下「休業終了予定日」とい	３　職員は、育児休業期間変更申出書（様式５）により所属長を通して事務局長に休業開始予定日の１週間前までに申し出ることにより、休業開始予定日の繰り上げ変更及び育児休業を終了しようとする日（以下「休業終了予定

う。）の１か月前（第２条第４項から第７項に基づく休業をしている場合は、２週間前）までに申し出ることにより、休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。休業開始予定日の繰り上げ変更及び休業終了予定日の繰り下げ変更とも、原則として第２条第１項に基づく休業１回につき１回に限り行うことができるが、第２条第４項から第７項に基づく休業の場合には、第２条第１項に基づく休業とは別に、子が１歳から１歳６か月に達するまで及び１歳６か月から２歳に達するまでの期間内で、それぞれ１回、休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。	日」という。）の１月前までに申し出ることにより、繰り下げ変更を行うことができる。
４（省略）	４（省略）
５　次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、育児休業は終了するものとし、当該育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。	５　次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、育児休業は終了するものとし、当該育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。
（１）子の死亡等により育児休業に係る子を養育しないこととなった場合の当該事由が生じた日（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由が生じた日から２週間以内であって、事務局長と本人が話し合いの上決定した日とする。）	（１）子の死亡等により育児休業に係る子を養育しないこととなった場合
（２）育児休業に係る子が１歳に達した場合等の１歳に達した日（第２条第３項に基づく休業の場合を除く。第２条第４項又は第５項に基づく休業の場合は、子が１歳６か月に達した日。第２条第６項又は第７項に基づく休業の場合は、子が２歳に達した日。）	（２）育児休業に係る子が１歳６か月に達した場合（第２条第３項に基づき、子が２歳に達した場合）
（３）申出者について、産前産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業期間が始まった場合の休業の開始日の前日	（３）請求者が産前産後休業、介護休業又は新たな育児休業期間が始まった場合、産前産後休業介護休業又は新たに育児休業の開始日の前日
（４）第２条第３項に基づく休業において、出生	

日以後の産前産後休業期間と育児休業（出生時育児休業含む）期間との合計が１年に達した場合の当該１年に達した日	
６　前項第１号の事由が生じた場合に、申出者は、原則として当該事由が生じた日に、事務局長にその旨を通知しなければならない。	６　前項第１号の事由が生じた場合に、申出者は、原則として当該事由が生じた日に、所属長にその旨を通知しなければならない。
（出生時育児休業（産後パパ育休））	
第６条　育児のために休業することを希望する職員（日雇従業員を除く）であって、産後休業をしておらず、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から８週間以内の子と同居し、養育する者は、この規定に定めるところにより出生時育児休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあっては、申出時点において、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から８週間を経過する日の翌日から６か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、出生時育児休業をすることができる。	第６条から第９条（新設）
２　前項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申し出は拒むことができる。	
（１）勤続年数が１年未満の職員	
（２）申出の日から８週間以内に雇用関係が終了することが明らかな職員	
（３）１週間の所定労働日数が２日以下の職員	
（出生時育児休業申出の手続等）	
第７条　出生時育児休業をすることを希望する職員は、原則として出生時育児休業を開始しようとする日（以下「出生時育児休業開始予定日」という。）の２週間前までに出生時育児休業申出書（様式１）を所属長を通して事務局長に提出することにより申し出るものとする。なお、出	

生時育児休業中の有期契約職員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を出生時育児休業開始予定日として、出生時育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。 ２　前条第１項に基づく休業の申し出は、一子につき２回まで分割できる。ただし、２回に分割する場合は２回分まとめて申し出ることとし、まとめて申し出なかった場合、事務局長は後の申し出を拒むことができる。 ３　事務局長は、出生時育児休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることができる。 ４　事務局長は、出生時育児休業申出書が提出されたときは、速やかに当該出生時育児休業申出書を提出した者（以下「出生時育休申出者」という。）に対し、出生時育児休業取扱通知書（様式２）を交付する。 ５　申し出の日後に申し出に係る子が出生したときは、出生時育休申出者は、出生後２週間以内に所属長を通して事務局長に出生時育児休業対象児出生届（様式３）を提出しなければならない。 （出生時育児休業の申し出の撤回等） 第８条　出生時育休申出者は、出生時育児休業開始予定日の前日までは、出生時育児休業申出撤回届（様式４）を所属長を通して事務局長に提出することにより、出生時育児休業の申し出を撤回することができる。 ２　事務局長は、出生時育児休業申出撤回届が提出されたときは、速やかに当該出生時育児休業申出撤回届を提出した者に対し、出生時育児休業取扱通知書を交付する。	

３　第６条第１項に基づく休業の申し出の撤回は、撤回１回につき１回休業したものとみなし、みなし含め２回休業した場合は同一の子について再度申し出をすることができない。 ４　出生時育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により出生時育休申出者が休業申し出に係る子を養育しないこととなった場合には、出生時育児休業の申し出はされなかったものとみなす。この場合において、出生時育休申出者は、原則として当該事由が生じた日に、事務局長にその旨を通知しなければならない。 （出生時育児休業の期間等） 第９条　出生時育児休業の期間は、原則として、子の出生後８週間以内のうち４週間（２８日）を限度として出生時育児休業申出書に記載された期間とする。 ２　前項にかかわらず、事務局長は、育児・介護休業法の定めるところにより出生時育児休業開始予定日の指定を行うことができる。 ３　職員は、出生時育児休業期間変更申出書（様式５）により所属長を通して事務局長に、出生時育児休業開始予定日の１週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業開始予定日の繰り上げ変更を休業１回につき１回、また、出生時育児休業を終了しようとする日（以下「出生時育児休業終了予定日」という。）の２週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業終了予定日の繰り下げ変更を休業１回につき１回行うことができる。 ４　事務局長は、出生時育児休業期間変更申出書が提出されたときは、速やかに当該出生時育児休業期間変更申出書を提出した者に対し、出生時育児休業取扱通知書を交付する。	

５　次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、出生時育児休業は終了するものとし、当該出生時育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。 （１）子の死亡等出生時育児休業に係る子を養育しないこととなった場合の当該事由が生じた日（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由が生じた日から２週間以内であって、事務局長と本人が話し合いの上決定した日とする。） （２）子の出生日の翌日又は出産予定日の翌日のいずれか遅い方から８週間を経過した場合の当該日 （３）子の出生日（出産予定日後に出生した場合は、出産予定日）以後に出生時育児休業の日数が２８日に達した場合の出生時育児休業の日数が２８日に達した日 （４）出生時育休申出者について、産前産後休業、育児休業、介護休業又は新たな出生時育児休業期間が始まった場合の休業の開始日の前日 ６　前項第１号の事由が生じた場合には、出生時育休申出者は原則として当該事由が生じた日に事務局長にその旨を通知しなければならない。	
（給与等の取扱い） 第１０条　育児休業（出生時育児休業も含む）期間中の給与等については、次の定めるところによる。 （１）（省略） （２）賞与は支給しない。ただし、算定対象期間において勤務実績がある場合は、宇都宮商工会議所給与規則第１４条第２項の規定により支給する。	（給与等の取扱い） 第６条　育児休業期間中の給与等については、次の定めるところによる。 （１）（省略） （２）賞与は支給しない。ただし、算定対象期間において勤務実績がある場合は、宇都宮商工会議所給与規則第１４条第４項の規程により支給する。

（３）、（４）（省略）	（３）、（４）（省略）
２（省略）	２（省略）
（円滑な取得支援）	
第１１条　事務局長は、職員から本人又は配偶者が妊娠・出産等したことの申し出があった場合は、当該職員に対して、円滑な休業取得を支援するために、以下⑴の措置を実施する。また、育児休業及び出生時育児休業の申し出が円滑に行われるようにするため、⑵の措置を実施する。	第１１条（新設）
（１）当該職員に個別に育児休業に関する制度等（育児休業、出生時育児休業、パパ・ママ育休プラス、 その他の両立支援制度、育児休業等の申出先、育児休業給付に関すること、休業期間中の社会保険料の取扱い、育児休業中及び休業後の待遇や労働条件など）の周知及び制度利用の意向確認を実施する。	
（２）職員に対して育児休業（出生時育児休業含む）に係る研修を実施する。	
（復職後の取扱い）	（復職後の取扱い）
第１２条（省略）	第７条（省略）
（勤続年数の算定）	（勤続年数の算定）
第１３条（省略）	第８条（省略）
２（削除）	２　年次有給休暇制度の適用については、勤続年数に算入する。
（年次有給休暇）	（年次有給休暇）
第１４条　年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、育児休業をした日は出勤したものとする。	第９条　年次有給休暇の算定に当たっては、育児休業とした日は出勤したものとする。
（育児短時間勤務の制度）	（育児短時間勤務の制度）
第１５条　３歳に満たない子を養育する職員は、所属長を通して事務局長に申し出て、次の育児	第１０条　３歳に満たない子と同居し、その子を養育する職員は、所属長を通して事務局長に申し出て、次の育児短時間勤務の制度の適用を受

短時間勤務の制度の適用を受けることができる。	けることができる。
（１）（省略）	（１）（省略）
２　前項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの育児短時間勤務の申し出は拒むことができる。	２　前項にかかわらず、育児短時間勤務の対象から除外することとされた次の職員は、育児短時間勤務をすることができない。
（１）日雇職員	（１）勤務年数が１年に満たない職員
（２）１日の所定労働時間が６時間以下である職員	（２）１週間の所定労働日数が２日以下の職員
（３）労使協定によって除外された、勤続年数が１年未満の職員及び１週間の所定労働日数が２日以下の職員	
３　育児短時間勤務を希望する職員は、１回につき、１か月以上１年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として１か月前までに、育児短時間勤務申出書（様式６）を所属長を通して事務局長に提出することにより申し出るものとする。	３　育児短時間勤務を希望する職員は、原則として１か月前までに、育児短時間勤務申出書（様式６）を所属長を通して事務局長に提出することにより申出るものとする。
４（省略）	４（省略）
５　その他適用のための手続等については、第３条から第５条までの規定（第３条第２項及び第４条第３項を除く。）を準用する。	（新設）
６（省略）	５（省略）
７（省略）	６（省略）
（子の看護休暇）	（子の看護休暇）
第１６条　小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（日雇職員を除く）は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、年次有給休暇とは別に、１会計年度につき子が１人であれば５日間、子が２人以上であれば１０日間を限度として、１時間単位	第１１条　小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（日雇職員を除く）は、負傷、病気をした子を看護するために、又は子に予防接種や健康診断を受けさせるために、年次有給休暇とは別に、１年につき子が１人であれば５日間、子が２人以上であれば１０日間を限度として、１時間単位で子の看護休暇を取得すること

で子の看護休暇を取得することができる。ただし、事務局長は労使協定によって除外された次の職員からの子の看護休暇の申し出は拒むことができる。	ができる。
（１）勤続年数が６か月未満の職員	２　前項にかかわらず、育児休業覚書により子の看護休暇の対象から除外することとされた次の職員は、看護休暇を取得できない。
（２）１週間の所定労働日数が２日以下の職員	（１）勤続年数が６月未満の職員
２　子の看護休暇を取得しようとする者は、原則として、子の看護休暇申出書（様式８）を事前に所属長を通して事務局長に申し出るものとする。	（２）１週間の所定労働日数が２日以下の職員
３（省略）	３　看護休暇を取得しようとする者は、子の看護休暇申出書（様式８）を所属長を通して事務局長に申し出るものとする。
（時間外勤務の制限）	４（省略）
第１７条　３歳に満たない子を養育する職員（日雇職員を除く）が請求した場合は、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、時間外勤務をさせることができない。	（時間外労働の制限）
２　前項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員は、時間外勤務の制限を請求することができない。	第１２条　３歳に達するまでの子を養育する職員が請求した場合は、時間外労働をさせることができない。
（１）日雇職員	（新設）
（２）労使協定によって除外された、勤続年数が１年未満の職員及び１週間の所定労働日数が２日以下の職員	
３　小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が請求した場合には、就業規則第２０条第２項の規定に基づき、１か月２４時間、１年１５０時間を超えて時間外勤務をさせることはできない。	２　小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が請求した場合には、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、１月２４時間、１年１５０時間を超えて時間外労働をさせることはできない。
４　前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員は、時間外勤務の制限を請求することができない。	３　前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員は、時間外労働の制限を請求することができない。
（１）、（２）、（３）（省略）	（１）、（２）、（３）（省略）

５　請求しようとする者は、１回につき、１か月以上１年以内の期間（以下「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の１か月前までに、育児のための時間外勤務制限請求書（様式９）を所属長を通して事務局長に提出することで申し出るものとする。	４　請求しようとする者は、原則として１回につき、１月以上１年以内の期間（以下「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の１月前までに、育児のための時間外労働制限請求書（様式９）を所属長を通して事務局長に提出することで申し出るものとする。
６　事務局長は、時間外勤務制限請求書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることができる。	５　事務局長は、時間外労働制限請求書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることができる。
７　請求の日後に請求に係る子が出生したときは、時間外勤務制限請求書を提出した者（以下「請求者」という。）は、出生後２週間以内に所属長を通して事務局長に時間外勤務制限対象児出生届（様式３）を提出しなければならない。	６　請求の日後に請求に係る子が出生したときは、時間外労働制限請求書を提出した者（以下「請求者」という。）は、出生後２週間以内に所属長を通して事務局長に時間外労働制限対象児出生届（様式３）を提出しなければならない。
８　制限開始予定日の前日までに、請求に係る子の死亡等により請求者が子を養育しないこととなった場合には、請求はされなかったものとみなす。この場合において、請求者は原則として当該事由が生じた日に所属長を通して事務局長にその旨を通知しなければならない。	７　制限開始予定日の前日までに、請求に係る家族の死亡等により請求者が子を養育しないこととなった場合には、請求はされなかったものとみなす。この場合において、請求者は原則として当該事由が生じた日に所属長を通して事務局長にその旨を通知しなければならない。
９　次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合は、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。 （１）子の死亡等制限に係る子を養育しないこととなった場合の当該事由が生じた日 （２）制限に係る子が、第１項においては３歳に達した場合の３歳に達した日、第３項においては小学校就学の始期に達した場合の６歳に達する日の属する年度の３月３１日まで	８　次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合は、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。 （１）　家族の死亡等制限に係る子を養育しないこととなった場合 （２）制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合

（３）請求者について産前産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合の休業の開始日の前日	（３）請求者が産前産後休業、育児休業又は介護休業が始まった場合
１０　前項第１号の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に事務局長にその旨を通知しなければならない。	（新設）
（深夜業の制限） 第１８条　小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が請求した場合には、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、午後１０時から午前５時までの間（以下「深夜」という。）に労働させることができない。	（深夜業の制限） 第１３条　小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が請求した場合には、就業規則第２０条の規定にかかわらず、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、午後１０時から午前５時までの間（以下「深夜」という。）に労働させることができない。
２（省略）	２（省略）
（１）、（２）（省略）	（１）、（２）（省略）
（３）（省略）	（３）（省略）
ア、イ（省略）	ア、イ（省略）
ウ　６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）以内に出産予定でなく、かつ産後８週間以内でない者であること。	ウ　６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）以内に出産予定でないか、又は産後８週間以内でない者であること。
（４）、（５）（省略）	（４）、（５）（省略）
３　請求しようとする者は、１回につき、１か月以上６か月以内の期間（以下「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の１か月前までに、育児のための深夜業制限請求書（様式１０）を所属長を通して事務局長に提出することで申し出るものとする。	３　請求しようとする者は、原則として１回につき、１月以上６月以内の期間（以下「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の１月前までに、育児のための深夜業制限請求書（様式１０）を所属長を通して事務局長に提出することで申し出るものとする。
４、５（省略）	４、５（省略）
６　制限開始予定日の前日までに、請求に係る子の死亡等により請求者が子を養育しないことと	６　制限開始予定日の前日までに、請求に係る家族の死亡等により請求者が子を養育しないこと

なった場合には、請求はされなかったものとみなす。この場合において、請求者は、 原則として当該事由が生じた日に、所属長を通して事務局長にその旨を通知しなければならない。 7　次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合は、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。 （１）子の死亡等制限に係る子を養育しない　こととなった場合の当該事由が生じた日 （２）制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合の子が６歳に達する日の属する年度の３月３１日 （３）請求者について産前産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合の休業の開始日の前日 ８　前項第１号の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に事務局長にその旨を通知しなければならない。 （法令との関係） 第１９条（省略）	となった場合には、請求はされなかったものとみなす。 7　次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合は、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。 （１）家族の死亡等制限に係る子を養育しないこととなった場合 （２）制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合 （３）請求者が産前産後休業、育児休業又は介護休業が始まった場合 （法令との関係） 第１４条（省略）
附　則 この規程は、令和４年４月１日から施行する。 ただし、出生時育児休業（産後パパ育休）及び育児休業の分割取得に係る改正は、令和４年１０月１日から施行する。	

宇都宮商工会議所休業等に関する規程

新	旧
（目的） 第１条（省略） （介護休業の対象者）	（目的） 第１条（省略） （介護休業の対象者）

第２条　要介護状態にある家族を介護する職員（日雇職員を除く）は、この規定に定めるところにより介護休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあっては、申出時点において、介護休業を開始しようとする日（以下、「介護休業開始予定日」という。）から９３日経過日から６か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り介護休業をすることができる。	第２条　要介護状態にある家族を介護する職員（日雇職員を除く）は、この規定に定めるところにより介護休業をすることができる。
２　前項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申し出は拒むことができる。	（新設）
⑴　勤続年数が１年未満の職員	
⑵　申し出の日から９３日以内に雇用関係が終了することが明らかな職員	
⑶　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員	
３　第１項の要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、２週間以上の長期にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。	２　前項の要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、２週間以上の長期にわたり常時介護の必要とする状態にある次の者をいう。
（１）配偶者	（１）配偶者
（２）父母	（２）父母
（３）子	（３）子
（４）配偶者の父母	（４）配偶者の父母
（５）祖父母、兄弟姉妹又は孫	（５）祖父母、兄弟姉妹又は孫
（６）前各号以外の家族で事務局長が認めた者	（６）前各号以外の家族で事務局長が認めた者
（削除）	３　介護休業ができる期間契約職員は、申し出時点において、次のいずれにも該当するものとする。
	（１）勤続年数が１年以上であること。
	（２）介護休業を開始しようとする日（以下「介護休業開始予定日」という。）から９３日を経過する日を超えて雇用関係が継続することが

	見込まれること（９３日経過日から６月を経過する日までに雇用契約期間が満了し、更新されないことが明らかある者を除く。）。 ４　第２条第１項にかかわらず、次の職員は介護休業をすることができない。 （１）宇都宮商工会議所と宇都宮商工会議所職員代表との締結された育児・介護休業等に関する覚書（以下「覚書」という。）により、介護休業の対象から除外されることとされた次の職員 ア　勤続年数が１年未満の職員 イ　申し出の日から９３日以内に雇用関係が終了することが明らかな職員 ウ　１週間の所定労働日数が２日以下の職員
（介護休業の申し出の手続き等） 第３条　介護休業をすることを希望する職員は、原則として介護休業開始予定日の２週間前までに、所属長を通して事務局長に介護休業申出書（様式１号）を提出することにより、申し出るものとする。なお、介護休業中の有期契約職員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を介護休業開始予定日として、介護休業申出書により再度の申し出を行うものとする。	（介護休業の申出の手続き等） 第３条　介護休業をすることを希望する職員は、原則として介護休業を開始しようとする日（以下「介護休業開始予定日」という。）の２週間前までに、所属長を通して事務局長に介護休業申出書（様式１号）を提出することにより、申し出るものとする。
（削除）	２　前項の期日より遅れた場合にあっては、事務局長は、育児休業等又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）の定めるところにより、介護休業開始予定日の指定を行うことができる。
２　申し出は、対象家族１人につき３回までとする。ただし、前項の後段なお書きの申し出をしようとする場合にあっては、この限りでない。	３　申し出は、特別の事情がない限り、対象家族１人につき、９３日間までの範囲内で３回を上限とする。
３（省略）	４（省略）

４　事務局長は、介護休業申出書が提出されたときは、速やかに当該介護休業申出書を提出した職員（以下「申出者」という。）に対し、介護休業取扱通知書（様式２）を交付する。	５　事務局長は、介護休業申出書が提出されたときは、速やかに当該介護休業申出書を提出した職員に対し、介護休業取扱通知書（様式２）を交付する。
（介護休業の申出の撤回等） 第４条　申出者は、介護休業開始予定日の前日までは、所属長を通して事務局長に介護休業申出撤回届（様式３）を提出することにより、介護休業の申し出を撤回することができる。	（介護休業の申出の撤回等） 第４条　申出者は、介護休業開始予定日の前日までは、所属長を通して事務局長に介護休業撤回届（様式３）を提出することにより、介護休業の申し出を撤回することができる。
２　事務局長は、介護休業申出撤回届が提出されたときは、速やかに当該介護休業申出撤回届を提出した者に対し、介護休業取扱通知書を交付する。	
３　同一対象家族について２回連続して介護休業の申し出を撤回した者について、当該家族について再度の申し出はすることができない。ただし、事務局長がこれを適当と認めた場合には、申し出ることができるものとする。	２　介護休業の申し出を撤回した者について、再度の申し出は原則として１回とし、特段の事情がある場合について事務局長がこれを適当と認めた場合には、１回を超えて申し出ることができるものとする。
４　介護休業開始予定日の前日までに、申し出に係る家族の死亡等により申出者が家族を介護しないこととなった場合には、介護休業の申し出はなされなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、事務局長にその旨を通知しなければならない。	３　介護休業開始予定日の前日までに、申出に係る家族の死亡等により申出者が家族を介護しないこととなった場合には、介護休業の申出はなされなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、その旨を通知しなければならない。
（介護休業の期間等） 第５条　介護休業の期間は、対象家族１人につき、原則として、通算９３日間の範囲（介護休業開始予定日から起算して９３日を経過する日までをいう。）内で介護休業申出書に記載された期間とする。	（介護休業の期間等） 第５条　介護休業の期間は、対象家族１人につき、原則として、通算９３日間の範囲（介護休業開始予定日から起算して９３日を経過する日までをいう。）内で介護休業申出書に記載された期間とする。ただし、同一家族について、第１１条に規定する介護短時間勤務の措置の適用を受けた場合は、その日数も通算して９３日間ま

	でを原則とする。
２　前項にかかわらず、事務局長は、育児・介護休業法の定めるところにより介護休業開始予定日の指定を行うことができる。	（新設）
３　職員は、介護休業期間変更申出書(様式４)により、介護休業を終了しようとする日（以下「介護休業終了予定日」という。）の２週間前までに所属長を通して事務局長に申し出ることにより、介護休業終了予定日の繰り下げ変更を行なうことができる。この場合において、介護休業開始予定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は通算９３日の範囲を超えないことを原則とする。	２　職員は、介護休業期間変更申出書(様式４)により、介護休業を終了しようとする日（以下「介護休業終了予定日」という。）の２週間前まで所属長を通して事務局長に申し出ることにより、介護休業終了予定日の繰り下げ変更を行なうことができる。この場合において、介護休業開始予定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は通算９３日（異なる要介護状態について介護休業をしたことがある場合又は第１１条に規定する介護短時間勤務の適用を受けた場合は、９３日からその日数を控除した日数）の範囲を超えないことを原則とする。
４　職員が介護休業予定日の繰上げ変更を希望する場合には、介護休業期間変更申出書により変更後の介護休業終了予定日の２週間前までに所属長を通して事務局長に申し出るものとし、事務局長がこれを適当と認めた場合には、介護休業終了予定日の繰上げ変更を行うことができる。	３　職員が介護休業予定日の繰上げ変更を希望する場合には、介護休業期間変更申出書（様式４）により変更後の介護休業終了予定日の２週間前に所属長を通して事務局長に申し出るものとし、事務局長がこれを適当と認めた場合には、速やかに本人に通知する。
５　事務局長は、介護休業期間変更申出書が提出されたときは、速やかに当該介護休業期間変更申出書を提出した者に対し、介護休業取扱通知書を交付する。	（新設）
６　次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護休業終了日は当該各号に掲げる日とする。 （１）家族の死亡等、介護休業に係る家族を介護しないこととなった場合の当該事由が生じた日	４　次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護休業終了日は当該各号に掲げる日とする。 （１）家族の死亡等、介護休業に係る家族を介護しないこととなった場合

（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由が生じた日から２週間以内であって、事務局長と本人が話し合いの上決定した日とする。）	当該事由が生じた日（この場合において本人が出勤する日は事由生じた日から２週間以内であって、事務局長と本人が話し合いの上決定した日とする。）
（２）申出者について、産前産後休業、育児休業、出生時育児休業又は新たな介護休業が始まった場合の休業の開始日の前日	（２）請求者が産前産後休業、育児休業又は新たな介護休業が始まった場合　産前産後休業、育児休業又は新たな介護休業の開始日の前日
７　前項第１号の事由が生じた場合に、申出者は、原則として当該事由が生じた日に、事務局長にその旨を通知しなければならない。	５　前項第１号の事由が生じた場合に、申出者は、原則として当該事由が生じた日に、事務局長にその旨を通知しなければならない。
（給与等の取扱い）	（給与等の取扱い）
第６条（省略）	第６条（省略）
（１）省略	（１）（省略）
（２）賞与については、その算定対象期間に介護休業をした期間に含まれる場合には、宇都宮商工会議所給与規則第１４条第２項の規定により支給する。	（２）賞与については、その算定対象期間に介護休業をした期間に含まれる場合には、宇都宮商工会議所給与規則第１４条第４項の規定により支給する。
（３）、（４）（省略）	（３）、（４）（省略）
２　毎月の給与より控除されるべきものがある場合は、事務局長と申出者の話し合いによるものとする。	（新設）
（削除）	（社会保険料の取扱い）
	第７条　職員は、介護休業により給与が支払われない月における社会保険料の被保険者負担分について、各月に会議所が納付した額を、会議所の指定する日までに支払うものとする。
（復職後の取扱い）	（復職後の取扱い）
第７条（省略）	第８条（省略）
（年次有給休暇）	（年次有給休暇）
第８条　年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、介護休業をした期間は出勤したものとする。	第９条　年次有給休暇の算定に当たっては、介護休業をした期間は出勤したものとする。
（介護休暇）	（介護休暇）

第９条　要介護状態にある家族を介護する職員（日雇職員を除く）が当該家族を介護するために、年次有給休暇とは別に、１会計年度につき対象家族が１人であれば５日間、対象家族が２人以上であれば１０日間を限度として、１時間単位で介護休暇を取得することができる。ただし、事務局長は労使協定によって除外された次の職員からの介護休暇の申し出は拒むことができる。 （１）勤続期間が６か月未満の職員 （２）１週間の所定労働日数が２日以下の職員	第１３条　要介護状態にある家族を介護する職員（日雇職員を除く）が当該家族を介護するために、年次有給休暇とは別に、１年につき対象家族が１人であれば５日間、対象家族が２人以上であれば１０日間を限度として、１時間単位で介護休暇を取得することができる。 ２　前項にかかわらず、次の職員は、介護休暇を取得できない。 （１）勤続期間が６か月未満の職員 （２）１週間の所定労働日数が２日以下の職員
２　介護休暇を取得しようとする職員は、原則として、介護休暇申出書（様式５）を事前に所属長を通して事務局長に提出するものとする。	３　介護休暇を取得しようとする職員は、介護休暇申出書（様式９）を所属長を通して事務局長に提出するものとする。
３（省略）	４（省略）
（介護短時間勤務の制度） 第１０条　要介護状態にある家族を介護する職員（日雇職員を除く）は、当該家族１人当たり利用開始の日から３年の間で２回までの範囲内で、所属長を通して事務局長に申し出て、次の介護短時間勤務の制度の適用を受けることができる。 （１）正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて１日を通して２時間を超えない範囲内で、３０分単位で短縮することができる。	（介護短時間勤務の制度） 第１１条　要介護状態にある家族を介護する職員（日雇職員を除く）は、事務局長に申し出て通算９３日間の範囲内を原則として、介護短時間勤務の措置の適用を受けることができる。 ただし、同一家族について既に第５条に規定する介護休業をしている場合、その日数も通算して９３日を経過する日までの期間を原則とする。 ２　介護短時間勤務の時間の範囲は、一日の所定労働時間内において２時間を超えない範囲内で、３０分単位で勤務時間を短縮するものとする。
２　前項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの介護短時間勤務の申し出は拒むことができる。 （１）日雇職員	（新設）

（２）労使協定によって除外された、勤続年数が１年未満の職員及び１週間の所定労働日数が２日以下の職員	
３　介護短時間勤務を希望する職員は、短縮開始予定日と短縮終了予定日を明らかにしたうえで、短縮開始予定日の２週間前までに介護短時間勤務申出書（様式６）を所属長を通して事務局長に提出することにより申し出るものとする。	４　介護短時間勤務を希望する職員は、利用開始の日から３年の間で２回までの範囲内で、短縮開始予定日と短縮終了予定日を明らかにしたうえで、短縮開始予定日の２週間前までに介護短時間勤務申出書（様式６）を所属長を通して事務局長に提出することにより申し出るものとする。
４　事務局長は、介護短時間勤務申出書が提出されたときは、速やかに当該介護短時間勤務申出書を提出した職員に対し、介護短時間勤務取扱通知書（様式７）を交付する。	５　介護短時間勤務申出書が提出されたときは、事務局長は速やかに当該介護短時間勤務申出書を提出した職員に対し、介護短時間勤務取扱通知書（様式７）を交付する。
５　その他適用のための手続等については、第３条から第５条までの規定を準用する。	３　介護短時間勤務の適用を受けるための手続き等については、第３条から第５条までの規定を準用する。
６　介護短時間勤務の適用を受けている間の給与については、給料を時間給換算した額を基礎とした実労働時間分とともに、別途定める給与規則に基づく諸手当を支給する。	６　介護短時間勤務の適用を受けている間の給与については、給料を時間給換算した額を基礎とした実労働時間分とともに、別途定める給与規程に基づく諸手当を支給する。
７　賞与は、その算定対象期間に１か月以上介護短時間勤務の適用を受ける期間がある場合においては、別途定める給与規則により支給する。	７　賞与は、その算定対象期間に１月以上介護短時間勤務の適用を受ける期間がある場合においては、別途定める給与規程により支給する。
８（省略）	８（省略）
（時間外勤務の制限）	（時間外労働の制限）
第１１条　要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、就業規則第２０条第２項の規定に基づき、１か月２４時間、１年１５０時間を超えて時間外勤務をさせることはできない。	第１２条　要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、１月２４時間、１年１５０時間を超えて時間外労働をさせることはできない。

2　前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員は、時間外勤務の制限を請求することができない。（１）、（２）、（３）（省略）	2　前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員は、時間外労働の制限を請求することができない。（１）、（２）、（３）（省略）
3　請求しようとする者は、１回につき、１か月以上１年以内の期間（以下「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の１か月前までに、介護のための時間外勤務制限請求書（様式８）を所属長を通して事務局長に提出することで申し出るものとする。	3　請求しようとする者は、原則として１回につき、１月以上１年以内の期間（以下「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の１月前までに、介護のための時間外労働制限請求書（様式８）を所属長を通して事務局長に提出することで申し出るものとする。
4　事務局長は、時間外勤務制限請求書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることができる。	4　事務局長は、時間外労働制限請求書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることができる。
5（省略）	5（省略）
6　次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合は、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。 （１）家族の死亡等家族を介護しないこととなった場合の当該事由が生じた日 （２）請求者について産前産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合の休業の開始日の前日	6　次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合は、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。 （１）家族の死亡等家族を介護しないこととなった場合 （２）請求者が産前産後休業、育児休業又は介護休業が始まった場合　産前産後休業、育児休業又は介護休業の開始日の前日
（介護のための深夜業の制限） 第１２条　要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族をするために請求した場合には、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、午後１０時から午前５時までの間（以下「深夜」という。）に労働させることはない。	（介護のための深夜業の制限） 第１０条　要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族をするために請求した場合には、就業規則第２０条の規定にかかわらず、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、午後１０時から午前５時までの間（以下「深夜」という。）に労働させることはない。

2　前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員は深夜業の制限を請求することができない。	2　前項にかかわらず、次の職員は深夜業の制限を請求することができない。
（１）日雇職員	（１）日雇職員
（２）勤続年数が１年未満の職員	（２）勤続１年未満の職員
（３）請求に係る家族の１６歳以上の同居の家族が次のいずれかにも該当する職員	（３）請求に係る子の１６歳以上の同居の家族が次のいずれかにも該当する職員
ア、イ（省略）	ア、イ（省略）
ウ　６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）以内に出産予定でなく、かつ産後８週間以内でない者であること。	ウ　６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）以内に出産予定でないか、又は産後８週間以内でない者であること。
（４）、（５）（省略）	（４）、（５）（省略）
3　請求しようとする者は、１回につき、１か月以上６か月以内の期間（以下「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の１か月前までに、介護のための深夜業制限請求書（様式９）を所属長を通して事務局長に提出しなければならない。	3　請求しようとする者は、原則として１回につき、１月以上６月以内の期間（以下「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の１月前までに、介護のための深夜業制限請求書（様式５）を所属長を通して事務局長に提出しなければならない。
4（省略）	4（省略）
5（省略） この場合において、請求者は、原則として当該事由が生じた日に、所属長を通して事務局長にその旨を通知しなければならない。	5（省略） この場合において、請求者は、原則として当該事由が生じた日に、所属長を経て事務局長にその旨を通知しなければならない。
6　次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。	6　次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
（１）家族の死亡等制限に係る家族を介護しないこととなった場合の当該事由が生じた日	（１）家族の死亡等制限に係る家族を介護しないこととなった場合　当該事由が生じた日
（２）請求者について、産前産後休業、育児休業、出生時育児休業又は新たな介護休業が始まった場合の休業の開始日の前日	（２）請求者が産前産後休業、育児休業又は新たな介護休業が始まった場合　産前産後休業、育児休業又は新たな介護休業の開始日の前日

７　前項第１号の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に所属長を通して事務局長にその旨を通知しなければならない。 （法令との関係） 第１３条（省略） （省略）	７　前項第１号の事由が生じた場合には、職員は原則として当該事由が生じた日に所属長を経て事務局長にその旨を通知しなければならない。 （法令との関係） 第１４条（省略） （省略）
附　則 この規程は、令和４年４月１日から施行する	

オ　宇都宮商工会議所名誉会頭、名誉副会頭、名誉議員に関する内規の一部改正について

(ｱ)　改正理由

退任役員議員への名誉会頭、名誉副会頭、名誉議員の名称贈呈については、当所表彰規則第４条の退任役員議員への一般表彰と関連しているが、表彰規則における表彰の議決方法と、本内規における名称贈呈の議決方法に違いがあり、手続き上不便が生じるため、議決法をあわせるため。

新	旧
第１条（趣旨）～第２条（対象） （省　略） （名称） 第３条　この内規に該当する役員議員等に対しては、退任にあたり本商工会議所常議員会又は、議員総会の議決を経て、終身宇都宮商工会議所名誉会頭、名誉副会頭、名誉議員（以下名誉議員等という）それぞれの名称を贈るものとする。 第４条（処遇）～第５条（経費） （省　略）	第１条（趣旨）～第２条（対象） （省　略） （名称） 第３条　この内規に該当する役員議員等に対しては、退任にあたり議員総会の議決を経て、終身宇都宮商工会議所名誉会頭、名誉副会頭、名誉議員（以下名誉議員等という）それぞれの名称を贈るものとする。 第４条（処遇）～第５条（経費） （省　略）
附　則 この内規は、令和３年９月１日より施行する。	

2　組織

(1)　会員

ア　会員数

（令和４年３月３１日現在）

区分	前年度末会員数	新規加入者数	事業形態の移行数	特別会員への移行数	特別会員からの移行数	脱退者数	年度末会員数
個人	1,610	211	−11	3	1	81	1,729
法人	4,089	156	10	6	4	102	4,151
団体	61	0	1	1	0	1	60
計	5,760	367	0	10	5	184	5,940

(ｱ)　業種別会員数および特別会員数

業 種	会員数	比率（%）	特別会員数	比率（%）
鉱　業	10	0.2	0	0
建設業	1,259	21.2	71	25.6
製造業	556	9.4	39	14.0
電気・ガス・熱供給・水道業	9	0.1	0	0
運輸・通信業	143	2.4	10	3.6
卸売業	474	8.0	21	7.5
小売業	963	16.2	26	9.4
飲食業	521	8.7	8	2.9
金融・保険業	161	2.7	19	6.8
不動産業	182	3.1	3	1.1
サービス業	1,657	27.9	77	28.0
その他	5	0.1	3	1.1
計	5,940	100.0	277	100.0

(ｲ)　地域別会員数および特別会員数

地区内	地区外	計
5,940	277	6,217

(ｳ)　会費負担口数別会員数および特別会員数

3 口～10 口

口　数	3	4	5	6	7	8	9	10
会員･特別会員数	3,197	1,663	646	181	98	75	48	107
総口数	9,591	6,651	3,230	1,086	686	600	432	1,070

11 口～30 口

口　数	11	13	15	20	25	28	30
会員･特別会員数	1	1	17	23	11	1	10
総口数	11	13	255	460	275	28	300

40 口～150 口

口　数	40	50	70	85	100	105	130	150
会員･特別会員数	1	58	10	25	1	22	1	15
総口数	40	2,900	700	2,125	100	2,310	130	2,250

170 口～340 口

口　数	170	340	合　計
会員･特別会員数	4	1	6,217
総口数	680	340	36,264

(ｴ)　会費負担組織別口数

区分	会員			特別会員	計
	個人	法人	団体		
口数	5,324	28,901	783	1,256	36,264

イ　部会（１０部会）

部会名	分科会名	所属業種	部会員数（人）
商業小売部会	食料品分科会 衣料・身の回り品分科会 一般小売分科会 大規模小売店舗分科会	生鮮、一般食品 衣料品・身の回り品 家庭用品、文化用品、燃料、医薬・化粧品、一般小売 大型店（売場面積1,000㎡超）	882
商業卸部会	繊維・身の回り品分科会 食料品分科会 機械器具分科会 一般卸分科会	繊維・身の回り品 生鮮、一般食料品 機械・器具 医薬・化粧品、家具・建具、什器、一般卸	495
金属工業部会		金属 金属製品 電気	262
一般工業部会	化学工業分科会 繊維工業分科会 印刷・紙工業分科会 鉱業・土石製品分科会 諸工業分科会	化学工業 繊維工業 印刷・紙工業 鉱業・土石製品 諸工業	250
食品工業部会		食料品 飲料、飼料、たばこ製造	90
建設部会	総合工事分科会 専門工事分科会 設計・測量サービス分科会	総合工事 専門工事 設計・測量サービス	1,441
金融部会	銀行分科会 生命保険分科会 損害保険分科会 証券分科会	銀行 生命保険 損害保険 証券	180
交通運輸部会	旅客運輸分科会 貨物運輸分科会 販売分科会 整備分科会	旅客運輸 貨物運輸 販売 整備	387
環境衛生部会	ホテル・旅館業分科会 飲食業分科会 理容業分科会 美容業分科会 クリーニング・浴場業分科会	ホテル・旅館 料理・飲食 理容 美容 クリーニング・浴場	791
情報・サービス部会	情報サービス分科会 一般サービス分科会	情報処理、電気・通信、広告等 不動産、個人教授所、事業・専門サービス	1,439
計			6,217

ウ　委員会

委員会名	委員数	主な調査・研究事項
総務企画委員会	10	・政策提言、要望に関すること ・商工会議所の組織・事業運営、財政の健全化に関すること ・その他、他委員会に属さないこと
企業経営委員会	22	・中小企業の経営支援に関すること ・商業・流通施策に関すること
産業振興委員会	22	・産業振興施策の構築に関すること ・企業誘致や新産業の開発・推進に関すること ・国際化に対応した施策に関すること
まちづくり委員会	31	・中心市街地活性化施策に関すること ・コンパクトシティの推進や公共交通ネットワークのあり方、推進方策に関すること ・市街地再開発・都市開発に関すること
地域活性化委員会	30	・地域資源の発掘・活用に関すること ・宇都宮ブランド戦略に関すること ・プロスポーツや芸術文化の振興と地域活性化策に関すること
環境・福祉委員会	22	・環境保全・環境ビジネスに関すること ・エネルギーに関すること ・高齢者・子ども・障がい者への福祉施策に関すること
計	137	

(2)　特別会員

区分	前年度末特別会員数	新規加入者数	会員への移行数	会員からの移行数	脱退者数	年度末特別会員数
個人	84	10	1	3	14	82
法人	182	15	4	6	4	195
団体	0	0	0	1	1	0
計	266	25	5	10	19	277

(3) 役員

ア 役員の定数および実数

（令和４年３月３１日現在）

区　分	定　数(人)	実　数(人)
会　　頭	1	1
副 会 頭	4	4
専務理事	1	1
常務理事	1	1
理　　事	1	1
常 議 員	４５	４４
監　　事	3	3
計	５６	５５

イ 役員の氏名

役員名	氏　名	企業名・役職名	企業の業種
会　　頭	藤井昌一	藤井産業㈱代表取締役社長	電気機器卸
副会頭	喜谷辰夫	トヨタカローラ栃木㈱代表取締役社長	自動車販売
副会頭	清水和幸	㈱足利銀行代表取締役頭取	銀行
副会頭	齋藤貞大	フタバ食品㈱代表取締役社長	総合食料品製造
副会頭	戸塚正一郎	㈱SUBARU常務執行役員航空宇宙カンパニープレジデント・宇都宮製作所所長	航空機・環境製品製造
専務理事	丹羽章泰	宇都宮商工会議所専務理事	商工会議所
常務理事	檜原貞亮	宇都宮商工会議所常務理事	商工会議所
理　　事	金子　敏	宇都宮商工会議所理事	商工会議所
常 議 員	須賀英之	学校法人須賀学園理事長	高等教育機関
常 議 員	斎藤高藏	斎藤商事㈱代表取締役社長	菓子製造卸小売
常 議 員	松本典文	北関東産業㈱代表取締役	総合ビル管理
常 議 員	青木直樹	青源味噌㈱取締役会長	味噌製造
常 議 員	若月章男	鈴運メンテック㈱代表取締役会長	廃棄物収集運搬・処分
常 議 員	笠原正人	アサヒタクシー㈱代表取締役	旅客運送
常 議 員	金　中烈	㈱南大門ホールディングス代表取締役会長	遊技場
常 議 員	赤塚博実	㈱カネマス取締役会長	自動車用部品卸
常 議 員	辻　由兵衛	㈱辻由取締役会長	建設資材卸
常 議 員	若井　勲	㈱かましん相談役	スーパーマーケット

役員名	氏　名	企業名・役職名	企業の業種
常議員	飯村　愼一	光陽エンジニアリング㈱代表取締役会長	電気工事
常議員	仲田　俊夫	仲田総業㈱代表取締役会長	産業廃棄物収集運搬
常議員	増山　郁夫	ランスタッド㈱専務執行役員	人材派遣
常議員	里村　佳行	㈱ビッグツリー代表取締役社長	総合スポーツクラブ
常議員	角　一幸	㈱ＴＫＣ相談役	情報処理サービス
常議員	村上　芳弘	日東石油㈱代表取締役会長	石油製品卸
常議員	阿久津　平	㈱オータニ取締役会長	スーパーマーケット
常議員	瓦井　成	光機材㈱代表取締役社長	高圧ガス､溶接器材､機械工具販売
常議員	安藤英夫	㈱安藤設計代表取締役会長	建築設計
常議員	谷田部　峻	谷田部石材販売㈱取締役会長	石工品製造
常議員	佐藤　剛	アクサ生命保険㈱宇都宮支社支社長	生命保険
常議員	酒井　誠	㈱酒井建築設計事務所代表取締役社長	建築設計
常議員	深澤雄一	㈱フカサワ取締役会長	梱包機械類包装資材卸
常議員	生出　栄	栃木信用金庫宇都宮営業部専務理事	銀行
常議員	増渕　薫	(一社)宇都宮建設業協会理事	事業協同組合
常議員	束原民範	烏山信用金庫宇都宮支店理事長	銀行
常議員	加納孝文	㈱ミツトヨ宇都宮事業所取締役上席執行役員・所長	精密測定器製造
常議員	福田宏一	㈱福田屋百貨店代表取締役社長	百貨店
常議員	横倉正一	㈱横倉本店代表取締役社長	酒類卸
常議員	守　徹	㈱東武宇都宮百貨店代表取締役社長	百貨店
常議員	金子隆久	とちぎんＴＴ証券㈱代表取締役副社長	証券
常議員	青木靖典	北関東綜合警備保障㈱代表取締役社長	警備保障
常議員	小堀俊明	第一測工㈱代表取締役社長	測量・土木建設
常議員	新井孝則	栃木トヨタ自動車㈱代表取締役社長	自動車小売
常議員	船田雅弘	コクヨ北関東販売㈱代表取締役社長	事務用品卸
常議員	村上龍也	㈱村上代表取締役	公衆浴場
常議員	小林博文	東日本電信電話㈱栃木支店栃木支店長	電気通信
常議員	辻中昭彦	環境整備㈱代表取締役社長	総合ビル管理
常議員	川﨑健郎	野村證券㈱宇都宮支店支店長	証券
常議員	石川　均	トヨタウッドユーホーム㈱代表取締役社長	土木建築工事
常議員	金子　保	レオン自動機㈱取締役常務執行役員品質管理サービス部長	菓子機械製造
常議員	近藤　浩	㈱栃木銀行取締役	銀行

役員名	氏　名	企業名・役職名	企業の業種
常議員	佐藤　靖	パスキン工業㈱代表取締役	コンクリート製品製造
常議員	関口　快太郎	㈱関口代表取締役社長	菓子類卸
監事	柿沼　賢	宇都宮市商店街連盟相談役	商店街団体
監事	川村　壽文	川村公認会計士事務所所長	公認会計士
監事	八城　光男	五十二電気工事㈱代表取締役	電気工事

役員の退任

○常議員　赤塚茂氏（野村證券㈱宇都宮支店）

理由：職務執行者変更　退任日：令和３年３月３１日（水）

○常議員　中津正修氏（トヨタウッドユーホーム㈱）

理由：職務執行者変更　退任日：令和３年５月３１日（月）

○常議員　小林幹央氏（レオン自動機㈱）

理由：職務執行者変更　退任日：令和３年６月２７日（日）

○常議員　下山孝治氏（㈱栃木銀行）

理由：職務執行者変更　退任日：令和３年６月２８日（月）

○副会頭　長谷川静夫氏（㈱カンセキ）

理由：職務執行者変更　退任日：令和３年１１月１０日（水）

○常議員　佐藤節（パスキン工業㈱）

理由：職務執行者変更　退任日：令和３年１１月３０日（火）

役員の就任

○常議員　川﨑健郎氏（野村證券㈱宇都宮支店）

就任日：令和３年６月２８日（月）（第１回常議員会並びに通常議員総会開催日において承認）

○常議員　石川均氏（トヨタウッドユーホーム㈱）

就任日：令和３年６月２８日（月）（第１回常議員会並びに通常議員総会開催日において承認）

○常議員　金子保氏（レオン自動機㈱）

就任日：令和３年６月２８日（月）（第１回常議員会並びに通常議員総会開催日において承認）

○常議員　近藤浩氏（㈱栃木銀行）

就任日：令和３年６月２９日（火）（第１回常議員会並びに通常議員総会開催日において承認）

○常議員　佐藤靖氏（パスキン工業㈱）

就任日：令和３年１２月２１日（火）（第４回常議員会並びに臨時議員総会開催日において承認）

○副会頭　戸塚正一郎氏（㈱ＳＵＢＡＲＵ）

就任日：令和４年３月２４日（木）（第５回常議員会並びに通常議員総会開催日において承認）

○常議員　関口快太郎氏（㈱関口）

就任日：令和４年３月２４日（木）（第５回常議員会並びに通常議員総会開催日において承認）

(4)　議員

１号議員（６８人）

氏　名	企業名・役職名	企業の業種
川　村　壽　文	川村公認会計士事務所所長	公認会計士
青　木　直　樹	青源味噌㈱取締役会長	味噌製造
笠　原　正　人	アサヒタクシー㈱代表取締役	旅客運送
増　山　郁　夫	ランスタッド㈱専務執行役員	人材派遣
里　村　佳　行	㈱ビッグツリー代表取締役社長	総合スポーツクラブ
村　上　芳　弘	日東石油㈱代表取締役会長	石油製品卸
瓦　井　　成	光機材㈱代表取締役社長	高圧ガス、溶接器材、機械工具販売
生　出　　栄	栃木信用金庫宇都宮営業部専務理事	銀行
束　原　民　範	烏山信用金庫宇都宮支店理事長	銀行
佐　藤　　靖	パスキン工業㈱代表取締役	コンクリート製品製造
青　木　克　介	㈱アオショー代表取締役	ユニフォーム、厨房用品卸小売
鷲　尾　英　司	日本通運㈱宇都宮支店支店長	運輸
野　澤　幸　司	マルウ製菓㈱代表取締役	米加工菓子食品製造販売
田　嶋　宏　章	㈱ホテルニューイタヤ代表取締役専務	ホテル
坂　井　俊　司	㈲春日屋商店代表取締役	酒類小売
荒　井　　学	宇都宮土建工業㈱代表取締役	建設
板　垣　弘　一	関東信越税理士会宇都宮支部支部長	税理士団体
檜　山　昌　彦	㈱うさぎや商店代表取締役	菓子小売
中　島　　崇	ミユキ建設㈱代表取締役社長	建設
柿　沼　光　子	㈱雅洞相談役	和菓子製造販売
片　岡　泰　三	㈱アトムエンジニアリング代表取締役会長	情報サービス（ソフトウエア開発）

氏　名	企業名・役職名	企業の業種
長島　俊夫	宇都宮オリオン通り商店街振興組合理事長	商業団体
岡安　規男	関東総合開発㈱代表取締役	不動産
篠崎　務	㈱シノザキ代表取締役	住宅資材販売
下田　篤	富士通Ｊａｐａｎ㈱栃木支社支社長	コンピュータ製造
及川　俊則	マ・マーマカロニ㈱代表取締役社長	食品製造
上野　武男	宇都宮二荒山神社禰宜	宗教法人（神社神道）
森野　良幸	㈱キガ代表取締役社長	各種物品賃貸
吉村　敦史	㈱三洋製作所代表取締役社長	金属部品製造
上野　勝弘	上陽工業㈱代表取締役	建設
中込　明洋	日本郵便㈱宇都宮中央郵便局郵便局長	郵政事業
安在　裕志	村田発條㈱代表取締役会長	自動車部品（ばね）製造
横松　宏明	㈱横松建築設計事務所代表取締役	建築設計
横山　幸子	横山法律事務所所長	弁護士
飯村　悟	㈱飯村石材工業代表取締役社長	石工事
高久　和男	イートランド㈱代表取締役	事業所給食調理
佐藤　忠雄	興新特殊鋼㈱取締役会長	鋼材販売
髙山　實	㈱太陽警備保障代表取締役	警備
佐畑　浩司	東都工業㈱代表取締役社長	航空宇宙部品加工
星野　隆一	富士興産㈱代表取締役	不動産
町田　卓大	㈱町田建塗工業代表取締役	左官工事
善林　隆充	㈱マルゼン代表取締役社長	繊維製品製造卸･介護機器レンタル・販売
矢治　和之	㈱ロココ企画装飾代表取締役	イベント・式典の企画、会場設営
金柿　説生	㈲石川印刷所代表取締役	印刷
保坂　和夫	関東交通㈱代表取締役社長	一般乗用旅客自動車運送
坂本　昭一	㈱新光社代表取締役会長	印刷
伴　靖	㈱綜合印刷代表取締役	印刷
安齋　幸	トランセンス㈱代表取締役	電気通信
金田　秀壽	㈱ニッカネ代表取締役会長	業務用食品
石川　秋十	報徳流通システム㈱代表取締役社長	物流（冷凍倉庫・運送）
小矢島　重男	宮ビルサービス㈱代表取締役	ビルメンテナンス
池田　勇介	㈱アイ・シー・エス代表取締役会長	情報サービス・飲食
松倉　秀世	㈱エージーエム代表取締役	広告代理

氏　名	企業名・役職名	企業の業種
大　矢　裕　啓	大矢商事㈱代表取締役	ドライアイス・保冷資材卸小売
黒　﨑　英　典	㈱クロサキ代表取締役	理美容器材卸
﨑　尾　　肇	㈱コアミ計測機代表取締役	精密機械販売
松　本　　謙	㈱ファーマーズ・フォレスト代表取締役	地域プロデュース
小　川　恒　夫	㈱ユーユーワールド代表取締役会長	国際総合物流、総合人材サービス、介護
岩　村　隆　之	岩村建設㈱取締役会長	建設
青　柳　勝　男	社会福祉法人朝日会理事長	老人介護施設
小　花　伸　子	小花塗装㈱代表取締役	塗装
山　田　義　治	㈱スキット監査役	情報処理サービス
卯　木　伸　男	㈲随想舎取締役社長	出版
竹　川　哲　夫	㈱タケカワ代表取締役社長	時計・宝飾小売
橋　本　大　輔	㈱栃木サッカークラブ代表取締役社長	スポーツクラブ運営
本　澤　　崇	㈱本澤建築設計事務所代表取締役	建築設計
今　井　キ　ヨ	㈱松本取締役副社長	畳製造・販売、襖・障子張替工事
田　嶋　久登志	㈲ララ・ドリーム代表取締役	コインランドリー

議員の辞任

令和３年　３月３１日（水）　㈱田村忠設計事務所代表取締役田村哲男氏辞任

令和３年　７月３１日（土）　㈱宇都宮グランドホテル代表取締役社長中村太三郎氏辞任

事業所名の変更

令和３年　４月　１日（木）　富士通㈱栃木支店から富士通Ｊａｐａｎ㈱栃木支社に変更

議員職務執行者の変更

令和３年　４月　１日（木）　日本通運㈱宇都宮支店支店長東順治氏から同支店長鷲尾英司氏に変更

令和３年　４月　１日（木）　富士通㈱栃木支店支店長遠藤哲也氏から富士通Ｊａｐａｎ㈱栃木支社支社長下田篤氏に変更

令和３年　４月　１日（木）　関東信越税理士会宇都宮支部支部長浅井達司氏から同支部長板垣弘一氏に変更

令和３年　６月２９日（火）　マ・マーマカロニ㈱代表取締役社長飯塚茂雄氏から同代表取締役社長及川俊則氏に変更

令和３年　７月　１日（木）　宇都宮二荒山神社権宮司・総務部長若松豊明氏から同禰宜上野武男氏に変更

令和３年　８月　１日（日）　ミユキ建設㈱会長中島理氏から同代表取締役社長中島崇氏に変更

令和３年１２月　１日（水）　パスキン工業㈱取締役会長佐藤節氏から同代表取締役佐藤靖氏に変更

２号議員（４８人）

部会名	氏　名	企業名・役職名	企業の業種
商業小売（７人）	柿沼　賢	宇都宮市商店街連盟相談役	商店街団体
	若井　勲	㈱かましん相談役	スーパーマーケット
	阿久津　平	㈱オータニ取締役会長	スーパーマーケット
	浅利貴志	宇都宮ステーション開発㈱代表取締役社長	各種商品小売
	平　典子	㈱たいらや代表取締役社長	スーパーマーケット
	和氣幸雄	㈲髙林堂会長	和菓子製造販売
	佐藤千秋	サトーカメラ㈱代表取締役社長	写真機・写真材料小売
商業卸（５人）	赤塚博実	㈱カネマス取締役会長	自動車用部品卸
	辻　由兵衛	㈱辻由取締役会長	建設資材卸
	深澤雄一	㈱フカサワ取締役会長	梱包機械類包装資材卸
	船田雅弘	コクヨ北関東販売㈱代表取締役社長	事務用品卸
	田野邉大介	東一宇都宮青果㈱代表取締役社長	青果物卸売
金属工業（３人）	加納孝文	㈱ミツトヨ宇都宮事業所取締役上席執行役員・所長	精密測定器製造
	鈴木直人	㈱スズテック代表取締役	農業機械製造販売
	黒川知祐	㈱日工社栃木事業本部代表取締役社長	航空機部分品･補助装置組立
一般工業（２人）	谷田部　峻	谷田部石材販売㈱取締役会長	石工品製造
	井上加容子	㈱井上総合印刷代表取締役社長	印刷
食品工業（１人）	秋本　薫	㈱アキモ代表取締役	漬物製造・販売
建設（１０人）	八城光男	五十二電気工事㈱代表取締役	電気工事
	飯村愼一	光陽エンジニアリング㈱代表取締役会長	電気工事
	安藤英夫	㈱安藤設計代表取締役会長	建築設計
	酒井　誠	㈱酒井建築設計事務所代表取締役社長	建築設計
	増渕　薫	(一社)宇都宮建設業協会理事	事業協同組合
	小堀俊明	第一測工㈱代表取締役社長	測量・土木建設
	柴田道夫	柴田建設㈱代表取締役	土木建築工事
	菊池三紀男	㈱菊地組代表取締役	土木建築工事
	菊池　茂	山本建設㈱代表取締役会長	土木建築工事

部会名	氏　名	企業名・役職名	企業の業種
	田　中　久　貴	㈱関電工 北関東・北信越営業本部栃木支店支店長	一般電気工事
金　　融	佐　藤　　剛	アクサ生命保険㈱宇都宮支社支社長	生命保険
（２人）	渡　辺　英　治	㈱みずほ銀行宇都宮支店支店長	銀行
交通運輸	新　井　孝　則	栃木トヨタ自動車㈱代表取締役社長	自動車小売
（３人）	吉　田　　元	関東自動車㈱代表取締役社長	一般乗合旅客自動車運送
	保　坂　正　裕	ブリヂストンタイヤ栃木販売㈱代表取締役社長	自動車用品卸
環境衛生	村　上　龍　也	㈱村上代表取締役	公衆浴場
（５人）	福　田　治　久	㈱丸治専務取締役	ホテル
	法師人　尚　史	元気寿司㈱代表取締役社長	寿司販売
	鈴　木　章　弘	協同組合宇都宮餃子会専務理事兼事務局長	事業協同組合
	岡　﨑　善　胤	㈱不二ドライ代表取締役社長	クリーニング
情報･サービス	松　本　典　文	北関東産業㈱代表取締役	総合ビル管理
（１０人）	若　月　章　男	鈴運メンテック㈱代表取締役会長	廃棄物収集運搬・処分
	金　　中　烈	㈱南大門ホールディングス代表取締役会長	遊技場
	仲　田　俊　夫	仲田総業㈱代表取締役会長	産業廃棄物収集運搬
	仲　代　順　哉	㈱ケイエムシー代表取締役社長	受託開発ソフトウェア
	石　島　　洋	税理士法人石島会計総務部長	税理士
	清　　幹　広	東京ガス㈱宇都宮支社支社長	ガス事業
	木　内　裕　祐	㈱五光代表取締役	イベント・ディスプレイ
	高　橋　和　夫	㈱大高商事相談役	ビルメンテナンス
	児　玉　博　利	税理士法人児玉税経代表社員	税理士

議員職務執行者の変更

令和３年　４月　１日（木）　元気寿司㈱取締役専務執行役員須藤恭成氏から同代表取締役社長法師人尚史氏に変更

令和３年　５月１７日（月）　㈱みずほ銀行宇都宮支店支店長宇野亮治氏から同支店長渡辺英治氏に変更

３号議員（２１人）

氏　名	企業名・役職名	企業の業種
藤　井　昌　一	藤井産業㈱代表取締役社長	電気機器卸
喜　谷　辰　夫	トヨタカローラ栃木㈱代表取締役社長	自動車販売

氏　名	企業名・役職名	企業の業種
清　水　和　幸	㈱足利銀行代表取締役頭取	銀行
齋　藤　貞　大	フタバ食品㈱代表取締役社長	総合食料品製造
戸　塚　正一郎	㈱SUBARU常務執行役員航空宇宙カンパニープレジデント・宇都宮製作所所長	航空機・環境製品製造
須　賀　英　之	学校法人須賀学園理事長	高等教育機関
斎　藤　高　藏	斎藤商事㈱代表取締役社長	菓子製造卸小売
角　　一　幸	㈱ＴＫＣ相談役	情報処理サービス
福　田　宏　一	㈱福田屋百貨店代表取締役社長	百貨店
横　倉　正　一	㈱横倉本店代表取締役社長	酒類卸
守　　徹	㈱東武宇都宮百貨店代表取締役社長	百貨店
金　子　隆　久	とちぎんＴＴ証券㈱代表取締役副社長	証券
青　木　靖　典	北関東綜合警備保障㈱代表取締役社長	警備保障
小　林　博　文	東日本電信電話㈱栃木支店栃木支店長	電気通信
辻　中　昭　彦	環境整備㈱代表取締役社長	総合ビル管理
川　﨑　健　郎	野村證券㈱宇都宮支店支店長	証券
石　川　　均	トヨタウッドユーホーム㈱代表取締役社長	土木建築工事
金　子　　保	レオン自動機㈱取締役常務執行役員品質管理サービス部長	菓子機械製造
近　藤　　浩	㈱栃木銀行取締役	銀行
関　口　快太郎	㈱関口代表取締役社長	菓子類卸
大田垣　一　郎	㈱カンセキ代表取締役社長	ホームセンター

議員職務執行者の変更

令和３年　４月　１日（木）　野村證券㈱宇都宮支店支店長赤塚茂氏から同支店長川﨑健郎氏に変更

令和３年　６月　１日（火）　トヨタウッドユーホーム㈱取締役会長中津正修氏から同代表取締役社長石川均氏に変更

令和３年　６月２８日（月）　レオン自動機㈱代表取締役社長小林幹央氏から同取締役常務執行役員品質管理サービス本部長金子保氏に変更

令和３年　６月２９日（火）　㈱栃木銀行常務取締役下山孝治氏から同取締役近藤浩氏に変更

令和３年１１月１１日（木）　㈱カンセキ代表取締役会長長谷川静夫氏から同代表取締役社長大田垣一郎氏に変更

(5) 部会長等

ア 商業小売部会

役名	氏名	企業名・役職名	業種
部会長	斎藤高藏	斎藤商事㈱代表取締役社長	菓子製造卸小売
副部会長	阿久津平	㈱オータニ取締役会長	百貨店
副部会長	福田宏一	㈱福田屋百貨店代表取締役社長	スーパーマーケット
副部会長	守徹	㈱東武宇都宮百貨店代表取締役社長	百貨店
食料品			
分科会長	坂井俊司	㈲春日屋商店代表取締役	酒類小売業
副分科会長	和氣幸雄	㈲髙林堂会長	菓子製造卸小売
衣料・身の回り品			
分科会長	鈴木隆之	鈴木服飾㈱代表取締役	他の織物・衣服身の回り品小売業
副分科会長	岡田俊光	㈲マルオカ商店代表取締役	婦人服小売業
一般小売			
分科会長	長島俊夫	宇都宮オリオン通り商店街振興組合理事長	商店街団体
副分科会長	佐藤勝一	㈲鏡池堂取締役社長	印鑑小売業
大規模小売店舗			
分科会長	若井勲	㈱かましん相談役	スーパーマーケット
副分科会長	浅利貴志	宇都宮ステーション開発㈱代表取締役社長	百貨店

イ 商業卸部会

役名	氏名	企業名・役職名	業種
部会長	辻由兵衛	㈱辻由取締役会長	セメント建築材卸
副部会長	深澤雄一	㈱フカサワ取締役会長	梱包資材卸
副部会長	田野邉大介	東一宇都宮青果㈱代表取締役社長	青果物卸
副部会長	篠崎務	㈱シノザキ代表取締役	建築資材卸
繊維・身の回り品			
分科会長	善林隆充	㈱マルゼン代表取締役社長	寝具類卸
副分科会長	渡部修三	㈱渡部代表取締役	繊維製品卸
食料品			
分科会長	横倉正一	㈱横倉本店代表取締役社長	酒類卸
副分科会長	小林英紀	㈱小林海苔代表取締役	乾物卸
機械器具			
分科会長	齊藤茂	コマツ栃木㈱代表取締役社長	建設機械卸
副分科会長	佐藤健悦	パナソニック㈱エレクトリックワークス社宇都宮電材営業所所長	電気機械器具製造卸
一般卸			
分科会長	大矢裕啓	大矢商事㈱代表取締役	その他化学製品卸
副分科会長	船田雅弘	コクヨ北関東販売㈱代表取締役社長	紙・紙製品卸

ウ 金属工業部会

役名	氏名	企業名・役職名	業種
部会長	金子保	レオン自動機㈱取締役常務執行役員	食品機械製造
副部会長	戸塚正一郎	㈱SUBARU 常務執行役員航空宇宙カンパニープレジデント・宇都宮製作所所長	航空機等製造
副部会長	加納孝文	㈱ミツトヨ宇都宮事業所取締役所長	精密測定器製造

役　名	氏　名	企業名・役職名	業　種
副　部　会　長	吉　村　敦　史	㈱三洋製作所代表取締役社長	事務用品機械製造

金属工業部会部会長の互選

令和３年　７月１４日（水）　レオン自動機㈱代表取締役社長小林幹央氏から同社取締役常務執行役員金子保氏へ変更。

エ　一般工業部会

役　名	氏　名	企業名・役職名	業　種
部　会　長	谷田部　峻	谷田部石材販売㈱取締役会長	石材加工
副　部　会　長	佐　藤　節	パスキン工業㈱取締役会長	コンクリート製品製造
副　部　会　長	金　柿　説　生	㈲石川印刷所代表取締役	印刷
化　学　工　業			
分　科　会　長	村　田　友　次	日本サーファクタント工業㈱宇都宮事業所常務取締役宇都宮事業所長	界面活性剤製造
副　分　科　会　長	石　橋　達　也	第一技研工業㈱代表取締役	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製品製造
繊　維　工　業			
分　科　会　長	中　川　友　輝	㈱中川染工場代表取締役	繊維雑品染色
副　分　科　会　長	佐　藤　裕　信	㈱マルサ顧問	縫製
印刷・紙工業			
分　科　会　長	伴　　靖	㈱綜合印刷代表取締役	印刷
副　分　科　会　長	斎　藤　正　治	㈱ダイサン宇都宮会長	印刷
鉱業・土石製品			
分　科　会　長	高　橋　啓　子	㈲高橋佑知商店取締役	石工品製造
副　分　科　会　長	菊　池　清　二	㈱八幡代表取締役	コンクリート製品製造
諸　工　業			
分　科　会　長	加　藤　　進	加藤ブラシ工業㈱代表取締役	ほうき・ブラシ製造
副　分　科　会　長	小　倉　和　己	㈱ノイプランニング代表取締役	看板標識製造

オ　食品工業部会

役　名	氏　名	企業名・役職名	業　種
部　会　長	秋　本　　薫	㈱アキモ代表取締役社長	漬物製造
副　部　会　長	及　川　俊　則	マ・マーマカロニ㈱取締役社長	麺類製造
副　部　会　長	高　久　和　男	イートランド㈱代表取締役	フードサービス

食品工業部会副部会長の互選

令和３年　８月１９日（木）　マ・マーマカロニ㈱取締役社長飯塚茂雄氏から同社取締役社長及川俊則氏へ変更

カ　建設部会

役　名	氏　名	企業名・役職名	業　種
部　会　長	増　渕　　薫	（一社）宇都宮建設業協会理事	建設業団体
副　部　会　長	八　城　光　男	五十二電気工事㈱代表取締役	電気工事

役　名	氏　名	企業名・役職名	業　種
副　部　会　長	安　藤　英　夫	㈱安藤設計代表取締役会長	建　築　設　計
副　部　会　長	菊　池　三紀男	㈱菊地組代表取締役	総　合　建　築
総　合　工　事			
分　科　会　長	野　澤　充　広	㈱野澤實業代表取締役	総　合　建　築
副　分　科　会　長	渡　辺　眞　幸	渡辺建設㈱代表取締役社長	〃
専　門　工　事			
分　科　会　長	飯　村　愼　一	光陽エンジニアリング㈱代表取締役会長	電　気　工　事
副　分　科　会　長	和　田　　均	和田工業㈱代表取締役会長	給排水・衛生設備工事
設計・測量サービス			
分　科　会　長	横　松　宏　明	㈱横松建築設計事務所代表取締役	建　築　設　計
副　分　科　会　長	本　澤　　崇	㈱本澤建築設計事務所代表取締役	〃

建設部会総合工事分科会副分科会長の互選

令和３年　７月９日（金）　㈱田村忠設計事務所代表取締役田村哲男氏から㈱本澤建築設計事務所代表取締役本澤崇氏へ変更

キ　金融部会

役　名	氏　名	企業名・役職名	業　種
部　会　長	近　藤　　浩	㈱栃木銀行取締役営業統括部長	銀　　行
副　部　会　長	佐　藤　　剛	アクサ生命保険㈱宇都宮支社支社長	生　命　保　険
副　部　会　長	川　﨑　建　郎	野村證券㈱宇都宮支店支店長	証　　券
副　部　会　長	渡　辺　英　治	㈱みずほ銀行宇都宮支店支店長	銀　　行
銀　　行			
分　科　会　長	生　出　　栄	栃木信用金庫宇都宮営業部専務理事	銀　　行
副　分　科　会　長	小　松　和　広	㈱常陽銀行宇都宮支店支店長	〃
副　分　科　会　長	本　間　孝　志	㈱りそな銀行宇都宮支店支店長	〃
生　命　保　険			
分　科　会　長	藤　井　信　寿	大同生命保険㈱宇都宮支社支社長	生　命　保　険
副　分　科　会　長	西　村　卓　朗	住友生命保険（相）栃木支社支社長	〃
副　分　科　会　長	内　山　　輝	大樹生命㈱栃木支社支社長	〃
損　害　保　険			
分　科　会　長	松　山　裕　宣	三井住友海上火災保険㈱栃木支店支店長	損　害　保　険
副　分　科　会　長	高　橋　　学	東京海上日動火災保険㈱栃木支店支店長	〃
副　分　科　会　長	加　川　克　仁	あいおいニッセイ同和損害保険㈱栃木支店支店長	〃
証　　券			
分　科　会　長	吉　田　喜　由	大和証券㈱宇都宮支店支店長	証　　券
副　分　科　会　長	人　見　和　浩	ＳＭＢＣ日興証券㈱宇都宮支店支店長	〃
副　分　科　会　長	澤　田　和　徳	中原証券㈱宇都宮支店支店長	〃

部会長の互選

令和３年　６月１７日（木）　㈱栃木銀行常務取締役下山幸治氏から同営業統括部長近藤浩氏へ変更

副部会長の互選

令和３年　６月１７日（木）　野村證券㈱宇都宮支店長赤塚茂氏から同支店長川﨑健郎氏へ変更
㈱みずほ銀行宇都宮支店長宇野亮治氏から同支店長渡辺英治氏へ変更

銀行分科会副分科会長の互選

令和３年　６月１７日（木）　㈱常陽銀行宇都宮支店長大部浩氏から同支店長小松和広氏へ変更

証券分科会副分科会長の互選

令和３年　６月１７日（木）　ＳＭＢＣ日興証券㈱宇都宮支店長戸田博之氏から同支店長人見和浩氏へ変更

ク　交通運輸部会

役　名	氏　名	企業名・役職名	業　種
部会長	新井孝則	栃木トヨタ自動車㈱代表取締役社長	販売
副部会長	鷲尾英司	日本通運㈱宇都宮支店支店長	貨物運輸
副部会長	吉田元	関東自動車㈱代表取締役社長	旅客運輸
旅客運輸分科会長	保坂和夫	関東交通㈱代表取締役社長	旅客運輸
副分科会長	北上和博	㈱JTB 宇都宮支店支店長	〃
貨物運輸分科会長	野澤正雄	㈲野沢運送店代表取締役	貨物運輸
副分科会長	小川恒夫	㈱ユーユーワールド代表取締役会長	〃
販売分科会長	保坂正裕	ブリヂストンタイヤ栃木販売㈱代表取締役社長	販売
副分科会長	五月女明男	㈱ホンダプリモ中央代表取締役	〃
整備分科会長	實川光	㈱実川自動車代表取締役	整備
副分科会長	間屋口健次	㈲吉田自動車整備工場代表取締役	〃

副部会長の互選

令和３年７月２０日（火）　日本通運㈱宇都宮支店支店長東順治氏から同支店長鷲尾英司氏へ変更

ケ　環境衛生部会

役　名	氏　名	企業名・役職名	業　種
部会長	村上龍也	㈱村上代表取締役社長	公衆浴場
副部会長	岡崎善胤	㈱不二ドライ代表取締役社長	クリーニング
副部会長	福田治久	㈱丸治専務取締役	ホテル
ホテル・旅館業分科会長	田嶋宏章	㈱ホテルニューイタヤ専務取締役	ホテル
飲食業分科会長	鈴木章弘	㈶宇都宮餃子会理事兼事務局長	飲食
副分科会長	松本謙	㈱ファーマーズ・フォレスト代表取締役	〃

役　名	氏　名	企業名・役職名	業　種
理　容　業			
分　科　会　長	立　川　真智男	㈲オバコサロンドヘム代表取締役社長	理　容
副　分　科　会　長	石　田　挺留貢	サロンドヴァリエ代表	〃
美　容　業			
分　科　会　長	黒　子　和　夫	栃木県美容業生活衛生同業組合宇都宮支部長	美　容
副　分　科　会　長	福　田　　訓	ヘアーサロンサトシ代表	〃
クリーニング・浴場業			
分　科　会　長	星　野　充　平	㈲三ツ星代表取締役	クリーニング
副　分　科　会　長	髙　橋　　守	㈲サンドライ会長	〃

コ　情報・サービス部会

役　名	氏　名	企業名・役職名	業　種
部　会　長	里　村　佳　行	㈱ビッグツリー代表取締役社長	総合スポーツクラブ
副　部　会　長	片　岡　泰　三	㈱アトムエンジニアリング代表取締役会長	ソフトウェア開発
副　部　会　長	仲　田　俊　夫	仲田総業㈱代表取締役会長	産業廃棄物収集運搬
副　部　会　長	岡　安　規　男	関東総合開発㈱代表取締役	不動産代理業・仲介業
情報サービス			
分　科　会　長	小　林　博　文	東日本電信電話㈱栃木支店長	電　気　通　信
副　分　科　会　長	仲　代　順　哉	㈱ケイエムシー代表取締役社長	ソフトウェア開発
一般サービス			
分　科　会　長	木　内　裕　祐	㈱五光代表取締役	ディスプレイ・イベント企画
副　分　科　会　長	増　山　郁　夫	ランスタッド㈱専務執行役員	人材派遣・損保代理

(6)　委員長等

ア　総務企画委員会（１０人）

役　名	氏　名	企業名・役職名
委員長	若　月　章　男	鈴運メンテック㈱代表取締役会長
副委員長	新　井　孝　則	栃木トヨタ自動車㈱代表取締役社長
委　員	辻　　由兵衛	㈱辻由取締役会長
委　員	若　井　　勲	㈱かましん相談役
委　員	角　　一　幸	㈱ＴＫＣ相談役
委　員	谷田部　　峻	谷田部石材販売㈱取締役会長
委　員	加　納　孝　文	㈱ミツトヨ宇都宮事業所取締役所長
委　員	村　上　龍　也	㈱村上代表取締役
委　員	石　川　　均	トヨタウッドユーホーム㈱代表取締役社長
委　員	近　藤　　浩	㈱栃木銀行取締役

イ　企業経営委員会

役　名	氏　名	企業名・役職名
委員長	生　出　　栄	栃木信用金庫宇都宮営業部専務理事

役　名	氏　名	企業名・役職名
副委員長	船田　雅弘	コクヨ北関東販売㈱代表取締役社長
委　員	赤塚　博実	㈱カネマス取締役会長
委　員	村上　芳弘	日東石油㈱代表取締役会長
委　員	金子　保	レオン自動機㈱取締役常務執行役員　品質管理サービス部長
委　員	坂井　俊司	㈲春日屋商店代表取締役
委　員	板垣　弘一	関東信越税理士会宇都宮支部支部長
委　員	片岡　泰三	㈱アトムエンジニアリング代表取締役会長
委　員	中込　明洋	日本郵便㈱宇都宮中央郵便局局長
委　員	横山　幸子	横山法律事務所所長
委　員	髙山　實	㈱太陽警備保障代表取締役
委　員	善林　隆充	㈱マルゼン代表取締役社長
委　員	佐藤　千秋	サトーカメラ㈱代表取締役社長
委　員	金田　秀壽	㈱ニッカネ代表取締役会長
委　員	池田　勇介	㈱アイ・シー・エス代表取締役会長
委　員	大矢　裕啓	大矢商事㈱代表取締役
委　員	黒﨑　英典	㈱クロサキ代表取締役
委　員	﨑尾　肇	㈱コアミ計測機代表取締役
委　員	青柳　勝男	社会福祉法人朝日会理事長
委　員	山田　義治	㈱スキット監査役
委　員	竹川　哲夫	㈱タケカワ代表取締役社長
委　員	田嶋　久登志	㈲ララ・ドリーム代表取締役

ウ　産業振興委員会（２１人）

役　名	氏　名	企業名・役職名
委員長	束原　民範	烏山信用金庫理事長
副委員長	瓦井　成	光機材㈱代表取締役社長
委　員	金　中烈	㈱南大門ホールディングス代表取締役会長
委　員	小林　博文	東日本電信電話㈱栃木支店栃木支店長
委　員	金子　隆久	とちぎんＴＴ証券㈱代表取締役副社長
委　員	青木　靖典	北関東綜合警備保障㈱代表取締役社長
委　員	鈴木　直人	㈱スズテック代表取締役
委　員	及川　俊則	マ・マーマカロニ㈱代表取締役社長
委　員	吉村　敦史	㈱三洋製作所代表取締役社長
委　員	安在　裕志	村田発條㈱代表取締役会長
委　員	飯村　悟	㈱飯村石材工業代表取締役社長
委　員	佐藤　忠雄	興新特殊鋼㈱取締役会長
委　員	高橋　和夫	㈱大高商事相談役
委　員	平　典子	㈱たいらや代表取締役社長
委　員	佐畑　浩司	東都工業㈱代表取締役社長
委　員	保坂　和夫	関東交通㈱代表取締役社長
委　員	小川　恒夫	㈱ユーユーワールド代表取締役会長
委　員	岩村　隆之	岩村建設㈱取締役会長
委　員	今井　キヨ	㈱松本取締役副社長
委　員	江連　京子	㈱エヴレインテリア専務取締役
委　員	細川　典男	㈱アイ・レック専務取締役

エ　まちづくり委員会（３１人）

役　名	氏　名	企業名・役職名
委員長	福田　宏一	㈱福田屋百貨店代表取締役社長
副委員長	村上　龍也	㈱村上代表取締役
委　員	須賀　英之	学校法人須賀学園理事長
委　員	斎藤　高藏	斎藤商事㈱代表取締役社長
委　員	笠原　正人	アサヒタクシー㈱代表取締役
委　員	佐藤　靖	パスキン工業㈱代表取締役
委　員	安藤　英夫	㈱安藤設計代表取締役会長
委　員	増渕　薫	（一社）宇都宮建設業協会理事
委　員	守　徹	㈱東武宇都宮百貨店代表取締役社長
委　員	小堀　俊明	第一測工㈱代表取締役社長
委　員	吉田　元	関東自動車㈱代表取締役社長
委　員	渡辺　英治	㈱みずほ銀行宇都宮支店支店長
委　員	柴田　道夫	柴田建設㈱代表取締役
委　員	荒井　学	宇都宮土建工業㈱代表取締役
委　員	菊池　三紀男	㈱菊地組代表取締役
委　員	石島　洋	税理士法人石島会計総務部長
委　員	岡安　規男	関東総合開発㈱代表取締役
委　員	菊池　茂	山本建設㈱代表取締役会長
委　員	上野　武男	宇都宮二荒山神社禰宜
委　員	清　幹広	東京ガス㈱宇都宮支社支社長
委　員	横松　宏明	㈱横松建築設計事務所代表取締役
委　員	髙久　和男	イートランド㈱代表取締役
委　員	木内　裕祐	㈱五光代表取締役
委　員	星野　隆一	富士興産㈱代表取締役
委　員	町田　卓大	㈱町田建塗工業代表取締役
委　員	和氣　幸雄	㈲髙林堂会長
委　員	児玉　博利	税理士法人児玉税経代表社員
委　員	石川　秋十	報徳流通システム㈱代表取締役社長
委　員	小花　伸子	小花塗装㈱代表取締役
委　員	卯木　伸男	㈲随想舎取締役社長
委　員	本　澤　崇	㈱本澤建築設計事務所代表取締役

オ　地域活性化委員会（２９人）

役　名	氏　名	企業名・役職名
委員長	深澤　雄一	㈱フカサワ取締役会長
副委員長	横倉　正一	㈱横倉本店代表取締役社長
委　員	青木　直樹	青源味噌㈱取締役会長
委　員	仲田　俊夫	仲田総業㈱代表取締役会長
委　員	里村　佳行	㈱ビッグツリー代表取締役社長
委　員	佐藤　剛	アクサ生命保険㈱宇都宮支社支社長
委　員	酒井　誠	㈱酒井建築設計事務所代表取締役社長
委　員	川﨑　健郎	野村證券㈱宇都宮支店支店長
委　員	田野邉　大介	東一宇都宮青果㈱代表取締役社長
委　員	野澤　幸司	マルウ製菓㈱代表取締役
委　員	田嶋　宏章	㈱ホテルニューイタヤ代表取締役専務
委　員	福田　治久	㈱丸治専務取締役
委　員	浅利　貴志	宇都宮ステーション開発㈱代表取締役社長

役　名	氏　名	企業名・役職名
委　員	仲　代　順　哉	㈱ケイエムシー代表取締役社長
委　員	柿　沼　光　子	㈱雅洞相談役
委　員	長　島　俊　夫	宇都宮オリオン通り商店街振興組合理事長
委　員	下　田　　篤	富士通Ｊａｐａｎ㈱栃木支社栃木支社長
委　員	上　野　勝　弘	上陽工業㈱代表取締役
委　員	秋　本　　薫	㈱アキモ 代表取締役
委　員	鈴　木　章　弘	㈳宇都宮餃子会専務理事兼事務局長
委　員	田　中　久　貴	㈱関電工　北関東・北信越営業本栃木支店栃木支店長
委　員	岡　崎　善　胤	㈱不二ドライ代表取締役社長
委　員	矢　治　和　之	㈱ロココ企画装飾 代表取締役
委　員	金　柿　説　生	㈲石川印刷所代表取締役
委　員	坂　本　昭　一	㈱新光社 代表取締役会長
委　員	伴　　靖	㈱綜合印刷代表取締役
委　員	小矢島　重　男	宮ビルサービス㈱代表取締役
委　員	井　上　加容子	㈱井上総合印刷代表取締役社長
委　員	森　田　陽　子	㈲ニューみらく代表取締役

カ　環境・福祉委員会（２２人）

役　名	氏　名	企業名・役職名
委員長	増　山　郁　夫	ランスタッド㈱専務執行役員
副委員長	辻　中　昭　彦	環境整備㈱代表取締役社長
委　員	松　本　典　文	北関東産業㈱代表取締役
委　員	飯　村　愼　一	光陽エンジニアリング㈱代表取締役会長
委　員	阿久津　　平	㈱オータニ取締役会長
委　員	青　木　克　介	㈱アオショー代表取締役
委　員	鷲　尾　英　司	日本通運㈱宇都宮支店支店長
委　員	保　坂　正　裕	ブリヂストンタイヤ栃木販売㈱代表取締役社長
委　員	檜　山　昌　彦	㈱うさぎや商店代表取締役
委　員	関　口　快太郎	㈱関口代表取締役社長
委　員	中　島　　崇	ミユキ建設㈱代表取締役
委　員	法師人　尚　史	元気寿司㈱代表取締役社長
委　員	篠　崎　　務	㈱シノザキ代表取締役
委　員	森　野　良　幸	㈱キガ代表取締役社長
委　員	清　　幹　広	東京ガス㈱宇都宮支社支社長
委　員	黒　川　知　祐	㈱日工社栃木事業本部代表取締役専務
委　員	安　齋　　幸	トランセンス㈱代表取締役
委　員	松　倉　秀　世	㈱エージーエム代表取締役
委　員	松　本　　謙	㈱ファーマーズ・フォレスト代表取締役
委　員	山　田　義　治	㈱スキット監査役
委　員	橋　本　大　輔	㈱栃木サッカークラブ代表取締役社長
委　員	髙　松　智　之	㈲ファーストコーポレーション代表取締役

キ　青年部役員（４４人）

役　名	氏　名	企業名・役職名
会　　長	梅　田　賢　一	㈱ユウケイ工業代表取締役
直前会長	神　宮　祥　臣	㈱メディカルコミュニケーションズ取締役副社長
副 会 長	細　川　典　男	㈱アイ・レック専務取締役
副 会 長	髙　松　智　之	㈲ファーストコーポレーション代表取締役
副 会 長	川　田　裕　祥	エルライズ㈱代表取締役
副 会 長	相　田　憲　一	㈲八代モータース代表取締役
専務理事	八木澤　　航	㈱ガレージコンプリート代表取締役
理　　事	阿　部　裕　介	阿部総合建築㈲専務取締役
理　　事	大　嶋　ひとみ	㈱みずき保険本社営業部部長
理　　事	平　井　万紀雄	㈲ビジネスシステム通信代表取締役
理　　事	湯　澤　　誠	㈱エムワイシー代表取締役
理　　事	田　中　勇　大	税理士法人児玉税経課長
理　　事	岡　田　絹　代	ＲＩＳＥ代表
理　　事	半　澤　寛　子	㈱３ｒｄ－ｐｌａｃｅ代表取締役
理　　事	平　山　寿　子	Ｒ・コーポレーション㈱
理　　事	早　坂　恵　美	Ｋｒｅｉｓ㈱代表取締役社長
理　　事	滝　川　　潤	㈱クリーンアンドキープ専務取締役
理　　事	清　矢　　司	㈲コーリン・コーポレーション
理　　事	蕪　木　　陸	㈲松崎屋製麺所代表取締役
理　　事	星　　匡　典	星工業代表
理　　事	佐　藤　弘　大	新宇都宮カントリークラブ取締役支配人
理　　事	澤　村　圭　太	Ｒｉｎｋ　ｅｎｅｒｇｙ代表
理　　事	松　熊　光　浩	㈱ベアーズ通信代表取締役
理　　事	板　橋　祐　太	板橋会計事務所
理　　事	宇　梶　圭　祐	プルデンシャル生命保険㈱
理　　事	安　東　　努	㈱みずき保険
理　　事	田　崎　陽　介	㈱Ｔ－プラント代表取締役
理　　事	石　川　貴　之	㈱ミートイシカワ代表取締役
理　　事	須　藤　和　哉	㈱ガジェットワークス代表取締役
理　　事	阿久津　　秀	社会福祉法人栃の子福祉会瑞穂野保育園園長
理　　事	岡　本　ななみ	㈲岡本和彦商店専務取締役
理　　事	川　俣　　翔	ジブラルタ生命保険㈱ライフプランコンサルタント
理　　事	斎　藤　　健	㈱ＪＡＭＲＯＣＫ代表取締役
理　　事	越　石　直　子	㈱ｂｉｓ代表取締役
理　　事	西　塚　博　文	㈲ユーフロンティア専務取締役
理　　事	鈴　木　一　矢	㈱ベルモール代表取締役副社長
理　　事	林　　恒　輝	Ｂａｒ　Ｌｉｎｋ代表
理　　事	鈴　木　清　香	保険代理店コネクション
理　　事	関　本　憲　生	㈱協心工業代表取締役
理　　事	宇賀神　智　行	㈲あおいハウジング売買事業部部長
理　　事	山　井　眞梨子	日本生命保険相互会社
監　　事	齋　藤　健　吾	㈱齋藤鑑識証明研究所代表取締役
監　　事	鈴　木　康　史	スズコウアールディ㈱代表取締役
監　　事	直　井　昭　佳	㈲夢創代表取締役

ク　女性部役員（１８人）

役　名	氏　名	企業名・役職名
会　長	今　井　キ　ヨ	㈱松本取締役副社長
副会長	森　田　陽　子	㈲ニューみらく代表取締役
副会長	江　連　京　子	㈱エヴレインテリア専務取締役
副会長	山　森　睦　美	山千
常任理事	川　渕　和　子	㈲舞夢社代表取締役
理　事	菊　地　芳　子	㈱ムスム代表取締役
理　事	酒　井　マサエ	㈱酒井建築設計事務所
理　事	佐　藤　妙　子	㈲雀宮不動産
理　事	塚　田　和　子	㈲塚田興産代表取締役
理　事	永　井　京　子	永伝創㈱取締役会長
理　事	吉　川　友　貴	吉川友貴税理士事務所
理　事	渡　辺　幸　子	渡辺設備工業㈲取締役
監　事	阿久津　一　枝	㈱工藤設計監査役
監　事	増　渕　容　子	㈲丸伊呉服店取締役
名誉会長	柿　沼　光　子	㈱雅洞相談役
名誉会長	福　田　泰　子	㈱丸治常務取締役
顧　問	花　田　静　子	明花商事㈱専務取締役
相談役	横　山　幸　子	横山法律事務所所長

ケ　小規模事業者経営改善資金融資制度審査会審査委員（５人）

役　名	氏　名	役職名
委員長	丹　羽　章　泰	当商工会議所専務理事
副委員長	檜　原　貞　亮	当商工会議所常務理事
委　員	金　子　　敏	当商工会議所理事
委　員	須　田　秀　規	中小企業診断士
委　員	浅　井　達　司	税理士

コ　東西基幹公共交通整備特別委員会

平成３０年度から休会中

(7)　顧問・参与

ア　顧問（１０人）

氏　名	役職名
佐　藤　栄　一	宇都宮市市長
池　田　　宰	宇都宮大学学長
渡　邊　　弘	作新学院大学学長
上　野　憲　示	文星芸術大学名誉学長
荒　井　正　之	帝京大学理工学部学部長
岸　本　卓　也	㈱下野新聞社代表取締役社長

黒　川　　淳	㈱栃木放送代表取締役社長
黒　内　和　男	㈱とちぎテレビ代表取締役社長
鈴　木　峰　雄	㈱エフエム栃木代表取締役社長
菊　池　康　雄	㈱栃木銀行相談役

イ　参与（１人）

氏　名	役職名
笹　野　賢　治	宇都宮市経済部長

(8)　名誉議員等

ア　名誉会頭・名誉副会頭（９人）

役職名	氏　名
名誉会頭	簗　　郁　夫
名誉会頭	北　村　光　弘
名誉会頭	増　渕　正　二
名誉副会頭	小　野　　傳
名誉副会頭	箕　輪　勝　朗
名誉副会頭	荒　井　　祥
名誉副会頭	小　林　辰　興
名誉副会頭	松　尾　則　久
名誉副会頭	藤　澤　　智

イ　名誉議員（５５人）

氏　名				
松　村　光　雄	辻　　幸　明	松　丸　俊　夫	堀　井　　毅	福　田　直　司
坂　本　恒五郎	河　合　耕　吉	柳　田　　孝	鈴　木　　進	鈴　木　孝　助
菊　池　　功	宮　崎　　守	高　橋　陸　夫	林　　虎　彦	上　野　文　昭
増　渕　秋　雄	渡　邉　勇　雄	堀　井　宏　祐	加賀田　敏　雄	笠　間　陽　一
宮　本　隆　昌	亀　田　　清	福　田　恭　之	田　邉　幅　一	北　村　長　栄
飯　塚　真　玄	伊　澤　通　郎	小　林　敏　男	青　木　栄　久	最　上　勝　弘
大　谷　　伸	瓦　井　利　宗	半　田　芳　正	髙　柳　　實	藤　原　宏　史
田　代　好　孝	利根川　節　二	篠　崎　昌　平	助　川　通　泰	青　木　利　光

氏　名				
酒　井　　淳	長谷川　　正	花　田　静　子	福　田　治　雄	青　木　　勲
宇佐美　　修	加　治　康　正	増　田　武　見	柴　田　恒　男	上　野　和　夫
朝　稲　文　江	中　津　正　修	田　村　哲　男	中　島　　理	長谷川　静　夫
佐　藤　　節				

３　選挙および選任

⑴　選挙委員

ア　選挙委員会構成

当該年度において選挙委員会の構成はなかった。

イ　選挙委員会

当該年度において選挙委員会は開催されなかった。

⑵　議員

ア　１号議員（定数７０人）

当該年度において議員の選挙は行われなかった。

イ　２号議員（定数４９人）

当該年度において議員の選挙は行われなかった。

ウ　３号議員

当該年度において議員の選挙は行われなかった。

⑶　役員の選任

当該年度において会頭、監事、理事の選任は行われなかった。

ア　副会頭

令和３年度通常議員総会（令和４年３月２４日（木））の同意を得て会頭が副会頭（１人）を選任した。

戸塚　正一郎　氏　㈱SUBARU　常務執行役員　航空宇宙カンパニープレジデント　宇都宮製作所所長（令和４年３月２４日（木）付）

イ　専務理事

令和３年度通常議員総会（令和４年３月２４日（木））の同意を得て会頭が専務理事を選任した。

専務理事　野原　正祥　氏（令和４年４月１日（木）付）

ウ　常務理事

令和３年度第５回常議員会（令和４年３月２４日（木））の同意を得て会頭が常務理事を選任した。

小関　裕之　氏（令和４年４月１日（木）付）

エ　常議員

令和３年度通常議員総会（令和３年６月２８日（月））において選任した。

石川　　均　氏　トヨタウッドユーホーム㈱　代表取締役社長
（令和３年６月２８日（月）付）

川﨑　健郎　氏　野村證券㈱　宇都宮支店長（令和３年６月２８日（月）付）

金子　　保　氏　レオン自動機㈱　取締役常務執行役員品質管理サービス本部長
（令和３年６月２８日（月）付）

近藤　　浩　氏　㈱栃木銀行　取締役（令和３年６月２９日（火）付）

令和３年度臨時議員総会（令和３年１２月２１日（火））において選任した。

佐藤　　靖　氏　パスキン工業㈱　代表取締役（令和３年１２月２１日（火）付）

令和３年度通常議員総会（令和４年３月２４日（木））において選任した。

関口　快太郎　氏　㈱関口　代表取締役社長（令和４年３月２４日（木）付）

(4)　部会役員の選任

ア　金属工業部会

選任年月日　令和３年　７月１４日（金）（当商工会議所常議員会室）
部会長　金子　保　氏　レオン自動機㈱

イ　食品工業部会

選任年月日　令和３年　８月１９日（木）（書面会議）
副部会長　及川　俊則　氏　マ・マーマカロニ㈱

ウ　建設部会

選任年月日　令和３年　７月　９日（金）（ホテルニューイタヤ）
総合工事副分科会長　本澤　崇　氏　㈱本澤建築設計事務所

エ　金融部会

選任年月日　令和３年　６月１７日（火）（当商工会議所大会議室）
部会長　近藤　浩　氏　㈱栃木銀行
副部会長　川﨑　健郎　氏　野村證券㈱

銀行副分科会長　小松　和広　氏　㈱常陽銀行宇都宮支店

証券副分科会長　人見　和浩　氏　ＳＭＢＣ日興証券㈱宇都宮支店

オ　交通運輸部会

選任年月日　令和３年　７月２０日（火）（当商工会議所大会議室）

副部会長　鷲尾　英司　氏　日本通運㈱宇都宮支店

(5)　新任議員等研修会

当該年度において新任議員等研修会は開催されなかった。

4　事務局

(1)　事務局機構

部　名	所　掌　事　務　の　概　要
総　務　部 職員数 15 人	○正副会頭会議に関すること○議員総会、常議員会等に関すること○役員・議員の選挙、選任に関すること○部会、委員会の編成および総括に関すること○議員懇話会に関すること○役員、議員の諸行事に関すること○顧問・参与・名誉議員等に関すること○定款および諸規定に関すること○事業計画書および事業報告書の作成に関すること○地域経済振興および経営力向上支援に寄与する建議要望等に関すること○事業・財政基盤および内部管理体制の強化に関すること○行政および関係団体等との調整に関すること○公印の管理に関すること○職員の任免、給与、福利厚生、その他人事管理に関すること○個人情報保護の普及啓蒙と実施に関すること○事務室および会議室の管理に関すること○車輌および什器備品の管理に関すること○文書およびメールの収受、発送、保存その他文書管理の総括に関すること○行政および関係団体からの後援依頼および委員委嘱に関すること○新年賀詞交換会の開催に関すること○新春経済講演会の開催に関すること○職員研修等資質向上に関すること○所内事務事業の調整に関すること○経営情報の提供および広報広聴に関すること○情報通信技術の活用による経営・地域情報の提供に関すること○ＩＴ化の支援および情報機器の保守に関すること○電子入札に係る取次ぎ業務に関すること○ホームページの維持管理・更新に関すること○現金の出納に関すること○有価証券等の管理に関すること○収支予算編成および決算諸表の作成に関すること○財産の管理・運用に関すること○記帳指導に関すること○会員増強運動に関すること○会員管理、会費の徴収および会員証明に関すること○会員事業所（優良従業員）の表彰に関すること○会員事業所の巡回に関すること○会員サービス事業の拡充に関すること○ビジネス情報手帳（パートナー）の発刊に関すること○会員企業チラシ・カタログ等展示コーナーの周知・管理に関すること○特定商工業者に係わる調査、法定台帳および任

部　名	所　掌　事　務　の　概　要
	意登録台帳の管理・運用に関すること○会員大会に関すること○下院企業顕彰制度に関すること○会員サービス・オンライン研修事業に関すること○会員事業所各種共済の加入促進および関連事業、会員福祉事業に関すること○火災共済の普及、加入、更新および調査等に関すること○ＣＡＮシステム運用に関すること○損害保険の普及に関すること○保険に関する講演会および諸事業に関すること○汚染負荷量賦課金の申告に関すること○各種検定試験の実施および検定試験普及に関すること○珠算競技大会の協力に関すること○宇都宮珠算連盟に関すること○３級簿記講座に関すること○女性部に関すること○広域経済交流に関すること○ＢＣＰ（事業継続計画）の改定に関すること○ＢＣＰ（事業継続計画）策定支援に関すること○職場環境の改善に関すること○県連議員大会に関すること○中期事業計画に関すること○中長期財政計画に関すること○貴重資料の保存管理に関すること○職員健康管理および健康経営推進に関すること○ＳＤＧｓに関すること○新型コロナウイルス感染症緊急対策事業に関すること○他の部の主管に属さない事項
経営支援部 職員数　９人	○中小企業相談所運営の基本的事項に関すること○小規模企業経営支援事業費補助金に関すること○小規模事業者支援法に関すること○中小企業再生支援協議会に関すること○栃木県経営改善支援センターに関すること○栃木県事業承継・引継ぎ支援事業に関すること○その他事業承継（補助金）に関すること○経営セーフティ共済制度に関すること○新型コロナウイルス感染症対策経営相談事業に関すること○エキスパートバンク事業に関すること○「中小企業１１９専門家派遣」（旧ミラサポ）に関すること○情報活用支援事業（日経テレコム２１関係）に関すること○ＩＣＴ活用支援事業に関すること○地域景気動向等情報収集に関すること○データマップ発行に関すること○商工図書の管理に関すること○振興委員に関すること○記帳指導に関すること○専門相談（知的財産権相談・法律相談・不動産鑑定相談）に関すること○経営支援ガイドに関すること○小規模事業者持続化補助金に関すること○経営発達支援（計画）に関すること○事業継続力強化計画策定支援事業○伴走型小規模事業者支援事業（経営相談会・講習会等）に関すること○ＢＩＺミルによる事業計画策定支援に関すること○先端設備導入・経営力向上計画・経営革新計画策定に関すること○ものづくり補助金に関すること○宇都宮ＩＣＴ補助金に関すること○その他経営支援全般に関すること○経営指導員等の資質向上および県内商工会議所経営指導員等の研修事業に関すること○その他人材育成に関すること○創業・開業相談に関すること○創業スクール（創業塾）に関すること○その他創業支援に関すること○税務および納税相談指導事業に関すること○税務相談に関すること○小規模企業共済制度に関すること○その他税務支援に関すること○小規模事業者経営改善資金融資制度および事後指導に関すること○制度融資の普及および相談指導に関すること○金融機関および信用保証協会等の連携等に関すること○商工いきいき特別保証制度に関すること○その他金融支援に関すること

部　名	所　掌　事　務　の　概　要
地域振興部 職員数 13 人	○商業全般に関すること○空き店舗対策に関すること（中心商業地新規出店促進事業等）○宮の市（商業祭）に関すること○宇都宮市商店街連盟への支援に関すること○商店街若手リーダー発掘・育成事業に関すること○産業経営改善支援事業に関すること○商店街通行量・来街者調査に関すること（調査は隔年で、本年度実施）○栃木県ＬＲＴ研究会に関すること○中心市街地広域ソフト支援事業に関すること（ＮＰＯ法人宇都宮中心商店街活性化委員会、宇都宮中心商店街みやヒルズ活性化委員会等）○オリオン七夕まつりへの支援に関すること○中心市街地活性化に関すること（宇都宮中心市街地活性化協議会への参画等）○おもてなし推進に関すること（宇都宮市おもてなし推進委員会への支援）○宇都宮アンテナショップ「宮カフェ」に関すること○得する街のゼミナール「まちゼミ」事業に関すること○地域実態調査に関すること○宮っ子チャレンジ事業支援に関すること○行政および関係団体との事業調整に関すること○まちづくり関係会議に関すること○視察対応に関すること○地域商業活性化全般に関すること○消費喚起支援事業に関すること○プロスポーツチームの支援に関すること○ミヤ・ジャズ実行委員会支援事業に関すること○ふるさと宮まつりへの支援に関すること○観光交流促進支援事業に関すること（宇都宮餃子祭り、フェスタｉｎ大谷、二荒山神社渡御祭礼、掬粋会）○大谷地区観光促進支援事業に関すること○工業・労務全般に関すること○宇都宮お土産アワード事業に関すること（休止）○販路開拓支援事業に関すること（feel NIPPON　春 in　グルメ＆ダイニングスタイルショー）○新名産品開発事業に関すること（宇都宮雷都物語）○食品業界交流会に関すること○うつのみや次世代産業イノベーション推進会議に関すること○農商工連携推進事業に関すること（うつのみやアグリネットワーク事業等）○ザ・ビジネスモールへの運営参加に関すること○異業種交流事業に関すること（みやみらい２１・宇都宮創游倶楽部）○ザ・商談！し・ご・と発掘市に関すること○工業団地役員との連携交流事業に関すること○貿易関係証明書等発給事業に関すること（原産地証明等）○業者照会に関すること○市内大学と中小企業とのマッチング支援事業に関すること○外国人材雇用促進事業に関すること○女性の活躍促進支援事業に関すること○障がい者・高齢者の雇用促進事業に関すること○働き方改革支援事業に関すること○労働保険および社会保険に関すること（労働保険事務指導事業等）○宇都宮市創造都市研究センターへの支援に関すること○環境に関する認定・登録事業に関すること（ＥＣＯうつのみや２１、エコアクション２１認定・登録制度）○容器包装リサイクル受託事業に関すること○青年部事業の支援に関すること○新入社員講習会に関すること○宇都宮地域商業振興協議会支援事業に関すること○宇都宮観光コンベンション協会に関すること○宇都宮まちづくり推進機構に関すること○その他地域振興事業に関すること

(2) 事務局職員

ア 主な職員の役職・氏名

事務局長	手　塚　忠　之（総務部長兼務）
中小企業相談所長	阿　部　訓　久（地域振興部長兼務）
総務部長	手　塚　忠　之
経営支援部長	野　沢　恭　久
地域振興部長	阿　部　訓　久
総務部次長	長　谷　　眞
経営支援部次長	中　島　寿　典
地域振興部次長	松　本　泰　宏

イ 職員数

	専任職員	経営指導員	専門経営指導員	経営支援員	傭員	計(人)
男	５	１２	０	４	４	２５
女	４	４	０	１	３	１２
計	９	１６	０	５	７	３７

５ 庶務

(1) 文書　発信文書　１２１件　　受信文書　１，６７１件

(2) 表彰・受賞

ア 表彰

(ｱ) 宇都宮商工会議所表彰

a 当商工会議所表彰規則に基づき、退任役員議員に感謝状と記念品を贈呈した。

令和３年６月２８日（月）

前常議員　中津　正修　氏（２２年７カ月在任）

前議員　　田村　哲男　氏（１０年５カ月在任）

令和３年９月１５日（水）

前議員　　中島　　理　氏（２６年１カ月在任）

令和３年１２月２１日（火）

前副会頭　長谷川　静夫　氏（１４年６カ月在任）

前常議員　佐藤　　節　氏（２０年１カ月在任）

b 当商工会議所名誉議員等に関する内規に基づき、退任役員議員に顕彰状の贈呈を行った。

令和３年６月２８日（月）

名誉議員　中津　正修　氏（前常議員）

名誉議員　田村　哲男　氏（前議員）

令和３年９月１５日（水）

名誉議員　中島　　理　氏（前議員）

令和３年１２月２１日（火）

名誉議員　長谷川　静夫　氏（前副会頭）

名誉議員　佐藤　　節　氏（前常議員）

c　当商工会議所表彰規則に基づき、永年勤続功労議員として顕彰するとともに、当商工会議所備付けの頌徳牌に役職名、氏名を刻した。

令和３年９月１５日（水）

永年勤続功労議員　常議員　笠原　正人　氏（２６年３カ月在任）

永年勤続功労議員　常議員　辻　由兵衛　氏（２６年３カ月在任）

永年勤続功労議員　前議員　中島　　理　氏（２６年１カ月在任）

d　当商工会議所表彰規則に基づき、叙勲、褒章受章者および大臣表彰受章者に記念品を贈呈し祝賀顕彰した。

令和３年６月２８日（月）

名誉議員　福田　治雄　氏（瑞宝双光章）

e　令和３年度高等学校等優良卒業生１７人を表彰した。

令和４年２月～３月

栃木県立宇都宮商業高等学校　３人

栃木県立宇都宮工業高等学校　２人

栃木県立宇都宮白楊高等学校　１人

文星芸術大学附属高等学校　　１人

宇都宮文星女子高等学校　　１人

宇都宮短期大学附属高等学校　１人

作新学院高等学校等学校　　７人

宇都宮ビジネス電子専門学校　１人

イ　受賞

(ｱ)　叙勲・褒章

令和３年４月２９日（木）

名誉議員　福田　治雄　氏（瑞宝双光章）

令和３年１１月２日（火）

会　員　堀江　育男　氏（黄綬褒章）

令和３年１１月３日（水）

会　員　岡部　正治　氏（旭日小綬章）

元顧問　水沼　富美男　氏（旭日小綬章）

会　員　須山　光男　氏（旭日双光章）

(ｲ)　国土交通大臣表彰

令和３年７月１２日（月）

会　員　渡邉　有規　氏

(ｳ)　財務大臣表彰

令和３年１１月２４日（水）

会　員　峰岸　和正　氏

(ｴ)　国税庁長官表彰

令和３年１１月２４日（水）

常議員　青木　直樹　氏

(ｵ)　厚生労働省卓越した技能者（現代の名工）

令和３年１１月５日（金）

会　員　音羽　和紀　氏

(ｶ)　関東経済産業局長表彰

令和３年６月３日（木）

役員表彰　常議員　若井　勲　氏（２３年５カ月）

(ｷ)　栃木県知事表彰

令和３年９月１０日（金）

該当者なし

(ｸ)　日本商工会議所表彰

a　退任役員議員表彰

令和３年６月２８日（月）

前常議員　中津　正修　氏（２２年７カ月在任）

前議員　　田村　哲男　氏（１０年５カ月在任）

令和３年９月１５日（水）

前議員　　中島　　理　氏（２６年１カ月在任）

令和３年１２月２１日（火）

前副会頭　長谷川　静夫　氏（１４年６カ月在任）

前常議員　佐藤　　節　氏（２０年１カ月在任）

b　役員・議員・職員表彰

令和４年３月１７日（木）

常議員　若月　章男　氏（２０年４カ月在任）

常議員　金　　中烈　氏（２０年４カ月在任）

議　員　片岡　泰三　氏（２０年４カ月在任）

議　員　岡安　規男　氏（２０年４カ月在任）

議　員　菊池　　茂　氏（２０年４カ月在任）

(ｹ)　関東商工会議所連合会会長表彰

令和３年６月３日（木）

ベスト・アクション表彰（災害・感染症被害への対応に関連する活動）

（一社）栃木県タクシー協会

(ｺ)　（一社）栃木県商工会議所連合会会長表彰

令和３年９月１０日（金）

役員・議員表彰

監　事　八城　光男　氏（３５年２カ月在任）

常議員　松本　典文　氏（３５年２カ月在任）

議　員　篠崎　　務　氏（６年５カ月在任）

議　員　黒﨑　英典　氏（６年５カ月在任）

法人役員議員表彰

副会頭　フタバ食品㈱（６７年３カ月在任）

職員表彰

該当者なし

(ｻ)　（一社）全国労働保険事務組合連合会栃木支部表彰

令和３年５月２０日（木）

優良職員表彰

副主幹　本澤　尚子

(3)　慶弔

ア　慶事

開催年月日	行事名	出席者名
R3. 5. 8	(公社)宇都宮青年会議所　創立５５周年記念式典	会頭、専務理事、常務理事、理事、中小企業相談所長兼地域振興部長、経営支援部長

15	青源味噌㈱　本社落成記念式典	会頭
27	(一社)宇都宮工業団地総合管理協会　創立５０周年記念式典	常務理事
7.17	宇都宮市倫理法人会　３０周年記念式典	会頭
10. 9	（公社）日本青年会議所　創立７０周年記念大会式典	会頭、専務理事、常務理事、理事、事務局長兼総務部長、中小企業相談所長兼地域振興部長、経営支援部長
〃	（公社）日本青年会議所　第７０回全国大会とちぎ宇都宮大会「大会式典」	会頭、専務理事、常務理事、理事、事務局長兼総務部長、中小企業相談所長兼地域振興部長、経営支援部長

イ　弔事

開催年月日	葬儀名
R3. 4.10	当商工会議所増渕薫常議員（(一社)宇都宮建設業協会理事）のご母堂増渕律子様告別式
6.12	当商工会議所名誉副会頭中坪博之様（元富士重工業㈱取締役）告別式
23	当商工会議所齋藤貞夫副会頭（フタバ食品㈱常務取締役）ご母堂齋藤アサヱ様告別式
9.16	当商工会議所高橋行男名誉議員告別式
11.12	当商工会議所名誉議員保坂正次様（元関東自動車㈱代表取締役社長）告別式
R4. 2.18	当商工会議所戸塚正一郎常議員（㈱ＳＵＢＡＲＵ常務執行役員航空宇宙カンパニープレジデント・宇都宮製作所所長）のご令室彩子様告別式

６　会　議

(1)　議員総会

ア　通常議員総会（２回開催）

開催年月日	会　場 出席者数	議事・議事の概要	報告事項
第１回 R3. 6.28 （月）	ホテルニューイタヤ 会議室	議案第１号　令和２（2020）年度事業報告並びに収支決算の承認について 議案第２号　常議員の選任について	(1)　宇都宮商工会議所委員会委員長及び副委員

開催年月日	会　場 出席者数	議 事 ・ 議 事 の 概 要	報　告　事　項
	116 人	議案第３号　宇都宮商工会議所名誉会頭、名誉副会頭、名誉議員に関する内規に基づく名誉議員の名称を贈ることについて ・各議案とも原案どおり承認された。	長の委嘱の承認について (2)　令和３（2021）年度収支予算の補正について (3)　宇都宮商工会議所表彰規則に基づく祝賀顕彰について (4)　宇都宮商工会議所表彰規則に基づく退任役員・議員の表彰について (5)　宇都宮商工会議所退職金共済規程の一部改正について (6)　会員及び特別会員の加入承認について (7)　日本商工会議所退任表彰について (8)　関東経済産業局長表彰について (9)　関東商工会議所連合会ベスト・アクション表彰について (10)　うつのみや親善大使について
第２回 R4. 3.24 （木）	ホテルニューイタヤ 会議室 108 人	議案第１号　令和４（2022）年度事業計画並びに収支予算について 議案第２号　副会頭の選任の同意について 議案第３号　専務理事の選任の同意について	(1)　常務理事の選任の同意について (2)　会員及び特別会員の加入承認について

開催年月日	会　場 出席者数	議 事 ・ 議 事 の 概 要	報　告　事　項
		議案第４号　常議員の選任について ・各議案とも原案どおり承認された。	(3)　令和４(2022)年度宇都宮市への予算化及び措置要望に対する宇都宮市からの回答について (4)　日本商工会議所表彰について

イ　臨時議員総会（１回開催）

開催年月日	会　場 出席者数	議 事 ・ 議 事 の 概 要	報　告　事　項
第１回 R3.12.21 （火）	宇都宮東武ホテルグランデ会議室 119 人	議案第１号　常議員の選任について ・各議案とも原案どおり承認された。	(1)　宇都宮商工会議所表彰規則に基づく退任役員・議員の表彰について (2)　宇都宮商工会議所名誉会頭、名誉副会頭、名誉議員に関する内規に基づく名誉議員の名称を贈ることについて (3)　会員及び特別会員の加入承認について (4)　日本商工会議所退任表彰について (5)　第４８期宇都宮商工会議所議員選挙選任等事務日程について (6)　第４８期宇都宮商工会議所議員再任意向及び議員推薦調査の実施について

(2)　常議員会（５回開催）

開催年月日	会　場 出席者数	議事・議事の概要	報告事項
第１回 R3. 6.28 （月）	ホテルニューイタヤ 会議室 27人	議案第１号　令和２（2020）年度事業報告並びに収支決算の承認について 議案第２号　常議員の選任について 議案第３号　宇都宮商工会議所委員会委員長及び副委員長の委嘱の承認について 議案第４号　令和３（2021）年度収支予算の補正について 議案第５号　宇都宮商工会議所表彰規則に基づく祝賀顕彰について 議案第６号　宇都宮商工会議所表彰規則に基づく退任役員・議員の表彰について 議案第７号　宇都宮商工会議所名誉会頭、名誉副会頭、名誉議員に関する内規に基づく名誉議員の名称を贈ることについて 議案第８号　宇都宮商工会議所退職金共済規程の一部改正について 議案第９号　会員及び特別会員の加入承認について ・各議案とも原案どおり承認された。	(1)　日本商工会議所退任表彰について (2)　関東経済産業局長表彰について (3)　関東商工会議所連合会ベスト・アクション表彰について (4)　うつのみや親善大使について
第２回 R3. 9.15 （水）	書面表決による書面審議 書面表決書提出役員数 44人	議案第１号　宇都宮市への令和４（2022）年度予算化及び措置要望書の提出について 議案第２号　令和３（2021）年度収支予算の補正について 議案第３号　宇都宮商工会議所就業規則の一部改正について	(1)　日本商工会議所退任表彰について

開催年月日	会　場 出席者数	議事・議事の概要	報告事項
		議案第４号　宇都宮商工会議所表彰規則に基づく退任議員の表彰について 議案第５号　宇都宮商工会議所表彰規則に基づく役員・議員の特別表彰について 議案第６号　宇都宮商工会議所名誉会頭、名誉副会頭、名誉議員に関する内規に基づく名誉議員の名称を贈ることについて 議案第７号　会員及び特別会員の加入承認について ・各議案とも原案どおり承認された。	
第３回 R3.11.　1 （月）	書面表決による書面審議 書面表決書提出役員数 43人	議案第１号　会員事業所優良従業員の表彰について 議案第２号　会員及び特別会員の加入承認について ・各議案は原案どおり承認された。	報告事項なし
第４回 R3.12.21 （火）	宇都宮東武ホテルグランデ 会議室 24人	議案第１号　常議員の選任について 議案第２号　宇都宮商工会議所表彰規則に基づく退任役員・議員の表彰について 議案第３号　宇都宮商工会議所名誉会頭、名誉副会頭、名誉議員に関する内規に基づく名誉議員の名称を贈ることについて 議案第４号　会員及び特別会員の加入承認について ・各議案とも原案どおり承認された。	(1)　日本商工会議所退任表彰について (2)　第４８期宇都宮商工会議所議員選挙選任等事務日程について (3)　第４８期宇都宮商工会議所議員再任意向及び議員推薦調査の実施について
第５回	ホテルニューイタヤ 会議室	議案第１号　令和４（2022）年度事業計画並びに収支予算について	(1)　令和４（2022）年度宇都宮市への予算化及び措

開催年月日	会　場 出席者数	議 事 ・ 議 事 の 概 要	報　告　事　項
R4 3.24 （木）	26 人	議案第２号　副会頭の選任の同意について 議案第３号　専務理事の選任の同意について 議案第４号　常議員の選任について 議案第５号　常務理事の選任の同意について 議案第６号　会員及び特別会員の加入承認について ・各議案とも原案どおり承認された。	置要望に対する宇都宮市からの回答について (2)　日本商工会議所表彰について

(3)　監査会

開催年月日　令和３年６月１６日(水)

会　　場　当商工会議所　常議員会室

出　席　者　柿沼　賢、八城光男

監査の結果　令和２年度の実施事業並びに一般会計および特別会計の収支決算全般にわたって監査した結果､適正であると認められた。

(4)　会頭・副会頭会議（１１回開催）

開催年月日	会　場	協議事項・報告事項	出席者
第１回 R3. 4. 8 （木）	当商工会議所 常議員会室	1　議題 (1)　宇都宮商工会議所会員数の推移について (2)　令和３年度事務局機構について (3)　諸積立金運用報告について (4)　令和３年度主要会議スケジュールについて (5)　令和３年度ベストウイズクラブ「福祉制度キャンペーンＰＡＲＴ１」実施スケジュールについて (6)　当面する諸問題について	藤井会頭 喜谷･清水･長谷川・齋藤 各副会頭
第２回 R3. 5.13 （木）	当商工会議所 常議員会室	1　議題 (1)　令和２年度事業報告概要（案）について (2)　令和３年度春の叙勲・褒章受章者（商工会議所関係者）について	藤井会頭 喜谷・長谷川・齋藤 各副会頭

開催年月日	会　場	協議事項・報告事項	出席者
		(3)　ホテル・旅館施設利用プレミアム付チケット発行事業について (4)　緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の状況について (5)　当面する諸問題について	
第３回 R3. 6.10 （木）	当商工会議所 常議員会室	1　議題 (1)　令和３（2021）年度第１回常議員会並びに通常議員総会提出議案について (2)　当面する諸問題について	藤井会頭 喜谷・清水・長谷川・齋藤各副会頭
第４回 R3. 7. 8 （木）	当商工会議所 常議員会室	1　議題 (1)　新型コロナウイルスワクチンの中小企業共同接種に係る当所の対応状況 (2)　宇都宮商工会議所「事業継続力強化支援計画」の認定申請について (3)　令和３年度ベストウイズクラブ「福祉制度キャンペーンＰＡＲＴ１」の経過報告について (4)　令和３年度（第４６回）ふるさと宮まつり代替事業計画（案）について (5)　当面する諸問題について	藤井会頭 喜谷・清水・長谷川・齋藤各副会頭
第５回 R3. 9. 9 （木）	当商工会議所 常議員会室	1　議題 (1)　令和３（2021）年度第２回常議員会提出議案について (2)　全国商工会議所観光振興大会 2021in おきなわ那覇について (3)　令和４（2022）年度宇都宮商工会議所新規採用職員の募集について (4)　当面する諸問題について	藤井会頭 喜谷・清水・長谷川・齋藤各副会頭

開催年月日	会　場	協議事項・報告事項	出席者
第６回 R3.10.14 （木）	当商工会議所 常議員会室	１　議題 (1)　令和３年度宇都宮商工会議所諸積立金等の運用状況について (2)　ホテル・旅館施設利用プレミアム付チケットの状況について (3)　新型コロナウイルス感染症緊急対策事業について (4)　全国商工会議所観光振興大会 2021in おきなわ那覇への参加について (5)　当面する諸問題について	藤井会頭 喜谷・清水・齋藤 各副会頭
第７回 R3.11.11 （木）	当商工会議所 常議員会室	１　議題 (1)　第３回常議員会の書面表決による書面審議結果について (2)　令和３（2021）年度秋の叙勲・褒章受章者（商工会議所関係者）について (3)　宇都宮商工会議所の「とちぎ SDGs 推進企業登録」について (4)　新型コロナウイルス感染症緊急対策事業「『黄ぶな』開運オンライン抽選会」について (5)　当面する諸問題について	藤井会頭 喜谷・清水・齋藤 各副会頭
第８回 R3.12. 9 （木）	当商工会議所 常議員会室	１　議題 (1)　令和３（2021）年度第４回常議員会並びに臨時議員総会提出議案について (2)　令和３（2021）年度年末年始のスケジュールについて (3)　令和４（2022）年度宇都宮商工会議所新規採用職員試験の結果について (4)　当面する諸問題について	藤井会頭 喜谷・清水・齋藤 各副会頭
第９回 R4. 1.13 （木）	当商工会議所 常議員会室	１　議題 (1)　工業団地役員との交流会について (2)　黄ぶな開運オンライン抽選会の報告について (3)　令和３（2021）年度ベストウイズクラブ「福祉制度キャンペーンＰＡＲＴ２」の結果報告について	藤井会頭 喜谷・清水 各副会頭

開催年月日	会　場	協議事項・報告事項	出席者
		(4)　当面する諸問題について	
第10回 R4. 2.10 （木）	当商工会議所 常議員会室	1　議題 (1)　「商店街来街者実態調査」結果報告について (2)　「黄ぶな開運オンライン抽選会事業」検証結果について (3)　当面する諸問題について	藤井会頭 喜谷・清水・齋藤 各副会頭
第11回 R4. 3.10 （木）	当商工会議所 常議員会室	1　議題 (1)　令和３（2021）年度第５回常議員会並びに通常議員総会提出議案について (2)　当面する諸問題について	藤井会頭 喜谷・齋藤 各副会頭

(5)　部会

部会名	開催年月日	事業内容	出席者数
商業小売部会	R3. 7.21 （水）	第１回役員・評議員会議 １　議　題 (1)　令和２年度部会活動報告について (2)　令和３年度部会活動計画（案）について ２　その他 (1)　ホテル・旅館施設利用プレミアム付チケット」 (2)　「ワクチン接種の状況など新型コロナウィルス感染防止の徹底」 (3)　「メールマガジン　e-天地人」 (4)　意見交換（景況・業界動向等）	８人
	R3.11.15 （月）	第２回役員・評議員会議 １　議　題 (1)　「黄ぶなオンライン抽選会」について (2)　「宮の買いトク・食べトクチケット」について ２　意見交換（景況・業界動向等）	１２人
商業卸部会	R3. 7.13 （火）	第１回役員・評議員会議 １　議　題 (1)　令和２年度部会活動報告について (2)　令和３年度部会活動計画（案）について ２　意見交換（景況・業界動向等）	１４人

部会名	開催年月日	事業内容	出席者数
金属工業部会	R3. 7.14 （水）	第１回役員・評議員会議 １　議　題 (1)　部会長の互選について (2)　令和２年度部会活動報告について (3)　令和３年度部会活動計画（案）について ２　その他 (1)　意見交換（景況・業界動向等） (2)　ホテル･旅館施設利用プレミアム付チケットについて (3)　新型コロナウイルスワクチン接種券について	７人
	R3.11.24 （水）	金属・一般工業部会役員・評議員合同会議 １　説明事項 (1)　テーマ「脱炭素社会に向けた潮流を読み解く」 (2)　講　師　SAI 環境共創事務所 代表　齊藤　好広　氏 ２　意見交換（景況・業界動向等） ３　その他	１４人
一般工業部会	R3. 7.15 （木）	第１回役員・評議員会議 １　議　題 (1)　令和２年度部会活動報告について (2)　令和３年度部会活動計画（案）について ２　意見交換（景況・業界動向等）	９人
	R3.11.24 （水）	金属・一般工業部会役員・評議員合同会議 １　説明事項 (1)　テーマ「脱炭素社会に向けた潮流を読み解く」 (2)　講　師　SAI 環境共創事務所 代表　齊藤　好広　氏 ２　意見交換（景況・業界動向等）	１４人
食品工業部会	R3. 8.19 （木）	第１回役員・評議員会議（書面開催） １　議　題 (1)　副部会長の互選について (2)　令和２年度部会活動報告について (3)　令和３年度部会活動計画(案)について ２　意見交換（景況・業界動向等）	２０人

部会名	開催年月日	事業内容	出席者数
	R3.12. 3 （金）	第２回役員・評議員会議 １　情報交換 (1)　景況・業界動向等について (2)　ライトライン（ＬＲＴ）商標等を使ったライセンスビジネスについて（事務局説明）	９人
建設部会	R3.7.9 （金）	ＬＲＴ車両乗車見学会及び説明会 第１回役員・評議員会議 １　議　題 (1)　設計・測量サービス副分科会長および評議員の互選について (2)　令和２年度部会活動報告について (3)　令和３年度部会事業計画（案）について ２　意見交換（景況・業界動向等）	１６人 １８人
	R3.11.10 （水）	第２回役員・評議員会議 １　講　話 (1)　テーマ　とちぎＳＤＧｓ推進企業登録制度について (2)　講　師　（公財）栃木県産業振興センター 産業振興部　新産業育成グループ グループリーダー　枝野　龍之　氏 ２　事例発表 (1)　テーマ　第一測工㈱のＳＤＧｓの取り組みについて (2)　講　師　第一測工㈱ 代表取締役社長　小堀　俊明　氏 ３　意見交換（景況・業界動向等）	２３人
金融部会	R3. 6. 17 （木）	第１回役員・評議員会議 １　議　題 (1)　役員の互選について (2)　令和２年度部会活動報告について (3)　令和３年度部会活動計画（案）について (4)　新型コロナウィルス感染症対策事業「ホテル・旅館施設利用プレミアム付チケット発行事業」について ２　意見交換（景況・業界動向等）	２７人

部会名	開催年月日	事業内容	出席者数
	R3.11.26 （金）	第２回役員・評議員会議 １　講　話 (1) テーマ　「芳賀・宇都宮ＬＲＴ進捗状況について」 講　師　宇都宮市建設部ＬＲＴ企画課　協働広報室 室　長　赤羽　始　氏 (2) テーマ　「宇都宮駅東口　交流拠点施設について」 講　師　宇都宮市総合政策部　駅東口整備室 係　長　野澤　純　氏 (3) 質疑応答 ２　情報交換 (1) 景況または新型コロナウィルス感染症による影響や対応策等について (2) その他	１９人
交通運輸部会	R3. 7.20 （火）	第１回役員・評議員会議 １　議　題 (1)　副部会長の互選について (2)　令和２年度部会事業報告について (3)　令和３年度部会事業計画（案）について ２　意見交換（景況・業界動向等）	１８人
	R3.11.15 （月）	第２回役員・評議員会議 １　講　話 (1)　テーマ　「2050 年カーボンニュートラル実現に向けた取組等について」 講　師　栃木県環境森林部 気候変動対策課 課長 野中　寿一　氏 (2)　質疑応答 ２　情報交換 (1)　新型コロナウイルス感染症の影響や対応等について	２３人
環境衛生部会	R3.7.29 （木）	第１回役員・評議員会議 １　議　題 (1)　令和２年度部会活動報告について (2)　令和３年度部会活動計画（案）について ２　意見交換（景況・業界動向等）	１１人
	R3.8.5 （木）	宇都宮市国体・障害者スポーツ大会局との打ち合わせ	７人

部会名	開催年月日	事業内容	出席者数
	R3.8.17 （火）	正副部会長会議 １　議　題 (1)　宇都宮市国体・障害者スポーツ大会局との打ち合わせ（R3,8,5(木)実施）内容について (2)　国体の現状と今後の予定について	１１人
	R3.9.14 （火）	第２回役員・評議員会議 １　議　題 (1)　国体開催時における当部会として対応可能な内容について ２　意見交換（景況・業界動向等）	１２人
	R3.11.5 （金）	栃木県国体・障害者スポーツ大会局との打ち合わせ	９人
	R3.11.19 （木）	宇都宮市国体・障害者スポーツ大会局との打ち合わせ	６人
	R3.12.13 （月）	第３回役員・評議員会議 １　議　題 (1)　栃木県国体・障害者スポーツ大会局との打ち合わせ（R3,11,5(金)実施）の内容について (2)　宇都宮市国体・障害者スポーツ大会局との打ち合わせ（R3,11,19(木)実施）の内容について ２　その他 (1)　意見交換	７人
情報・サービス部会	R3. 7.26 （月）	第１回役員・評議員会議 １　議　題 (1)　令和２年度部会活動報告について (2)　令和３年度部会活動計画（案）について ２　意見交換（景況・業界動向等）	２８人
	R3.11. 8 （月）	情報・サービス部会全部会合同セミナー １　講　話 (1)　テーマ　「オンライン営業とマーケティング」セミナー (2)　講　師　ビジネスファイターズ合同会社	２２人

部会名	開催年月日	事業内容	出席者数
		代表社員　飯田　剛弘	
	R3.12. 3 （金）	第２回役員・評議員会議 １　講　話 (1)　テーマ　「コロナ禍における県内企業の現状と今後について」 (2)　講　師　㈱帝国データバンク宇都宮支店 支店長　臼井　治彦 ２　意見交換（景況・業界動向等）	３４人

(6)　委員会

委員会名	開催年月日	事業内容	出席者数
総務企画委員会	R3. 8.30 （月）	第１回会議 １　提言・要望事項に伴うアンケート調査報告書について ２　宇都宮市への「令和４年度予算化・措置要望」について	５人
	R4. 2.25 （金）	第２回会議（書面会議） １　第５期中期事業計画の重点事業検証	８人
企業経営委員会	R3. 7.27 （火）	第１回会議 １　講　話 (1) テーマ　「市内企業のＳＤＧｓの取組事例について（宇都宮市ＳＤＧｓ人づくりプラットフォームの概要及び会員企業の取り組み事例」 (2) 講　師　宇都宮市ＳＤＧｓ人づくりプラットフォーム運営本部　事務局（宇都宮市環境政策課内）宇都宮市　環境部　環境政策課エコ活動グループ　主任 鈴木　麻希子　氏	１６人
	R3.11.15 （月）	正副委員長会議 １　協議事項 (1)　企業経営委員会活動状況について (2)　今後のスケジュール及び委員会の進め方	６人

委員会名	開催年月日	事業内容	出席者数
産業振興委員会	R3. 7.30 （金）	第１回会議 １　講　話 (1)　テーマ　新とちぎ産業成長戦略について (2)　講　師　栃木県産業労働観光部　次長兼産業政策課長　石井　陽子　氏 産業政策課次世代産業創造室　係長 川島　恵介　氏 ２　令和３年度　事業計画（案）について ３　意見交換	９人
まちづくり委員会	R3. 8. 4 （水）	第１回会議 １　講　話 (1)　テーマ１　芳賀・宇都宮ＬＲＴの進捗状況について (2)　講　師　宇都宮市建設部　ＬＲＴ企画課 協働広報室　室長　赤羽　始　氏 (3)　テーマ２　ＬＲＴ導入を見据えた中心市街地の活性化戦略について (4)　講　師　宇都宮市総合政策部　地域政策室 中心市街地活性化担当 主幹　田上　誠　氏 ２　意見交換	１４人
	R3.12.20 （月）	第２回会議 １　講　話 (1)　テーマ　歩きたくなる街とプレイスメイキングについて (2)　講　師　日本大学理工学部　建築学科 助教　泉山　塁威　氏 ２　意見交換	１７人
地域活性化委員会	R3.8.5 （木）	第１回会議 １　講　話 (1)　テーマ　宇都宮市北西部の観光振興について (2)　講　師　宇都宮市　経済部　観光交流課 課長　三代　浩嗣　氏 ２　令和２年度委員会活動報告について ３　令和３年度委員会活動計画(案）について ４　意見交換	１３人
	R3. 11.25 （木）	第２回会議 １　大谷及び宇都宮北西部地区現地視察 (1)　大谷地区 ア　ベルテラシェ大谷	９人

委員会名	開催年月日	事業内容	出席者数
		イ　大谷観光コース散策 （天狗の投げ石、平和観音など） ウ　大谷資料館 (2)　北西部地区 ア　カネホン採石場 イ　若山農場	
環境・福祉委員会	R3.6.17 （木）	正副委員長会議 １　委員会概要説明 ２　委員会テーマ協議	２人
	R3. 8.3 （木）	第１回会議 １　講　話 (1)　テーマ　「子どもの貧困に係る本市の対策について」 (2)　講　師　宇都宮市子ども部　子ども未来課 課長　田邉　眞理 様 ２　報　告 (1) 環境・福祉委員会開催スケジュールについて (2)「こども食堂に関するアンケート調査」の結果について ３　意見交換	８人
	R3.12.8 （木）	第２回会議 １　講　話 (1)　テーマ　「子ども食堂サポートセンター・とちぎを通して見る栃木県内の子ども食堂」 (2)　講　師　(一社)栃木県若年者支援機構 子どもの貧困対策事業部長子ども食堂サポートセンター・とちぎセンター長　荻野　友香里　氏 ２　報　告 (1) 環境・福祉委員会開催スケジュール (2) 子どもの貧困に係る宇都宮市の対策 (3) こども食堂に関するアンケート調査報告書 (4) 第１回委員会の議事録 (5) 市への予算化及び措置要望 ３　意見交換	１０人
東西基幹公共交通整備特別委員会	―	未実施	

(7)　その他の会議

ア　議員による諸行事

(ｱ)　議員懇話会

行　事	開催年月日	事業内容	出席者
監査	R3.4.28 （水）	1　令和２年度事業報告並びに収支決算報告について ＜会場：当商工会議所　常議員会室＞	４人
事業担当役員会 （朝食会担当）	R3.5.24 （月）	1　朝食会の実施について ＜会場：当商工会議所　大会議室＞	７人
役員会	R3.6.7 （月）	1　議員懇話会総会の提出議案について 令和２年度事業報告並びに収支決算報告について 2　総会のスケジュールと役割分担について ＜会場：当商工会議所　大会議室＞	16人
総会	R3.6.28 （月）	1　令和２年度事業報告並びに収支決算報告について ＜会場：ホテルニューイタヤ　桜の間＞	70人
朝食会	R3.7.7 （木）	第１回　朝食会代替事業（イブニングセミナー） テーマ　未来へつなぐ～とちぎの挑戦 講　師　栃木県知事　福田　富一　氏 ＜会場：ホテルニューイタヤ　天平の間＞	56人
事業担当役員会 （視察会担当） （研修会担当）	R3.10.13 （水）	1　視察会の実施について 2　研修会の実施について ＜会場：当商工会議所　大会議室＞	７人
事業担当役員会 （忘年会担当）	R3.11.1 （月）	1　忘年会の振り返り 2　忘年会について ＜会場：当商工会議所　大会議室＞	９人
朝食会	R3.11.9 （火）	第２回　朝食会代替事業（ブランチセミナー） テーマ　未来都市うつのみや 講　師　宇都宮市長　佐藤　栄一　氏 ＜会場：ホテルニューイタヤ　桜の間＞	58人
研修会	R3.12.1 （水）	第１回　研修会（親睦ゴルフ大会） 1　親睦ゴルフ大会 2　講話 演題　ゴルフ場の管理全般及び地球温暖化による影響等	 11人 13人

行　事	開催年月日	事業内容	出席者
		講師　グリーンアドバイザー　福田　昭宏　氏 3　表彰式 ＜会場：宇都宮カンツリークラブ＞	13人
事業担当役員会 （朝食会担当）	R3.12.10 （金）	1　朝食会の実施について ＜会場：当商工会議所　大会議室＞	7人
忘年会	R3.12.21 （火）	1　お楽しみ抽選会 2　お持ち帰り用晩酌セットの提供 3　会員に商品券を贈呈（視察会代替事業） ＜会場：東武ホテルグランデ　松柏＞	73人
朝食会 （まん延防止等重点措置を見越し、中止）	R4.1.24 （月）	第3回　朝食会 テーマ　未定 講　師　ＮＨＫ宇都宮放送局　局長　黒崎　めぐみ　氏 ＜会場：ホテルニューイタヤ　桜の間＞	－
研修会 （まん延防止等重点措置を見越し、中止）	R4.2.3 （木）	第2回　研修会 テーマ　とちぎデジタル戦略及びとちぎＡＩセンターについて 講　師　栃木県　産業労働観光部　産業政策課 室長　渡邉　豪　氏 栃木県　総合政策部　デジタル戦略課 課長　大森　豊　氏 ＜会場：東武ホテルグランデ　松柏＞	－
事業担当役員会 （正副幹事長）	R4.2.28 （月）	1　令和３年度事業の進捗状況について 2　議員懇話会総会の提出議案について (1)　令和４年度事業計画並びに収支予算について ＜会場：当商工会議所　常議員会室＞	8人
役員会 （書面会議）	R4.3.14 （月）	1　令和３年度事業の進捗状況について 2　議員懇話会総会の提出議案について (1)　令和４年度事業計画並びに収支予算について 3　総会のスケジュール及び役割分担について ＜会場：当商工会議所　大会議室＞	－
総会	R4.3.24 （木）	1　令和４年度事業計画並びに収支予算について ＜会場：ホテルニューイタヤ　桜の間＞	74人

7　事業

(1)　各種事業活動

ア　企業活力の強化

(ｱ)　ＩＣＴ活用支援事業

中小・小規模事業者の生産性向上や販路拡大のため、ＩＣＴ利活用を支援した。

a　インターネット販売におけるコンプライアンスセミナー

日　時　令和３年８月１９日（木）午後２時～午後４時

会　場　当商工会議所　大会議室

参加者　５人

b　初心者のためのネットショップ開設セミナー

日　時　令和３年１２月１５日（水）午後２時～午後４時

会　場　オンライン配信

参加者　７人

c　テレワーク相談窓口

期　間　令和３年４月１日～令和４年３月３１日

会　場　事業者との調整により決定

相談員　（公財）日本電信電話ユーザー協会　栃木支部　支援担当者

相談者　１人

主　催　（公財）日本電信電話ユーザー協会　栃木支部、当商工会議所

d　宇都宮市ＩＣＴ利活用促進補助金申請支援

支援件数　４件（ホームページ作成、改修等　４件）

e　ＩＣＴ導入支援（計画：５０件）

支援内容　ホームページ作成、インターネット広告、システムの導入等

支援件数　５１件

本事業により得られた成果

ＩＣＴの活用が経営課題解決に必要な中小・小規模事業者に対し、各種補助金申請支援やセミナー等を通して、支援対象者の生産性向上、販路開拓につなげることができた。

(ｲ)　事業継続力強化支援事業

近年、地震や台風などの自然災害の発生や、新型コロナウイルス感染症拡大などが地域経済に多大な影響を与えるなか、今後も首都直下地震や南海トラフ地震といった大規模地震の発生が想定されている。

小規模事業者の自然災害等への事前の備えと、事後のいち早い復旧を支援するため、当商工

会議所と宇都宮市が共同策定した「事業継続力強化支援計画」の認定を受け、計上された計画に基づき管内小規模事業者の事業の持続的発展に努めた。

a　事業継続力強化支援計画の認定申請

令和３年１１月１９日　「事業継続力強化支援計画」の認定

b　事業継続力強化計画策定セミナーの開催

日　　時　令和３年１１月２日（火）午後２時～午後４時

会　　場　Zoom によるオンライン配信

受講者数　８社９人

講　　師　㈱Ideal　Works　代表取締役　井出　美由樹　氏（中小企業診断士）

本事業により得られた成果

予防期における管内小規模事業者に対する事業者ＢＣＰ策定支援や中小・小規模事業者への損害保険の普及および応急期、復旧・復興期の取り組みの実効性を高めるために、事業継続力強化支援計画の認定を受けた。また、セミナーを開催し、事業者に事業継続力強化計画の必要性や、計画策定方法について周知を行うことができた。

㈣　「ＢＩＺミル」による事業計画策定支援事業

経営支援基幹システム「BIZ ミル」を活用して中小・小規模事業者の経営課題を明確にすることで事業者の気づきを促すとともに、経営分析、事業計画策定支援及び事業実行支援した。

また、クラウド上に事業者ごとの支援データを保存し、職員間で支援状況を共有・見える化することで属人化を防ぎ、組織全体で連携した支援に努めた。

a　計画策定支援件数　９４件

(a)　補助金申請支援件数　８８件

(b)　その他計画策定支援件数　６件

b　資金調達支援件数　２６社

c　専門家派遣件数　１１件

d　経営分析件数　１２７件

e　フォローアップ件数　８１件

本事業により得られた成果

BIZ ミルを活用した経営分析、事業計画策定及び計画実行支援によりが行え、事業者の持続的発展に繋がったほか、職員・組織間で支援状況を共有することで小規模事業者の各段階に応じた経営支援を行うことができた。

(ｴ)　新型コロナウイルス感染症対策経営相談事業（日本商工会議所委託事業）

新型コロナウイルス感染症による影響を受ける中小企業・小規模事業者からの経営相談や各種申請等の対応を行うために、専門相談員を配置し、窓口での相談対応や特別相談会の開催、企業訪問を実施することにより、必要な支援を中小企業・小規模事業者に届け、事業の継続が可能となるよう支援を実施した。

a　専門相談員の配置

（一社）栃木県中小企業診断士会からの推薦により、中小企業診断士を専門相談員として当商工会議所　事務所に配置し、新型コロナウイルス関連の各種経営相談に対応した。

実施期間　令和３年４月１日～令和４年３月３１日

専門相談員　中小企業診断士　髙橋　邑伍　氏、時田　英和　氏

相談内容　国の支援施策（補助金・支援金）申請支援や事業計画策定支援など

相談件数　３０６件

b　個別相談会の実施

栃木県よろず支援拠点・日本政策金融公庫と連携し、新型コロナウイルス感染症に関する個別対応の相談会を実施。各種補助金（小規模事業者持続化補助金、ＩＴ導入補助金、ものづくり補助金）の申請や、資金繰りの相談に対応した。

実施回数　７回（場所：市内ホテル）

相談員　栃木県よろず支援拠点　コーディネーター、日本政策金融公庫　担当者

相談事業所数　５１事業所（補助金申請相談　３８事業所、資金繰り相談：７事業所、
その他　６事業所）

c　ＷＥＢ経営相談の実施

専門相談員による、オンライン経営相談を実施した。

開始　令和２年１２月７日から相談受付開始

内容　ＺＯＯＭによるオンラインでの相談対応。

実施回数　４回　国の施策である生産性革命推進事業や資金繰り相談に対応

<u>本事業により得られた成果</u>

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける管内事業所に対し、国や自治体の支援策を周知することができた。また給付金や補助金などの活用を支援することで、事業継続の一助となる支援を実施することができた。

(ｵ)　中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

a　地域プラットフォーム「とちぎ未来創造カンパニー」の運営

地域の中小企業支援機関で構成する地域プラットフォーム「とちぎ未来創造カンパニー」を代表機関として運営し、所属機関と情報交換を行った。

また、構成機関の勉強会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施しなかった。

b　中小企業１１９専門家派遣を使った中小・小規模事業者への経営支援

・専門家派遣　２件

・相談内容　デザイン２件

c　栃木県よろず支援拠点を活用した事業

・新型コロナウイルス関連個別相談会（7/29、9/17、9/24、11/19、12/2）へのコーディネータ派遣

・創業スクール（11/30）へのコーディネータ派遣

・県内商工会議所指導員等研修会（10/20）へのコーディネータ派遣

本事業により得られた成果

中小企業・小規模事業者の高度な経営課題に対し、支援機関との連携や外部専門家を活用して適切な助言を行い課題解決を支援したほか、県内商工会議所指導員等向けの事業者支援に関する研修会を実施し、県内指導員等の資質向上に努めた。

(カ)　宇都宮商工会議所振興委員

当商工会議所が委嘱した振興委員により、管内中小・小規模事業者等に対し、当商工会議所が実施する各種事業の普及を図った。

また、振興委員それぞれに担当職員を配置して定期訪問・連絡（毎月１回以上）を行い、地域の情報や景況、企業動向等の情報把握に努めた。

a　会議・研修会等の開催状況

委嘱式並びに連絡会議の開催

日　　時　　令和３年４月２３日（金）午前１０時３０分～正午

会　　場　　当商工会議所　大会議室

参加者数　　３６人

b　振興委員活動状況

項目	会員勧奨	会議所案内	経営相談	資料配布	計
件数	１件	３２件	２２件	４２７件	４８２件

c　振興委員名簿　令和４年３月３１日現在

氏　名	事業所名	業　種	担当部
相　澤　美知子	㈲オーヴァル	洋品雑貨小売業	総務部10人
五十畑　　嘉	関東インフォメーションマイクロ㈱	情報処理サービス業	
伊　藤　繁　幸	㈱ケーアイ	事務用機械器具卸売業	
井　上　尉　央	行政書士事務所 ISA パートナーズ	行政書士	

氏　名	事業所名	業　種	担当部
今　泉　知　明	鳥貞㈲	飲食業	
髙　橋　克　彦	㈱東武宇都宮百貨店	百貨店	
髙　橋　裕　樹	髙橋税務会計事務所	税理士	
高　橋　英　基	コミスタ	ＩＴコーディネーター	
舘　野　昌　弘	㈲タテノ本店	婦人・子供服小売業	
渡　辺　正　昭	渡辺正昭税理士事務所	税理士	
尾　野　　哲	オノオフィス	中小企業診断士	経営支援部8人
菊　地　芳　弘	㈲カメラのカズサヤ	写真機・写真材料小売	
小　西　由利子	宇都宮ねぎにら餃子㈱	料理品小売業	
佐　藤　勝　一	㈲鏡池堂	印章・ゴム印小売業	
高　岩　英　晴	㈱新三	弁当製造業	
武　田　文　夫	㈱ジード	情報処理サービス業	
長谷川　博　夫	㈱デザインオフィス・スイッチ	デザイン業	
福　田　　訓	ヘアーサロン SATOSHI	美容業	
五十嵐　　賢	㈲マルシン靴店	靴小売業	地域振興部10人
池　田　克　雄	㈱池田石材工務店	石材加工業	
市　村　耕　三	ヘアーサロンカワワ	理容業	
今　泉　　一	㈲今泉貴金属	宝石・貴金属小売業	
岡　田　孝　司	㈲オカダ	建設業	
小　林　一　喜	ロベリヤ商事㈲	飲食業	
髙　山　　正	㈲富士見精機	金属製品製造業	
滝　野　光太郎	滝野屋米店	米穀・灯油小売業	
樋　口　勇　一	高級フランス菓子　ロワイヤル	洋菓子製造小売業	
矢　嶋　史　朗	マストー商事㈱	不動産管理業	

本事業により得られた成果

地域や商店街、業種組合等の動向を定期的に掴むことができ、収集した情報が景気判断や意見・要望等に活用することができた。

（ｷ）　制度改正に伴う専門家派遣等事業（日本商工会議所委託事業）

働き方改革関連法などの労働法制、消費税の適格請求書保存方式（インボイス）などの税制度、民法改正等の制度変更の円滑な対応に向けてセミナーの開催やパンフレット等による周知

等を行い、諸制度改正に伴い対応が必要となる小規模事業者等への支援を強化することを目的に実施した。

a　巡回・窓口相談件数

巡回相談	５８０件
窓口相談	７０８件

b　セミナーの開催

開催日	会　場	内容（テーマ）	講　師	参加者数
R3.9.16 （木）	オンライン開催	ニューノーマル時代で企業に求められる労務管理の基本と実務	まこと事務所(株) 代表取締役 飯田　吉宏　氏	１４人
R3.10.6 （水）	当商工会議所 大会議室	事業所支援に生かすための、働き方改革関連法の押さえておくべき基本的なポイント	社会保険労務士 時田　英和　氏	９人
R3.10.8 （金）	当商工会議所 大会議室	事業所支援に生かすための、働き方改革関連法の押さえておくべき基本的なポイント	社会保険労務士 時田　英和　氏	１２人
R3.12.17 （金）	宇都宮東武ホテルグランデ	インボイス制度　事前準備・対策講習会	公認会計士 川口　宏之　氏	２３人

本事業により得られた成果

巡回・窓口指導およびセミナーの開催をとおして、国のさまざまな制度改正の概要（働き方改革関連法、消費税インボイス制度など）を管内事業所に情報発信することができた。

(ｸ)　一日公庫（金融相談会）

事業資金の調達を希望する中小企業・小規模事業者等に対し、日本政策金融公庫（国民生活事業）の担当者を相談員として、直接相談を行った。

a　実 施 日　令和３年９月１７日（金）、令和３年９月２４日（金）、令和３年１２月２日（木）

b　会　　場　ホテルニューイタヤ

c　相談件数　７件（延べ件数）

本事業により得られた成果

日本政策金融公庫融資担当者による特別相談会の開催により、事業者への円滑かつ、スピーディーな資金調達を実現することができた。

(ｹ)　商工いきいき特別保証制度

資金需要のある会員事業所に対し、当商工会議所が経営指導を実施し、栃木県信用保証協会が運営する本保証制度利用のための推薦を行うことで、金融機関からの円滑な資金調達を支援した。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国の特別貸付や、セーフティネット保証４号・５号の発動など、事業者に有利な融資制度が充実したため本制度の利用はなかった。

a　推薦書交付件数　０件（累計１，６９１件）

b　融資保証実績　０万円（累計５２億５，７９１万円）

本事業により得られた成果

本制度を利用する会員事業所はなかったが、会報「天地人」に掲載のほか、会員巡回・窓口指導により制度を周知した。

(ｺ)　創業支援事業

創業希望者や創業意欲がある方等を対象に、創業の意識啓発と早期創業の実現を目的として窓口相談のほか、創業の心構えからビジネスプランの作成など、創業に必要な基礎知識を習得し、円滑な創業に向けての支援のため、創業スクールを８日間実施した。

また、経営指導員および経営支援員がスクール受講者に伴走支援を行った。

a　創業相談の実施

相談件数　１０３件

内　　容　当商工会議所窓口において創業に必要な許認可、各種届出、資金調達等について支援を行った。

b　創業スクールの開催

日　　時　令和３年１０月２０日（水）～１２月２日（木）　午後６時３０分～午後９時

会　　場　当商工会議所　大会議室

受講者数　１９人（うち修了者１９人）

回	実　施　日	内　　容	講　　師	参加者数
1	10 月 20 日(水)	それぞれの創業 ～創業の心構え	中小企業診断士 松本　誠謙　氏 経営者 マツパン　松本　剛志　氏	17 人
2	10 月 25 日(月)	やりたいことを整理 ～成功する創業の基本	中小企業診断士 時田　英和　氏	17 人

回	実　施　日	内　　容	講　　師	参加者数
3	11 月 4 日(木)	マーケティング基礎 ～売れる仕組み ブランディング	中小企業診断士 高橋　邑伍　氏	19 人
4	11 月 15 日(月)	事業損益計画 ～数値計画の作り方	税理士 児玉　博利　氏	18 人
5	11 月 18 日(木)	資金計画 ～会計・税務の基礎知識	税理士 児玉　博利　氏	18 人
6	11 月 24 日(水)	金融機関等講話 創業手続き	日本政策金融公庫宇都宮支店 国民生活事業　融資第二課 大柳　昌宏 氏 栃木県信用保証協会 保証一課 課長代理 大野　卓哉 氏 栃木県事業承継･引継ぎ支援センター 統括責任者　山崎 浩之　氏 中小企業診断士 須田　秀規　氏	19 人
7	11 月 30 日(水)	Ｗｅｂマーケティング ① Web サイト活用編 ② SNS の活用編	栃木県よろず支援拠点 蓬田　弘臣　氏	16 人
8	12 月 2 日 (木)	ビジネスプラン発表	中小企業診断士 惠美須　丈史　氏	19 人

本事業により得られた成果

当商工会議所窓口相談のほか、 「経営に関する知識・ノウハウ」や「経営者としての心構え」のほか、「外部・内部環境分析」および「マーケティング」等、創業に必要な実務のポイントとビジネスモデルの構築、創業計画書の作成についてワーキングや専門家による講義を行うことで、創業意欲の向上を図るとともに創業希望者の早期創業の実現に繋がる支援ができた。

(ｻ)　各種共済・保険制度事業

a　ふれあい共済≪引受会社：アクサ生命保険㈱≫

区分	事業所数	0.5口	1口	1.5口	2口	3口	4口	人数計	口数計	総保険金契約高
R3. 3.31	1,446件	631人	2,896人	215人	698人	77人	83人	4,600人	5,493口	659,160万円
R4. 3.31	1,415件	609人	2,834人	230人	686人	78人	83人	4,520人	5,421口	650,580万円

b　個人保険（総合保険等）≪引受会社：アクサ生命保険㈱≫

(a)　大型共済

区 分	加入者数	総保険金契約高
Ｒ３．３．３１	９６人	９６，８４０万円
Ｒ４．３．３１	８５人	８６，２９０万円

(b)　個人年金プラン

区 分	加入者数	総基本年金額
Ｒ３．３．３１	４６人	３，０６４万円
Ｒ４．３．３１	４３人	２，９４４万円

(c)　終身保障プラン「事業承継含」

区 分	加入者数	総保険金契約高
Ｒ３．３．３１	２８７人	１９４，６３１万円
Ｒ４．３．３１	２６７人	１８１，６４０万円

(d)　フリー設計プラン

区 分	加入者数	総保険金契約高
Ｒ３．３．３１	２７人	１８，８８６万円
Ｒ４．３．３１	２５人	１７，８６４万円

(e)　エスリー

区 分	加入者数	総保険金契約高
Ｒ３．３．３１	９人	２，３５０万円
Ｒ４．３．３１	９人	２，３５０万円

(f)　総合保険

区 分	加入者数	総保険金契約高
Ｒ３．３．３１	２，４５６人	２７５，３２８万円
Ｒ４．３．３１	２，３４０人	２４２，６９５万円

(g)　低払いもどし金型保険

区 分	加入者数	総保険金契約高
Ｒ３．３．３１	３７５人	８２５，３４５万円
Ｒ４．３．３１	３５０人	７５５，８９９万円

(h)　変額個人年金保険

区 分	加入者数	総保険金契約高
Ｒ３．３．３１	４人	３６８万円
Ｒ４．３．３１	４人	３６８万円

(i)　年払総合保険

区 分	加入者数	総保険金契約高
Ｒ３．３．３１	３８８人	１，１８３，５９５万円
Ｒ４．３．３１	３９９人	１，１３２，７５５万円

(j)　個人扱総合保険

区 分	加入者数	総保険金契約高
Ｒ３．３．３１	９人	４，６７０万円
Ｒ４．３．３１	７人	３，６８０万円

(k)　生活障害保険

区 分	加入者数	総保険金契約高
Ｒ３．３．３１	５３人	７３，２０９万円
Ｒ４．３．３１	４８人	６７，８０１万円

(l)　ガン治療保険

区 分	加入者数	総保険金契約高
Ｒ３．３．３１	６４０人	５，８９１万円
Ｒ４．３．３１	７０４人	６，２８５万円

(m)　定期保険郡集団

区 分	加入者数	総保険金契約高
Ｒ３．３．３１	３１３人	７８５，０１５万円
Ｒ４．３．３１	３１０人	７９３，６６７万円

(n)　ユニット・リンク保険

区 分	加入者数	総保険金契約高
Ｒ３．３．３１	７６６人	４６５，６８２万円
Ｒ４．３．３１	８７１人	６０１，４９２万円

㈢　損害保険加入促進事業

a　業務災害補償プラン〈取扱会社：東京海上日動火災保険㈱ほか４社〉

保有件数　４７８件

b　ビジネス総合保険〈取扱会社：あいおいニッセイ同和損害保険㈱ほか４社〉

保有件数　３７３件

c　休業補償プラン〈取扱会社：東京海上日動火災保険㈱ほか３社〉

保有件数　１６０件

d　情報漏えい賠償責任保険〈取扱会社：三井住友海上火災保険㈱ほか５社〉

保有件数　１３件

e　中小企業海外ＰＬ保険〈取扱会社：損害保険ジャパン㈱ほか２社〉

保有件数　１件

f　海外危機対策プラン〈取扱会社：アクサ・アシスタンスジャパン㈱〉

保有件数　１件

g　集団扱自動車保険　〈取扱会社：あいおいニッセイ同和損害保険㈱ほか５社〉

手数料収入額　１，８４５，００８円

㈣　特定退職金共済制度（引受保険会社：アクサ生命保険㈱ほか３社）

管内事業所の従業員を対象とする退職金制度の運営により、事業所の福利厚生を支援した。

区分	加入事業所数	加入者数	加入口数
Ｒ３．３．３１	３２４件	２，１９５人	１４，５１８口
Ｒ４．３．３１	３１１件	２，１３９人	１４，０６０口

㈤　ふれあい共済福祉・還元事業

a　春の巡回健康診断（成人病、一般健診）

(a)　健診機関　宇都宮東病院健康推進事業部、宇都宮記念病院総合健診センター

(b)　実 施 日　宇都宮東病院：令和３年６月１４日（月）・１９日（土）・２５日（金）

宇都宮記念病院：令和３年６月２１日（月）・２２日（火）・２３日（水）

(c)　受診者数　宇都宮東病院１６６人・宇都宮記念病院７１人　計２３７人

(d)　検診内容　診察、Ｘ線検査、循環器検査、生理検査、尿検査、血液学検査、身体測定、視聴覚検査、便検査など

b　秋の巡回健康診断（成人病、一般健診）

(a)　健診機関　宇都宮東病院健康推進事業部、宇都宮記念病院総合健診センター

(b)　実 施 日　宇都宮東病院：令和３年１０月　５日（火）・１６日（土）・２２日（金）

宇都宮記念病院：令和３年１０月２５日（月）・２６日（火）・２７日（水）

(c)　受診者数　宇都宮東病院　２１１人・宇都宮記念病院　８５人　計２９６人

(d)　検診内容　診察、Ｘ線検査、循環器検査、生理検査、尿検査、血液学検査、身体測定、視聴覚検査、便検査など

c　日帰り人間ドック検診（成人病）

(a)　実 施 日　令和３年４月１日（木）から随時実施

(b)　健診機関　宇都宮東病院健康推進事業部、宇都宮記念病院総合健診センター

(c)　受診者数　宇都宮東病院　２４人・宇都宮記念病院　３３人　計５７人

(d)　検査内容　診察、身体測定、視聴覚検査、循環器検査、呼吸器検査、消化器検査、肝機能検査、腎機能検査、膵機能検査、血液学検査、脂質代謝、免疫学血、清糖代謝、尿酸、検便、腹部超音波検査、甲状腺、前立腺、血液型、腫瘍マーカー３項目、直腸検査、婦人科検査、骨密度検査など

d　日帰りバスツアー

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施しなかった。

本事業により得られた成果

労働安全衛生法に基づくサービスを実施することにより、会員事業所の健康な職場環境づくりを支援することができた。

(ｿ)　事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援事業

市内事業者が地震や台風、新型コロナウイルス感染症など予期せぬ災害によって事業継続が困難となる事態を避けるため、当商工会議所で、事業継続計画（Business Continuity Plan、以下ＢＣＰと略）策定支援事業を行い、不測の事態に強い企業作りを支援することを目的に、栃木県、東京海上日動火災保険㈱、（一社）栃木県商工会議所連合会との共催によるＢＣＰ策定支援セミナーを開催したほか、専門家の派遣を実施した。

a　ＢＣＰ策定支援セミナーの開催

日　　時　令和３年８月２４日（火）午後２時～午後３時３０分

会　　場　当商工会議所　大会議室

（会場とオンライン視聴のハイブリッド形式にて開催）

受講者数　９社１２人

内　　容　講演「ＢＣＰの必要性について」

講　　師　東京海上日動火災保険㈱宇都宮支社　支社長代理　遠谷　雅博　氏

b　ＢＣＰ策定専門家派遣　１件

本事業により得られた成果

地震や台風のほか、新型コロナウイルス感染症等の予期せぬ災害が生じている昨今において、ＢＣＰ策定がいかに重要であるかを啓蒙することにより、企業のＢＣＰ策定の機運醸成に繋げることができた。

(ﾀ)　健康経営推進事業

a　健康経営実務担当者フォーラムの開催

日　　時　令和３年４月２１日（水）午後２時～午後４時

会　　場　当商工会議所　大会議室

主　　催　アクサ生命保険㈱宇都宮支社

共　　催　当商工会議所

参加者数　３社３人

テ ー マ　「健康経営」と「働き方改革」～持続可能な健康経営にするために～

講　　師　㈲ピージェイハーベスト　代表取締役　沖倉　功能　氏

b　当商工会議所会報誌「天地人（令和３年１０月号）」にて特集記事掲載

c　健康経営優良法人２０２２の申請・登録

d　窓口相談・巡回時に各種情報を提供

本事業により得られた効果

会員事業所等に対し健康経営の必要性を周知するとともに、取り組み事例を紹介することで導入を支援した。

また、健康経営を普及する立場である当商工会議所の健康経営を推進し、職員の健康づくりに努めた。

(ﾁ)　障がい者・高齢者の雇用促進事業

企業の障がい者雇用に対する理解を深めるため、助成金情報の提供や障がい者教育の現状報告と教育活動の現場を見学した。

a　障がい者雇用促進セミナーの開催

日　時　令和３年１２月８日（水）　午前の部　午前１０時～正午

午後の部　午後１時３０分～午後３時１０分

会　場　栃木県立特別支援学校　宇都宮青葉高等学園

参加者　３２人（２７社）　午前の部　１４人（１３社）

午後の部　１８人（１４社）

内　容

①　宇都宮青葉高等学園の紹介

講　師：栃木県立特別支援学校　宇都宮青葉高等学園
就労支援部長　服部　隆志　氏

② 障害のある方と働くために

講　師：宇都宮圏域障害者就業・生活支援センター
主任就業支援担当　見目　収　氏
就業支援担当　阪本　晃　氏

③ 事例発表

講　師：㈱オータニ
執行役員　人事部　部長　大谷　順一　氏

④ 宇都宮青葉高等学園の見学

b 障がい者就労移行支援事業所見学会

日　時　令和３年１１月２４日（水）、１１月２５日（木）
午前の部　午前１０時～午前１１時４０分
午後の部　午後１時３０分～午後３時１０分

会　場　宇都宮市総合福祉センター

参加者　１７人（１２社）
① １１月２４日午前の部　４人（３社）
② １１月２４日午後の部　２人（２社）
③ １１月２５日午前の部　３人（３社）
④ １１月２５日午後の部　８人（６社）

主　催　宇都宮市

共　催　当商工会議所、栃木労働局

内　容　宇都宮市総合福祉センターにて栃木労働局　宇都宮公共職業安定所より障がい者雇用について説明があった後、下記障がい者就労支援事業所へ移動し見学。
① チャレンジドジャパン宇都宮センター
② ウェルビー宇都宮センター
③ あすラボ

c 障がい者就職ガイダンス

日　時　令和４年１月２０日（木）　第一部　午前１０時～午後０時３０分
第二部　午後１時３０分～午後４時

会　場　宇都宮市南図書館　サザンクロスホール

参加企業　９社

参加者　７５人

主　催　宇都宮市

共　催　当商工会議所、栃木労働局

内　容　就職を希望する障がいのある方が希望企業ブースに参加し、各会３０分で会社概要や選考スケジュール等の各企業の説明を受けた。各回終了後、次の希望企業ブースへ移動し、次の説明会に参加した。各部計４回企業説明会は行われた。

d　障がい者就労体験事業

日　時　①　令和４年３月３日（木）～４日（金）

②　令和４年３月１０日（木）～１１日（金）

③　令和４年３月９日（水）～１０日（木）

④　令和４年３月２３日（水）～２４日（木）

協力企業　２社

参加者　４人（各日時１人ずつ参加）

内　容　①　農地の耕作、野菜の種付け作業（令和４年３月３日（木）～４日（金）および令和４年３月１０日（木）～１１日（金））

②　本社ビルの清掃作業（令和４年３月９日（水）～１０日（木）および令和４年３月２３日（水）～２４日（木））

本事業により得られた成果

企業の障がい者雇用の現状や雇用に対する理解を深めることができた。

(ツ)　女性の活躍促進支援事業

女性が働き続けキャリアアップするため、また誰もが働きやすい職場環境づくりを実現するためのセミナーを開催した。

なお、「企業と自分を『育てる』３つの講座」の１つ目「若手社員の定着率を上げるマネジメント」は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施しなかった。

a　企業と自分を『育てる』３つの講座

(a)　若手社員の定着率を上げるマネジメント

日　　時　令和３年９月２５日（土）午後２時～午後４時

主　　催　宇都宮市

共　　催　当商工会議所

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施しなかった。

(b)　人生 100 年時代　今後のキャリアを考える

日　　時　令和３年１０月２日（土）午後２時～午後４時

会　　場　男女共同参画推進センター　アコール

参加者数　７人

講　　師　あしぎん総合研究所　上席研究員　野内　比佐子　氏

主　　催　宇都宮市

共　　催　当商工会議所

(c)　オンラインを活用しよう！初めてのZoom使い方講座

日　　時　令和３年１０月９日（土）午後１時３０分～午後３時３０分

会　　場　男女共同参画推進センター　アコール

参加者数　２２人

講　　師　㈱ドコモCS栃木支店

主　　催　宇都宮市

共　　催　当商工会議所

b　女性活躍促進講座

(a)　組織を成長させる今やるべき女性活躍促進とは！

日　　時　令和３年１１月１９日（水）午後１時３０分～午後３時

開催方式　ハイブリッド

参加者数　１７人

講　　師　㈱wiwiw　代表取締役会長　山極　清子　氏

主　　催　当商工会議所

本事業により得られた成果

女性活躍推進法をはじめとするさまざまな分野の知識を得ることで、ワークライフバランスを保ちながら女性が働き続けキャリアップし、また誰もが働きやすい職場環境づくりの一助となった。

(ｱ)　市内大学と中小企業とのマッチング支援事業

宇都宮共和大学シティライフ学部３年生を対象に、働くことへの関心を高めるとともに、市内中小・小規模企業の経営実態や魅力を紹介することで、地元への関心と郷土愛を育むことを目的として構築されたキャリア関連科目「企業研究」の実施にあたり、当商工会議所職員および当商工会議所青年部員が講師を務めた。

実施日	テーマ	受講者数	講　師
６月７日（月）	宇都宮の中小企業	５１人	当商工会議所 地域振興部 次長 松本 泰宏
10月18日（月）	中小企業経営者講話①	４７人	７ C firm 代表　高橋　邑伍（中小企業診断士）

11 月 15 日（月）	中小企業経営者講話②	４５人	税理士法人赤津総合会計 所長代理　赤津　剛史（税理士）
12 月 13 日（月）	中小企業経営者講話③	５３人	㈱bis 代表取締役　越石 直子

本事業により得られた成果

本講義の実施により、自己分析を通して自分の適正について考えるとともに、今後の就職活動に向けて地元企業の魅力への気づきを促すことで、働くことに対する意識を高めることに繋げることができた。

(ト)　外国人雇用促進支援事業

a　外国人雇用促進支援セミナー

日　　時　令和４年３月１６日（水）午後１時３０分～午後３時

会　　場　当商工会議所　大会議室

受講者数　１４人（会場受講：６人、オンライン受講：８人）

内　　容　ウィズ・アフターコロナにおける外国人雇用の事例と気をつけるべきポイント！

講　　師　行政書士事務所 ISA パートナーズ　代表　行政書士　井上　尉央　氏

本事業により得られた成果

外国人雇用に関する業種ごとの事例や在留資格のポイント等の知識を深めることで、外国人雇用の促進に寄与した。

(チ)　宇都宮珠算連盟の支援

日本商工会議所および日本珠算連盟が行う各種検定試験、珠算および暗算の競技大会を実施するとともに、宇都宮市が主催するイベントへの参加やホームページ作成によるＰＲ広告等を行い、珠算･暗算等の啓蒙活動を行った。

本事業により得られた成果

コロナ禍の中でも感染対策を講じて活動し、連盟活動と検定試験等のＰＲに努め、そろばんの認知度を高めることに繋がった。

(ニ)　電子証明書の割引販売制度

a　取扱件数　11 件

b　事業経緯

平成１５年　日本商工会議所ビジネス認証（電子証明書発行）サービス開始

平成２２年　日本商工会議所ビジネス認証（電子証明書発行）サービス終了

平成２３年　日本商工会議所提携先２社の会員割引クーポン券の発行開始

本事業により得られた成果

電子証明書割引販売制度での会員割引クーポン券を発行することで、会員企業の電子化に繋げることができた。

(ヌ)　支援体制強化情報ネットワーク推進整備事業（日経テレコン２１の活用）

本事業で利用している「日経テレコン」を、当商工会議所職員が経営指導等で活用し、事業者の経営改善に役立てた。

(ネ)　エコアクション２１認証・登録制度

（一財）持続性推進機構に認定された「地域事務局とちぎ」として、エコアクション２１認証・登録制度の普及啓発を目的として実施した。

a　エコアクション２１普及戦略会議の開催

日　　時　令和３年７月２１日（水）午前１０時３０分～午前１１時３０分

会　　場　当商工会議所　常議員会室

出席者数　地域運営委員　５人

議　　事　第１号議案　令和２年度事業報告について

第２号議案　令和２年度収支決算報告について

第３号議案　委員長選任について

第４号議案　令和３年度事業計画（案）について

第５号議案　令和３年度収支予算（案）について

報告事項　令和２年度エコアクション２１地域事務局とちぎの現況について

運営委員

役　　名	氏　　名	企業・団体名	役　職　名
委員長	仲　田　俊　夫	仲田総業㈱	代表取締役会長
副委員長	安　齋　　幸	トランセンス㈱	代表取締役
委　　員	渡　邊　重　宣	NPO法人栃木県環境カウンセラー協会	理事
委　　員	秋　場　泉　介	NPO法人栃木県環境カウンセラー協会	理事
委　　員	久　保　昌　幸	公益財団法人栃木県環境保全公社	理事長
委　　員	野　中　寿　一	栃木県環境森林部気候変動対策課	課長

b　エコアクション２１自治体イニシアティブ・プログラムの開催

日　時　令和３年１１月１８日（木）午後１時３０分～午後４時３０分

令和３年１２月１６日（木）午後１時３０分～午後４時３０分
令和４年　１月２０日（木）午後１時３０分～午後４時３０分
令和４年　２月１７日（木）午後１時３０分～午後４時３０分

会　場　当商工会議所　大会議室

参加者　１２社

講　師　栃木県環境カウンセラー協会　所属
エコアクション２１審査員　今井　信行　氏
エコアクション２１審査員　渡邊　重宣　氏
エコアクション２１審査員　中井　嘉一郎　氏
エコアクション２１審査員　曽我部　二郎　氏
エコアクション２１審査員　岡崎　浩司　氏

内　容　参加者を業種別に５グループに分け、エコアクション２１の概要から認証取得に向けてのセミナーを実施した。（上記審査員５人で５グループを担当）

本事業により得られた成果

（一財）持続性推進機構からの委託を受け、環境経営を促進し、持続可能な社会の実現に向けた環境マネジメントシステム「エコアクション２１」について、広報活動やセミナーの開催等による普及・啓発や個別対応による認証登録支援を行った。

なお、「エコアクション２１普及セミナー」、「エコアクション２１審査員力量向上研修会」は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催しなかった。

令和３年度の認証登録等の審査申込受付件数は８７社（登録審査２社・中間審査５０社・更新審査３５社）で、事業者の環境経営システムの構築支援及び環境経営意識の高揚に繋がった。

(ﾉ)　ＥＣＯうつのみや２１認定証交付事業

宇都宮市内の事業所が自主的・積極的な環境経営活動に容易に取り組めるように、環境経営マネジメントシステムであるＩＳＯ１４００１やエコアクション２１のＰＤＣＡサイクルを参考とした簡易な宇都宮市独自の制度を構築し、「循環型企業経営」による持続可能な社会の実現を目指すとともに、より高度な環境経営マネジメントシステムへのステップアップを図ることを目的として実施した。

a　認定委員会

持ち回りによる認定委員会の実施　３回

審査事業所　　２４社（新規登録２社・中間１３社・更新９社）

新規登録事業所　２社

b　認定委員

役　　名	氏　　名	企　業　名	役　職　名
委 員 長	仲　田　俊　夫	仲田総業㈱	代表取締役会長
副委員長	安　齋　　幸	トランセンス㈱	代表取締役
委　　員	早　川　光　彦	宇都宮市	環境政策課長

本事業により得られた成果

制度の普及・認証を推進することによって、事業所の環境経営活動に対する意識改革を醸成し、「循環型企業経営」による持続可能な社会の実現を目指すとともに、より高度な環境経営マネジメントシステムへのステップアップを図る事業所の自主的な取り組みに繋がった。

㈧　ＳＤＧｓ推進事業

市内事業者がＳＤＧｓを推進するにあたり、経営への活用や取り組みを支援することを目的に、三井住友海上火災保険㈱との共催によりＳＤＧｓ普及セミナーを開催し、具体的な取り組み内容や栃木県が創設した「とちぎＳＤＧｓ推進企業登録制度」の紹介を行ったほか、個別相談を希望する企業に専門家の派遣を実施した。

a　ＳＤＧｓ普及セミナーの開催

日　　時　令和４年２月２４日（木）午後１時３０分～午後３時

会　　場　当商工会議所　大会議室

（会場とオンライン視聴のハイブリッド形式にて開催）

受講者数　２５社３２人

内　　容　第一部「中小企業の持続可能な成長にＳＤＧｓをどう活用するか」

第二部「とちぎＳＤＧｓ推進企業登録制度について」

講　　師　第一部　三井住友海上火災保険㈱経営サポートセンター

経営リスクアドバイザー　目黒　ゆかり　氏

第二部　（公財）栃木県産業振興センター　新産業育成グループ

グループリーダー　枝野　龍之　氏

b　個別相談専門家派遣　４件

本事業により得られた成果

ＳＤＧｓを推進したいが何から始めたらよいか分からない市内事業者に向けて、企業におけるメリットや取り組み方法について分かりやすく伝えることにより、企業のＳＤＧｓ推進の機運醸成を図るとともに、とちぎＳＤＧｓ推進企業登録制度の普及促進に繋げることができた。

イ　地域経済の活性化

(ｱ)　中心商業地新規出店促進事業（空き店舗対策事業）

宇都宮市が制定した「宇都宮市中心商業地出店等促進事業補助金」の運用を行い、中心市街地での開業を支援した。

	令和３年度	(参考)平成15年度～令和２年度までの累計
相談件数	１３１件	１，９１６件
認定件数	１８件	４９８件
１　業種内訳		
(1)　小売業	０件	１３６件
(2)　飲食業	１５件	２６４件
(3)　サービス業	３件	７５件
(4)　医療・教育	０件	５件
(5)　カクテル専門店	０件	１４件
(6)　その他	０件	４件
２　認定件数のうち、大谷石蔵活用	０件	６件
３　認定件数のうち、特例加算件数		
(1)　おもてなしコーナーの設置	０件	２８件
(2)　バリアフリー仕様の店づくり	０件	１３件
(3)　夜間照明設備の設置	２件	４１件
(4)　大谷石活用（平成２９年度まで）	０件	２７件

a　空き店舗数

(a)　令和３年４月　２７件

(b)　令和３年７月　２４件

(c)　令和３年１０月　２３件

(d)　令和４月１月　２４件

(e)　令和４年３月　２４件

※空き店舗の推移は、（特非）宇都宮まちづくり推進機構の空き店舗調査の数値である。

※空き店舗調査の空き店舗とは、店舗用および事務所用合算の数値である。

※空き店舗の件数は、所有者および管理者が公開を許可した物件の数値である。

※空き店舗全体には、高層ビル等の上層部の空き店舗も含む数値である。

※中心商業地新規出店促進事業補助金の認定件数と、空き店舗調査の数値とでは、必ずしも一致しない。

本事業により得られた成果

出店希望者に対し、開店資金（内外装改造費用）の支援ができたことにより、新規出店の促進および中心商業地の賑わいづくりに繋げることができた。

(ｲ)　宇都宮市商店街連盟支援事業

宇都宮市商店街連盟の事務局として、事業計画を円滑に推進し、全市的な商店街の活性化を支援した。

a　定期総会の実施

実施日　令和３年５月３１日（月）

書面表決者　４８人

内　容　令和２年度　事業報告並びに収支決算報告について

令和３年度　事業計画並びに収支予算について

宇都宮市商店街連盟規約の一部改正について

b　研修会・説明会・報告会の実施

(a)　第１回目

日　時　令和４年３月１５日（火）午後７時～午後８時１０分

会　場　当商工会議所　大会議室

出席者　９人

内　容　「商店街来街者実態調査」について

説明者：当商工会議所職員、須田経営相談所　須田　秀規　氏

(b)　第２回目

日　時　令和４年３月１６日（水）午前１１時～午前１１時５５分

会　場　当商工会議所　大会議室

出席者　１１人

内　容　「商店街来街者実態調査」について

説明者：当商工会議所職員、須田経営相談所　須田　秀規　氏

(c)　第３回目

日　時　令和４年３月２９日（火）午後７時～午後８時

会　場　当商工会議所　大会議室

出席者　９人

内　容　「商店街若手リーダー育成事業」および「補助金の上手な活用方法」について

説明者　当商工会議所職員、㈱ＵＩ志援コンサルティング　伊藤　一嘉氏

c　宮の市（商業祭）への協力（主催　宮の市（商業祭）実行委員会）

令和３年１１月２５日（木）～令和４年２月２８日（月）に開催された「宮の市（商業祭）」について、各種事業（黄ぶな開運オンライン抽選会、黄ぶな大明神設置等）について周知し、加盟商店街および賛助会員に、宮の市（商業祭）への参画を促し、各商店街・賛助会員における消費喚起等に繋げた。

d　商店街情報化推進事業の実施

ホームページの管理・運営により、商店街や商店街イベント情報の発信を行い、周知ＰＲを図った。

e　情報提供、各種商店街等支援

宇都宮のプロスポーツチーム３団体（宇都宮ブレックス、宇都宮ブリッツェン、栃木ＳＣ）と宇都宮市商店街連盟とで意見交換会を実施した。

(a)　日　　時　令和３年９月２８日（火）午後３時～午後４時２０分

会　　場　当商工会議所　常議員会室

出席者数　１１人（プロスポーツチーム５人、商店街連盟正副会長６人）

内　　容　「プロスポーツチームの活動状況や商店街との協力連携」について意見交換を行い、各団体との連携強化を行った。

f　その他

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国・市・県の補助事業や施策に関する情報提供を随時実施した。

本事業により得られた成果

本年も引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける中で、商店街活動を自粛せざるを得ない各商店街に対して、オンライン抽選会事業（宮の市（商業祭））の参画を促したり、商店街とプロスポーツチームとの連携強化を図る意見交換会をはじめて実施するなど、商店街活性化への契機と各店舗への消費喚起支援へ繋げることができた。

(ｳ)　得する街のゼミナール“まちゼミ”事業

各店舗の商店主が講師となり、プロならではの専門的な知識や情報、コツを無料で受講者（お客様）に伝える少人数制のゼミ「まちゼミ」を開催することで、個店や店主のファンづくりに繋げ、ひいては固定客の獲得や売上増加に結び付けることを目的に実施した。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、実店舗での開催（対面講座）のほか、オンラインによる講座も開催した。

a　第１１回宇都宮まちゼミ

開催期間　令和３年１１月１日（月）～１１月３０日（火）

参加店舗　２５店舗

開設講座　３１講座（対面講座２４講座、オンライン講座４講座、対面・オンラインのハイブリッド講座３講座）

受講者数　１４３人

本事業により得られた成果

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、参加店舗や受講者が大幅に減少したが、受講者は、「まちゼミ」を通じ、自店を知るきっかけとなったことから、参加店にとって、今後の固定客の醸成と売上増加への契機となることに繋げることができた。

(ｴ)　工業団地役員との交流事業

a　瑞穂野工業団地（協）役員と当商工会議所役員との交流会については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施しなかった。

b　（一社）宇都宮工業団地総合管理協会および（一社）清原工業団地総合管理協会役員と当商工会議所役員との交流会については、３月７日（月）に開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施しなかった。

(ｵ)　商店街若手リーダー育成事業

宇都宮市商店街連盟との連携により、次代を担う商店街組合員または役員候補者等を「商店街若手リーダー」として商店街から推薦してもらい、その資質を高める研修会を実施するにあたり、宇都宮市商店街連盟加盟商店街（会）の会長（理事長）に対して、事業説明会を補助金のセミナーとともに実施した。

a　説明会

日　時　令和４年３月２９日（火）午後７時～午後８時

会　場　当商工会議所　大会議室

説明者　当商工会議所職員

㈱ＵＩ志援コンサルティング

代表取締役　伊藤　一嘉　氏（中小企業診断士）

本事業により得られた成果

宇都宮市商店街連盟加盟商店街(会)の会長（理事長）に対して、アドバイザーとして次年度以降講師となってもらう伊藤診断士をセミナー形式で紹介することで、事業の主旨をよりよく理解してもらうとともに、商店街若手リーダーの発掘に繋がる一助となった。

(ｶ)　産業経営改善支援事業

商店街が抱える問題および課題に対し、専門家を派遣し、研修会を開催することで解決に結

びつけた。

a　宇都宮中心商店街みやヒルズ活性化委員会研修会

実 施 日　令和４年３月８日（火）

会　　場　オリオンＡＣぷらざ

テ ー マ　補助金の上手な活用方法について

講　　師　㈱ＵＩ志援コンサルティング　代表取締役　伊藤　一嘉　氏(中小企業診断士)

参加者数　６人

b　令和３(2021)年度「商店街来街者実態調査」報告会

実 施 日　令和４年３月１５日（火）

会　　場　当商工会議所　２階　大会議室

テ ー マ　商店街来街者実態調査の結果報告について

講　　師　須田経営相談所　須田　秀規　氏(（一社)栃木県中小企業診断士会　会長)

参加者数　９人

c　令和３(2021)年度「商店街来街者実態調査」報告会

実 施 日　令和４年３月１６日（水）

会　　場　当商工会議所　２階　大会議室

テ ー マ　商店街来街者実態調査の結果報告について

講　　師　須田経営相談所　須田　秀規　氏(（一社)栃木県中小企業診断士会　会長)

参加者数　６人

d　「商店街若手リーダー育成事業」及び「補助金の上手な活用方法」について

実 施 日　令和４年３月２９日（火）

会　　場　当商工会議所　２階　大会議室

テ ー マ　補助金の上手な活用方法について

講　　師　㈱ＵＩ志援コンサルティング　代表取締役　伊藤　一嘉　氏(中小企業診断士)

参加者数　９人

本事業により得られた成果

商店街が抱える課題を抽出した上で、ニーズに合わせた専門家派遣を行い、具体的な解決策や最新情報の提供をすることにより、課題解決の一助となることができた。

(ｷ)　中心市街地広域ソフト支援事業

a　（特非）宇都宮中心商店街活性化委員会支援事業

バンバ地域の９商店街や各種団体が共同して行う活性化事業を支援した。

(a)　中心商店街イルミネーション２０２１

期　間　令和３年１１月１８日（木）～令和４年１月１６日（日）
午後５時～午後１０時

会　場　バンバ市民広場、大通り

内　容　街路樹やアーケード下、店頭をイルミネーションで飾る。

(b)　委員会開催状況

原則月１回四役会議を開催

b　宇都宮中心商店街みやヒルズ活性化委員会支援事業

中心商店街西地域の４つの商店街と１大型店が共同して行う活性化事業を支援した。

(a)　ホームページ事業

内　容　当活性化委員会の活動状況のＰＲなど

(b)　アロハハワイアンフェス事業（宇都宮アロハハワイアンフェス）

実施日　令和３年５月２９日（土）

会　場　オリオンスクエア

内　容　フラダンス教室（愛好会等）の方々や、ハワイアンバンドによる舞台発表の実施

(c)　委員会開催状況

No.	年月日	内　容
1	R3. 4.13 (火)	会議 １　令和２年度事業報告並びに決算報告について ２　令和３年度組織体制について ３　令和３年度事業計画並びに予算について ４　令和３年度におけるイベント開催について ５　その他（新型コロナウイルス感染症モニタリングについて）
2	R3. 5.14 (金)	会議 １　アロハハワイアンフェス事業について ２　その他（東武馬車道通りの空間活用について）
3	R3. 7.8 (木)	会議 １　アロハハワイアンフェス収支決算について ２　#街中ブレックス　プロジェクトについて ３　栃木コミュニティ情報番組「トチコミ」について ４　その他（みやの盆踊りについて）
4	R3. 12.9 (木)	会議 １　令和４年度の事業について ２　その他（オープンカフェについて）

本事業により得られた成果

「宇都宮中心商店街活性化委員会」と「宇都宮中心商店街みやヒルズ活性化委員会」の各種会議やイベントに参加し、イベント経費の一部補助などを行うことで、円滑な広域イベントへの支援につなげ、中心市街地の活性化に寄与することができた。

(ｸ)　宇都宮市中心市街地活性化協議会への参画

第３期宇都宮市中心市街地活性化基本計画（令和２年４月～令和７年３月（５カ年））に基づく各種事業に参画した。

a　会議等

開催年月日	会　場	内　容
R3. 7.28 （水）	当商工会議所 大会議室	総会 １　令和２年度事業報告および収支決算について ２　令和３年度事業計画（案）および収支予算(案)について ３　役員の選任について

b　事業

(a)　街中マネジメント事業の実施

①　プレイスメイキングデイズ in 宇都宮

日　時　令和３年１１月１０日（水）正午～午後５時

令和３年１１月１１日（木）午前１０時～午後５時

会　場　オリオンスクエア

内　容

㋐　プレイスメイキング及びプレイスメイキング宇都宮の取り組み（パネル展示）

㋑　プレイスメイキングワークショップ

②　プレイスメイキングウィーク宇都宮２０２２

日　時　令和４年２月１７日（火）午後１時～午後６時３０分

会　場　オンライン

内　容

㋐　オープニングセッション

㋑　全国中心市街地再生ケーススタディ

㋒　宇都宮プレイヤーが議論する今後の宇都宮中心市街地

(b)　事業化支援制度「宇都宮街なか元気プロジェクト」の活用促進

本事業により得られた成果

当協議会の各種事業に参画することにより、中心市街地の活性化に寄与することができた。

(ｹ)　宇都宮市おもてなし推進委員会の支援

おもてなし推進・観光客の誘致を図り、宇都宮市全体の活性化と商工業の発展に繋げることを目的に、宇都宮市おもてなし推進委員会が実施する事業を支援した。

a　会議への参加

(a)　宇都宮市おもてなし推進委員会総会

実施日　令和３年７月３０日（金）

内　容　令和２年度事業報告について

令和２年度収支決算について

令和３年度事業計画（案）について

令和３年度収支予算（案）について

(b)　第１回おもてなし普及啓発部会

実施日　令和３年７月３０日（金）

会　場　当商工会議所　大会議室

内　容　今後の取り組みについて

その他

b　実施事業

(a)　おもてなしセミナー

実施日　令和３年１２月３日（金）

会　場　宇都宮市教育センター

内　容　第一印象ブラッシュアップ

c　関係団体との連携

(a)　ＪＲ宇都宮駅との連携による特別列車（四季島）のお出迎え

実施日　令和３年１０月４日（月）

会　場　ＪＲ宇都宮駅ホーム内

内　容　ＴＲＡＩＮ　ＳＵＩＴＥ四季島のお出迎え

本事業により得られた成果

宇都宮市おもてなし推進委員会およびおもてなし普及啓発部会の会議への出席や開催事業を支援することにより、おもてなし推進・観光客の誘致を図り、宇都宮市全体の活性化と商工業の発展に寄与することができた。

(ｺ)　宇都宮市観光推進委員会への参画

当委員会は、令和２年に「宇都宮市ＤＣ推進委員会」での取り組みを継承し、観光関連団体や事業者等が一体となり、本市観光産業の振興と地域経済の活性化に寄与することを目的に設立され、当商工会議所から委員を輩出し、会議等に参画した。

a　会議等

開催年月日	会　場	内　容
R3. 6. 8 （火）	宇都宮市中央生涯学習センター 2階学習室	１　総会 (1)　議事 ア　令和２年度事業報告について イ　令和２年度収支決算について ウ　令和３年度事業計画（案）について エ　令和３年度収支予算（案）について ２　第１回企画会議 (1)　協議事項 ア　令和３年度「プレミアム観光クーポン宇都宮事業」について イ　令和３年度「三密回避旅行商品造成事業」の取組について
R3.10. 5 （火）	当商工会議所大会議室	第２回企画会議 １　報告事項 (1)　新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた観光客等の意識啓発について (2)　令和３年度「三密回避旅行商品造成事業」の進捗状況について ２　協議事項 (1)　プレミアム観光クーポン宇都宮事業について (2)　アフターコロナを見据えた取組について
R3.11.11 （木）	（書面議決）	第２回総会 １　議事 (1)　令和３年度収支予算の変更について
R4. 3.18 （金）	（書面議決）	第３回総会 １　議事

開催年月日	会　場	内　容
		(1)　「プレミアム観光クーポン宇都宮」事業の期間の延長について

b　事業

(a)　プレミアム観光クーポン宇都宮事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による観光需要の回復を図るため、取扱店舗に登録されたお店や観光施設等で使えるプレミアム付電子クーポン「プレミアム観光クーポン宇都宮」事業を実施した。

クーポンの種類	周遊券	宿泊割引付き周遊券
販売期間	令和３年１１月１２日（金）～ 令和４年５月６日（金）	令和３年１１月１２日（金）～ 令和４年５月２日（月）
利用期間	令和３年１１月１２日（金）～令和４年５月８日（日）	

(b)　三密回避旅行商品造成促進事業（除菌バスで巡る宇都宮の名所ツアー）

令和３年１２月～令和４年３月までに、市内観光地等（大谷資料館、来らっせ、若竹の杜若山農場）を巡る、三密回避などの感染症対策をしたバスツアーを実施した。

(c)　「啓発ステッカー」の作成

観光客等に対して感染拡大防止の協力メッセージを発出する「啓発ステッカー」を作成し、各観光施設等に掲出することで、観光客等と観光事業者に感染拡大防止の意識啓発を図った。

本事業により得られた成果

当委員会の各種事業と連携することにより、本市の観光振興に寄与することができた。

(ｻ)　消費喚起支援事業

大きな消費動向に係るイベントである「いちご一会とちぎ国体２０２２」の実施１年前における周知活動として、広告啓発用看板の協賛（作成設置）を行った。

a　設置期間：令和３年８月２７日～令和４年１０月３１日（予定）

b　設置場所：ＪＲ宇都宮駅西口ペデストリアンデッキ西側

c　大 き さ：縦１．５ｍ×横８ｍ

本事業により得られた成果

「いちご一会とちぎ国体」を広く周知することにより、大きな消費動向に係る「国体」の開催周知と機運の醸成に繋げることで、消費喚起の一助となった。

(ｼ)　栃木県ＬＲＴ研究会　　未実施

(ｽ)　宇都宮地域商業振興協議会支援事業

㈱東武宇都宮百貨店、㈱福田屋百貨店、宇都宮ステーション開発㈱、㈱日本エスコンプロパティ（トナリエ宇都宮）、㈱ベルモールで構成する当協議会を事務局として支援した。

開催日	会　場	内　容
R3.4.19（月）	当商工会議所 常議員会室	定例会 １　令和２年度事業報告並びに収支決算報告について ２　令和３年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について ３　各店の景況について
R3. 5.25（火）	当商工会議所 常議員会室	定例会 １　各店の景況について
R3. 6.28（月）	当商工会議所 常議員会室	定例会 １　各店の景況について ２　当商工会議所会報誌「天地人７月号」への暑中見舞い広告の掲載について
R3. 7.28（水）	東武宇都宮百貨店 バンケットルーム	定例会 １　各店の景況について ２　先進商業地視察研修会について
R3. 8.23（月）	当商工会議所 常議員会室	定例会 １　各店の景況について ２　先進商業地視察研修会について
R3. 9.28（月）	当商工会議所 常議員会室	定例会 １　各店の景況について ２　先進商業地視察研修会について
R3.10.27（水）	当商工会議所 常議員会室	定例会 １　各店の景況について ２　先進商業地視察研修会について
R3.11.17（水） ～19（金）	熊本・宮崎方面	先進商業地視察研修会 １　熊本方面

開催日	会　場	内　容
		鶴屋百貨店、サクラマチクマモト、アミュプラザくまもと、上通商店街、下通商店街 ２宮崎方面 アミュプラザみやざき、宮崎山形百貨店一番街商店街、橘通商店街
R3.11.30（火）	当商工会議所 常議員会室	定例会 １　各店の景況について ２　当商工会議所会報誌「天地人１月号」への謹賀新年広告の掲載について
R3.12.17（金）	和牛ステーキ桜	定例会 １　各店の景況について
R4. 1.28（金） （書面開催）		定例会 １　各店の景況について
R4. 2.22（火）	当商工会議所 常議員会室	定例会 １　各店の景況について
R4. 3.28（月）	当商工会議所 常議員会室	定例会 １　各店の景況について

本事業により得られた成果

当協議会を支援することで、会員相互の情報交換を通じ、本市商業の発展に寄与することができた。

(ｾ)　宿泊業利用促進支援事業（ホテル・旅館施設利用プレミアム付チケット発行事業）

宇都宮ホテル旅館（協）と連携し、新型コロナウイルスの影響により、甚大な影響が生じているホテル・旅館業界を支援し、消費喚起ひいては地域経済を活性化することを目的に、プレミアム付チケットを販売した。

a　額面・販売額　１冊あたり額面１５，０００円・販売額１０，０００円（１，０００円券×１５枚綴り）

b　発行冊数　１，２００冊

c　利用方法　宇都宮ホテル旅館（協）に加盟する２０ホテル・旅館での施設利用に伴う支払い
（レストラン等の飲食、会議室等の会場利用、宿泊など）

d　販売期間　令和３年８月２日（月）～令和４年１月１４日（金）

e　利用期間　令和３年８月２日（月）～令和４年２月２８日（月）

f　販売対象者　当商工会議所会員

g　実績

(a)　販売冊数（販売枚数）　　８７２冊（１３，０８０枚）

(b)　利用枚数　　１２，８４４枚

本事業により得られた成果

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ホテル・旅館業界は、企業や団体による各種会議・宴会の減少が相次いでいる中で、５０％のプレミアムを付与したチケットを販売することで、ホテル・旅館の施設利用を促進することができ、ホテル・旅館の持続的経営支援につなげることができた。

(ｿ)　プロスポーツチームの支援

プロスポーツチーム３団体のＰＲを行い、宇都宮市商店街連盟との連携を図るために意見交換会等を実施した。

a　宇都宮ブレックスの新聞広告協賛（シーズン戦準優勝）を行った。

b　各プロスポーツ団体のポスターを宇都宮市商店街連盟加盟商店街へ掲示依頼し、掲出した。

c　宇都宮市商店街連盟と意見交換会を実施した。

日　時：令和３年９月２８日（火）午後３時～午後４時２０分

場　所：当商工会議所２階　常議員会室

出席者：１１人（宇都宮市商店街連盟正副会長６人、ﾌﾟﾛｽﾎﾟｰﾂﾁｰﾑ５人）

内　容：商店街と各スポーツ団体との協力関係をあらためて構築した。

d　会報誌天地人へ各団体の記事掲載３回（12 月、2 月、3 月号）

e　プロスポーツ３団体との共同イベントの開催（2/5(土),2/6(日)）中止

※新型コロナウィルス感染症の急速な拡大によって中止とした。

本事業により得られた成果

プロスポーツチーム３団体のＰＲを行い、宇都宮市商店街連盟との連携を図り、協力関係を構築することで、地元愛の醸成や地域経済活性化の一助となった。

(ﾀ)　北関東三県交流事業

北関東県庁所在地商工会議所幹部職員研修会については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施しなかった。(担当幹事：当商工会議所)

(ﾁ)　農商工連携推進事業（うつのみやアグリネットワーク事業）

宇都宮市の農産物の需要拡大と産業の振興を図るため、農業と他産業との新たな連携を促進し、地域の農産物、人材、技術その他の資源を有効に結びつけ、新たな製品、販路、地域ブランド等を創出することを目的として実施した。

a　会員数　　３８９会員

b　会議の開催

(a)　運営委員会(書面)

令和２年度事業報告および収支決算について

令和３年度事業計画および収支予算について

令和３年度アグリビジネス創出促進事業の採択について

(b)　審査部会　中間報告

日　時　令和３年１０月２０日（水）午後１時３０分～午後３時５５分

会　場　当商工会議所　大会議室

内　容　令和３年度採択プロジェクトの中間報告

令和３年度採択プロジェクト（５件採択）

No.	プロジェクト名・申請者(●ﾘｰﾀﾞｰ)	プロジェクト概要
1	宮フルーツぴくるす ●㈱Cooking&Glow（商工業者） ことぶきファーム（農業者）	宇都宮市内で収穫した宮れもん・苺・いちじく・ブルーベリー・キウイ・梨の６種類のフルーツを使って「フルーツピクルス」を開発し，美容と健康に対する意識が高い30～40代の女性をターゲットに，百貨店や高級スーパーにおいて販売を行う。
2	宇都宮和らぺーにょピクルス ●㈱鹿沼グリーンファーム（農業者） ㈱Cooking&Glow（商工業者）	家庭料理の調味料として使用可能なハラペーニョピクルスを開発し，自社ＥＣサイトやポケットマルシェなどのネット販売を利用するほか，新たな販路確保を目指す。
3	とまり木　クラフトビール　プロジェクト ●とまり木（商工業者） 山﨑　章仁（農業者）	宇都宮市雀宮地区で収穫したホップとビール麦を使い，地元の人たちが消費する希少で話題性のあるクラフトビールを開発することで，地元の基幹作物を作ることによる新規就農者の確保のほか，ビールの製造

No.	プロジェクト名・申請者(●ﾘｰﾀﾞｰ)	プロジェクト概要
		を考えている業者への生ホップの販売により，新たな顧客を獲得する。
4	いちご農家がつくった“しあわせ苺ラテ” ●赤羽いちご園（農業者） ㈱コスモス食品（商工業者）	フリーズドライした規格外のいちごをブロック状にし，お湯と混ぜて作るスイーツドリンクを開発するとともに，糖質制限中でも摂取できる人工甘味料や血糖値を緩やかにするデキストリンを原材料に加え，新たな販路の獲得を目指す。
5	「和だしを使用した彩３種のトマトドレッシング ●アイファーム（農業者） たてがみ（農業者）	さまざまな出汁と３種類の宇都宮市産トマトを使用した３色(赤・黄・緑）のトマトドレッシングを開発し，百貨店や通販等での販売を目指す。

(c)　審査部会

日　時　令和４年３月２５日（金）午前９時４０分～午後２時５０分

会　場　当商工会議所　大会議室

内　容　令和４年度採択プロジェクトの審査

(ツ)　新名産品開発事業（宇都宮雷都物語）

宇都宮雷都物語のブランド力向上をはかり、地域の食品業界の発展に資するため、雷都物語商品の販売促進や地域食文化への貢献活動を行った。

a　参加メーカー１０事業所

b　宇都宮雷都物語商品１６商品（内、スーパー宇都宮雷都物語１商品、ファミリー宇都宮雷都物語１商品）

c　会議

(a)　通常総会

日　　時　令和３年６月３日（木）午後４時～午後５時

会　　場　当商工会議所　大会議室

内　　容　令和２年度事業報告および収支決算報告について

令和３年度事業計画（案）および収支予算（案）について

出席者数　８人

(b)　理事会

（第１回）

日　　時　令和３年４月３０日（金）午後１時３０分～午後２時４０分

会　　場　当商工会議所　常議員会室

内　　容　令和２年度事業報告および収支決算報告について

令和３年度事業計画（案）および収支予算（案）について

総会の開催について

出席者数　５人

（第２回）

日　　時　令和３年９月２８日（金）午前１１時～午後０時２０分

会　　場　当商工会議所　常議員会室

内　　容　実績報告について

一般向け手づくり教室の「まちゼミ」開催について

秋のイベント出店について

セミナー開催について

出席者数　５人

（第３回）

日　　時　令和３年１２月１３日（月）午後３時３０分～午後４時４５分

会　　場　当商工会議所　常議員会室

内　　容　実績報告について

視察会について

一般向け手づくり教室の開催について

ライトライン（ＬＲＴ）商標等を使ったライセンスビジネスについて

出席者数　４人

（第４回）

日　　時　令和４年３月２８日（月）午後２時～午後３時３０分

会　　場　当商工会議所　常議員会室

内　　容　実績報告について

役員改選および当協議会の今後の運営について

青源味噌㈱視察会について

令和４年度事業について

出席者数　５人

(c)　監査

日　　時　令和３年４月２２日（木）午前９時２０分～午前１０時

会　　場　㈱大橋製菓　事務所

内　　容　会計監査

出席者数　３人

(d)　審査会

（第１回）書面表決

日　　時　令和３年５月２８日（金）

内　　容　雷都物語栃木いちごジャムの内容変更

雷都物語うつのみやいちごの内容変更

雷都物語うつのみやいちごといちご街道の内容変更

（第２回）書面表決

日　　時　令和３年８月６日（金）

内　　容　雷都物語栃木いちごジャムの内容変更

d　　販促・イベント活動

(a) 開 催 日　令和３年１０月３０日（土）・１０月３１日（日）

会　　場　オリオン市民広場

内　　容　ミヤ・ジャズイン２０２１への出店

(b) 開 催 日　令和３年１１月１８日（木）

会　　場　オリオン市民広場

内　　容　うつのみやイルミネーション２０２１点灯式への出店

(c) 開催期間　令和３年１１月１日（月）～１２月１０日（金）

内　　容　第１６回うつのみや食育フェアへの協賛（オンライン開催）

e　手づくり教室（学校版）

(a)　開 催 日　令和３年６月１６日（水）

内　　容　一条中学校　手づくり味噌教室（担当：青源味噌㈱）

参加者数　３６人

(b)　開 催 日　令和３年７月７日（水）

内　　容　清原中学校　手づくり味噌教室（担当：青源味噌㈱）

参加者数　３４人

f　当商工会議所会員あて特別販売パンフレットによる販売促進

(a)　作製部数　１５，０００部

(b)　配布方法　当商工会議所会報誌「天地人（令和３年６月号・１１月号)」への折込、職員による会員巡回時配布、栃木県産業会館入居団体への配布、各種会議及び窓口およびイベント等での配布など

g　イベント配布用リーフレットの作成

(a)　作製部数　１，０００部

(b)　配布方法　各種イベントでの配布

h　視察会（延期）

実施日時　令和４年２月７日（月）午後４時～午後５時３０分

会　　場　青源味噌㈱「本社」および「しもつけ工場」

内　　容　施設および工場見学

講話　「発酵食品と健康について」

講師　青源味噌㈱　代表取締役社長　青木　敬信　氏

※新型コロナウイルス感染症拡大により次年度に延期した。

ｉ　宇都宮雷都物語商品展示

(a)　栃木県産業会館１階ロビーの常設展示（通年）

ｊ　ＳＮＳによる情報発信

ツイッターによる情報発信（@groppe_raito）

本事業により得られた成果

新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、各種イベントや情報発信を行ったが、売り上げ向上に結び付かなかった。

(ﾃ)　ザ・ビジネスモールへの運営参加

大阪商工会議所が事務局となり全国の商工会議所・商工会が共同で運営する商取引支援サイトに参加し、延べ２１社の登録があった。

本事業により得られた成果

当商工会議所会員企業のＰＲや取引機会の創出を図ることができた。

(ﾄ)　宇都宮お土産アワード事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施しなかった。

(ﾅ)　販路開拓支援事業（日本商工会議所「feel NiPPON 春 2022」への出展）

小規模事業者の販路拡大のため、東京ビッグサイトにて行われる商談型見本市（展示会）への出展支援を行ったが、新型コロナウイルス感染症への危機感等から応募がなかった。

ａ　商談会概要

名　　称　feel NIPPON 春 2022 in「第 93 回東京インターナショナル・ギフト・ショー春 2022」および「第 31 回グルメ＆ダイニングスタイルショー春 2022」

期　　間　令和４年２月８日（火）～２月１０日（木）（３日間）

会　　場　東京ビッグサイト　東展示棟

主　　催　日本商工会議所

出展商工会議所　４８商工会議所（当初５４商工会議所が出展予定であった）

㈡　うつのみや次世代産業イノベーション推進会議

宇都宮市と協力し、次世代モビリティ産業（航空宇宙、自動車、情報通信、ロボット）のネットワークをはじめ、医療・福祉分野、環境・エネルギー分野等、産学官のさまざまな連携を構築することにより、各団体間の連携強化や若者のものづくりへの関心の高まりに繋がった。

a　推進会議(第１回　書面)

議　　事　議案第一号　令和２年度事業報告
議案第二号　令和２年度収支決算
議案第三号　役員改選について
議案第四号　令和３年度事業計画（案）
議案第五号　令和３年度収支予算（案）

b　異業種交流会（第１回）

日　　時　令和３年７月１６日（金）午後６時３０分～午後８時４５分
「Open Session Friday」
会　　場　オリオンスクエア
参加者数　５０人
主　　催　宇都宮市

c　異業種交流会（第２回）

日　　時　令和３年１１月１９日（金）午後６時３０分～午後８時４５分
「Open Session Friday」
会　　場　Café ink Blue
参加者数　５５人
主　　催　宇都宮市

d　トークセッション（ハイブリッド）

日　　時　令和４年２月３日（木）
「UTSUNOMIYA INNOVATION NIGHT」
会　　場　宇都宮サテライトオフィス（CIC Tokyo 内）
参加者数　２７５人（会場５０人　オンライン２２５人）
主　　催　宇都宮市

e　推進会議(第２回)

日　　時　令和４年３月２４日（木）午後１時３０分～午後２時３０分
会　　場　当商工会議所　２階大会議室
参加者数　２０人
議　　事　議案第１号　宇都宮市における更なるイノベーション創出に向けた新たな取り組みについて
議案第２号　令和３年度会計収支決算の概算について

(ヌ)　ザ・商談！し・ご・と発掘市

関東圏の商工会議所が参加する工業系の受発注商談会（事務局：東京商工会議所）に参加し、会員企業の取引機会の創出を図った。

	令和３年度第１回
日　時	令和３年１０月８日（金）　午前１０時～午後５時
会　場	東京都立産業貿易センター　台東館（東京都台東区花川戸２－６－５）
主　催	東京、川崎、相模原、川口、さいたま、船橋、宇都宮、小山、甲府、横浜、むさし府中、名古屋、柏、浜松、日立、ひたちなか、長岡、青梅、仙台、平塚、千葉、郡山、京都、前橋、福井、三条、八王子、武蔵野、立川、水戸、堺、諏訪、下諏訪、岡谷、東大阪、広島、大阪、鹿沼商工会議所、東京都商工会連合会（３８商工会議所、１商工会連合会）
商談テーマ	金属製品、機械器具、関連業種（加工・組立・試作・供給）、樹脂成型・加工、その他関連工事
発注企業数	４７社
受注希望企業数	１５２社
エントリー	当所エントリー０社
商談件数	４１９件

	令和３年度第２回
日　時	令和４年３月４日（金）　午前１０時～午後５時
会　場	東京都立産業貿易センター　浜松町館　４階（東京都港区海岸１－７－１）
主　催	東京、川崎、相模原、川口、さいたま、船橋、宇都宮、小山、甲府、横浜、むさし府中、名古屋、柏、浜松、日立、ひたちなか、長岡、青梅、仙台、平塚、千葉、郡山、京都、前橋、福井、三条、八王子、武蔵野、立川、水戸、堺、諏訪、下諏訪、岡谷、東大阪、広島、大阪、鹿沼商工会議所、東京都商工会連合会（３８商工会議所、１商工会連合会）
商談テーマ	金属製品、機械器具、関連業種（加工・組立・試作・供給）、樹脂成型・加工、その他関連工事
発注企業数	５８社
受注希望企業数	１６３社
エントリー	当所エントリー１社
商談件数	４１１件

本事業により得られた成果

広域の商工会議所と連携し、工業系会員事業所に対し商談機会を提供することができた。

(ﾈ)　食品業界交流会事業

地域食品関連産業の活性化、食文化の向上を図るため、関連企業の交流事業を支援した。

a　会員　２１事業所

b　会議

(a)　通常総会

日　　時　令和３年６月１０日（木）午後４時～午後５時

会　　場　当商工会議所　大会議室

内　　容　令和２年度事業報告および収支決算報告について

令和３年度事業計画（案）および収支予算（案）について

情報交換

出席者数　１２人

(b)　役員会

（第１回）

日　　時　令和３年４月３０日（金）午後３時～午後４時１０分

会　　場　当商工会議所　常議員会室

内　　容　令和２年度事業報告および収支決算報告について

令和３年度事業計画（案）および収支予算（案）について

通常総会の開催について

出席者数　５人

（第２回）

日　　時　令和３年１０月２５日（月）午後１時３０分～午後２時４０分

会　　場　当商工会議所　常議員会室

内　　容　研修会の実施について

視察会の実施について

会員交流会の実施について

出席者数　６人

c　会計監査

実施日時　令和３年４月２１日（水）午後１時～午後１時３０分

会　　場　㈱新三

監 査 人　高岩　英晴

d　視察会（延期）

実施日時　令和４年２月７日（月）午後４時～午後５時３０分

会　　場　青源味噌㈱「本社」および「しもつけ工場」

内　　容　施設および工場見学

講話　「発酵食品と健康について」

講師　青源味噌㈱　代表取締役社長　青木　敬信　氏

※新型コロナウイルス感染症拡大により次年度に延期した。

本事業により得られた成果

新型コロナウイルス感染症の影響により、会議やイベント開催については計画通りに行かなかったが、新たな取り組みについて構想を練ることができた。

(ﾉ)　異業種交流事業

【みやみらい２１】

異業種交流活動を通じて、個々の企業が保持している人材、技術その他の資源を有効に結びつけ、参加企業の活性化を図ることを目的として実施した。

a　参加企業　１０事業所

b　会議

(a)　役員会

日　時　令和３年５月２８日（金）午前１１時３０分～午後１時

会　場　当商工会議所　常議員会室

内　容　監査および第３４期定時総会について

出　席　４人

(b)　定時総会（書面表決）

日　時　令和３年６月１８日（金）

内　容　第３４期活動報告および収支決算報告並びに監査報告について

第３５期活動計画（案）および収支予算（案）について

第３５期役員組織（案）について

回　答　１０人

(c)　臨時役員会

日　時　令和３年８月２６日（木）午前１１時３０分～午後１時

会　場　当商工会議所　大会議室

内　容　第３５期事業運営について

出　席　３人

(d)　例会

（第１回）

日　時　令和３年９月９日（木）午後６時～午後８時

会　場　当商工会議所　常議員会室

内　容　近況報告・情報交換

出席者　８人

(e)　親睦ゴルフ会＆月見会

日　時　令和３年１１月１９日（金）午前１０時～午後２０時

会場および出席者　親睦ゴルフ会　宇都宮カンツリークラブ　８人

月見会　　オトワレストラン　９人

本事業により得られた成果

会員間の経営情報の交換を通し、会員の資質向上を図ることができた。

【宇都宮創遊倶楽部】

異業種交流活動を通じて、経営者の資質の向上、経営基盤の強化および経営の革新を図り、新たな事業展開の可能性を追求することを目的として実施した。

a　参加企業　２５事業所

b　会議

(a)　定時総会

日　　時　令和３年６月３０日（水）午前１１時３０分～午後０時３０分

会　　場　当商工会議所　大会議室

内　　容　①令和２年度事業報告・収支決算報告について

②令和３年度事業計画（案）・収支予算（案）について

③役員補充について

出席者数　１２人

(b)　監査及び定時総会前打合せ

日　　時　令和３年５月２１日（金）午後０時３０分～午後２時

会　　場　当商工会議所　大会議室

内　　容　①令和２年度会計監査

②令和３年度定時総会前打合せ

出席者数　６人

(c)　例　会

（第１回　ゴルフコンペ）

日　　時　令和３年７月２０日（火）午前８時３０分～午後４時
会　　場　サンヒルズカントリークラブ
内　　容　ゴルフコンペ
出席者数　１６人
（第２回　９月例会）
日　　時　令和３年１０月５日（火）午前１１時３０分～午後０時３０分
会　　場　株式会社太陽警備保障
内　　容　宇都宮創游倶楽部会員企業訪問
　　会員企業「株式会社太陽警備保障」を訪問し、施設を見学
出席者数　１４人
（第３回　視察研修）
日　　時　令和３年１１月２４日（水）～１１月２５日（木）（１泊２日）
会　　場　福島県いわき市
内　　容　福島県の東日本大震災からの復興状況の視察
出席者数　９人
（第４回　忘年会）
日　　時　令和３(2021)年１２月２０日（月）午後６時～午後８時
会　　場　ホテルニューイタヤ
内　　容　情報交換会（懇親会）
出席者数　１７人
（第５回　親睦ゴルフ）
日　　時　令和４(2022)年２月１６日（水）午前９時８分～午後４時
会　　場　サンヒルズカントリークラブ
内　　容　親睦ゴルフ
出席者数　８人

本事業により得られた成果

異業種である会員の経営情報の交換を通し、相互啓発を図ることで、会員の資質向上を図り、新たな事業展開に繋がる活動をすることができた。

㈠　おもてなしギフトモール事業

自身ではＥＣ（電子商取引）に取り組むことが難しい会員事業所等に対し、横須賀商工会議が実施する「おもてなしギフトモール」事業の活用を促進し、売上向上・販路開拓を支援した。令和２年度１月２２日の第１回説明会から出店申請を受付し、令和３年度末までに８事業者が出店することができた。

また、令和２年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経済環境下にある出店申請者に対して、当商工会議所「おもてなしギフトモール」早期出店応援金として一事業者あたり２万円の補助を実施するとともに、出店者には年間利用料１万円を免除した。

(a)　第１回説明会（オンライン）

日　時　令和３年８月２５日（水）午後２時～午後４時

会　場　当商工会議所　大会議室

説　明　おもてなしギフトプロデューサー　小澤　富士男　氏

参　加　４人

(b)　出店申請者　新規２事業者（通算１２事業者）

(c)　出店事業者　新規８事業者（通算８事業者）

(d)　当商工会議所「おもてなしギフトモール」早期出店応援金

①令和３年度給付１０事業者、うち返還３事業者

②令和４年度給付　２事業者、うち返還１事業者

※規定に基づき、令和４年２月２８日までに出品できなかった４事業者からは返還してもらった。

(e)　出店者年間売上　162,845 円

本事業により得られた成果

ＥＣに取り組むことが難しい事業者に対し、小さな負担で参入できる機会を提供し、ＩＣＴ活用を支援した。

(ﾋ)　業者照会

当商工会議所への事業者の照会に関する問い合わせに対し、３２件回答した。

本事業により得られた成果

会員事業所の取引促進に寄与することができた。

(ﾌ)　青年部事業の支援

次代を担うリーダーとして青年経営者・後継者の成長を促すとともに、当商工会議所の組織強化を図るため青年部が実施する事業や、各種関係団体との連絡調整および出向を支援した。

新規会員加入４８件（計画４０件）

行事	開催年月日	内容	出席者
通常総会	R3. 4.20	第３９回通常総会	１０人 委任状 167 人
臨時総会	R3. 9.16	第１回臨時総会	１５人

臨時総会	R4. 3.11	第２回臨時総会	委任状 148 人 １０人 委任状 163 人
役員会	R3. 4.22	第１回役員会	４４人
	R3. 5.27	第２回役員会（オンラン開催）	４２人
	R3. 6.24	第３回役員会	４０人
	R3. 7.21	第４回役員会	４０人
	R3. 8.26	第５回役員会（オンライン開催）	４０人
	R3. 9.22	第６回役員会（オンライン開催）	３９人
	R3.10.21	第７回役員会	４１人
	R3.11.25	第８回役員会	３７人
	R3.12.23	第９回役員会	３８人
	R4. 1.27	第１０回役員会（オンライン開催）	４０人
	R4. 2.24	第１１回役員会（オンライン開催）	３８人
	R4. 3.24	第１２回役員会	４０人
常任役員会	R3. 4.15	第１回常任役員会	１５人
	R3. 5.20	第２回常任役員会	１４人
	R3. 6.17	第３回常任役員会	１３人
	R3. 7.15	第４回常任役員会	１３人
	R3. 8.19	第５回常任役員会（オンライン開催）	１３人
	R3. 9.16	第６回常任役員会（オンライン開催）	１３人
	R3.10.14	第７回常任役員会	１４人
	R3.11.17	第８回常任役員会	１２人
	R3.12.16	第９回常任役員会	１３人
	R4. 1.20	第１０回常任役員会	１２人
	R4. 2.17	第１１回常任役員会（オンライン開催）	１４人
	中　　止	第１２回常任役員会（中止）	－
正副会長会議	R3. 4. 1	第１回正副会長会議	６人
	R3. 5. 6	第２回正副会長会議	６人
	R3. 6. 3	第３回正副会長会議	６人
	R3. 7.11	第４回正副会長会議	６人
	R3. 8. 5	第５回正副会長会議（オンライン開催）	６人
	R3. 9. 2	第６回正副会長会議（オンライン開催）	６人
	R3.10. 1	第７回正副会長会議	６人

	R3.11. 4	第８回正副会長会議	６人
	R3.12. 2	第９回正副会長会議	６人
	R4. 1. 6	第１０回正副会長会議	６人
	R4. 2. 3	第１１回正副会長会議（オンライン開催）	６人
	中　　止	第１２回正副会長会議（中止）	－
例会	R3. 5.22	５月交流例会	６９人
	R3. 6.23	６月人間力向上例会	１０１人
	R3. 7.27	７月事業推進例会	７９人
	中　　止	８月拡大推進例会（中止）	０人
	R3. 9.30	９月研修例会（オンライン開催）	９３人
	R3.10.18	１０月人間力向上例会（オンライン開催）	１０３人
	R3.11.13	１１月地域活性化例会（宮フェス 2021in バンバ）	１４５人
	R1.12.14	１２月交流例会（オンライン開催）	７６人
	中　　止	１月市政例会（中止）	－
	中　　止	２月事業推進例会（中止）	－
	R4. 3.11	３月卒業例会（オンライン開催）	１１７人
拡大委員会	R3. 4.14	第１回委員会	５４人
	R3. 5.12	第２回委員会	４３人
	R3. 6. 9	第３回委員会	４０人
	R3. 7. 9	第４回委員会	３２人
	R3. 8. 4	第５回委員会	１１人
	R3. 9. 8	第６回委員会	１２人
	R3.10.13	第７回委員会	４１人
	R3.11.10	第８回委員会	４２人
	R3.12. 8	第９回委員会	３１人
	R4. 1.12	第１０回委員会	３０人
	R4. 2. 9	第１１回委員会（ハイブリット開催）	２５人
	R4. 3. 9	第１２回委員会（ハイブリット開催）	３０人
会員支援委員会	R3. 4.14	第１回委員会	１５人
	R3. 5.12	第２回委員会	１２人
	R3. 6. 9	第３回委員会	８人
	R3. 7. 9	第４回委員会	８人
	R3. 8. 4	第５回委員会	９人

	R3. 9. 8	第６回委員会（オンライン開催）	７人
	R3.10.13	第７回委員会	９人
	R3.11.10	第８回委員会	６人
	R3.12.14	第９回委員会	６人
	R4. 1.12	第１０回委員会（オンライン開催）	７人
	R4. 2. 9	第１１回委員会（オンライン開催）	９人
	R4. 3.12	第１２回委員会（オンライン開催）	９人
交流委員会	R3. 3.23	第１回委員会	１４人
	R3. 4. 7	第２回委員会	１２人
	R3. 5. 6	第３回委員会	１３人
	R3. 6. 8	第４回委員会（オンライン開催）	９人
	R3. 7. 5	第５回委員会	８人
	R3. 8. 4	第６回委員会（オンライン開催）	７人
	R3. 9. 7	第７回委員会（オンライン開催）	６人
	R3.10. 7	第８回委員会	８人
	R3.11.11	第９回委員会	７人
	R3.12.10	第１０回委員会	７人
	R4. 1.11	第１１回委員会（オンライン開催）	７人
	R4. 3.10	第１２回委員会（オンライン開催）	６人
広報委員会	R3. 4. 7	第１回委員会	１２人
	R3. 5. 6	第２回委員会	９人
	R3. 6. 8	第３回委員会（オンライン開催）	１５人
	R3. 7. 5	第４回委員会（オンライン開催）	９人
	R3. 8. 4	第５回委員会（オンライン開催）	１４人
	R3. 9. 7	第６回委員会（オンライン開催）	１５人
	R3.10. 7	第７回委員会	１２人
	R3.11.11	第８回委員会	１１人
	R3.12.10	第９回委員会	５人
	R4. 1.13	第１０回委員会	９人
	R4. 2.10	第１１回委員会（オンライン開催）	８人
	R4. 3.10	第１２回委員会（オンライン開催）	８人

研修委員会	R3. 4.19	第１回委員会	８人
	R3. 5.13	第２回委員会	１４人
	R3. 6.15	第３回委員会	１１人
	R3. 7.16	第４回委員会	７人
	R3. 8.23	第５回委員会（オンライン開催）	１０人
	R3. 9.24	第６回委員会（オンライン開催）	１２人
	R3.10.21	第７回委員会	９人
	R3.11. 9	第８回委員会	１０人
	R3.12. 9	第９回委員会	９人
	R4. 1.13	第１０回委員会	１０人
	R4. 2. 8	第１１回委員会（オンライン開催）	８人
	R4. 3.29	第１２回委員会	１０人
人間力向上委員会	R3. 4. 6	第１回委員会	９人
	R3. 5.13	第２回委員会	１２人
	R3. 6.14	第３回委員会	１０人
	R3. 7.13	第４回委員会	７人
	R3. 8.10	第５回委員会（オンライン開催）	７人
	R3. 9.13	第６回委員会（オンライン開催）	１２人
	R3.10. 5	第７回委員会（ハイブリット開催）	１１人
	R3.11. 9	第８回委員会（ハイブリット開催）	８人
	R3.12. 7	第９回委員会（オンライン開催）	７人
	R4. 1.11	第１０回委員会	３人
	R4. 2. 8	第１１回委員会（オンライン開催）	５人
	R4. 3.29	第１２回委員会	７人
事業推進委員会	R3. 4.27	第１回委員会	１０人
	R3. 5.31	第２回委員会	１０人
	R3. 6.29	第３回委員会	１０人
	R3. 7.13	第４回委員会	１０人
	R3. 8.30	第５回委員会（オンライン開催）	１０人
	R3. 9.28	第６回委員会（オンライン開催）	１１人
	R3.10.26	第７回委員会	１０人
	R3.11.29	第８回委員会	１０人
	R3.12.27	第９回委員会	１０人

	R4. 1.31	第１０回委員会（オンライン開催）	１０人
	R4. 2.28	第１１回委員会（オンライン開催）	１０人
	R4. 3.30	第１２回委員会	７人
宮フェス委員会	R3. 4.13	第１回委員会	１４人
	R3. 5.18	第２回委員会	１３人
	R3. 6. 7	第３回委員会	１４人
	R3. 7. 5	第４回委員会	９人
	R3. 8.11	第５回委員会（オンライン開催）	１０人
	R3. 9.14	第１回宮フェス出向者会議（オンライン開催）	１９人
	R3. 9.21	第６回委員会（オンライン開催）	８人
	R3.10. 4	第７回委員会	７人
	R3.10.19	第２回宮フェス出向者会議（オンライン開催）	２３人
	R3.11. 4	第３回宮フェス出向者会議	１５人
	R3.11. 9	第８回委員会	１３人
	R4. 3.23	第９回委員会	１２人
渉外委員会	R3. 4.21	第１回委員会	８人
	R3. 5.19	第２回委員会	９人
	R3. 6.16	第３回委員会	８人
	R3. 7.14	第４回委員会	９人
	R3. 8.18	第５回委員会	５人
	R3. 9.15	第６回委員会（オンライン開催）	７人
	R3.10.13	第７回委員会	７人
	R3.11.17	第８回委員会（オンライン開催）	７人
	R3.12.15	第９回委員会（オンライン開催）	７人
	R4. 2.16	第１０回委員会（ハイブリット開催）	９人
	R4. 3.16	第１１回委員会	４人
総務委員会	R3. 4. 6	第１回委員会	１２人
	R3. 5.11	第２回委員会	９人
	R3. 6.30	第３回委員会	７人
	R3. 7. 6	第４回委員会	６人
	R3. 8.17	第５回委員会（オンライン開催）	５人
	R3. 9. 7	第６回委員会（オンライン開催）	１３人
	R3.10.19	第７回委員会	６人

	R3.11. 9	第８回委員会	６人
	R3.12.21	第９回委員会	６人
	R4. 1.11	第１０回委員会	６人
	R4. 2.22	第１１回委員会（オンライン開催）	５人
	R4. 3.31	第１２回委員会	７人
栃木県商工会議所青年部連合会	R3. 4.27	第１回役員会（オンライン開催）	２０人
	R3. 7. 9	第２８回会員総会	４０人
	R3. 8.25	第２回役員会（オンライン開催）	１５人
	R3.12.22	第３回役員会（オンライン開催）	１２人
	R4. 3. 9	第６回県連大会（ハイブリット開催）	４１人
栃木県商工会議所青年部連合会活性化委員会	R3. 4.27	第１回県青連活性化委員会	２７人
	R3. 8.25	第２回県青連活性化委員会	１１人
	R3.12.22	第３回県青連活性化委員会	１０人
栃木県商工会議所青年部連合会関東ブロック大会準備委員会	R3. 5.18	第１回準備委員会（オンライン開催）	越石理事 他２人
	R3. 7.15	第１回部会会議・大懇親会部会（栃木県栃木市）	越石理事 他２人
	R3.10.27	第２回部会会議・大懇親会部会（栃木県栃木市）	越石理事 他１人
	R3.12. 8	第２回準備委員会及び部会会議・大懇親会部会（栃木県栃木市）	越石理事
日本商工会議所青年部	R3. 4.23	全国会長会議（東京都千代田区およびオンライン開催）	梅田会長
	R3. 8.27	翔生塾ｉｎ柏道場（千葉県柏市およびオンライン開催）	梅田会長 他１９名
	R3. 9.16	全国会長会議【第３部】（オンライン開催）	梅田会長
	R3. 9.21	翔生塾ｉｎ守口門真道場（千葉県柏市およびオンライン開催）	梅田会長 他２１名
	R3.11. 6	第４１回関東ブロック大会かながわ厚木大会（神奈川県厚木市およびオンライン開催）	梅田会長 他１５人
	R3.11.19 ～11.20	第３９回全国会長研修会山紫水明の地茨城つちうら会議（茨城県土浦市およびオンライン開催）	梅田会長 他５人

	R4.11.26 ～11.28	第１９回ビジネスプランコンテストブラッシュアップ研修会（栃木県宇都宮市）	川田副会長 他２人
	R3.12.17	ビジネス交流会中地区 （兵庫県明石市およびオンライン開催）	鈴木監事
	R4. 1.13	ビジネス交流会西地区およびつつじの都久留米企業視察（オンライン開催）	鈴木監事
	R4. 2.12	ビジネス交流会東地区 （オンライン開催）	鈴木監事 他３人
	R4. 2.25 ～ 2.26	第４１回全国大会ＳＥＴＯの都香川たかまつ大会 （香川県高松市およびオンライン開催）	梅田会長 他５３人
	R4. 3. 4	桃太郎の町岡山企業視察 （岡山県岡山市およびオンライン開催）	鈴木監事
日本商工会議所青年部　研修委員会・ビジネス交流委員会	R3. 4. 7	第１回執行部会議（東京都千代田区）	齋藤監事
	R3. 4.23	全国会長会議 （静岡県沼津市およびオンライン開催）	齋藤監事
	R3. 4.24	第２９７回役員会・委員会（静岡県沼津市）	齋藤監事 他２人
	R3. 5.17	オンライン研修事業（東京都）	齋藤監事 他１人
	R3. 5.19	第２回執行部会議（東京都千代田区）	齋藤監事
	R3. 6. 4	第２９８回役員会・委員会（茨城県土浦市）	齋藤監事 他２人
	R3. 6.25	令和５年全国大会　開催地現地視察 （石川県小松市）	齋藤監事
	R3. 6.26	日本商工会議所青年部　佐治総務委員長　激励会 （福井県越前市）	齋藤監事
	R3. 6.30	第３回執行部会議（電子会議）	齋藤監事
	R3. 7.16	第２９９回役員会・委員会（香川県高松市）	齋藤監事 他２人
	R3. 7.29	日本商工会議所青年部　大日方副会長　激励会 （長野県長野市）	齋藤監事
	R3. 8.27	翔生塾ｉｎ柏道場（千葉県柏市）	齋藤監事
	R3. 9. 1	第４回執行部会議（電子会議）	齋藤監事

	R3. 9. 3	第３４回北海道ブロック大会網走大会 （オンライン開催）	齋藤監事
	R3. 9.17	第３００回役員会・委員会（埼玉県深谷市）	齋藤監事 他２人
	R3. 9.30	第４１回北陸信越ブロック大会亀田大会 （オンライン開催）	齋藤監事
	R3.10. 8	第４０回東北ブロック大会宮城しおがま大会 （宮城県塩釜市およびオンライン開催）	齋藤監事 他１人
	R3.10.12	第５回執行部会議（東京都千代田区）	齋藤監事
	R3.10.15	第３９回中国ブロック大会いばら大会 （オンライン開催）	齋藤監事
	R3.10.28	第３０１回役員会・委員会（大阪府吹田市）	齋藤監事 他２人
	R3.10.29	第３９回近畿ブロック大会丹の国あやべ大会 （京都府綾部市及びオンライン開催）	齋藤監事
	R3.11. 4	第６回執行部会議（東京都千代田区）	齋藤監事
	R3.11. 5	第４１回関東ブロック大会かながわ厚木大会 （神奈川県厚木市およびオンライン開催）	齋藤監事 他２人
	R3.11.11	第３４回東海ブロック大会豊田大会 （愛知県豊田市およびオンライン開催）	齋藤監事 他２人
	R3.11.18	第３０２回役員会・委員会（茨城県土浦市）	齋藤監事 他２人
	R3.11.19	第３９回全国会長研修会山紫水明の地茨城つちうら会議（茨城県土浦市）	齋藤監事 他２人
	R3.11.26 ～ 11.28	第１９回ビジネスプランコンテストブラッシュアップ研修会（栃木県宇都宮市）	齋藤監事 他１人
	R3.12. 3	第３８回四国ブロック大会西城大会 （愛媛県西条市およびオンライン開催）	齋藤監事
	R3.12.22	第７回執行部会議（千葉県柏市）	齋藤監事
	R4. 1.14	第３０３回役員会・委員会（福岡県久留米市）	齋藤監事 他１人
	R4. 1.17	第４１回全国大会ＳＥＴＯの都香川たかまつ大会	齋藤監事

		リハーサル（香川県高松市）	
	R4. 2. 8	第８回執行部会議（電子会議）	齋藤監事
	R4. 2.18	第４１回九州ブロック大会中津大会 （大分県中津市）	齋藤監事
	R4. 2.14	３月事業会長トラーニング収録（静岡県沼津市）	齋藤監事
	R4. 2.24	第３０４回役員会・委員会（香川県高松市）	齋藤監事 他２人
	R4. 2.25	第４１回全国大会ＳＥＴＯの都香川たかまつ大会 （香川県高松市およびオンライン開催）	齋藤監事 他１人
	R4. 3. 2	第９回執行部会議（電子会議）	齋藤監事
	R4. 3. 7	３月事業会長トラーニング配信 （オンライン開催）	齋藤監事 他１人
	R4. 3.19	第３０５回役員会・委員会（福島県郡山市）	齋藤監事 他１人
	R4. 3.29	第１９回ビジネスプランコンテスト　グランプリ祝賀会（三重県松阪市）	齋藤監事
関東ブロック商工会議所青年部連合会	R3. 4.19	スクラム政策提言委員会　第１回委員会 （静岡県三島市およびオンライン開催）	菱沼
	R3. 5.29	スクラム政策提言委員会　第２回委員会 （神奈川県厚木市およびオンライン開催）	菱沼
	R3. 7. 2	春の会長会議 （神奈川県厚木市およびオンライン開催）	梅田会長 他１人
	R3. 7.22	スクラム政策提言委員会　第４回委員会 （神奈川県相模原市およびオンライン開催）	菱沼
	R3.10.21	スクラム政策提言委員会　第７回委員会 （神奈川県厚木市およびオンライン開催）	菱沼
	R3.11. 5	第２回定時総会及び秋の会長会議 （神奈川県厚木市およびオンライン開催）	梅田会長 他１７人
	R3.11. 5	スクラム政策提言委員会　第８回委員会 （神奈川県厚木市およびオンライン開催）	菱沼
	R3.11.24	そよ風会議（東京都）	菱沼
	R3.12.15	スクラム政策提言委員会　第９回委員会 （静岡県藤枝市およびオンライン開催）	菱沼

	R4. 1.22	スクラム政策提言委員会　第１０回委員会 （群馬県伊勢崎市およびオンライン開催）	菱沼
	R4. 2.16	スクラム政策提言委員会　第１１回委員会 （埼玉県さいたま市およびオンライン開催）	菱沼
	R4. 3.24	スクラム政策提言委員会　第１２回委員会 （群馬県館林市およびオンライン開催）	菱沼

本事業により得られた成果

県内商工会議所青年部をはじめ、日本商工会議所青年部出向者の活動支援、関東ブロック商工会議所青年部連合会出向者の活動支援及び各種関係団体との連絡調整を密にし、全国の青年部メンバーとのネットワーク構築を支援することができた。

また、当商工会議所青年部事業では、新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止となった例会があったが、可能な限りの対策を講じた上で青年経済人としての人間力と経営力の向上を目的に、年８回の例会を開催し、研鑽を深めることができた。

なお、青年部の組織強化を図るため役員を中心に会員拡大に努めた結果、４８件の新規入会者を獲得した。

(ﾍ)　女性部事業の支援

女性部は女性経営者および女性管理者の資質向上と商工業の振興を図り、併せて会員相互の親睦と連携を図ることを目的に活動した。

行事	開催年月日	事業内容	出席者数
通常総会	R3. 6. 2	第32回通常総会	２５人
正副会長・常任理事会議	R3. 4. 9	第１回会議	５人
	R3. 5.14	第２回会議	４人
	R3. 7. 9	第３回会議	４人
	R3. 8.20	第４回会議	４人
	R3.10. 8	第５回会議	４人
	R3.11.12	第６回会議	４人
	R3.12.10	第７回会議	５人
役員会	R3. 4. 9	第１回役員会	１１人
	R3. 5.14	第２回役員会	１０人
	R3. 7. 9	第３回役員会	９人
	R3. 8.20	第４回役員会	８人
	R3.10. 8	第５回役員会	７人
	R3.11.12	第６回役員会	６人

行事	開催年月日	事業内容	出席者数
	R3.12.10	第７回役員会	７人
総務委員会	R3. 5.12	第１回委員会	６人
	R3. 7. 6	第２回委員会	５人
事業委員会	R3. 5.12	第１回委員会	６人
会員増強委員会	R3. 5.11	第１回委員会	５人
	R3. 8.18	第２回委員会	６人
	R3.11. 8	第３回委員会	７人
合同委員会	R3. 6.11	第１回合同委員会	１５人
セミナー	R3. 7.28	補助金活用セミナー 講　師　スマイル・ヨガ　佐藤　恒子　氏	８人
	R3. 8.10	スマホ活用セミナー（１回目） 講　師　Workspeace151A　石月　明歩　氏	１１人
	R3. 8.18	スマホ活用セミナー（２回目） 講　師　Workspeace151A　石月　明歩　氏	１１人
広域事業講演会	R3.12.15	栃木県内商工会議所女性会等広域事業講演会 テーマ：「人の顔色を伺って何が悪い！～ヒットを生み出す脚本術～」 講　師：漫画原作者・脚本家　八津　弘幸　氏	１１人
中心市街地活性化への参加・協力	R3.11.18	「うつのみやイルミネーション２０２１」「点灯式」＆「一晩だけのワイン村」への参加	８人
	R3.4 ～R4.1.8	中心市街地定期清掃参加 （毎月第一土曜日、延べ７回実施）	延べ４１人
少子化対策事業への協力	R3. 8. 9	令和３年度宇都宮市結婚活動支援事業「うつのみや婚活カレッジ」開催に伴う広報協力	
全国・関東商工会議所女性会連合会	R3. 5.18	関東商工会議所女性会連合会理事会（オンライン）	１人
	R3. 7. 5	全国商工会議所女性会連合会合同委員会・理事会（オンライン）	１人
	R3.10.18	関東商工会議所女性会連合会理事会	３人
	R3.10.22	第５３回全国商工会議所女性会連合会オンライン総会	５人
	R4. 2. 1	関東商工会議所女性会連合会・東京商工会議所女性会共催講演会（オンライン） テーマ：「社会課題解決」で新市場を開拓！～SDGｓ経営に学ぶ「気付く力」と「巻き	

行事	開催年月日	事業内容	出席者数
	R4. 3. 2	込む力」～ 講　師：Global Mobility Service㈱ 代表取締役社長　中島　徳志　氏 全国商工会議所女性会連合会合同委員会・理事会 （オンライン）	１人

本事業により得られた成果

中心市街地で開催された、うつのみやイルミネーション２０２１へ参加し、関係団体と連携しながら賑わいづくりに協力した。また、中心市街地商店街主催の定期清掃に参加し、地域社会に貢献することができた。

そのほか、会員のためのセミナーを開催し、経営に必要な知識を習得し、自己研さんに努めた。

参考：新規会員加入３件、総会員数５０件

(ホ)　障がい者・高齢者の雇用促進事業（再掲）

企業の障がい者雇用に対する理解を深めるため、助成金情報の提供や障がい者教育の現状報告と教育活動の現場を見学した。

a　障がい者雇用促進セミナーの開催

日　時　令和３年１２月８日（水）　午前の部　午前１０時～正午

午後の部　午後１時３０分～午後３時３０分

会　場　栃木県立特別支援学校　宇都宮青葉高等学園

参加者　３２人（２７社）　午前の部　１４人（１３社）

午後の部　１８人（１４社）

内　容

①　宇都宮青葉高等学園の紹介

講　師：栃木県立特別支援学校　宇都宮青葉高等学園

就労支援部長　服部　隆志　氏

②　障害のある方と働くために

講　師：宇都宮圏域障害者就業・生活支援センター

主任就業支援担当　見目　収　氏

就業支援担当　　阪本　晃　氏

③　事例発表

講　師：㈱オータニ

執行役員　人事部　部長　大谷　順一　氏

④　宇都宮青葉高等学園の見学

b　障がい者就労移行支援事業所見学会

日　時　令和３年１１月２４日（水）、１１月２５日（木）

午前の部　午前１０時～午前１１時４０分

午後の部　午後１時３０分～午後３時１０分

会　場　宇都宮市総合福祉センター

参加者　１７人（１２社）

①　１１月２４日午前の部　４人（３社）

②　１１月２４日午後の部　２人（２社）

③　１１月２５日午前の部　３人（３社）

④　１１月２５日午後の部　８人（６社）

主　催　宇都宮市

共　催　当商工会議所、栃木労働局

内　容　宇都宮市総合福祉センターにて栃木労働局　宇都宮公共職業安定所より障がい者雇用について説明があった後、下記障がい者就労支援事業所へ移動し見学。

①　チャレンジドジャパン宇都宮センター

②　ウェルビー宇都宮センター

③　あすラボ

c　障がい者就職ガイダンス

日　時　令和４年１月２０日（木）　第一部　午前１０時～午後０時３０分

第二部　午後１時３０分～午後４時

会　場　宇都宮市南図書館　サザンクロスホール

参加企業　９社

参加者　７５人

主　催　宇都宮市

共　催　当商工会議所、栃木労働局

内　容　就職を希望する障がいのある方が希望企業ブースに参加し、各会３０分で会社概要や選考スケジュール等の各企業の説明を受ける。各回終了後、次の希望企業ブースへ移動し、次の説明会に参加する。各部計４回企業説明会は行われる。

d　障がい者就労体験事業

日　時　①　令和４年３月３日（木）～４日（金）

②　令和４年３月１０日（木）～１１日（金）

③　令和４年３月９日（水）～１０日（木）

④　令和４年３月２３日（水）～２４日（木）

協力企業　２社

参加者　４人（各日時１人ずつ参加）

内　容　①　農地の耕作、野菜の種付け作業（令和４年３月３日（木）～４日（金）および令和４年３月１０日（木）～１１日（金））

②　本社ビルの清掃作業（令和４年３月９日（水）～１０日（木）および令和４年３月２３日（水）～２４日（木））

本事業により得られた成果

企業の障がい者雇用の現状や雇用に対する理解を深めることができた。

(ﾏ)　女性の活躍促進支援事業（再掲）

女性が働き続けキャリアアップするため、また誰もが働きやすい職場環境づくりを実現するためのセミナーを開催した。

なお、「企業と自分を『育てる』３つの講座」の１つ目「若手社員の定着率を上げるマネジメント」は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施しなかった。

a　企業と自分を『育てる』３つの講座

(a)　若手社員の定着率を上げるマネジメント

日　　時　令和３年９月２５日（土）午後２時～午後４時

主　　催　宇都宮市

共　　催　当商工会議所

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施しなかった。

(b)　人生 100 年時代　今後のキャリアを考える

日　　時　令和３年１０月２日（土）午後２時～午後４時

会　　場　男女共同参画推進センター　アコール

参加者数　７人

講　　師　あしぎん総合研究所　上席研究員　野内　比佐子　氏

主　　催　宇都宮市

共　　催　当商工会議所

(c)　オンラインを活用しよう！初めての Zoom 使い方講座

日　　時　令和３年１０月９日（土）午後１時３０分～午後３時３０分

会　　場　男女共同参画推進センター　アコール

参加者数　２２人

講　　師　㈱ドコモ CS 栃木支店

主　　催　宇都宮市

共　　催　当商工会議所

b　女性活躍促進講座

(a)　組織を成長させる今やるべき女性活躍促進とは！

日　　時　令和３年１１月１９日（水）午後１時３０分～午後３時

開催方式　ハイブリッド

参加者数　１７人

講　　師　㈱wiwiw　代表取締役会長　山極　清子　氏

主　　催　当商工会議所

本事業により得られた成果

女性活躍推進法をはじめとするさまざまな分野の知識を得ることで、ワークライフバランスを保ちながら女性が働き続けキャリアップし、また誰もが働きやすい職場環境づくりの一助となった。

(ミ)　市内大学と中小企業とのマッチング支援事業（再掲）

宇都宮共和大学シティライフ学部３年生を対象に、働くことへの関心を高めるとともに、市内中小・小規模企業の経営実態や魅力を紹介することで、地元への関心と郷土愛を育むことを目的として構築されたキャリア関連科目「企業研究」の実施にあたり、当商工会議所職員および当商工会議所青年部員が講師を務めた。

実施日	テーマ	受講者数	講　師
6月7日（月）	宇都宮の中小企業	５１人	当商工会議所 地域振興部 次長 松本 泰宏
10月18日（月）	中小企業経営者講話①	４７人	７　C firm 代表　高橋　邑伍（中小企業診断士）
11月15日（月）	中小企業経営者講話②	４５人	税理士法人赤津総合会計 所長代理　赤津　剛史（税理士）
12月13日（月）	中小企業経営者講話③	５３人	㈱bis 代表取締役　越石 直子

本事業により得られた成果

本講義の実施により、自己分析を通して自分の適正について考えるとともに今後の就職活動に向けて地元企業の魅力への気づきを促すことで、働くことに対する意識を高めることに繋げることができた。

(ム)　外国人雇用促進支援事業（再掲）

a　外国人雇用促進支援セミナー

日　　時　令和４年３月１６日（水）午後１時３０分～午後３時

会　　場　当商工会議所　大会議室

受講者数　１４人（会場受講：６人、オンライン受講：８人）

内　　容　ウィズ･アフターコロナにおける外国人雇用の事例と気をつけるべきポイント！

講　　師　行政書士事務所 ISA パートナーズ　代表　行政書士　井上　尉央　氏

本事業により得られた成果

外国人雇用に関する業種ごとの事例や在留資格のポイント等の知識を深めることで､外国人雇用の促進に寄与した。

ウ　政策提言・組織・財政基盤の強化

(ｱ)　部会・委員会活動

a　部会活動

会員企業の積極的な参画が得られるようなテーマの設定のほか、業種横断的な部会や会員企業の連携・交流が図られる活動を推進した。また、各業界における景況等の情報把握に努めた（各部会の活動内容については別掲のとおり）。

b　委員会活動

当商工会議所の目的達成のために必要な重要事項の検討を行うため、中期事業計画に掲げる３分野の目標（企業活力の強化、地域経済の活性化、政策提言・組織・財政基盤の強化）に対して、平成２５年度に設置された６つの委員会を継続し、述べ１０回の会議を開催した

また、臨時的委員会として、東西基幹公共交通（ＬＲＴ）の事業推進に関する課題や提案をとりまとめる東西基幹交通整備特別委員会も継続設置されている。

(ｲ)　会員管理・加入促進事業

a　会員管理

正確な会員データを把握して当商工会議所会員事業所の現況を適正に管理するとともに、会費未納事業所に対して円滑な会費収納に努めた。

会費徴収率９４．２％（計画９８．０％）

b　会員加入促進事業

令和３年４月から令和４年３月までの１年間を推進期間として加入促進活動を展開したほか、役員・議員をはじめ、商工会議所事業を積極的に利用している会員事業所等に対し会員

加入希望事業所の紹介依頼を行った。特に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により不安な経営を余儀なくされている事業者の経営相談や国・県・市等のコロナ関連施策等の情報提供を行うとともに、当商工会議所として新型コロナウイルス感染症緊急対策事業を迅速に実施することで、新規会員の加入促進に努めた。

(a)　新規加入件数　３９２件（会員：３６７件、特別会員２５件）

(b)　総会員数　６，２１７件（会員：５，９４０件、特別会員：２７７件）

(c)　一般会員組織率　３０．４％

c　職員による会員事業所訪問

会員事業所を対象に、会員事業所との密接なコミュニケーションを構築し、そこで得られた各種情報等を商工会議所事業に反映させるため、全職員が会員事業所を訪問した。特に、過去２年以上指導実績のない会員事業所を重点的に巡回し、会員事業所の経営課題に応じた当商工会議所事業の利用促進や会員メリットを周知するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている事業者への各種支援施策等の情報提供を積極的に行い、退会防止に努めた。

令和３年度は、全職員２９人で５８６事業所を訪問した。

本事業により得られた成果

全職員による組織的な会員事業所訪問により、希薄になりがちな会員事業所との関係がより身近なものとし、事業者目線の生の情報を得るとともに、当商工会議所の事業や新型コロナウイルス感染症支援施策等の情報提供により、不安な経営を余儀なくされている会員事業所に寄り添うことができた。

(ｳ)　職員能力強化事業（経営指導員等スキルアップ、コンサルティング能力向上事業）

当商工会議所職員教育訓練計画と教育訓練体系に基づき、中小企業基盤整備機構、日本商工会議所、当商工会議所等が開催する研修を受講した。

a　日本商工会議所・当商工会議所等の研修派遣

(a)　日本商工会議所主催の研修　受講職員数２９人

(b)　当商工会議所主催の研修　　受講職員数１６４人

(c)　その他団体の研修　　受講職員数９６人

本事業により得られた成果

新型コロナウイルス感染症拡大による中小企業者の支援強化のため、職員に対して積極的な研修参加を推奨し、職員の能力強化に繋げることができた。

b　中小企業大学校等への経営指導員等の研修派遣

当商工会議所経営指導員等の支援の現場で必要な基礎知識と、特定課題を解決するための専門分野の支援スキルの習得を目的に、独立行政法人中小企業基盤整備機構関東本部中小企

業大学校三条校が行う中小企業支援担当者等研修に１人の職員を派遣した。

収束の見えない新型コロナウイルス感染症拡の影響を受け、職員の感染リスクを最小限に抑えるため当初の派遣計画（基礎研修３人）を変更した。専門研修については、すべてオンライン研修により受講した。

(a)　派遣職員　小泉　空見子

①　研修期間　令和３年８月２４日(火)～９月１７日(金)

②　研修コース　「税務・財務診断」〔旧〕　基礎研修Ⅰ〕

(b)　受講職員　松本　泰宏

①　研修日程　令和３年６月８日（火）・２２日（火）

②　研修コース　「ＩＴプラットフォーム活用による販路支援能力の強化」

(b)　受講職員　平山　英明

①　研修日程　令和３年８月１７日（火）・２４日（火）

②　研修コース　「ｗｅｂマーケティング支援の進め方」

(b)　受講職員　岡﨑　慧

①　研修日程　令和３年８月２０日（金）・２７日（金）

②　研修コース　「飲食業支援の進め方」

(b)　受講職員　中島　寿典

①　研修日程　令和３年１２月２日（木）・９日（木）

②　研修コース　「伴走型支援に役立つロジカルライティング」

本事業により得られた成果

経営支援の現場で必要となる基礎知識を全国の商工会議所等から派遣される職員とともに学ぶことで、派遣職員の経営支援ノウハウの習得と支援スキルの向上ともに、他県の支援機関同士の人的ネットワーク形成の一助とすることができた。また、専門研修については、すべてオンライン受講として、派遣に伴う感染リスクを最小限にしつつ専門知識の習得につなげた。

c　全国統一演習研修事業（経営指導員等Ｗｅｂ研修）の実施

小規模事業者の高度化・多様化するニーズに対応し、創業・経営革新につながる提案型指導ができるよう、経営指導員等の資質向上に必要な知識を習得できるＷｅｂ研修を実施した

(a)　受講期間　第１７期：令和２年１０月１日（木）～令和３年８月３１日（火）

第１８期：令和３年１０月１日（金）～令和４年８月３１日（水）

(b)　受講対象　次長以下の職員（出向・再雇用・嘱託職員を除く）

(c)　受講内容　中小企業経営・中小企業政策、経済学・経済政策、財務・会計等

本事業により得られた成果

職場のパソコンやタブレット端末、スマートフォン等を利用して受講することができる本研修は、必要なときに必要な講義を繰り返し復習することができるため、法律に基づく経営支援に必要な最新施策の理解を深めるとともに、職員の経営支援ノウハウの習得と向上、支援スキルの平準化に繋がった。

(エ) 商工会議所ＩＣＴ化事業

当商工会議所の多岐にわたる業務内容や細密化する事務作業等の効率化に向けて、ＩＣＴ環境を整備した。

a　ワイヤレス接続環境の整備

当商工会議所大会議室をワイヤレス接続できる環境に整備した。

b　シン・クライアント機器の導入

全職員のパソコンをシンクライアント機器に入れ替え、端末の携行性やセキュリティの向上に努めた。

c　基幹システム入れ替えに向けた調査

鹿沼商工会議所ＴＯＡＳ視察（12 月 14 日）

本事業により得られた成果

当商工会議所のＩＣＴ化を進めることで、スマートＣＣＩの推進やＤＸに向けた組織基盤を整備することができた。

(オ) 役員・議員活動

当商工会議所議員懇話会の諸事業を実施したほか、常議員会並びに議員総会開催時に次の事項について説明を行い、当商工会議所役員・議員に協力を依頼した。

a　議員懇話会諸事業（別掲のとおり）

b　健康経営について（資料配布および概要説明）

c　「よみがえれ！宇都宮城」市民の会について（資料配布）

d　第 77 回国民体育大会「いちご一会とちぎ大会」および第 22 回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」の開催に向けたＰＲ協力および協賛について（資料配布）

e　フードドライブについて（資料配布）

f　パートナーシップ構築宣言について（資料配布）

g　マイナンバーカード申請サポート実施中について（資料配布）

h　燃えるごみの５割削減への協力について（資料配布）

(カ)　ＳＤＧｓ推進事業（再掲）

市内事業者がＳＤＧｓを推進するにあたり、経営への活用や取り組みを支援することを目的に、三井住友海上火災保険㈱との共催によりＳＤＧｓ普及セミナーを開催し、具体的な取り組み内容や栃木県が創設した「とちぎＳＤＧｓ推進企業登録制度」の紹介を行ったほか、個別相談を希望する企業に専門家の派遣を実施した。

a　ＳＤＧｓ普及セミナーの開催

日　時　令和４年２月２４日（木）午後１時３０分～午後３時

会　場　当商工会議所　大会議室

（会場とオンライン視聴のハイブリッド形式にて開催）

受講者　２５社３２人

内　容　第一部「中小企業の持続可能な成長にＳＤＧｓをどう活用するか」

第二部「とちぎＳＤＧｓ推進企業登録制度について」

講　師　第一部　三井住友海上火災保険㈱経営サポートセンター

経営リスクアドバイザー　目黒　ゆかり　氏

第二部　（公財）栃木県産業振興センター　新産業育成グループ

グループリーダー　枝野　龍之　氏

b　個別相談専門家派遣　４件

本事業により得られた成果

ＳＤＧｓを推進したいが何から始めたらよいか分からない市内事業者に向けて、企業におけるメリットや取り組み方法について分かりやすく伝えることにより、企業のＳＤＧｓ推進の機運醸成を図るとともに、とちぎＳＤＧｓ推進企業登録制度の普及促進に繋げることができた。

(キ)　第５期中期事業計画のローリング

当商工会議所は、地域総合経済団体として、地域商工業の振興発展と社会福祉の増進を目指し、企業の支援やまちづくり、政策提言などの各種事業に取り組んでいる。

このような中、平成１９年度に当商工会議所が企業や地域のニーズの多様化・複雑化に対応していくために、これまでの単年度事業計画から向こう３カ年（平成２０年度～２２年度）の第１期中期事業計画を策定した。

これまで４期の中期事業計画を経て、令和元年度に策定した第５期中期事業計画（令和２年度～令和４年度）について、令和３年度の事業実績や経済環境等を踏まえローリングを実施し、令和４年度事業計画に反映した。

(ｸ)　中長期財政計画のローリング

事業の計画的かつ着実な執行を図るため、令和元年度に策定した第５期中期事業計画（計画期間：令和２年度～令和４年度）および中長期財政計画（令和２年度～令和１１年度）について、令和元年度決算額・令和２年度予算額を基にその内容を精査した。

(ｹ)　会員大会

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により本事業を延期しており、２年後（令和５年度）予定している当商工会議所創立１３０周年事業までは見合わせている。

(ｺ)　会員企業チラシ・カタログ等展示

会員サービス事業の一環として、当商工会議所の事務所入口脇に展示台を設置し、会員企業が一定期間自社製品等の広報活動を行う場を提供するとともに、情報を広く周知した。

a　申込件数　１６７件（計画１８０件）

本事業により得られた成果

会員企業にＰＲの場を無料で提供することで、会員企業の広報活動を支援することができた。

(ｻ)　情報機器・ネットワーク・設備等の管理・保守

情報機器およびネットワーク設備等の円滑な管理・運営を行った。

エ　緊急対策事業

(ｱ)　新型コロナウイルス感染症対策事業

a　宿泊業利用促進支援事業（ホテル・旅館施設利用プレミアム付チケット発行事業）

宇都宮ホテル旅館（協）と連携し、新型コロナウイルスの影響により、甚大な影響が生じているホテル・旅館業界を支援し、消費喚起ひいては地域経済を活性化することを目的に、プレミアム付チケットを販売した。

(a)　額面・販売額　１冊あたり額面１５，０００円・販売額１０，０００円（１，０００円券×１５枚綴り）

(b)　発行冊数　１，２００冊

(c)　利用方法　宇都宮ホテル旅館（協）に加盟する２０ホテル・旅館での施設利用に伴う支払い（レストラン等の飲食、会議室等の会場利用、宿泊など）

(d)　販売期間　令和３年８月２日（月）～令和４年１月１４日（金）

(e)　利用期間　令和３年８月２日（月）～令和４年２月２８日（月）

(f)　販売対象者　当商工会議所会員

(g)　実績

①　販売冊数（販売枚数）　　８７２冊（１３，０８０枚）

②　利用枚数　　１２，８４４枚

本事業により得られた成果

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ホテル・旅館業界は、企業や団体による各種会議・宴会の減少が相次いでいる中で、５０％のプレミアムを付与したチケットを販売することで、ホテル・旅館の施設利用を促進することができ、ホテル・旅館の持続的経営支援につなげることができた。

b　新型コロナウイルス感染症対策経営相談事業（日本商工会議所委託事業）（再掲）

新型コロナウイルス感染症による影響を受ける中小企業･小規模事業者からの経営相談や各種申請等の対応を行うために、専門相談員を配置し、窓口での相談対応や特別相談会の開催、企業訪問を実施することにより、必要な支援情報を中小企業・小規模事業者に届け、事業の継続が可能となるよう支援を実施した。

(a)　専門相談員の配置

（一社）栃木県中小企業診断士会からの推薦により、中小企業診断士を専門相談員として当商工会議所　事務所に配置し、新型コロナウイルス関連の各種経営相談に対応した。

実施期間　令和３年４月１日～令和４年３月３１日

専門相談員　中小企業診断士　髙橋　邑伍　氏、時田　英和　氏

相談内容　国の支援施策（補助金・支援金）申請支援や事業計画策定支援など

相談件数　３０６件

(b)　個別相談会の実施

栃木県よろず支援拠点・日本政策金融公庫と連携し、新型コロナウイルス感染症に関する個別対応の相談会を実施。各種補助金（小規模事業者持続化補助金、ＩＴ導入補助金、ものづくり補助金）の申請や、資金繰りの相談に対応した。

実施回数　７回（場所：市内ホテル）

相談員　栃木県よろず支援拠点　コーディネーター、日本政策金融公庫　担当者

相談事業所数　５１事業所（補助金申請相談　３８事業所、資金繰り相談：７事業所、その他　６事業所）

(c)　ＷＥＢ経営相談の実施

専門相談員による、オンライン経営相談を実施した。

開始　令和２年１２月７日から相談受付開始

内容　ＺＯＯＭによるオンラインでの相談対応。

国の施策である生産性革命推進事業や資金繰り相談に対応

本事業により得られた成果

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける管内事業所に対し、国や自治体の支援策を周知することができた。また給付金や補助金などの活用を支援することで、事業継続の一助となる支援を実施することができた。

c　コロナ禍による消費喚起事業（無病息災！！黄ぶな開運オンライン抽選会）

宮の市（商業祭）実行委員会と共催により、開催期間中に抽選券配布店で１，０００円以上の買い物につき、スマートフォンから抽選会に参加できる「二次元バーコード付き抽選券」を提供し、当選者には電子マネーをプレゼントすることで、消費喚起および商店のキャッシュレス決済の導入促進を図り、さらなる商店の持続的経営を支援した。

(a)　開催期間　令和３年１１月２５日（木）～令和３年１２月２５日（土）

(b)　抽選方法　抽選券に記載した二次元バーコードをスマートフォンで読み込むと、抽選会サイトへアクセスされ、抽選が実施（その場で抽選結果が分かる）

(c)　当選賞品　電子マネー「PayPay ギフトカード」／総額３００万円

(d)　抽選券発行枚数　２００，０００枚（うち賞品本数２０，２３０本）

(e)　抽選券配布店　６０５店

(f)　抽選結果

①　抽選会参加者数　５９，２３２人

②　当選者数　６，１５２人

③　当選賞品総額　６６４，４００円

本事業により得られた成果

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による外出自粛や人流の抑制がなされ、消費の落ち込みが続いている中で、オンラインを活用した抽選会事業を実施したが、用意された賞品本数の約３割しか利用されず、当事業は全般的に低調に推移した。また消費を喚起することも計画通り実施できず、さらに各個店におけるキャッシュレス決済の導入促進につなげることもできなかった。

今回の事業を検証し、その反省を通じ次年度の事業改善につなげることとしたい。

d　経営支援ガイド作成事業

当商工会議所事業のほか、国・県・市の経営支援施策および新型コロナウイルス感染症に関連する支援施策を集約した支援ガイドブックを作成・配布した。また、度重なる制度の変更・施策に対応するため、新たな施策の情報などを確認できる「ＷＥＢ版経営支援ガイド」を当商工会議所ホームページ上に開設し、最新情報の発信に努めた。

(a)　発行部数　８，０００部

(b)　発 行 日　令和３年６月１０日（木）

(c)　配 布 先

①　全会員事業所〔当商工会議所会報誌「天地人」に同封（令和３年６月）

②　県庁や市役所などの行政機関

③　会員巡回・窓口指導をした事業所

(d)　ＷＥＢ版経営支援ガイド更新回数　６回

本事業により得られた成果

各所から数々の情報が出されるなか、情報を分かりやすく整理し、一早く会員事業所に提供することができた。また、毎月１回情報を精査し、制度の変更・施策の登場に伴ってＷＥＢ版経営支援ガイドを更新することで管内中小・小規模事業者へ最新情報を提供することができた。

e　おもてなしギフトモール事業（再掲）

自身ではＥＣ（電子商取引）に取り組むことが難しい会員事業所等に対し、横須賀商工会議が実施する「おもてなしギフトモール」事業の活用を促進し、売上向上・販路開拓を支援した。令和２年度１月２２日の第１回説明会から出店申請を受付し、令和３年度末までに８事業者が出店することができた。

また、令和２年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経済環境下にある出店申請者に対して、当商工会議所「おもてなしギフトモール」早期出店応援金として一事業者あたり２万円の補助を実施するとともに、出店者には年間利用料１万円を免除した。

(a)　第１回説明会（オンライン）

日　時　令和３年８月２５日（水）午後２時～午後４時

会　場　当商工会議所　大会議室

説　明　おもてなしギフトプロデューサー　小澤　富士男　氏

参　加　４人

(b)　出店申請者　新規２事業者（通算１２事業者）

(c)　出店事業者　新規８事業者（通算８事業者）

(d)　当商工会議所「おもてなしギフトモール」早期出店応援金

①令和３年度給付１０事業者、うち返還３事業者

②令和４年度給付　２事業者、うち返還１事業者

※規定に基づき、令和４年２月２８日までに出品できなかった４事業者からは応援金の返還があった。

(e)　出店者年間売上　162,845 円

本事業により得られた成果

ＥＣに取り組むことが難しい事業者に対し、小さな負担で参入できる機会を提供し、ＩＣＴ活用を支援した。

ｆ　会報誌「天地人」による情報発信

当商工会議所会報誌「天地人」で新型コロナウイルス感染症に関する特集を掲載した。

掲載月	特集名	見出し
５月号	コロナ禍の新入社員研修	新入社員の指導、どんな心構えが必要？
６月号	経営支援制度の活用	補助金・助成金を活用しよう！
７月号	ホテル・旅館施設利用プレミアム付チケット発行事業	会員限定お得なチケット、プレミアム率 50%！8 月発売決定！
８月号	コロナ禍における対面接客業種への緊急実態調査	対面接客業種の８割が売上悪化
	補助金活用者インタビュー	どう活用している？小規模事業者持続化補助金
１１月号	宮の市（商業祭）代替事業	黄ぶな開運オンライン抽選会
２月号	令和３年度商店街来街者実態調査	コロナ禍における中心部来街者の動向は？

ｇ　専用パンフレットラックの設置

新型コロナウイルス感染症に関連する支援施策等の冊子を展示するコーナーを設置した。

(a)　開設期間　令和３年４月１日（水）～令和４年３月３１日（水）

(b)　展示内容　新型コロナウイルス感染症に関連する国や県、市等の支援施策や当商工会議所事業に案内を展示

本事業により得られた成果

専用のコーナーを設置することで分かりやすく整理し、情報を提供することができた。

ｈ　国の支援施策への協力

(a)　各種補助金申請支援

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた事業者が、各種補助金の活用に際し、販路開拓、生産性向上や業種転換を図るための事業計画の策定支援を実施した。

①　小規模事業者持続化補助金（一般型）　申請支援７１件（採択率６０．５%）

②　小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）申請支援7件（採択率４２．８%）

③　事業再構築補助金　申請支援２７件（採択率３３．３%）

本事業により得られた成果

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者へ、国の補助金活用の支援を行うことにより、支援対象者の事業継続や新事業展開の一助となった。

(b)　緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響に係る月次支援金における登録確認機関

月次支援金の不正受給や誤って受給してしまうことを未然に防止するため、申請希望者が、①事業を実施しているか、②給付対象等を正しく理解しているか等を確認した。

事前確認対応件数　９６件

(c)　事業復活支援金における登録確認機関

事業復活支援金において、不正受給や誤って理解したまま申請してしまうことを未然に防止するため、申請希望者が、①事業を実施しているか、②新型コロナウイルス感染症の影響を受けているか、③事業復活支援金の給付対象等を正しく理解しているか等を確認した。

事前確認対応件数　２３２件

ⅰ　宇都宮市の支援施策への協力

(a)　宇都宮市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会への参画

宇都宮市内において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売り上げ減少や事業継続に影響を受けている事業者に対する経済対策を実施する宇都宮市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会に参画し、次の事業を実施した。

①　実行委員会名簿

Ｎｏ	役職名	氏名	所属団体・役職名
1	委員長	藤井　昌一	宇都宮商工会議所　会頭
2	副委員長	間島　良二	うつのみや市商工会　会長
3	委員	檜原　貞亮	宇都宮商工会議所　常務理事
4	委員	横松　久夫	宇都宮農業協同組合　代表理事組合長
5	監事	笹野　賢治	宇都宮市　経済部　部長
【事務局】			
1	事務局長	安納　正和	宇都宮市　経済部　次長
2		松本　泰宏	宇都宮商工会議所　地域振興部　次長
3		廣木　　崇	うつのみや市商工会　課長
4		入江　憲一	宇都宮農業協同組合　総合企画室　リスク統括課長
5		川俣　浩二	宇都宮市　経済部産業政策課　課長
6		樫宿　拓史	宇都宮市　経済部商工振興課　課長

② 実施事業

㋐ 特定事業者支援金（宇都宮市版一時支援金）

ⓐ 事業の目的

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業又は外出自粛等の影響を受けている事業者に対して、国の「一時支援金」の給付事業の実施に伴い、その対象とならない事業者（中小法人・個人事業者）向けに本市独自の「特定事業者支援金（宇都宮市版一時支援金）」を実施するもの

ⓑ 事業の概要

項　目	内　容
対象事業者	緊急事態宣言に伴う営業時間短縮要請や外出自粛等の影響により売上が減少した事業者（中小法人・個人事業者）のうち栃木県の営業時間短縮要請を受けた飲食店を除くもの 中小法人：登記上の本社・本店が宇都宮市内 個人事業者：事業所（店舗、事務所等）が宇都宮市内 ※ 事業所を有さない個人事業者（ﾌﾘｰﾗﾝｽ等）については住民票が宇都宮市内にある者
売上要件	2021 年1～3 月のいずれかひと月の売上と2019 年または2020 年の同月売上を比較し、売上の減少率が20%以上50%未満となる事業者 ※売上減少率が 50%以上の月がある場合は国の「一時支援金」の対象
支給額	中小法人：150,000 円（上限）、個人事業者：75,000 円（上限） 【計算式】[2020 年または2019 年の1～3 月の合計売上] －［2021 年 1～3 月のうちの任意に選択した月の売上］×３
申請期間	令和３年３月３０日（火）～５月３１日（月）

ⓒ 事業実績

事業者種別	支給件数	支給金額
個人事業者	328 件	24,356,895 円
中小法人	366 件	54,613,425 円
計	694 件	78,970,320 円

㋑ 宮の事業者支援金（宇都宮市版地域企業応援一時金）

ⓐ 事業の目的

県が、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少する事業者を対象に「応援一時金」を支給するに当たり、その一時金の対象とならない事業者を対象とした、本市独自の支援金を支給するもの

ⓑ　事業の概要

項　目	内　容
対象事業者	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した事業者（中小法人・個人事業者） 中小法人：登記上の本社・本店が宇都宮市内 個人事業者：事業所（店舗、事務所等）が宇都宮市内 ※ 事業所を有しない個人事業者（ﾌﾘｰﾗﾝｽ等）については住民票が宇都宮市内にある者
売上要件	2021 年4・5 月のいずれかひと月の売上と2019 年または2020 年の同月売上を比較し、売上の減少率が20%以上50%未満となる事業者 ※売上減少率が50％以上の月がある場合は県の「地域企業応援一時金」の対象
支給額	中小法人：100,000 円（上限）、個人事業者：50,000 円（上限） 【計算式】（[2020 年または2019 年の4・5 月うちの任意に選択した月の売上] －［2021 年４・5 月のうちの任意に選択した月の売上]）×２
申請期間	令和３年７月９日（金）～９月３０日（木）

ⓒ　事業実績

事業者種別	支給件数	支給金額
個人事業者	423 件	21,075,464 円
中小法人	429 件	42,900,000 円
計	852 件	63,975,464 円

㋒　宮の事業継続支援金（８～１０月分）

ⓐ　事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少する事業者を対象に、国の「月次支援金」や県の「地域企業事業継続支援金」を支給するに当たり、その対象とならない事業者を対象とした、本市独自の支援金を支給するもの

ⓑ　事業の概要

項　目	内　容
対象事業者	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した事業者（中小法人・個人事業者） 中小法人：登記上の本社・本店が宇都宮市内 個人事業者：事業所（店舗，事務所等）が宇都宮市内 ※ 事業所を有しない個人事業者（ﾌﾘｰﾗﾝｽ等）については住民票が宇都宮市内に

	ある者
売上要件	【８月分】 2021 年8 月の売上と2019 年または2020 年の8 月の売上を比較し、売上減少率が20%以上30%未満となる事業者 ※売上減少率が30％以上50％未満の場合は県の「地域企業事業継続支援金」、50％以上の場合は国の「月次支援金」の対象 【９月分】 2021 年9 月の売上と2019 年または2020 年の9 月の売上を比較し、売上の減少率が20%以上30%未満となる事業者 ※売上減少率が30％以上50％未満の場合は県の「地域企業事業継続支援金」、50％以上の場合は国の「月次支援金」の対象 【１０月分】 2021 年10 月の売上と2019 年または2020 年の10 月の売上を比較し、売上の減少率が20%以上50%未満となる事業者 （県の「地域企業事業継続支援金（10 月分）」について、支給対象が県版まん延防止等重点措置の適用区域（足利市、栃木市、佐野市、小山市）に限られ、市内のほとんどの事業者が対象外となったため，減少率の要件を拡充） ※売上減少率が50％以上の場合は国の「月次支援金」の対象 ※売上減少率が30％以上50％未満で、県南４市（足利市、栃木市、佐野市、小山市）の飲食店の休業・時短営業の影響を受けた場合は、県の「地域企業事業継続支援金」の対象
支給額	中小法人：100,000 円（上限）、個人事業者：50,000 円（上限） 【計算式】[2020 年または2019 年のうち任意に選択した年の対象月の売上] －［2021 年の対象月の売上］
申請期間	【８月分】令和３年９月８日（水）～１１月３０日（火） 【９月分】令和３年１０月１日（金）～１２月２４日（金） 【１０月分】令和３年１１月２２日（月）～令和４年１月３１日（月）

ⓒ　事業実績

【８月分】

事業者種別	支給件数	支給金額
個人事業者	148 件	7,035,330 円

中小法人	109 件	10,776,220 円
計	257 件	17,811,550 円

【９月分】

事業者種別	支給件数	支給金額
個人事業者	136 件	6,471,931 円
中小法人	99 件	9,739,151 円
計	235 件	16,211,082 円

【１０月分】

事業者種別	支給件数	支給金額
個人事業者	265 件	12,822,976 円
中小法人	215 件	21,367,288 円
計	480 件	34,190,264 円

㋓　宮の事業復活支援金

ⓐ　事業の目的

国が、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少する事業者を対象に「事業復活支援金」を支給するに当たり、その支援金の対象とならない事業者を対象とした、本市独自の支援金を支給するもの

ⓑ　事業の概要

項　目	内　容
対象事業者	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した事業者（中小法人・個人事業者） 中小法人：登記上の本社・本店が宇都宮市内 個人事業者：事業所（店舗、事務所等）が宇都宮市内 ※ 事業所を有さない個人事業者（ﾌﾘｰﾗﾝｽ等）については住民票が宇都宮市内にある者
売上要件	2021 年11 月～2022 年3 月のいずれかひと月の売上と直近3 年の同月売上を比較し、売上の減少率が20%以上30%未満となる事業者 ※売上減少率が 30%以上の月がある場合は国の「事業復活支援金」の対象

支 給 額	中小法人：年間売上高 1 億円以下⇒250,000 円（上限） 1 億円超5 億円以下⇒375,000 円（上限） 5 億円超⇒625,000 円（上限） 個人事業者：125,000 円（上限） 【計算式】 ［基準期間の売上高］ －［2021 年 11 月～2022 年 3 月のうちの任意に選択した月の売上］×５
申請期間	令和４年３月１８日（金）～５月３１日（火）

ⓒ　事業実績

申請受付中につき実績なし

㋔　新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金（第４～６弾宇都宮市上乗せ分）

ⓐ　事業の目的

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等の発令に伴い、県による飲食店への営業時間の短縮要請が出され、要請に応じた店舗への協力金を県が実施することから、その協力金に市独自の上乗せを行い、事業者への支援を拡充するもの

ⓑ　事業の概要

項　目	内　容
対象期間	【第４弾】 令和３年８月２日（月）・４日（水）・８日（日）のいずれかから８月３１日（火）まで 【第５弾】 令和３年８月２０日（金）・９月１日（水）のいずれかから９月１２日（日）まで 【第６弾】 令和３年９月１３日（月）～９月３０日（木）
対象店舗	通常２０時から翌朝５時までの時間帯に営業している飲食店
支給額	①8/2-8/7（県版まん延防止等重点措置） 売上高の10％相当（県と合わせて40％） 市0.5～2.5 万円/日（県と合わせ3～10 万/日） ②8/8～8/19（国のまん延防止等重点措置） 売上高の10％相当（県と合わせて50％） 市0.1～2.5 万円/日（県と合わせ3～12.5 万/日） ③8/20～9/12（国の緊急事態措置）

	売上高の10%相当（県と合わせて50%） 市0.1～2.5 万円/日（県と合わせ4～12.5 万/日） ④9/13-9/30（国の緊急事態措置） 売上高の10%相当（県と合わせて50%） 市0.1～2.5 万円/日（県と合わせ4～12.5 万/日）
交付要件	・宇都宮市内に対象店舗を有すること。 ・対象店舗に係る食品衛生法（昭和22 年法律第233 号）に基づく営業許可証（飲食店および喫茶店に係る許可に限る）に記載されている営業者またはカラオケ設備を提供するカラオケ店であること。 ・対象期間より前に、必要な許認可等を取得し、対象店舗において営業の実態があること。また、当該許可の有効期限が時短営業要請期間の最終日以降であること。 ・酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）を行わないこと。 ・カラオケ設備の利用を行わないこと。 ・要請期間中、営業時間を短縮（休業）していることや酒類を提供しないことを店舗または店頭に掲示すること。（休業した飲食の場を提供するキッチンカー等は除く）月次支援金（8 月分・9 月分）および栃木県地域企業事業継続支援金の支給を受けていないこと。また、栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金（大規模施設・テナント用）の支給を受けている場合には、飲食店の床面積を自己利用部分面積から除いていること。 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3 年法律第77 号）第2条に規定する暴力団員等に該当しないこと。 ・「新型コロナ感染防止対策取組宣言」を行い、「取組宣言書」等を掲示していること。 ・「『新型コロナ感染防止対策取組宣言』飲食店のチェックシート」に従って感染防止対策の徹底を図るとともに、店舗内の従業員の目に触れやすい位置に提示していること。 ・「会話する＝マスクする（カイワスルハマスクスル）」運動に賛同し、チラシを店舗内の利用者の目に触れやすい位置に提示していること。 ・業種別ガイドラインを遵守すること。 ・その他、まん延を防止するために必要な措置を実施すること。 ・休業又は営業時間短縮要請に応じた店舗として、店名等を公表することに同意すること。
申請期間	【第４弾】 令和３年８月１２日（木）～１０月１５日（金）

	【第５弾】 令和３年９月１日（水）～１０月３１日（日） 【第６弾】 令和３年９月２４日（金）～１１月３０日（火） ※県から県協力金の交付決定事業者データを提供してもらい、そのデータを基に市が上乗せ分を支給するため、事業者による市への申請は原則不要

ⓒ　事業実績（令和４年３月３１日（木）時点）

制度	支給件数	支給金額
第４弾	2,715 件	400,160,000 円
第５弾	620 件	125,280,000 円
第６弾	613 件	185,058,000 円

㋕　宮の事業者感染症対策補助金

ⓐ　事業の目的

市内事業者の新型コロナウイルス感染症の感染予防対策の強化を図るため、パーテーションの購入、施設の個室化改装等の３密対策等に係る費用を一部補助するもの

ⓑ　事業の概要

<table>
<tr><th>項　目</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>対象要件</td><td>市内に店舗等を有する事業者が実施した感染予防対策に要した経費のうち、栃木県が実施する感染予防対策に係る補助制度（ 地域企業感染症対策支援補助金 等）の対象とならない経費
※ 県が対象としていない事務所や工場、バックヤード等の特定の人員しか出入りしない場所への経費も対象</td></tr>
<tr><td>対象品目</td><td>
<table>
<tr><th>対象事業者</th><th>品目</th><th>補助金額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">中小企業等（宿泊事業者除く）</td><td>① 新しい生活様式への対応に必要な機器整備
② 非対面型ﾋﾞｼﾞﾈｽﾓﾃﾞﾙへの転換</td><td>7.5 万円未満</td></tr>
<tr><td>③施設改装工事
④空気調和設備・換気設備の設置</td><td>22.5 万円未満</td></tr>
<tr><td rowspan="3">宿泊事業者</td><td>①新しい生活様式への対応に必要な機器整備</td><td>7.5 万円未満</td></tr>
<tr><td>②施設改装工事
③空気調和設備・換気設備の設置</td><td>22.5 万円未満</td></tr>
<tr><td>④消耗品の購入</td><td>5 万円未満</td></tr>
</table>
※ 第２期については，①のみ（対象事業者に宿泊事業者を含む）</td></tr>
<tr><td>補助額</td><td>３密対策等の感染予防対策に要した経費の２分の１</td></tr>
</table>

申請期間	【第１期】令和３年７月２６日（月）～１０月２９日（金） 【第２期】令和４年２月４日（金）～３月２２日（火）

ⓒ　事業実績

	事業者種別	支給件数	支給金額
第１期	個人事業者	119 件	6,658,422 円
	中小法人	109 件	7,057,116 円
	計	228 件	13,715,538 円

	事業者種別	支給件数	支給金額
第２期	個人事業者	27 件	961,765 円
	中小法人	27 件	1,224,188 円
	計	54 件	2,185,953 円

㋕　宇都宮市プレミアム付飲食券第２弾（宮の食べトクチケット第２弾）

ⓐ　事業の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛の影響が大きい飲食店を支援するため、市内の飲食店で利用できるプレミアム付き飲食券「宮の食べトクチケット」（以下「飲食券」という。）を販売し、市内における消費の喚起を図る。

ⓑ　事業の概要

項　目	内　容
購入対象者	１８歳以上で次のいずれかに該当する方（総数約５１万人） ① 市内在住者　（４３６，８５４人）※令和３年３月末現在 ② 市内への通勤・通学者（　７５，６５５人）※平成２７年国勢調査
飲食券概要	発行単位：１冊５００円券１３枚綴り（６，５００円）を５，０００円で販売 発行総数：３０万冊 購入限度：購入１回当たり２冊まで（窓口販売においては複数回購入可能）
利用対象	３密対策を実施している飲食店※における飲食 （テイクアウト・デリバリーを含む。） ※ 対象店舗は登録制で、飲食を提供するホテル等を含む。
販売場所・販売方法	窓 口 販 売：平日は市内郵便局６６カ所・ＪＴＢ宇都宮支店 土日祝日は１３カ所 （宇都宮中央郵便局、宇都宮東郵便局、ＪＴＢ宇都宮支店、関東自動車宇都宮駅前チケットセンター、関東自動車宇都宮営業所、関東自動車東野平出営業所、ベルモール、東武宇都宮百貨店

	福田屋宇都宮店、福田屋インターパーク店、コジマ×ビッグカメラ宇都宮本店、コジマ×ビッグカメラ駒生店、宇都宮パセオ） 各窓口の営業時間内において販売（複数回購入可能）
販売期間	令和３年１１月２４日（水）～令和４年１月３１日（月） ※１２月２２日（水）に完売
利用期間	令和３年１１月２４日（水）～令和４年５月２３日（月）（６カ月間） ※感染者数の拡大等に伴い利用期間を２回延長（当初2/28→延長3/31→再延長5/23） ※当該期間は資金決済に関する法律等に基づく最大延長期間

ⓒ　事業実績（令和４年３月３１日（木）時点）

取扱店の登録数　　１，６０２店

飲食券の販売実績　　飲食券の販売数：３０万冊

飲食券の換金実績　　換金総額：１，５９６，５７７，５００円

（換金予算総額１９．５億円の８１．９％）

換金した取扱店総数：１，３５６店舗

（全取扱店の８４．６％）

㋗　宇都宮市プレミアム付商品・サービス券（宮の買いトクチケット）

ⓐ　事業の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛の影響が大きい飲食店を支援するため、市内の飲食店で利用できるプレミアム付商品・サービス券「宮の買いトクチケット」（以下「商品・サービス券」という。）を販売し、市内における消費の喚起を図る。

ⓑ　事業の概要

項　目	内　容
購入対象者	１８歳以上で次のいずれかに該当する方（総数約５１万人） ① 市内在住者　（４３６，８５４人）※令和３年３月末現在 ② 市内への通勤・通学者（　７５，６５５人）※平成２７年国勢調査
商品・サービス券概要	発行単位：１冊５００円券１３枚綴り（６，５００円）を５，０００円で販売 発行総数：３０万冊 購入限度：購入１回当たり２冊まで（窓口販売においては複数回購入可能）
利用対象	３密対策を実施している小売・サービス店舗 ※ 対象店舗は登録制
販売場所・販売方法	窓 口 販 売：平日は市内郵便局６６カ所・ＪＴＢ宇都宮支店

	土日祝日は１３カ所 (宇都宮中央郵便局、宇都宮東郵便局、ＪＴＢ宇都宮支店、 関東自動車宇都宮駅前チケットセンター、関東自動車宇都宮営業 所、関東自動車東野平出営業所、ベルモール、東武宇都宮百貨店 福田屋宇都宮店，福田屋インターパーク店、コジマ×ビックカメラ 宇都宮本店、コジマ×ビックカメラ駒生店、宇都宮パセオ) 各窓口の営業時間内において販売（複数回購入可能）
販売期間	令和３年１１月２４日（水）～令和４年１月３１日（月） ※１１月２８日（日）に完売
利用期間	令和３年１１月２４日（水）～令和４年５月２３日（月）（６カ月間） ※感染者数の拡大等に伴い利用期間を２回延長（当初2/28→延長3/31→再延長5/23） ※当該期間は資金決済に関する法律等に基づく最大延長期間

ⓒ　事業実績（令和４年３月３１日（木）時点）

取扱店の登録数　　１，６５１店

飲食券の販売実績　　飲食券の販売数：３０万冊

飲食券の換金実績　　換金総額：１８，２６１，１４５，０００円

(換金予算総額１９．５億円の９３．６％)

換金した取扱店総数：１，１６２店舗

（全取扱店の７０．４％）

本事業により得られた成果

宮の食べトクチケットや宮の買いトクチケット販売に伴い、取扱店の登録周知を図ることで、市内における消費喚起に繋げることができた。

(b)　宇都宮市ビジネスＰＣＲ等検査支援事業

①　目　的

事業者による新型コロナウイルス感染症の感染予防の取り組みを促進するため、医療機関または検査機関でＰＣＲ等検査を受ける従業員等に係る費用の一部を市が補助金として交付することにより、経済活動における感染リスクの低減を図る。

②　実施主体　　宇都宮市、当商工会議所、市指定検査機関

③　事業の概要

<table>
<tr><th>項　目</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>補助
対象者</td><td>市内に住所を有する事業者（法人または個人事業主）</td></tr>
<tr><td>補助内容</td><td>事業者が従業員等にＰＣＲ等検査を受けさせる費用に対する補助
【補助該当の検査の種類】
①鼻咽頭ぬぐい液ＰＣＲ等検査
②唾液ＰＣＲ等検査
③鼻咽頭ぬぐい液抗原定量検査
④唾液抗原定量検査</td></tr>
<tr><td>補助の対象となる活動/補助額</td><td>
<table>
<tr><th>検査の種類
検査目的</th><th>ＰＣＲ等検査</th><th>抗原定量検査</th></tr>
<tr><td>①医療・介護・福祉・保育・教育その他の身体接触に携わる従業員等の健康管理</td><td>最大　１０，０００円</td><td>最大　５，０００円</td></tr>
<tr><td>②国の事務連絡に示されている社会機能維持者である濃厚接触者の待機期間を短縮させるための検査</td><td>最大　１０，０００円</td><td>最大　　５，０００円</td></tr>
<tr><td>③県外・海外への往来</td><td>最大　１０，０００円</td><td>最大　　５，０００円</td></tr>
<tr><td>④興行・健康管理(①以外)</td><td>最大　　５，０００円</td><td>最大　　２，５００円</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>補助方法</td><td>事業者は「受領委任払い」により、補助額を差し引いた検査料を検査機関に支払う。</td></tr>
<tr><td>申請書類</td><td>①　宇都宮市ビジネスＰＣＲ等検査補助金申請書兼委任状（検査目的が②の場合，「社会機能維持者一覧」を添付）
宇都宮市ホームページにて掲載
②当商工会議所の管理番号が分かる書類
当商工会議所会報誌「天地人」送付時の封筒（宛名部分）のコピー、または、当商工会議所発行の「宇都宮市ビジネスＰＣＲ等検査支援事業にかかる市内事業者証明書」</td></tr>
<tr><td>申請期間</td><td>令和３年１月４日（月）～継続実施</td></tr>
<tr><td>申請方法</td><td>事業者がＰＣＲ等検査を受ける市指定検査機関の窓口に申請書類を提出する。</td></tr>
</table>

④　事業実績

㋐　当商工会議所への相談件数　３４４件

㋑　市内事業者証明書の発行件数　１８９件（内訳：会員９０件、非会員９９件）

㋒　利用件数および申請金額

事業年度	申請件数 （事業者数）	利用件数			申請金額
		PCR 検査	抗原定量 検査	小計	
令和３年度	７３５件 （１５３事業者）	３，３７９件	５５５件	３，９３４件	１６，８２５，８００円
累計	８６１件 （２１１事業者）	３，８８６件	８８４件	４，７７０件	１９，４９１，３００円

本事業に得られた効果

宇都宮市との共催により本事業をし、市内に所在する事業者がＰＣＲ等検査を受けやすい体制を整えることで、事業活動における感染リスクを低減させるとともに、感染症拡大を防ぐことができた。

j　当商工会議所内の主な感染防止対策

感染リスクの軽減および当商工会議所事業の継続性確保を目的に次の対策を実施した。

(a)　相談コーナーおよび職員（事務所機能）の分散配置

①　相談コーナーの分散配置　令和４年２月１日（火）～３月１５日（火）

㋐　内　容　確定申告時期に、大会議室および常議員会室に相談コーナーを設置

②　職員（事務所機能）の分散配置

㋐　３分割（令和２年１０月１日（木）～継続実施）

ⓐ　１階事務所（２７人）

ⓑ　２階会員談話室（経営支援部（３人）、地域振興部（４人））

ⓒ　２階小会議室（常勤役員（１人）、総務部（６人））

(b)　事務所や会議室等に空気清浄機を設置

①　次亜塩素酸空間除菌脱臭機　１階事務所１台（令和２年１月２３日（木）～継続実施）

②　次亜塩素酸加湿器　２階会議室２台（令和２年３月１６日（木）～継続実施）

(c)　飛沫感染防止のアクリル板を設置（令和２年４月２０日（月）～継続実施）

①　設置箇所　令和２年４月２０日（月）設置

８カ所（受付 1、相談カウンター3、相談ボックス 4、大会議室 4）

令和３年９月６日（月）設置

２９カ所（事務所内、ミーティングルーム、会頭室）

(d)　来所者検温のためのサーマルカメラおよび非接触式体温計を設置

①　サーマルカメラ

㋐　１階事務所事務所入口　１台（令和２年１０月１日（木）～継続実施）

㋐　２階大会議室　１台（令和３年１月２５日（月）～継続実施）

②　非接触式体温計　３台（１台：令和２年３月３日（火）～２台：令和２年９月１５日（火）～継続実施）

(e)　マスク配布

ＢＣＰ保管用マスクの職員および来所者への配布（令和２年２月６日（木）～継続実施）

(f)　職員の昼休憩の分散（令和２年４月２０日（月）～継続実施）

①　２班制導入（午前１１時３０分～午後０時３０分、午後０時３０分～午後１時３０分）

(g)　手指消毒液の設置

①　１階事務所入口、２階会頭室入口（令和２年４月～継続実施）

②　１階事務所入口に足ふみ式消毒液設置（令和３年３月１１日～継続実施）

(h)　消毒キットの設置（令和２年４月～継続実施）

①　その都度、各会議室等に持ち込み、会議時の感染防止対策を徹底した。

３セット（マスク、手指消毒液、消毒スプレー、除菌シート）

②　感染者が発生した場合に備え、消毒用消耗品を買いそろえ有事に備えた。

ビニール手袋、エタノール配合消毒スプレー、エタノール配合消毒シート

(i)　クレベリンの設置（令和４年１月１８日（火）～３月３１日（木））

①　設置箇所　１５カ所（受付１、相談カウンター２、相談ボックス４、ミーティングルーム１、会頭室１、会員談話室１、大会議室３、小会議室１、常議員会室１）

(j)　抗原検査キットの設置および職員への配布（令和４年２月１７日（木）～）

100 回分を設置し、感染が疑われるものに検査した。

(k)　貸し会議室（大会議室）の利用一時休止（令和２年４月～継続実施）

外部団体等への貸し出しは一時休止した。内部利用の際には、定数（６０人）の５０％である３０人以内で利用。

(l)　特別休暇の承認

（令和２年３月２５日（水）制定、令和３年１月２８日（木）改正、令和４年２月１日（火）改正）

新型コロナウイルス感染症に関する職員の休暇の取り扱い「風邪症状がみられる場合の特別休暇の承認」の基準制定（宇都宮商工会議所就業規則第 30 条（特別休暇）における別表 3 の 12 に規定する「出勤することが著しく困難であると認められる場合」と取り扱うこととし、特別休暇を承認」）

(m)　新型コロナワクチン接種に関する職員、嘱託職員および臨時職員の休暇の取り扱い
（令和３年７月２０日（火）作成、令和４年２月８日（火）改正）

新型コロナワクチン接種を行うことについて、本人からの申し出があった場合は、宇都宮商工会議所就業規則第 30 条（特別休暇）における別表 3 の 12 に規定する「出勤することが著しく困難であると認められる場合」として取り扱うこととし、特別休暇を承認。

①　特別休暇を承認する日

次に該当する場合、ワクチン接種１回につき、１日単位の休暇を最大２日間取得することができる。

㋐ ワクチン接種日。

㋑ ワクチン接種後、翌々日までの間で、副反応により勤務が困難である日。

(n)　重要事業緊急時バックアップ体制の構築（令和４年１月１８日（火））

当商工会議所職員における、新型コロナウイルス感染者の発生および濃厚接触者の発生に伴う有事に備え、緊急時バックアップ体制を構築した。

(2)　意見活動

ア　国・県への建議・要望活動

(ｱ)　新型コロナウイルス感染症により経済的苦境が続く事業者等への支援に関する緊急要望

提　出　先　　栃木県知事

提出年月日　　令和３年４月２７日（水）

要望連名者　　（一社）栃木県商工会議所連合会会長、栃木県内９商工会議所会頭

新型コロナウイルス感染症により経済的苦境が続く事業者等への支援に関する緊急要望

県におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大により甚大な影響を受けている県内事業者への経済的支援や金融支援の実施、感染防止を踏まえた新たな環境整備への支援等迅速なご対応に心から感謝申し上げます。

さて、二度の緊急事態宣言及び外出自粛要請により、大きな影響を受けた事業者は生き残りをかけた状況が続いており、今後もこの経済的苦境が長引くのは必至であります。

特に飲食業や観光関連産業においては、経済活動の抑制や人の移動の制限等により需要が大きく削がれており、ワクチン接種というコロナ禍克服への希望の光が見え始めてはおりますが、回復までには相当の時間を要することが想定され継続した支援が必要であります。

商工会議所といたしましても、事業者に寄り添いながら地域経済の再生に向けて全力で取り組んで参る所存でありますが、県におかれましても、事業者の現場の声や地域経済の窮状をご賢察いただき、事

業継続と雇用維持に必死で取り組む事業者が将来に希望を持つことができるよう、次の施策等について特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

１　経済的苦境が続く事業者・労働者への支援

（１）県税（自動車税）の減免・減額措置

本県においては、二度の緊急事態宣言により人の移動が激減し、その影響は観光関連産業をはじめ多くの業種に及んでいる。特にその移動手段となっていた旅客運輸業（バス、タクシー）は、売上の減少で経営が圧迫され、今後も先行きが見通せない状況の中で事業を継続するのに必死で取り組んでいる状況にある。

ついては、旅客運輸業が所有する車両の自動車税について、減免・減額措置（支払猶予ではなく）を講じられたい。

（２）徹底した感染防止対策を実施している施設等への認証制度の拡充

県においては、事業者の自主的な感染防止対策の取組を見える化するために、新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言を展開している。

しかし、この取組宣言は認証制度ではなく、県による審査等がないことから、感染防止対策の内容も施設によってバラツキが見られる。

ついては、今後飲食店に対して導入することとしている認証制度について、ホテル・旅館や観光施設についても対象とするよう検討されたい。

（３）一時支援金の要件緩和

現在申請受付が行われている「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」については、商工会議所も登録認定機関として支援に携わっているが、給付対象要件のハードルが厳しく経済的苦境に喘ぐ事業所であっても活用できない事例もある。

ついては、今後、一時支援金が再度給付される場合には、売上減少に係る要件（前々年比、前年比50%以上減少）を緩和されるよう国への働きかけをお願いしたい。

（４）既往債務（住宅ローン含む）の条件変更等への柔軟な対応

新型コロナウイルス感染症の影響が２事業年度目を迎える中にあって、当初の金融支援は据置期間を１年以内に設定していたものが多いことから、今後、既往債務の返済猶予等の条件変更などの需要が高まることが予想される。

また、収入の減少で住宅ローン返済に困窮するケースが増えており、その結果、自己破産や債務整理のために住宅を手放すなど安定した生活が確保できない恐れもある。

ついては、金融機関において事業者ごとの事業・財務状況や個人の返済能力等を十分に確認し、

据置期間の延長や返済猶予など、顧客のニーズに応じ再度の条件変更等を含め最大限柔軟な対応をするよう要請されたい。

（５）雇用調整助成金の特例措置の延長

雇用調整助成金は、コロナ収束や売上回復への見通しが立たない中にあって、雇用の維持・安定はもとより、感染拡大収束後の経済の力強い回復に向けた下支えとして、極めて大きな役割を担っている。

ついては、経済情勢や雇用動向を十分に注視し、当面は特例措置を延長するよう国への働きかけをお願いしたい。

２　ワクチン接種の計画的かつ迅速な対応

ワクチン接種はコロナ禍克服への最も有効な手段であり、計画的かつ迅速な接種が望まれる。

ついては、現在示されている接種時期が遅れることのないよう、市町とも緊密な連携を図りながらワクチン接種体制の確保を推進されたい。

３　感染状況に応じた観光需要喚起策の実施

（１）県民一家族一旅行事業の実施

長引く感染拡大により人の移動や活動制限の影響を大きく受ける観光関連産業では、一定期間の休業を余儀なくされている施設も多く、感染状況の拡大に懸念がありながらも観光関連産業からは、観光需要喚起策の実施が期待されている。

ついては、県内の感染状況が一定程度収まった段階で、昨年実施された「県民一家族一旅行事業」などの観光需要喚起策を実施されたい。

（２）栃木県道路公社が管理する有料道路の期間限定での無料化

日光・鬼怒川等の観光地への誘客を促進するため、昨年に引き続き、日光宇都宮道路（日光道)、鬼怒川有料道路（シルクウェイ)、宇都宮鹿沼道路（さつきロード）の土、日、祝日など期間限定での通行料金無料化を実施されたい。

（３）Ｇｏ　Ｔｏキャンペーン４事業の実施期間の延長

ＧｏＴｏキャンペーン４事業の実施期間は全体的に本年６月末までとなっているが、感染拡大防止の観点から施策の駆け込み利用の集中を避けるとともに、より多くの人が事業の恩恵を受けられるよう、実施期間の延長について国への働きかけをお願いしたい。

(ｲ)　第５８回栃木県商工会議所議員大会提言要望事項

大会開催日　　令和３年９月１０日（金）

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が栃木県に適用され、感染拡大予

防の観点から、急遽大会を中止。

会　　場　　日光市今市文化会館大ホール（栃木県小山市）

決　　議　　令和３年９月３日（金）の（一社）栃木県商工会議所連合会臨時総会において決議。

提 出 先　　栃木県知事、栃木県議会議長、栃木県議会副議長、栃木県議会経済企業委員会委員長、県選出国会議員、国土交通省宇都宮国道事務所長、東日本旅客鉄道㈱代表取締役、東日本高速道路㈱代表取締役・関東支社長、日本商工会議所会頭

提出年月日　令和３年１０月５日（火）

要望連名者　（一社）栃木県商工会議所連合会会長、栃木県内９商工会議所会頭

Ⅰ　活力ある企業づくりの推進
～経営基盤の安定と経営力強化～

１　中小企業・小規模企業対策

企業支援

（１）経済的苦境が続く事業者への支援拡充について

新型コロナウイルス感染拡大を背景に地域経済は厳しい状況が続いており、多くの事業者は各種支援策等を最大限活用しながら、事業継続・雇用維持に必死に取り組んでいるが、緊急事態宣言や外出自粛等の要請により経済活動が抑制され、売上が回復せず倒産や廃業が増加している状況にある。

ついては、売上減少を支給要件とする各種支援策については、その基準（前々年比、前年比 50%以上減少）を緩和されたい。

また、雇用の面ではコロナ禍において失業率の上昇を招かないためにも、当面は経済情勢や雇用動向を十分に注視しながら、雇用調整助成金の特例措置の延長を図られたい。

（２）既往債務の条件変更等への柔軟な対応について

１年以上にわたる新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中にあって、当初の金融支援は据置期間を１年以内に設定していたものが多いことから、今後、既往債務の返済猶予等の条件変更などの需要が高まることが予想される。

また、収入の減少で住宅ローン返済に困窮するケースが増えており、その結果、自己破産や債務整理のために住宅を手放すなど安定した生活が確保できない恐れもある。

ついては、金融機関において事業者ごとの事業・財務状況や個人の返済能力等を十分に確認し、据置期間や返済期間の延長など、顧客のニーズに応じ再度の条件変更等を含め最大限柔軟な対応をするよう要請されたい。

（３）県税（自動車税）の減免・減額措置について

本県においては、二度の緊急事態宣言により人の移動が激減し、その影響は観光産業をはじめ多くの業種に及んでいる。特にその移動手段となっていた旅客運輸業（バス、タクシー）では売上の急激な減少で経営を圧迫し、今後も先行きが見通せない感染状況の中で生き残りをかけて必死に事業継続に取り組んでいる。

ついては、旅客運輸業が所有する車両の自動車税について、減免・減額措置（支払猶予ではなく）を講じられたい。

（４）中小企業の実態を無視した安易な最低賃金の引上げ反対について

中央最低賃金審議会が示した本年の地域別最低賃金額改定の目安は、コロナ禍における中小企業の厳しい経営実態を無視した形での大幅な引き上げとなった。今後、経営基盤が脆弱な中小企業の経営を切迫し、雇用や事業の継続に甚大な影響を及ぼすなど、地域経済の衰退に拍車をかけることも懸念される。

ついては、今後の最低賃金額改定の検討にあたっては、中小企業の実態を十分考慮したうえで、明確な根拠のもとに決定するよう配慮されたい。

（５）円滑なワクチン接種の推進と無症状者に対する無料ＰＣＲ検査の実施について

希望する全ての国民が早期に接種を完了することができるよう、関係機関がより一層の連携を図りながら円滑なワクチン接種の推進を図られたい。

併せて、感染者を早期に発見することも有効な予防策であることから、今後、無症状者からの感染リスクを抑制していくためにも、全ての県民が無料でＰＣＲ検査を受けることができるような施策を実施されたい。

（６）中小企業の経営効率化推進に向けた支援について

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応として、中小企業においてはデジタル技術を活用して積極的なテクノロジー（IT、AI、Iot 等）導入を進めようとしているが、持続的発展を目指す中小企業からは限りある資金のみでは対応が困難であるとの相談が寄せられている。

ついては、次世代型の経営に取り組む中小企業に対し、テクノロジー（IT、AI、Iot 等）導入へ向けた補助制度の創設や減税制度等、中小企業の経営効率化を後押しするための支援策を講じられたい。

（７）持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の取組に対する支援について

持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）については、国において「ＳＤＧｓアクションプラン2021」が策定されるとともに、「地方創生ＳＤＧｓ官民連携プラットホーム」を立ち上げるなど「誰一人取り残さない社会の実現」を目指して、経済・社会・環境を巡る様々な課題に対し、国、地方自治体、企業等のすべての関係者の取組を推進している。

県においてもＳＤＧｓの普及啓発と気運醸成のため「とちぎＳＤＧｓ推進企業登録制度」が創設され、既に県内約 900 を超える事業所が登録済となっており一定の成果を上げている。

ついては、ＳＤＧｓの取り組みをより一層推進するためにも次の施策を実施されたい。

ア　ＳＤＧｓ達成を目指し、企業が地域資源の活用や新商品、新サービスの開発、販路開拓等に取り組む事業に対する補助制度の創設

イ　「とちぎＳＤＧｓ推進企業登録制度」の登録事業所に対して、公共入札への加点や税制優遇などのインセンティブ付与

（８）ＢＣＰ策定に関する補助制度の創設について

新型コロナウイルスの感染拡大による影響が長期化する中、ＢＣＰ策定は不測の事態が発生した場合に、事業所の損害を最小限に抑え事業を継続するに必要な計画であるが、中小・小規模事業者が策定に取り組むには人的にも財政的にも厳しい状況がある。

県においては、「栃木県国土強靭化地域計画」の中で、令和７年度までにＢＣＰ策定支援事業者数を 600 社実施することを目標に掲げており、県内事業所に対するＢＣＰ策定に関してこれまで以上に支援策の拡充が求められている。

ついては、中小・小規模事業者がＢＣＰ策定に取り組む場合、導入に係る費用や発電機等の備品購入等を対象とした補助制度を創設されたい。

（９）補助金電子申請に伴う手続きの簡素化及び申請環境の整備について

ＩＴ化が急速に進む中、補助金等の申請においても電子申請が一般的となりつつあるが、ＩＴ機器を使いこなせない高齢経営者や通信環境が不安定な山間地域の事業所では申請中の送信エラーやデータ消失などの不具合が生じている。

ついては、次の項目について改善を図られたい。

ア　誰もが理解しやすい補助金電子申請の操作サポート

高齢の経営者などパソコン操作に不慣れな人でも補助金電子申請が可能となるようユニバーサルデザインを意識した操作方法の構築

イ　補助金電子申請操作の簡略化

今後ほとんどの補助金が電子申請に移行されＧビズ ID 取得が必要となるが、加えて、補助金申請の際にもワンタイムパスワード認証が必要となる。しかし、経営者がパソコン、メール操作が不十分な場合などこの認証が更なる障壁となり申請に至れないケースもある。ついては、ワンタイムパスワード認証の改善を図るなど操作の簡略化を図られたい。

ウ　補助金電子申請におけるシステムエラーの低減

e-tax のように申請入力データの一時保存機能の追加

(10)「ものづくり県とちぎ」の一社一技術習得促進に向けた補助制度の創設について

「ものづくり県とちぎ」を全国に発信していくためには、県内企業における技術力の更なる向上を図ることが重要であり「一社一技術習得」を促進するとともに、日々進歩、多様化するニーズに対応していくことが必要である。

中小・小規模事業者が独自で技術開発や新製品開発に取り組む場合、調査研究や専門技術者の招へいなど多額の費用負担が発生することから、将来性のあるアイデアや構想を持っていても実行に移せないケースも少なくない。

栃木県産業技術センターでは「技術デリバリー事業」を実施し、こうした中小・小規模事業者の支援に取り組まれているが、より踏み込んだ技術力向上を図るため、外部の専門技術者などを活用できる新たな補助制度を創設されたい。

(11) 小規模事業者の経営改善のための５Ｓ導入について

足利地区では、５Ｓ（整理・清掃・整頓・清潔・躾）を学校、商工団体、事業所など街ぐるみで推進するとともに、普及啓発を図るためのサミットを開催するなど経営力の向上や人材育成などで大きな成果を上げており、県内他地域でも同様の取り組みが波及しつつある。

県においては、５Ｓの理念や考え方について、産業人材育成の観点から有効な活動との認識のもと導入支援に努められているが、小規模事業者が５Ｓを導入する場合、大きな財政負担となることから、その経費を補助対象事業として位置付けられたい。

（12）創業支援に係る補助事業の拡充等について

地域に新たな活力を生み出すためには、地域経済を支える企業の創出はもとより、開業率を高めるための施策が重要であり、創業者をサポートする支援制度の充実が不可欠である。

ついては「新とちぎ産業成長戦略」で掲げる創業者数の目標値を達成するためにも「地域課題解決型創業支援補助金」について、予算の拡充を図るとともに創業を希望する者が創業時期を逸することのないよう公募期間の延長を図られたい。

商工会議所支援

（１）伴走型小規模事業者支援推進事業補助金の改善について

「経営発達支援計画」は、小規模事業者の持続的発展を図ることを目的に、事業者に寄り添いながら事業計画の作成及びその着実な実施や地域活性化に向けた面的な取り組みを支援するなど、商工会議所が取り組む重要な計画である。

本計画を着実に推進し、小規模事業者の成長発展はもとより地区内商工業が総合的に発展するためにも、計画実施の財源となる伴走型小規模事業者支援推進補助金に係る次の事項について改善を図られたい。

ア　セミナー・相談会などの補助対象事業の実施にあたり、小規模事業者以外も一定割合対象とすることができるよう対象要件の緩和を図られたい。

イ　実績報告については、具体的な成果の報告に要する事務負担が多いことから事務手続の簡素化を図られたい。

ウ　補助対象事業以外の事務費負担の軽減を図るため、補助額全体の 10%程度を一般管理費として交付するよう検討されたい。

（２）事業継続力強化支援事業に係る補助制度の創設について

中小企業強靭化法が施行され、商工会議所では市町と共同で「事業継続力強化支援計画」を策定して県の認定を受け、管内小規模事業者の事業継続力強化に資する取組を支援している。

自然災害により不測の事態が発生した場合に、地域経済や企業への影響を最小限に食い止めなければならず、事業所における事業継続力に関する計画策定は「災害に強いとちぎ」を構築するうえで重要な課題であるが、国や県においては本計画を実行する財源が確保されていない。

ついては、事業継続力強化支援事業を着実に推進することができるよう伴走型小規模事業者支援推進事業補助金と同様に本事業に対する補助制度を創設されたい。

（３）中小企業再生支援及び事業承継支援の推進について

本県経済が持続的発展をするための極めて重要な課題として、企業の再生と事業承継がある。宇都宮商工会議所が国の認定支援機関として「栃木県中小企業再生支援協議会」と「栃木県事業承継・引継ぎ支援センター」を運営しているが、いずれの課題も早期に行動することが重要である。

コロナ禍において、再生支援協議会では昨年ニーズが多かった資金繰り支援（特例リスケ）に加え、本年度は資金繰り支援の出口（再生計画策定支援等）に向けた対応も増えることが想定される。また、事業承継・引継ぎ支援センターでは、今年度から第三者承継支援と親族内承継支援をワンストップで対応できることとなった。

ついては、県内事業者が支援機関を活用して企業再生や事業承継など、重要な経営課題に取り組めるよう次の事項について配慮されたい。

ア　中小・小規模事業者に対する専門支援機関である「栃木県中小企業再生支援協議会」と「栃木県事業承継・引継ぎ支援センター」について、必要とする事業者へ両機関の存在と機能を幅広く浸透させるため周知広報等の強化

イ　当該機関の事業実施に係る積極的な支援

（４）小規模事業者経営改善資金（マル経資金）の取扱地区要件の緩和について

小規模事業者の経営環境は依然として厳しい状況にあり、長期的な観点からの金融支援は重要である。

こうした中、無担保・無保証人のマル経資金については、小規模事業者にとって大変有効な制度資金であり、経営の安定と発展に大きく寄与している融資制度である。

本制度利用には、１年以上同一の商工会議所（商工会）地区内で事業を行っているという要件を満たす必要がある。

ついては、利便性向上と資金供給のスピードを加速させるためにも、同一市内の商工会議所、商工会いずれかの経営指導を受けていればどちらの窓口においても申込を可能とするよう要件の緩和を図られたい。

（５）市町村合併に伴う商工団体の連携及び合併について

行政合併の進展に伴い、同一行政区における商工会議所と商工会のあり方については、平成 17 年に『今後の中小企業の支援体制のあり方等に関する研究会』で方針が示されてから、既に 16 年が経過しており、地方都市における商工団体を取り巻く環境も大きく変化している。

その間、両団体はそれぞれの組織の強みを活かしながら地域経済発展のために事業実績を重ねてきたが、県内企業等からは一行政区一商工団体を望む声も少なくない。

こうした状況を踏まえ、日本商工会議所においては、新たな社会環境と企業者からの声、そして、第一に商工会・商工会議所は企業のためにあることを大前提として、改めて両団体のあり方についての協議を実施されたい。

また、国においては、同一行政区にある商工会議所と商工会が円滑に合併できるような法整備、その他必要な措置を講じられたい。

２　産業振興策

（１）プラスチック製品を資源として適正に循環する社会の取組について

国連の調査報告書によれば、年間 800 万トン以上のプラスチックごみが海へ流れ込み、その総量は 1 億 5000 万トンを超えており、プラスチックごみが生態系に影響を与える海洋汚染が世界的な課題となっている。

このような中、国においては「プラスチック資源循環戦略」が策定され、これに基づきプラスチック製容器包装・製品の使用・廃棄削減を目的としたレジ袋有料義務化が昨年 7 月からスタートしたところである。

また、県においては、昨年 3 月に「栃木県プラスチック資源循環推進条例」が施行されたところであり、全国の先進県として施策の推進に取り組んでいる。

ついては、持続可能な循環型社会実現に向け、プラスチック資源循環に積極的に取り組む事業所支援として次の施策を講じられたい。

ア　プラスチック循環促進のための追加投資に対する補助金制度の創設

イ　プラスチック容器のデポジット制度（キャッシュバック又は、ポイント付与）の創設

ウ　循環利用を促進する技術開発への支援制度の創設

エ　地域の優れた技術を海外展開する場合の支援制度の創設

オ　回収場所、頻度を増加させる原資としてのプラスチック利用税等の導入

（２）国道５０号沿線における産業団地の整備について

国道 50 号は、県南部を横断し主要高速道路である東北自動車道「佐野藤岡ＩＣ」と連結している広域幹線道路であり、連結付近では羽田工業団地や大型商業施設が立地するなど、県南地域の産業振興において重要な役割を果たしている。

同地域では、交通利便性の高さから企業立地に関する問い合わせが多数寄せられており、県企業局等による同地域への新たな産業団地の整備が期待されている。

ついては、立地特性を活かし企業誘致や新たな雇用の創出を図るため、同地域に新たな産業団地の整備促進を図られたい。

（３）安全対策に配慮した工業団地の造成について

工業団地は広大な土地を要することから、県内各地域とも市街地から離れた郊外に立地しており、歩道の保守管理や周辺の外灯・防犯灯が整備されていないところも多く、工業団地へ自転車で通勤する労働者の安全が確保されていない状況が見受けられる。

ついては、今後、造成を予定している工業団地においては、団地周辺における歩道の保守管理（安全な歩道・自転車道の確保）や防犯対策（外灯・防犯灯の設置）など、労働者の安全確保を視野に入れた整備が推進されるよう支援されたい。

（４）佐野インランドポートの利用促進及び機能拡充について

佐野インランドポートは、平成 29 年 11 月に供用開始され、京浜港とのシャトル輸送により、栃木県内企業の物流効率化や環境負荷の低減など、内陸におけるコンテナターミナル機能としての役割を担っている。また、東北自動車道と北関東自動車道がクロスする大変恵まれた立地環境にあることから、東日本の内陸型物流拠点としての機能を併せもち、中継輸送によるトラックドライバーの労働環境改善にも寄与している。

現在、佐野市においては、施設の円滑な運営を実現するため、船社との協力体制の確保や国際コンテナ戦略港湾に指定されている京浜港との連携を図りながら、指定管理者と協力し荷主へのポートセールスに取り組んでいるところである。

また、輸入で使用したコンテナを輸出の際に再利用するコンテナラウンドユースをはじめとして、施設の更なる活用に取り組むとともに、荷主企業のコンテナ輸送需要に応えるため、輸送力の強化にも取り組んでいる。

ついては、佐野インランドポートの利用促進に取り組むとともに、機能拡充への支援活動を推進されたい。

（５）高等学校におけるインターンシップ事業の推進と地元産業の理解について

県内の高等学校ではキャリア教育の一環として、専門学科を有する学校を中心に、インターンシップ事業（実際に企業で職場体験するもの）に取り組んでいるが、普通科で実施する学校が少なく、高校生が地元の魅力ある産業や優良な企業について学ぶ機会が少ない状況にある。

世界に羽ばたく人材を育成することも重要であるが、高校生の時に、郷土愛やふるさと意識を醸成し、地元の産業や企業について理解を深めることで、県外へ進学した生徒が就職活動をする際、地元企業への就職意識が高まることも期待される。

ついては、地域の将来を担う人材を育成する観点から、県内高等学校において実効性の高いインターンシップ事業を推進するとともに、生徒はもとより先生にも地元の産業や企業について理解を深める機会（地元企業の説明会等）を設ける取り組みを推進されたい。

（６）外国人技能実習生受入れに関する事務の簡素化について

平成 29 年 11 月に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行されたことに伴い、新たに許可法人「外国人技能実習機構」が設立された。

これにより技能実習の適正な実施や技能実習生保護の観点から、監理団体（協同組合、商工会議所等）の許可制や技能実習計画の認定制等が導入されたが、技能実習計画認定申請に係る提出書類が増加し事務が煩雑化している。

ついては、発展途上国への技術移転による国際貢献を目的とした「外国人技能実習制度」が、より広く活用されるよう技能実習計画認定申請における提出書類の軽減と事務の簡素化を図られたい。

（７）米粉食品の国内外への普及啓発及び消費拡大に向けた支援について

国産農産物の消費拡大施策は、食育活動や FOOD ACTION NIPPON を通じて推進されているが、食料自給率は未だ下げ止まっている状況にある。

また、アレルゲンによるアナフィラキシーショックにより、国内外で痛ましい事故が発生している中でのアレルギーフリー食品の重要性は増している。

食料自給率低下の大きな要因の一つである米の消費量減少にも歯止めがかかっていない現況下、「グルテンフリー」食品及び「アレルギーフリー」食品の需要はますます増大し、これに大きく寄与できる米粉の存在価値は年々高まっている。そのため、米粉食品の国内外へのプロモーション活動は、食料自給率向上への大きな原動力になると考えられる。

ついては、国、県が一体となって大局的横断的かつ柔軟な姿勢で、メディア等を活用したプロモーション活動を推進されたい。また、栃木県米粉食品普及推進協議会との連携を深め、消費拡大に向けた支援活動を推進されたい。

Ⅱ　魅力ある地域づくりの推進
～未来につなぐ“とちぎ”の創造～

１　観光振興策

（１）観光関連産業に対する継続的支援について

新型コロナウイルス感染症の影響は長期化しており、様々な業種・業態の中小・小規模事業者は大幅な売上減少など大きな打撃を受けており、地域経済への影響は深刻化している。特に観光関連産業においては経済活動の抑制や人の移動の制限等により需要が大きく削がれ厳しい状況が続いており、売上回復までには相当の時間を要することが想定される。

ついては、観光関連産業において雇用の維持と事業が継続できるよう次の観光需要喚起策等について継続的な実施を検討されたい。

ア　県民一家族一旅行推進事業の継続実施

観光関連産業では、事業を何とか継続するために一定期間の休業を余儀なくされている施設も多く、感染状況の拡大に懸念がありながらも観光需要喚起策の実施が期待されている。

ついては「県民一家族一旅行推進事業」などの観光需要喚起策を継続的に実施されたい。

イ　栃木県道路公社が管理する有料道路の期間限定での無料化

栃木県民の利便性や日光・鬼怒川等の観光地への誘客を促進するため、昨年に引き続き、日光宇都宮道路（日光道）、鬼怒川有料道路（シルクウェイ）、宇都宮鹿沼道路（さつきロード）の土、日、祝日など期間限定での通行料金無料化を実施されたい。

（２）第 77 回国民体育大会・第 22 回全国障害者スポーツ大会開催に向けた体制づくりについて

令和 4 年 10 月に本県で開催が予定されている第 77 回国民体育大会（いちご一会とちぎ国体）・第 22 回全国障害者スポーツ大会（いちご一会とちぎ大会）は、コロナ禍において苦況が続く本県の観光産業にとって、観光誘客に繋がる一大スポーツイベントであるとともに、本県の魅力を全国にＰＲする絶好の機会である。

ついては、本大会開催に向け、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を徹底し、多くの来場者が安心して来県できるよう、万全な体制づくりに努めるとともに、県外からの観光客受入環境の整備や、事業者をはじめ県民一人ひとりのおもてなし気運の醸成などを強力に推進されたい。

（３）自転車が利用しやすい道路等の環境整備について

国の「自転車活用推進法」施行に伴い、本県でも「栃木県自転車活用推進計画」が策定された。この計画では「サイクルツーリズムの推進」が目標のひとつとして掲げられているが、わが国の観光地では、依然として自転車利用の環境整備に関して世界の観光地の後塵を拝しているのが現状である。

ついては、県内観光地において世界に誇れる快適な自転車通行空間を提供するとともに、サイクルツーリズムの実現とMaaSとの親和性を併せて地域住民が安心して自転車を利用できる道路・交通環境の整備促進を図られたい。

（４）国際観光都市「日光」の交通渋滞緩和策について

本県の国際観光都市「日光」は、年間1,000万人以上の観光客が訪れているが、紅葉等の観光シーズンには交通渋滞が常態化しており、観光客は予定していた行程を変更しなければならないなど、大きなマイナスイメージとなっている。

昨年は、行政機関等の連携により二社一寺周辺における渋滞対策として臨時駐車場を拡大開設し、併せてリアルタイム旅行時間表示システムの構築により目的地までの旅行時間をＬＥＤ表示板に表示するなどの対策が実施された。

ついては、引き続きその効果の検証結果等を踏まえながら駐車場を含め新交通システムの構築など、更なる渋滞対策を推進されたい。

（５）自動車「ご当地ナンバープレート」導入基準緩和等について

観光が基幹産業である地域の場合「ご当地ナンバー」によって波及する経済効果は大きく、観光誘致にも広告媒体としても有効な手段であり、地域振興にも大きな成果を上げている。

こうした中、ご当地ナンバーの導入基準が平成29年5月に一部改正され、地域内の登録自動車の数が概ね5万台に緩和されたが、複数の市町村を含む地域を対象とする要件を満たす場合、合意形成には相当期間の調整が必要となる。

ついては、世界遺産に登録されている地域については登録自動車数を問わず単独市町村で導入できるよう基準の緩和を図られたい。さらに、導入申込の機会を増やすよう検討されたい。

２　地域振興策

（１）「空家対策の推進に関する特別措置法」の積極的な推進について

近年、市街地再開発や倒産ホテルを営利目的に購入し活用された後、そのまま放置されている大型商業施設が増加している。

このような大型商業施設（ホテルを含む）は、景観の悪化、防犯、その他人的被害など地方では深刻な影響を及ぼしている。

一方、国においては「空家対策の推進に関する特別措置法」が施行され、全国の自治体で空家条例を制定して対策を講じているが、これらは主に個人が所有する空家を対象としたものであり、法人が所有する不動産等、遊休不動産全体への取り組みについては進んでいないのが現状である。

空家対策は地域住民の生命・身体・財産の保護・生活環境の保全・地域創生の最大の課題であるため、国が地方行政に対する新たな支援措置を講じるなど、特に法人が所有する遊休不動産に対する空家対策を強化されたい。

（２）中心市街地の再開発について

県内各市の中心市街地は、長い歴史の中で政治・経済・文化の中心として発展してきた。しかし、近年では商業の地盤沈下、回遊性の低下、建物の老朽化などの諸問題が深刻化し中心市街地の魅力が低下している。

再開発事業は、地元権利者が主体となって行政の支援を受けながらさまざまな創意工夫によって計画を策定していくなど、官民が連携して推進していく事業であり都市の再構築や中心市街地の活性化に寄与するとともに、県内経済の活性化に繋がるなど、魅力あるまちづくりに欠かせない事業である。

ついては、県と市が一体となって再開発事業に取り組むとともに、県独自の財政的支援策の創設や広く県民に利用される県有施設を再開発地区に移転・新設することについて積極的に推進されたい。

（３）ＬＲＴ整備の着実な推進とＪＲ宇都宮駅西側延伸の整備促進について

ＬＲＴ整備は、宇都宮市・芳賀町のみならず県央地域における広域的な公共交通の利便性向上につながるものであり、令和５年３月の開業に向け工事が本格化している。

今後、ＪＲ宇都宮駅を起点としてＬＲＴを西側へ延伸することで公共交通ネットワークの充実を図るとともに、県都宇都宮が都市拠点としての機能強化を図ることにより本県の経済、産業、雇用を牽引することにも繋がる。

ついては、ＬＲＴ整備の着実な推進とＪＲ宇都宮駅西側延伸の促進に向け、市や町とも連携をより一層強化して早期の実現に向けて積極的に支援されたい。

（４）補完都市構想（国会等移転）の実現について

国家の危機管理対策上から、危機管理機能の中枢の移転は切迫した課題であり、東京都と同時に被災することのない地域にバックアップ施設等を備えた補完都市を造ることが必要である。国土交通省が公表した「首都圏広域地方計画」では、巨大災害にも対応できる強靭な首都圏を構築するため、東京都の周辺県（埼玉、千葉、神奈川）に加え、北関東を含めた首都圏などでバックアップ機能の強化を検討していくこととしている。

更に、新型コロナウイルス感染症は人口が集中している大都市に特に感染者が多く、東京一極集中の感染リスク対策として、企業はポスト・コロナを見据えたビジネスモデルを推進しており、労働者も地方移転や二拠点移住などの場所と時間にとらわれない働き方への関心が高まっていることから、地方分散型社会の構築を考える絶好の機会でもある。

本県は、緊急時には国家の司令塔として速やかに対応できる位置にあり、国会等移転審議会からも最高の総合評価を得ている。また、関東のみならず東北地方への支援・補完機能も果たせる位置にある。

ついては、国会等移転の重要性及び本県の適地性を十分訴え、東京都をはじめ広く国民に理解されることによって、補完都市構想の実現並びに本県への移住促進に向けた取組を推進されたい。

さらに、同地域に危機管理機能等を有する「キャンプ那須」（仮称）を整備されたい。

（５）優良農地の宅地転用に係る規制緩和について

コロナ禍におけるリモートワークやワーケーションの推進などにより、勤務先と居住地の距離が近くなければならない必然性が薄れ、地方に住んでいても都心の仕事が可能な環境が整いつつある。また、大都市圏の過度な人口集中を是正することは、今後想定される首都直下地震へのリスク減少・回避にも繋がることから、今こそ地方分散型社会を推進する時期であり、本県への人口流入策を強化すべきである。

ついては、県内において安価で居住環境の良い住宅地の供給を促進して東京圏から本県への移住促進を図るためにも、市街化調整区域の優良農地について、市街地に隣接する土地については宅地に転用が可能となるよう規制緩和を図られたい。

（６）八溝山周辺定住自立圏におけるドクターヘリの導入について

八溝山を囲む栃木県大田原市、那須塩原市、那須町、那珂川町、福島県棚倉町、矢祭町、塙町、茨城県大子町の２市６町は、平成 26 年１月に八溝山周辺地域定住自立圏（人口約 28

万人）の形成に関する協定を締結し、圏域の諸課題解決のため相互に連携を図っているが、その中で地域住民の医療の充実が最重要課題と位置付けられている。

特に、救急医療は時間との闘いであり「15分ルール」の確立が求められている。（時速200㎞で飛行するヘリが安全に運行して15分で到達する距離は、50㎞とされている。）

しかしながら、本県におけるドクターヘリの運行は獨協医科大学病院を基地病院としており、15分50ｋｍの飛行時間では那須町全域、那須塩原市のほぼ全域、大田原市北東部、日光市北部、更に八溝山周辺地域定住自立圏の殆どは、基地病院から50㎞以上離れている位置にあるため救急医療体制の確保が喫緊の課題になっている。

ついては、近隣県におけるドクターヘリに関する広域連携協定等を踏まえながら、本県はもとより、近隣県の救急医療空白地（福島県ドクターヘリの50㎞圏外にある「しらかわ地域定住自立圏」の救急患者の対応も可能）を解消するためにも、栃木県北地域唯一の三次救命救急センターである「那須赤十字病院」を基地病院としたドクターヘリを導入されたい。

（７）足利赤十字病院に隣接したスマートＩＣ設置について

労働者の安全安心を確保することはもとより、地域住民が安心して暮らしていくためには、いざという時に迅速に救急医療を利用できる体制づくりが必要であり、地域の中核となる医療機関周辺の環境整備が重要である。

足利赤十字病院は、両毛地域に居住する70万人の中核医療拠点であり、一日千人以上の外来患者が訪れている第三次救急医療施設である。

同病院の西側約１㎞圏内には北関東自動車道が通っており、救急医療の充実（救急患者の搬送時間の短縮）、利用者の利便性向上を図る観点からも、先般、国土交通省が「準備段階調査着手箇所」として採択した足利スマートインターチェンジ（仮称）の早期事業化に向けた取組について、市と連携を図りながら積極的に推進されたい。

（８）古代那須国における歴史的資源の保存について

大田原市の南東部に位置する旧湯津上村には、日本三古碑の一つにかぞえられる「那須国造碑」（建立西暦700年ごろ）があり、唯一国宝に指定されている古碑である。また、その周辺には国指定史跡「上侍塚古墳」「下侍塚古墳」を中心とする古代那須の遺跡が数多く残され、特に「下侍塚古墳」は日本一美しい古墳と言われている。

この那須国造碑と侍塚古墳は、江戸時代、水戸光圀公の命により家臣佐々介三郎宗淳によって調査・保護され日本で初めて学術的な発掘調査が行われており、本年３月には水戸光圀公による侍塚発掘330年を記念し、「日本考古学発祥の地」と記した記念碑が建立された。

ついては、このような歴史的にも大変貴重な資源を後世に引継ぐために、発掘調査の状況等を踏まえながら、当時埋め戻された出土品の保存・展示を通して地域の教育や歴史公園として環境整備を図り地域の観光振興を推進されたい。

（９）ＪＲ野崎駅周辺の環境・道路整備の促進について

ＪＲ野崎駅北部には野崎工業団地・野崎第二工業団地が立地し、国内有数の企業が操業しており県北地域の雇用や地域経済等において大きな役割を果たしている。

大手企業の工業団地への進出を背景に、昭和 40 年代にはＪＲ野崎駅南東部に社員の住居として大規模な開発が行われたが、住民の高齢化に伴い移動手段として公共交通（鉄道）の利用が高まりつつあるが、ＪＲ野崎駅には西口しか設置されておらず、地域住民の生活に支障をきたしている。

こうした中、大田原市においては、今後、ＪＲ野崎駅東地区の土地区画整理事業の計画があることから、本事業と併せて駅周辺の環境整備を実施することが望まれる。加えて都市計画道路 3・3・3 号線の南北への延伸は、県北の工業団地相互の連携と広域交通網の整備にとって非常に重要である。

県においては、平成 28 年 3 月に策定した「大田原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」にもとづき、ＪＲ野崎駅東口設置など、駅周辺の環境整備（駅東と駅西の連絡路）が図られるよう、大田原市並びにＪＲ東日本と調整のうえ事業推進を支援されたい。

３　インフラ整備

河川整備

（１）自然災害に備えた河川の治水対策について

近年、大規模自然災害の脅威が身近に迫っており、平成 27 年 9 月の「関東・東北豪雨」や令和元年 10 月の「東日本台風」では、県内各地に甚大な被害をもたらした。

市民や地域経済を水害から守り、安全で安心な暮らしを実現するためには抜本的な治水対策が重要であり、災害に強い県土づくりのためにも河川整備及び流域治水対策を早急に講じられたい。

（２）五行川の治水対策の推進について

近年の記録的な短時間集中豪雨や平成 27 年 9 月の「関東・東北豪雨」や令和元年 10 月の「東日本台風」により、県東部を南北に流れる五行川流域では、道路冠水等が頻発するなど

地域の事業者や住民に大きな影響を及ぼした。また、短時間で水位が上昇しやすいことから、冠水等により流域の中心市街地が浸水し、都市機能に支障をきたすことが懸念される。

ついては、五行川の治水事業についてより一層の推進を図られたい。

道路整備

≪県北地域≫

（１）八溝地域における道路整備について

八溝地域（栃木県北東部）は、那珂川沿いの自然・歴史・文化などの日本の原風景にあふれた地域であるが、本地域は高速道路網の空白地域であり、交通条件に恵まれないことから本県の他の地域に比べ大幅な人口減少と高齢化が進んでいる。このような構造的課題を克服するには、雇用と定住、地域連携・交流が必要であり、生活・観光の基盤である道路整備が重要である。

県においては「とちぎみちづくり構想」の中で、本地域を縦貫する「那須・白河幹線」の高規格道路化を進める一方で、茨城県においては「常陸那珂港山方線」が県北高規格道路の指定を受け大子町までの延伸が計画されている。

本路線が大子町を経由して本県の国道 294 号や国道 461 号などの道路と結合することにより、これまでインフラ整備が不十分であった八溝地域の振興や自立的な発展、さらには、常陸那珂港を活用した物流の促進を図ることが可能となり、本県の産業振興に大きく寄与することが期待される。

ついては、今後の新たな広域道路計画策定において、常陸那珂港山方線を大子町まで延伸する高規格道路（予定）を更に延長して、福島県のあぶくま高原道路に接続する高規格道路「つくば広域・栃木東部連絡幹線」と結合し、大田原市、那須塩原市（黒磯板室インターチェンジ）まで結ぶ地域高規格道路の計画策定を検討されたい。

（２）大田原市・那須塩原市間の交通軸の強化について

大田原市街地北東部に位置する中田原工業団地は、東北自動車道・西那須野塩原 IC、黒磯板室 IC から 10ｋｍ、東北新幹線・那須塩原駅から 7 ㎞、国道 4 号から 6 ㎞と交通アクセスが非常に良く、職・住・遊が近接した県北有数の産業団地であり、昨年の大手企業の進出によって今後一層の発展が期待される地域でもある。

また、同工業団地内には那須赤十字病院や那須地区消防組合など地域住民の安心・安全を支える施設があるが、大田原市と那須塩原市を結ぶ幹線道路は県道大田原高林線のみであ

り、将来の県北地域のまちづくりである「県北中核都市構想」を推進していくうえでもインフラ整備は重要である。

ついては、県北地域のインフラ整備の充実を図るため、大田原市と那須塩原市（那須塩原駅、黒磯板室インターチェンジ）を結ぶ新たな道路整備を推進されたい。

（３）栃木県西部広域幹線道路の整備促進について

「米沢市～会津若松市～南会津町～日光市～鹿沼市～栃木市～小山市間」の一部を成す栃木県西部広域幹線道路は、栃木県と東北地方内陸部を結ぶ重要な広域幹線道路である。

ついては、次の区間について地域高規格道路の路線指定を行い早期の整備促進を図られたい。

ア　「南会津町～日光市間」を地域高規格道路の計画路線に指定

イ　「日光市～鹿沼市～栃木市～小山市間」を地域高規格道路の候補路線に指定

≪県央地域≫

（４）国道４０８号真岡南バイパスの整備及び国道２９４号二宮地区の４車線化の早期整備促進について

鬼怒テクノ通りは、国道 408 号のバイパスとしての役割を果たすとともに、北関東自動車道へのアクセス道路となっており、本県産業振興はもとより、沿線地域の発展に欠かすことのできない重要な道路である。本年 3 月に暫定 2 車線にて供用開始されたところではあるが、引き続き主要地方道真岡上三川線から国道 294 号までの真岡南バイパス 3.48 ㎞区間について、4 車線化及び真岡 I.C 南交差点の立体化に向け整備促進を図られたい。

さらに、真岡市において新たな産業団地の整備を進めており、更なる交通負荷が懸念されることから、常総・宇都宮東部連絡道路を形成する国道 294 号（久下田～寺内間 4.1 ㎞）拡幅について 4 車線化に向けた整備促進を図られたい。

（５）県道石末真岡線の整備促進について

県道石末真岡線は、高根沢町から芳賀町を経由し真岡市に至る県東南部を縦貫する重要な路線であり、本路線の沿線である真岡市中郷・萩田地区内に県東地域の医療拠点として芳賀赤十字病院の新病院が一昨年 3 月に移転したことに伴い交通量が増加している。

ついては、歩行者の安全を確保することはもとより、二次救急医療の機能が十分果たされるよう、安全で快適な通行空間の早期確保を図られたい。

≪県南地域≫

（６）県南地域における南北軸道路の整備促進について

北関東自動車道全線開通後、沿線の商業・工業、観光などの圏域は広域化が進んでおり、接続道路の整備は喫緊の課題である。また、首都圏での災害時における都市防災など広域行政を支える観点などから、首都圏から県南地域への南北の広域幹線道路の整備は不可欠である。

ついては、埼玉県羽生市北部から群馬県館林市を経由し佐野市へ至る道路について、新たなルートを含め整備促進を図られたい。

また、同地域における渡良瀬川及び利根川にかかる橋が少なく、地域の互恵的かつ広域的な発展の大きな阻害要因となっていることから、渡良瀬川及び利根川への新たな架橋の整備促進を図られたい。

鉄道整備

（１）ＪＲ両毛線を含む首都圏外周環状線の整備促進について

東京を起点として新幹線網が整備されている今日、両毛線や水戸線と新幹線網とのアクセスの向上を図ることで、昼間の交流人口や国内外からの観光客の増加など、地方創生の実現が期待されるところである。

また、首都直下地震の発生のリスクの高さが緊急課題として叫ばれている今こそ、首都圏を通過せず、水戸から茅ヶ崎間の人及び物資を運搬することができる輸送機関として、両毛線・水戸線の直通運転に加え、八高線、横浜線、相模線を接続し「首都圏外周環状線」として連結を強化することは、災害発生時に「ヒト・モノ」を輸送する事ができる補完機能を果たすことができ「国土強靭化計画」に資するものである。

ついては、「国土強靭化」及び「地方創生」の推進に向け、「首都圏外周環状線（JR 水戸線・両毛線・八高線・横浜線・相模線)」の連結強化と災害発生時の代替輸送機能の整備促進を図られたい。

イ　宇都宮市への建議・要望活動

(ｱ)　令和４年度予算化および措置要望

提　出　先　　宇都宮市長、宇都宮市議会議長

提出年月日　　令和３年１０月　８日（金）

回答年月日　　令和４年　２月２１日（月）

※各項目において、要望と回答の番号は一致しています（一部一括回答の箇所あり）。

Ⅰ　企業活力の強化について

１　中小企業者の再生支援及び事業承継支援について（継続）

本市経済が発展するために極めて重要な課題として、企業の再生支援と事業承継支援があります。当商工会議所は国の認定支援機関として「栃木県中小企業再生支援協議会」と「栃木県事業承継・引継ぎ支援センター」を運営しておりますが、中小企業の利活用促進のため、次の事項を要望します。

（１）企業再生

栃木県中小企業再生支援協議会は、平成１５（2003）年の設置から令和２（2020）年度までに、再生計画策定支援完了件数７１１件、従業員２８，７１４名の雇用確保を実現しています。また協議会の役割、活用方法（資金繰り相談、再生計画策定支援、経営改善支援センター等関係機関との連携、再チャレンジ（廃業）支援）も拡大しています。コロナ禍が長期化し、かつ事業者を取り巻く環境も大きく変化しており、ポストコロナに向けて、より多くの事業者の課題に対応するため、市担当部署との情報交換、連携強化により、地域を支える中小企業の活力強化につなげるための効果的な支援策の検討及び当協議会事業の継続的な広報周知を要望します。

（２）事業承継

栃木県において、民間調査会社のデータによると、経営者の平均年齢は６０．０歳（全国平均５９．５歳）である一方、県内企業の約５８．１％が後継者不在であり、事業承継の取り組みの促進が喫緊の課題となっています。

当商工会議所では、平成２６（2014）年から栃木県事業引継ぎ支援センターを設置し、事業承継の支援を行ってきました。さらに、平成３０（2018）年度からプッシュ型事業承継支援高度化事業を受託し、県内商工団体や金融機関との連携による案件の掘り起こしを行うなど積極的かつ幅広く支援しています。

一方で今後、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、後継者不足、売上減少等で事業継続を断念する事業者も出てくることが想定されます。

つきましては、当センターにおける事業承継及びM＆A支援の取り組みを広く認知していただき利用を促進していくため、アンケート結果に基づく当センターとの事業連携、市内の事業者を対象としたセミナーの継続及び相談窓口の広報について積極的な支援を要望します。

【回答】商工振興課

（１）中小企業の再生支援につきましては，本市におきましても，中小企業者の事業再生に向けた早期対応を図るため，市のホームページや庁内窓口におけるパンフレット配架等の案内のほか，経営上の問題等を抱えている中小企業者からの相談を受けた際には，「栃木県中小企業再生支援協議会」の窓口を案内しているところであります。

今後につきましても，新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者をはじめとする事業者の経営課題に対する早期の相談を促し，中小企業の活力強化につなげるための効果的な支援策の検討を行うとともに，引き続き，あらゆる機会を捉えて，当該機関の周知に努めてまいります。

（２）事業承継支援につきましては，現在におきましても，中小企業の経営者に事業承継の早期・計画的な準備を促すためのセミナーのほか，税理士や会計士等の経営者の支援者となる士業に知識を深めてもらうためのセミナーを，栃木県事業承継・引継ぎ支援センターや県と共催で実施するとともに，今年度から事業承継・引継ぎ支援センターと連携して市役所本庁舎内における定期的な相談窓口の設置を行いながら，広報紙やホームページ等を活用して事業承継に係る周知を行っているところであります。

今後につきましても，市内事業者の円滑な事業承継に向けて，事業承継・引継ぎ支援センターをはじめ，関係機関と連携を強化しながら，着実な支援に努めてまいります。

２　創業者の増加に向けた創業支援事業の充実について（拡充）

国では、平成３０（2018）年７月に開業率の上昇を図るため、これまで支援対象者だった「創業準備者」に「創業無関心者」も追加した改正産業競争力強化法が施行されました。本市では、本法に基づき、「宇都宮市創業等支援事業計画」を改定し、事業を拡充するとともに新たに「創業機運醸成事業」にも取り組んでいます。

しかし、年々、創業支援対象者も減少傾向にあることや、創業に至るケースが少なく、また事業継続率も低い状況であります。

つきましては、創業機運の醸成と創業及び事業継続率を高めるために、次の事項を要望します。

（１）若者や高齢者など幅広い世代に対する創業意識を高めるための各支援機関事業の情報発信の強化

（２）起業家の発掘、創業支援事業を効率的かつ継続的に行うために、「うつのみや起業家支援ネットワーク」の機能強化、参加支援機関の情報共有及び連携を図るための場（オンライン会議等）の創出

（３）業歴の浅い創業支援事業者を対象とした個別相談会等の共同実施

【回答】産業政策課

（１）各支援機関の事業の情報発信・強化につきましては，各支援機関が実施する創業セミナーやイベント等の情報を本市が取りまとめ，創業支援メールマガジンや各支援機関のメール等を通して創業予定者等に幅広く周知しているところであります。

令和４年度におきましても，引き続き，各支援機関と連携を図りながら，幅広い世代への情報発信を行うとともに，情報拡散に有効なＳＮＳや動画コンテンツを積極的に活用しながら，より効果的な情報発信の強化に取り組んでまいります。

（２）「うつのみや起業家支援ネットワーク」の機能強化，参加支援機関の情報共有及び連携を図る場の創出につきましては，創業無関心者や創業準備者等に係る創業ステージごとに，各支援機関の専門的な知識とノウハウを活用した相談支援をはじめ，定期的な全体会議の開催など，情報共有や連携強化に取り組んでいるところであります。

令和４年度につきましては，各支援機関の知識やノウハウが最大限発揮できるよう，支援体制を見直すとともに，オンライン会議等を活用しながら，更なる情報共有や連携強化を図り，多くの起業家を発掘するため，効率的かつ継続的な創業支援事業に取り組んでまいります。

（３）個別相談会等の共同実施につきましては，本市の起業家支援施設である「宇都宮ベンチャーズ」を拠点に，起業セミナーの実施や中小企業診断士等に相談できる「起業創業ワンストップ相談窓口」を設置し，宇都宮商工会議所等とも連携しながら，創業予定者等の様々な課題に対応しているところであります。

令和４年度におきましても，引き続き，創業予定者等が抱える課題に適切かつ迅速に対応できるよう，宇都宮商工会議所をはじめとした，各支援機関と連携 強化を図りながら，地域一体となった創業支援を実施してまいります。

３　中小企業等における人材の確保について（拡充）

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、企業が働き方を変えるきっかけとなり、大手企業では業務のオンライン化をはじめ、働き方の多様化が急速に進んでいます。採用活動も例外ではなく、面接も対面からオンラインへと移行しているところですが、企業規模によってオンライン格差が生じていると考えられます。

本市においては、若者の地元定着、女性、高齢者、外国人の就業促進、障がい者の就労支援などさまざまな施策により企業の人材確保に取り組んでおられますが、これら施策を一層の強化するため、採用活動のオンライン化に向けた中小企業への支援を要望します。

【回答】商工振興課

中小企業等における人材の確保につきましては，新型コロナウイルス感染症の影響により採用活動のオンライン化が進む中で，本市においては，オンラインを活用した求人企業合同説明会を開催するとともに， 栃木県において，企業を対象に「コロナ禍採用支援セミナー」を開催し，オンラインを活用した採用方法やオンライン面接対策の支援を実施していることからそれらの積極的な活用を促しているところであります。

令和４年度につきましても，引き続き関係機関とも連携を図りながら，社会情勢を踏まえた効果的な事業を実施することで，中小企業の人材確保を支援してまいります。

４　ＩＣＴ利活用の促進について（拡充）

中小・小規模事業者における生産性向上、事業再構築及び働き方改革への対応には、ＩＣＴの利活用が必要不可欠と言えます。本市においては、ＩＣＴ利活用促進補助金や栃木県よろず支援拠点等との連携により、中小・小規模事業者のＩＣＴ利活用促進に取り組んでおります。

しかしながら、事業者の経営課題が多岐にわたることやマンパワー不足等を要因として自社内のＩＴ化に取り組むことができない事業者が多数を占めております。

また、ＩＣＴ導入事業者の規模やニーズに応じた相談先の紹介斡旋にとどまらず、適切な地域内ＩＴベンダーとのマッチングが必要不可欠となっております。

つきましては、事業者のＩＣＴ利活用をより一層強力に推進するとともに、コロナ禍においても売上回復、生産性向上、雇用維持を目指し新たな事業に取り組む中小・小規模事業者の支援を強化していくため、次の事項を要望します。

（１）中小・小規模事業者の実情に合ったＩＣＴ利活用（身の丈ＩＴ）を推進するための支援部署の設置及び実態調査の実施

（２）ＩＣＴ利活用促進補助金制度のさらなる普及強化、導入事例の積極的な発信

（３）自社の経営課題の解決にＩＣＴ利活用を考える中小・小規模事業者と地域ＩＴベンダーとのマッチングの支援

（４）中小・小規模事業者のＩＴ化を支援できる専門人材の育成・確保

（５）中小・小規模事業者における利便性向上のため、各種行政手続きに係る電子申請等の簡素化

【回答】経営管理課，商工振興課

（１）中小・小規模事業者の実情に合ったＩＣＴ利活用促進につきましては，令和３年度において，「ものづくりＩＴ・ＩｏＴ化促進 事業」をモデル的に開始し，小規模製造業を対象に専門コンサルタント派遣による，企業の経営課題や実態に即したＩＣＴ導入支援を実施しているところであります。また，ＩＣＴ利活用の支援体制や実態調査 につきましては，これまでもＩＣＴ導入の支援機関としての役割を担ってきた栃木県産業振興センターや栃木県よろず支援拠点等の産業支援機関と連携し事業者の状況を把握しながらＩＣＴの導入促進に努めてきたところであります。今後も引き続き，事業者のニーズを的確に捉えながら，必要な支援策を講じてまいります。

（２）ＩＣＴ利活用促進補助金制度のさらなる普及強化等につきましては，広報紙やＨＰなどをはじめとする広報媒体のほか，「栃木県よろず支援拠点」と共催で毎月実施しているＩＣＴ利活用セミナーにおいても，補助金制度の活用について広く周知を図っているところであります。また，令和３年度において実施している「ものづくりＩＴ・ＩｏＴ化促進事業」におきましても，参加事業者の成功事例をモデルケースとした事例集の作成を進めているところであります。令和４年度につきましても，より多くの事業者のＩＣＴ利活用促進に向けて引き続き積極的な情報発信に努めてまいります。

（３）地域ＩＴベンダーとのマッチングにつきましては，ＩＣＴの利活用を進めるためには，事業者が抱える経営課題を分析し，その課題解決に有効なＩＣＴツールの有無を見極めるなど，専門的な知識に基づく判断を要することから，本市におきましては，これまでも専門家集団である栃木県よろず支援拠点などを紹介してきたところであ り，令和３年度においては，「ものづくりＩＴ・ＩｏＴ化促進事業」により専門コンサルタントの派遣を 実施しているところであります。今後につきましても，引き続き，ＩＣＴ化に取り組む意欲のある事業者と地域ＩＴベンダーとのマッチングが図られるよう，「栃木県よろず支援拠点」などの支援機関と連携を図りながら，必要な支援策を講じてまいります。

（４）ＩＴ化を支援できる専門人材の育成・確保については，令和３年度において，「ものづくりＩＴ・ＩｏＴ化促進事業」により専門コンサルタントの派遣を実施しているほか，国・県においても，中小企業の抱える各種の経営課題の解決や中小企業のＩＣＴ・ＩｏＴ化に資する取組に対して，専門家の派遣を行っているところでありますことから，今後も引き続き，これらの制度の活用を促しながら，支援策の検討を行ってまいります。

（５）本市におきましては，市民の利便性向上や行政運営の効率化を図るため，令和３年度から電子申請共通システムを導入し，法人からの申請手続の電子化を進めているところであり，全庁統一的な基準のもと，各種行政手続の押印・書面・対面規制の見直しを進め，手続の電子化・簡素化を着実に推進してまいります。

５　小規模事業者支援に対する連携強化と事業実施支援について（継続）

令和元（2019）年７月に改正小規模事業者支援法が施行され、地域課題への対応や効果的な支援実施の観点から、改めて小規模事業者支援を行う商工会議所等と地元自治体の商工行政の方向性との連携が明記されました。

管内小規模事業者を取り巻く環境は、台風や感染症など大規模災害の影響による売上減少等、非常に厳しい状況が続いています。当商工会議所では、このたびの法改正に基づき今年３月に国の認定を受けた第二期経営発達支援計画の実行及び小規模事業者の防災・減災等の支援にあたり、宇都宮市とさらに連携を強化する必要があります。

つきましては、中小企業相談所として、創業、販路開拓、事業継続・再構築、事業承継などの重要な企業活動及び自然災害発生時における速やかな事業再開、再起支援などについて、市と課題や方針を共有するとともに互いの持つリソースを補完し、効果的な事業を実施していくため、引き続き必要な予算措置を講じられるよう要望します。

【回答】商工振興課

小規模事業者支援に対する連携強化と事業実施支援につきましては，令和２年度に市と商工会議所において，本市の地域経済の課題等を共有し，第６次宇都宮市総合計画やうつのみや産業振興ビジョン，うつのみや中小企業応援プラン等の各種計画と整合を図りながら，次期「経営発達支援計画」を共同作成し，当該計画を推進してき たところであります。今後とも，必要となる予算措置を講じてまいります。

６　行政投資の地域企業への優先発注について（拡充）

地方経済の活性化には、地域内企業の経済活動を通じて生産された付加価値が所得として分配され、消費や投資として支出され再び地域内企業に還流することが必要であります。この過程で地域外にお金が流出した場合、地域経済が縮小する可能性があり、いかに地域経済の好循環をつくり出すかが重要となっています。

本市では、人口減少時代にあっても、持続的な発展が可能な都市の実現に向けた取り組みを着実に進めているところであり、また現在、芳賀・宇都宮ＬＲＴの令和５（2023）年３月の開業を目指して整備しているところでありますが、行政投資が地域に循環し波及効果を生み出し地域経済の好循環につながるよう、次の事項を要望します。

（１）市の諸事業の業務委託及び工事請負等の地域事業者等への優先的な発注の強化

（２）ＬＲＴ完成後における、行政投資の維持や年間を通した発注の平準化、適性工期の確保

【回答】財政課，契約課，技術監理課

（１）地域企業への優先発注につきましては，これまでも，原則として市内に本店があることを参加要件とするなど，市内事業者を優先して発注しているところであります。

さらに，大型かつ特殊な工事の発注に際しましては，市内事業者が共同企業体の構成員となることを参加要件としております。

今後とも，本市全体の経済の好循環につながるよう，市内事業者へ優先的に発注してまいります。

（２）行政投資の維持につきましては，今後も，ネットワーク型コンパクトシティの形成に資する都市基盤の整備や老朽化した公共施設の更新，長寿命化などを着実に実施していく必要があると認識しておりますことから，引き続き，財政の健全性と長期安定性を確保しつつ，これらの実施に必要な投資的経費の確保に努めてまいります。

また，年間を通した発注の平準化，適正工期の確保につきましては，公共工事の円滑な施行確保と品質確保につながるとともに，公共工事従事者の処遇改善や建設事業者の経営健全化，さらには地域経済の好循環に寄与するものと認識しており，引き続き，適正な工期を設定した上で，計画的な発注に取り組み，施行時期の平準化を図ってまいります。

７　中小・小規模事業者の金融支援について（継続）

本市では「新型コロナウイルス感染症対策特別資金」により、中小・小規模事業者の資金繰りを支援しておられますが、コロナ禍の出口は見通しが立たず、引き続き資金需要の波があると想定されます。

中小・小規模事業者の多くは、資金調達を公的な制度融資に頼っている現状にあり、国の特別融資制度に加え、当該融資制度により資金繰り支援を継続することが、地域中小・小規模事業者の再起・持続に必要不可欠です。

当該制度融資の対応期間延長、さらには保証料補助枠の拡大や金利負担の軽減、既往債務の借換への対応を含めた柔軟な運用等、地域中小・小規模企業に対するさらなる資金繰り支援を要望します。

【回答】商工振興課

中小・小規模事業者の金融支援につきましては，これまで，低金利かつ当初３年間は実質無利子となる「新型コロナウイルス感染症対策特別資金」をいち早く創設し，中小企業の資金需要に対して迅速な支援を行ってきたところであります。このような中，国の特別保証制度の受付期間の延長等を踏まえて，「新型コロナウイルス感染症対策特別資金」につきましては，令和２年１２月末までであった申請期限を令和４年３月末まで延長したところであります。

また，長引く新型コロナウイルス感染症の影響により，多くの事業者におきまして，厳しい経営状況が続いておりますことから，事業者の事業継続や経営安定化に向け，令和３年４月に「新型コロナウイルス感染症対策特別資金」を利用した事業者の元本の返済につきまして，借換前の期間と合わせて県内市町の制度で最長となる最大４年間猶予することで事業者の負担を軽減できる借換制度を創設いたしました。

令和４年度につきましても，引き続き，国・県等の動向を把握するとともに，本市の経済状況や事業者の声を的確に捉えながら，効果的な支援に取り組んでまいります。

８　事業者ＢＣＰの策定支援について（拡充）

近年、全国的に自然災害が多発しており、被害も増大してきています。本市は災害が比較的少ない地域と言われてきましたが、令和元（2019）年台風１９号や新型コロナウイルス感染症は地域経済にも大きなダメージを与えています。

国は令和元（2019）年７月１６日に中小企業強靭化法（中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律）を施行し、小規模企業支援法（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律）の一部を改正し、商工会議所と市に対し、特に地域の小規模事業者の事業継続力強化の取り組みを共同で支援するよう求めており、現在、令和３（2021）年度中の認定取得に向けて準備を進めているところであります。

一方、宇都宮市では、「自助」「共助」の考えのもと「宇都宮市防災協力事業所等登録制度」を設け、地域と民間企業との連携による防災、協力体制の構築を進めていますが、災害時の具体的行動については民間企業自らの判断に委ねられています。しかしながら、地域における「自助」「共助」を機能させ、災害発生時に迅速な復旧を図るには、行政がリーダーシップを発揮し、民間企業、業界団体、関係機関等との意思伝達をスムーズに行い、それぞれが役割を果たすための協力体制を構築することが必要です。

つきましては、地域の事業者に対して、これまで以上に災害リスクの存在を認識・浸透させること、さらには地域や民間企業の活力を生かして災害からの早期復旧を図るため、大型店や商店街、各業界団体、メディア等との組織連携を進めていただくよう要望します。

【回答】危機管理課，商工振興課

地域の事業者に対して，これまで以上に災害リスクの存在を認識・浸透させることにつきましては，市民や地域の事業者に対して，ハザードマップ等を用いた災害リスクの認識や適切な避難行動について，広報紙やホームページ，防災出前講座など，様々な手段をとおして周知・啓発を図っております。また，地域や民間企業の活力を生かした災害からの早期復旧のため，民間事業者や業界団体，メディアなどと災害時応援協定を締結し，平時から連携を図っているところであり，令和４年度につきましても引き続き，災害リスク等の周知・啓発を図るとともに，協定の拡充などにより連携強化を進めてまいります。

また，地域の事業者へのＢＣＰ策定に係る支援等につきましては，近年，災害が増加していることに加え，新型コロナウイルス感染症の拡大による影響など，事業者がＢＣＰを策定することの重要性がより一層高まっておりますことから，本市が発行する企業向けの各種支援制度を掲載した「事業所便利帳」や市ホームページなどにおいて，県が実施しているＢＣＰ策定支援やセミナーの活用を促してまいります。

９　カーボンニュートラルの実現に向けた企業の取り組み支援について（新規）

政府が発表した「２０５０年カーボンニュートラル宣言」では、２０５０年までに脱炭素社会を実現し、温室効果ガスの排出をゼロにすることを目標としています。

地球温暖化への対応を経済成長の制約やコストと考える時代は終わり、成長の機会と捉える時代になりつつあります。

本市においても、人と自然が共生し、環境への負荷が少ない持続可能な「環境都市うつのみや」を目指し、平成１３（2001）年９月に宇都宮市環境基本条例が制定されたほか、同条例の規定に基づき環境基本計画を策定するとともに、本市における再生可能エネルギーの地産地消を推進することを目的として宇都宮ライトパワー株式会社を設立するなど、市民や事業者と一体となって脱炭素社会の構築を積極的に推進しています。

脱炭素化をきっかけに、産業構造を抜本的に転換し、排出削減を実現しつつ次なる大きな成長へとつなげるイノベーションを促す投資を促進することによって、産業競争力の強化、新産業への転換を図り、本市の持続可能な経済成長と新たな雇用創出など経済と環境の好循環を構築するため、次の事項を要望します。

（１）第３次環境基本計画に基づくカーボンニュートラル実現に向け、企業のニーズに沿った支援策の展開とロードマップの発信

（２）クリーンエネルギー・再生可能エネルギー等の普及促進のための調査研究の実施・公表及び調査結果に基づくエネルギーの利活用の検討

（３）カーボンニュートラル実現に向けて積極的な設備投資に取り組む企業への補助金の新設・拡充及び税制優遇の実施

（４）市内中小企業が分かりやすく判別・活用できるよう宇都宮市環境基本計画の分野別基本施策の情報発信強化

（５）市内中小企業における宇都宮ライトパワー株式会社の活用に向けた情報発信

【回答】環境政策課，産業政策課，商工振興課

（１）企業のニーズに沿った支援策の展開とロードマップの発信につきましては，本市における2050年カーボンニュートラルの実現に向けて，「もったいない」のこころによる，公共交通の利用促進や脱炭素型ライフスタイル・グリーン産業への転換など，カーボンニュートラルの基本方針の策定に取り組んでいるところであります。

今後，この基本方針に基づき，市民・事業者・行政が実施する具体的な取組などを示した，「宇都宮市カーボンニュートラルロードマップ」を令和４年度に策定し，効果的な情報発信を行うとともに，事業者等の実態やニーズを踏まえた支援策を展開してまいります。

（２）クリーンエネルギー・再生可能エネルギー等の普及促進のための調査研究の実施・公表及び調査結果に基づくエネルギーの利活用の検討につきましては，本市におきましては，日照量が豊富な地域特性を生かした，家庭向けの太陽光発電の普及促進補助事業を実施しているところであり，今後，国による各地域の再生可能エネルギー導入ポテンシャル（導入可能

量）調査結果等を活用しながら，本市における再生可能エネルギー普及促進のための調査分析等を行い，より一層，再生可能エネルギー等の普及促進について検討してまいります。

（３）カーボンニュートラル の実現につきましては２０５０年カーボンニュートラルに向けた長期的なビジョンを共有し，脱炭素型ライフスタイル，産業構造・経済社会の大幅な転換など，市民・事業者・行政が一丸となって取り組むことが重要であると認識しております。

そのような中，今後につきましては，令和４年度に本市産業振興に関する基本方針であります「うつのみや産業振興ビジョン」の改定に取り組むこととしており，本市におけるカーボンニュートラルへの対応を含め持続的に発展できる「経済・産業未来都市」の実現に向けた方向性を明示していく予定でありますことから，それらを踏まえるとともに，国・県の動向や事業者ニーズ等を見極めながら，脱炭素化に資する設備投資や新たな技術開発，業態転換などに対する必要な支援策を検討してまいります。

（４）宇都宮市環境基本計画につきましては，市ホームページや出前講座等を通して，地球環境や廃棄物等の分野別基本施策の周知に取り組んでおり，今後とも，市内中小企業等に各種施策事業を判別・活用していただけるよう，ＳＮＳ等の様々な情報媒体を活用し，分かりやすく広報するなど，分野別基本施策の情報発信の強化に努めてまいります。

（５）宇都宮ライトパワー株式会社につきましては，本年１月から市有施設との電力売買を開始したところであり，令和４年度からＬＲＴへの電力供給を行う計画となっております。

その後，民間事業者からの電力調達及び供給を予定しておりますことから，市内中小企業に活用していただけるよう，適宜，情報発信を行ってまいります。

Ⅱ　地域経済の活性化について

１　観光振興について（拡充）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による、国の緊急事態宣言に基づく度重なる都道府県をまたぐ移動の自粛や不要不急の外出自粛等により、観光関連産業は過去に経験のない甚大な影響を受けています。観光産業は旅行業や宿泊業、運輸業のみならず、飲食業、サービス業、小売業など関連分野が多岐にわたり裾野が広く、地域の経済と雇用に与える影響は非常に大きいものがあります。現に、観光産業の受け皿となる市内宿泊施設におきましては、「ジャパンカップサイクルロードレース」をはじめとした大型イベントの中止や首都圏からの来訪者の激減により、売上は大幅な減収となるなど危機的状況に瀕しており、地域経済を支える観光産業への即時・継続的な支援が必要であります。

今後の需要回復に向け、観光客の安全・安心な受入環境整備はもとより、観光資源の磨き上げや、魅力の発信などにより、停滞した国内観光の活性化に取り組むことが最優先の課題です。

その上で、ポストコロナを見据えて、新たな観光需要の創出に戦略的に取り組むことで、国内外の観光・ビジネス客による需要安定・持続的成長への回復をはかることが可能になります。

今後、本市は「国民体育大会」などの大型集客イベントや「ＬＲＴの開業」、「宇都宮駅東口交流拠点施設のオープン」などが控えており、これらが地域経済の活性化に直結するものであることから、引き続き関連産業との連携を深めつつ 、域内での経済波及効果を高めるよう、次の事項を要望します。

（１）本市の魅力をアピールし、市内観光入込客数増加のためのメディア戦略の強化及び安全・安心な観光客受入体制の充実

（２）本市観光関連産業の連携強化、事業化のスピードアップ及び現場の声を施策に反映させるため観光推進委員会の機能強化

（３）観光関連事業者への補助制度等の支援策の強化

（４）関係団体や地域等との連携による滞在型観光の推進強化と、歴史・文化等も含めた各種観光資源の幅広い掘り起こしや磨き上げ

【回答】観光交流課

（１）市内観光入込客数増加のためのメディア戦略の強化につきましては，Ｗｅｂ媒体やスマートフォンアプリ等の様々なＩＣＴ技術等を活用して観光資源の魅力発信に取り組むとともに，栃木県等と連携しながら，スカイツリーや首都圏における大型イベントでのプロモーションを実施するなど，誘客促進に取り組んでいるところであります。

また，観光客の安全・安心な受入体制の充実につきましては，感染症の感染拡大防止の意識をさらに高めることを目的に，本市を訪れる観光客に対しても感染拡大防止対策に係る啓発ステッカーを作成するとともに，来訪する観光客のおもてなしの向上を図るため，官民協働で設立した「宇都宮市おもてなし推進委員会」において，本市を訪れる来訪者に対し，「おもてなし」 意識 を持って対応できるよう，セミナーや勉強会を開催し，安全・安心な受入体制の充実に努めてきたところであります。

今後につきましては，「国民体育大会」などの大型集客イベントや「ＬＲＴ，宇都宮駅東口交流拠点施設の開業」に合わせて多くの観光客を誘客するため，引き続き，インバウンドも含めたＷｅｂ媒体や各種メディアを活用しながら効果的・効率的に本市の観光情報を発信するとともに，観光客の安全・安心な受入 体制の 強化・充実に取り組んでまいります。

（２）宇都宮観光推進委員会の機能強化におきましては，観光事業者や交通事業者が連携した「オール宇都宮」での観光振興に持続的に取り組んでいるところであり，令和３年度につきましては，委員会の議論を踏まえて，「プレミアム観光クーポン宇都宮」の再実施や体験型

の三密回避旅行商品の造成など，新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ観光需要の回復に取り組んでいるところであります。

また，宇都宮観光推進委員会での意見交換を通じ，市内観光事業者の現場の生の声をスピーディーかつ的確に把握し，官民が一体となって，事業の具体化に取り組むことで，連携をより一層強化し，機能強化に努めてまいります。

（３）観光関連事業者への補助制度等の支援策の強化につきましては，新たな観光スポットの創出や観光施設の磨き上げを図るため，「観光振興促進事業補助金」により，飲食店や体験型観光施設の新規出店に対し，整備費用等の一部を助成するとともに，外国人観光客の受入環境の向上を図るため，「外国人観光客受入体制整備事業補助金」により，観光施設等における案内表記や飲食メニューの多言語化に要する費用の一部を助成 するなど，補助制度を通じた観光関連事業者への支援強化に取り組んできたところであります。

今後とも，補助制度の更なる利用促進を図りながら，市内観光関連事業者のニーズを把握しつつ，効果的な支援に取り組んでまいります。

（４）関係団体等との連携による滞在型観光の推進強化につきましては，これまで，宇都宮観光推進委員会と連携し，「プレミアム観光クーポン宇都宮」の再実施や体験型の三密回避旅行商品の造成などにより，本市の魅力的な観光資源をつなぎ合わせることで，滞在時間の延長や宿泊促進に取り組んできたところであります。

また，観光資源の幅広い掘り起こしや磨き上げにつきましては，宇都宮駅東口交流拠点施設やＬＲＴの開業などにより，本市の魅力の向上が図られますことから，宇都宮観光推進委員会や関係団体，地域等との連携強化を図りながら，大谷などの歴史・文化に関する観光資源に合わせて，これらの新たな資源を活用するなどして，さらなる発掘や磨き上げに取り組んでまいります。

２　宇都宮北西部地域の振興について（継続）

宇都宮北西部地域においては、大谷地区をはじめ、道の駅、動物園、民間農場などの観光スポットが点在しており、本市の観光拠点として大きな役割を担っております。しかしながら、コロナ禍により、令和２（2020）年度の本市観光入込客数については、前年度との比較で半減しており、同時に観光消費額も減少しておりますことから、同地域の観光需要の回復に向けて、次の事項を要望します。

（１）宇都宮北西部地域内での周遊促進のためのレンタサイクル等の活用や観光施設の早期整備及び本市における他の観光資源（施設）と連携したパッケージツアーの創出と広報の強化

（２）宇都宮北西部地域周辺の道路、駐車場や案内看板など、観光客を受け入れるための環境整備の促進

ア　交通渋滞緩和策の検討、実施

イ　歩行空間の確保

ウ　自転車通行帯の整備

エ　観光地に相応しい景観形成の促進

（３）高速道路で来訪される方の玄関口となり、本市の観光及び中心市街地の活性化に大きく寄与するものである（仮称）大谷スマートインターチェンジの着実な整備・早期開通

（４）地元事業者や地域住民、商工団体、行政等が一体となったプラットホームの創設及び振興策に対する多角的なアプローチの検討・実施

（５）観光客の取り込みや事業者の新規出店及び地域開発を加速化させるため、大谷地区の安全策のさらなる推進

【回答】観光交流課，　都市魅力創造課（大谷振興室），道路建設課，　景観みどり課

（１）北西部地域内での周遊促進のためのレンタサイクル等の活用につきましては，宇都宮ブリッツェン等の関係事業者等と連携を図りながら，自転車を活用した地域内周遊イベント「ライドアラウンド」の開催や北西部地域周遊バス「うつのみやくるくるバス」の運行など，北西部地域の個々の観光資源を相互につなぎ合わせる周遊促進策により，観光客の周遊性向上や滞在時間の延長に取り組んできたところであり，引き続き，関係事業者等と意見交換を行いながら，より効果的な周遊促進策の実施に取り組んでまいります。

また，観光施設の早期整備につきましては，北西部地域の観光拠点となっている大谷地域におきまして，観光情報や地域の魅力の発信を行う観光周遊拠点施設の整備工事に今年度着手したところであり，周辺環境にも十分に配慮しながら，大谷周辺地域の周遊をはじめ北西部地域への来訪者にご利用いただけるよう整備を進めてまいります。

さらに，本市における他の観光資源（施設）と連携したパッケージツアーの創出と広報の強化につきましては，コロナ禍においても安全・安心に本市観光を楽しんでいただくため，観光推進委員会等と連携し，「三密」を回避しながら大谷資料館や若山農場等の観光施設をバスで巡る周遊ツアーの造成に取り組むとともに，より効果的な情報発信策として，デジタルマップの構築やWeb・SNS 等を活用したプロモーション活動を行うなど，観光客のニーズを捉えた情報発信に取り組んでおり，今後とも，観光事業者等と連携を図りながら，本市の魅力発信に取り組んでまいります。

（２）観光客を受け入れるための環境整備のうち，交通渋滞や歩行空間，自転車通行帯など道路の整備につきましては，北西部地域の観光拠点となっている大谷地域の交通環境の向上を目指し，令和元年度からの観光交通社会実験等を通し，回遊性向上などの効果が確認できたグリーンスローモビリティの大谷地域での本格運行に向け，観光来訪者が多くなる春期から秋期 の休日等を中心にモビリティを運行し，社会実装を推進するための運営体制やサービス

提供方法を整えるとともに，観光周遊拠点施設などの観光施設を結ぶ主要な動線において，歩行者や自転車等の快適な通行空間を確保するため，用地取得や工事を進め，引き続き，観光振興に大きな役割を果たす道路環境の整備に取り組んでまいります。

また，駐車場や案内看板の整備につきましては，大谷地域で整備に取り組んでいる観光周遊拠点施設において，周遊の発着点となる駐車場の整備や，周辺地域も含めた案内看板の整備を行ってまいります。

観光地に相応しい景観形成の促進につきましては，これまで，観光スポットをつなぐ主要な導線である日光街道において，良好な景観を維持・保全するため，屋外広告物を重点的に規制・誘導するほか，観光拠点である「大谷地区」において，建築物の色彩等をきめ細かに誘導するため，「景観形成重点地区」を指定したところです。

さらには「大谷地区」や「西根集落」において，大谷石建築物の修繕を支援する「宇都宮市大谷石のまちなみ景観保全補助金」を創設するなど，景観資源の保全・活用にも取り組んでいるところです。

今後もこれらの制度を活用するほか，観光地としての魅力がさらに高まるよう，宇都宮市色彩ガイドライン等により，建築物等の色彩を北西部の地域特性に応じて誘導するなど，引き続き，自然景観や観光資源を保全・活用した魅力的な景観形成を推進してまいります。

（３）（仮称）大谷スマートインターチェンジの整備促進につきましては，新型コロナウイルス感染拡大の影響等を受け，用地立ち会いの延期を余儀なくされるなど，事業に遅れが生じている状況でありますが，対策を講じ工夫をしながら，共同事業者であるネクスコ東日本と連携して，用地取得を進めるとともに，周辺の幹線道路の整備や学校や地 域の代者と議論を重ね，地域の実情に応じた通学路の安全対策を実施しているところであり，令和４年度においても，引き続き，事業の進捗に合わせて，オープンハウス等を活用し，丁寧な説明や意見交換を行いながら，整備に取り組んでまいります。

（４）プラットホームの創設及び振興策に対する多角的なアプローチの検討・実施につきましては，これまでも，北西部地域の観光事業者も多く参画する「宇都宮観光推進委員会」や地域の観光事業者等と連携しながら，若山農場のライトアップイベントや「フェスタ in 大谷」の開催，北西部を巡る周遊バス「うつのみやくるくるバス」の運行など，北西部地域の魅力向上につながる様々な観光振興策を実施してきたところであります。

令和４年度につきましても，引き続き，これらの団体・事業者等と密に連携を図り意見を伺いながら，磨き上げ・周遊促進情報発信など，観光振興策に取り組んでまいります。

（５）大谷地区の安全策のさらなる推進につきましては，県・市・大谷地域整備公社の連携のもと，「大谷石採取場跡地観測システム」の運用による常時監視等に加え，緊急時には消防な

どの関係機関とも連携して対応するなど，地域の安全確保に向けた危機管 理体制を整えており，引き続きこのような体制のもと安全対策に取り組んでまいります。

３　企業誘致、移住・定住の促進について（継続）

本市における企業誘致は、東京都内において市長がトップセールスを行うほか、企業立地補助金、オフィス企業立地支援補助金等のさまざまな支援施策が功を奏しております。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うリモートワークの普及から、東京をはじめとした大都市から地方への企業移転や従業員等の移住が見られます。

企業や人材の流入は、地域経済の発展に多大な影響を与えるものでありますことから、さらに企業立地や移住・定住の促進に取り組んでいただくよう、次の事項を要望します。

（１）本市の東京圏における交流・活動拠点である「宇都宮サテライトオフィス」のさらなる有効活用・営業力の強化

（２）移住・定住を促進するため、宇都宮の住みやすさを知ってもらえるよう、若者や子育て世代等にターゲットを絞ったPR動画の製作・配信等、積極的な広報の実施

【回答】政策審議室，産業政策課，商工振興課

（１）東京都内に開設した「宇都宮サテライトオフィス」につきましては，東京圏の人や企業に対して，本市の魅力を発信し，新たな関係を構築するなど，東京圏の人や企業の誘致等に取り組んでいるところであります。

令和４年度におきましても，本市の立地環境や支援制度等を積極的に周知するとともに，本市の観光資源や魅力の効果的な発信等による営業力強化に向け，「宇都宮サテライトオフィス」の体制強化に取り組みながら，引き続き，企業誘致や市内企業と東京圏企業とのビジネスマッチング等に取り組んでまいります。

（２）移住・定住の促進 に向けた，若者や子育て世代等に対する積極的な広報の実施につきましては，新型コロナウイルスの感染拡大を契機として，若者を中心に地方回帰の機運が高まっている状 況にあることから，令和３年度から，東京圏の若者や子育て世代をターゲットに，YouTube等を活用した「デジタルマーケティング」や，本市の充実した「テレワーク環境」と地域資源を活かした「余暇活動」を組み合わせた「みやテレワーケーション」を実施するなど，移住・定住に係る積極的な広報を含めた施策の充実に取り組んでいるところであります。

令和４年度におきましては，「デジタルマーケティング」や「みやテレワーケーション」について，発信内容や体験プランの拡充を図るなど，施策の更なる充実に取り組み，移住希望者の検討プロセスである，「認知する」「体験する」「移住する」に応じた移住・定住の取組を積極的に推進してまいります。

４　ＬＲＴ関連土産品等開発促進の補助について（新規）

令和５（2023）年３月の開業を予定している「芳賀・宇都宮ＬＲＴ」は、通勤・通学の手段はもとより、ビジネスや観光、鉄道ファンなど、来街者の増加が見込まれます。

宇都宮の観光振興の一環として、ライトラインをテーマにして、地元産業界が土産品開発への意欲を高めることで、新な名産品の創出につながり、経済波及効果が期待できます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業の多くは体力が著しく低下されていることから、地元企業が前向きに取り組めるよう、土産品開発事業への補助や支援策などを要望します。

【回答】商工振興課

ＬＲＴ関連土産品等開発促進の補助につきましては，芳賀・宇都宮ＬＲＴのＰＲ及び地経済の活性化に寄与するものと考えられることから，土産品開発のための生産ラインの新設・拡充等の設備投資に関して，信用保証料の補助制度や低金利での融資といった事業者への支援につながる本市制度 融資の資金の活用を促してまいります。

５　ｅスポーツを活用した産業・地域活性化について（新規）

ｅスポーツはオンラインゲームで行われる人対人の対戦型の競技であり、世界では大規模な大会が多数開催されております。

ｅスポーツは①高い集客力 ②若者への訴求力 ③バリアフリー ④オンラインで実施できるといった特徴を持つとともに、裾野の広い産業であり、大会・イベント運営といった直接産業、大会観戦に伴う宿泊・飲食・小売店の利用、関連機器購入、大会会場・練習場の建設整備、ゲームや関連システム開発のための人材教育な ど幅広い産業に経済的効果を生み出すことが可能です。

国内におけるｅスポーツは平成３０（2018）年頃から注目を集めはじめ、令和元（2019）年には市場規模が６０億円を突破するなど、市場の伸長が続いています。令和２（2020 年に一般社団法人ｅスポーツとちぎが設立されたほか、教育カリキュラムの一環としてｅスポーツを学ぶ場が創出されるなどニーズや機運は生まれつつありますが、新たに地域経済を担う産業としてｅスポーツ関連産業を育てていくためには、市内企業にｅスポーツを知ってもらうこと、ビジネスとしてｅスポーツを理解してもらうことが重要であり、関心のある企業に大会・イベントの開催、ビジネスとしての活用方法についてノウハウを得る機会を継続して提供する必要があります。

ｅスポーツに取り組む企業が増え、本市で大会やイベント、関連ビジネスを循環させることができれば、裾野の広い産業であるためその好影響を受ける企業等も増加し、経済の好循環につなげることが可能であることから、次の事項を要望します。

（１）企業や市民がｅスポーツを知るとともに活用について考える機会の創出や新たに取り組むための機運醸成

（２）ビジネスとしてのｅスポーツの活用方法に関する調査・研究の実施

（３）世界的にも成長を続けるｅスポーツ関連産業を、本市経済を支える新産業の一つとして育てるためのビジョン策定及び専門部署の設置の検討

【回答】産業政策課

市場の拡大するｅスポーツを含むデジタルコンテンツ産業につきましては，交流人口の増加や新たなビジネスチャンスの創出など，地域の産業振興や魅力向上が期待できる分野であると認識しております。

こうしたことから，デジタルコンテンツ産業につきまして，民間や他自治体の動向を踏まえながら，ビジネスと しての活用方法などについて情報収集し，市民へのＰＲや振興を図る仕組みづくりなどを，調査・研究してまいります。

６　ポストコロナにおける地域経済の回復について（新規）

ワクチン接種が進んでいる海外では、多くの地域で経済活動は正常化に向けて進み始めています。

国内においても、ワクチン接種の大幅な普及が見込まれており、今後は人流抑制や営業自粛要請が抜本的に見直され、危機的状況にある飲食店、宿泊事業者及びイベント業者等の需要回復が見込まれます。

地域経済や雇用を支える中小企業経営者が今後も事業継続に希望が持てる将来を描けるよう、次の事項を要望します。

（１）ポストコロナの経済回復に向けた道筋の明示

（２）イベント開催の指針の明示

（３）市内で開催するイベントに関する地域事業者等への優先発注

（４）プレミアム付商品券や割引クーポン券などの発行

（５）店舗が行う「新しい生活様式」に対応した感染防止対策に対する支援

（６）販売促進事業、消費喚起事業に取り組む事業者団体や商店街組織等に対し事業費の一部を支援する補助金の創設

【回答】商工振興課

（１）ポストコロナの経済回復に向けた道筋につきましては，本市の経済を支える事業者全てがコロナ禍の影響を受けた経済の回復を一日でも早く実感できるよう，ポストコロナを見据えた経済・産業振興に取り組むことが重要であると考えておりますことから，付加価値の高い商品開発など既存産業における経営基盤の強化，環境・ヘルスケア分野や半導体・スマート

農業など，更なる飛躍が見込まれる産業の集積など，持続的に発展できる産業構造の確立に着実に取り組むとともに，感染症の状況を慎重に見極めながら，３x３ワールドツアーやジャパンカップ サイクルロードレースなどの国際的イベントの早期再開 ，また，ＬＲＴの開業や駅東口地区のまちびらきを最大限に生かしたＭＩＣＥの展開などにより，交流やにぎわいを創出し，感染症拡大以前を超える経済の活性化を目指してまいります。

（２）イベント開催の指針の明示につきましては，これまでも，栃木県からの要請を踏まえ，開催時間，収容人数等の条件を満たし，３密対策はもとより，マスクの常時着用，大声を出さないなどの基本的な感染防止対策を徹底したうえで，イベントを開催するよう協力依頼してきたところであります。今後につきましても，新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえながら，県の方針に沿ったイベントの開催が図られるよう，周知に努めてまいります。

（３）地域事業者等への優先発注につきましては，これまでも，本市が主催するイベントに関しては，原則として市内に本店があることを入札参加要件とするなど，市内事業者を優先して発注しているところであります。今後につきましても，本市経済の好循環につながるよう，市内事業者の優先的な発注に取り組んでまいります。

（４）プレミアム付商品券や割引クーポン券などの発行につきましては，昨年度に引き続き市内の飲食店を対象としたプレミアム付飲食券事業を実施するとともに，本年度は飲食を除く小売店やマッサージ，クリーニングなどのサービス業を対象としたプレミアム付商品・サービス券事業を新たに実施し，市内の事業者を幅広く支援しているところであります。今後につきましても，新型コロナウイルスの感染者数や市内事業者の経営状況を注視しながら，市内事業者の支援に取り組んでまいります。

（５）感染防止対策に対する支援につきましては，令和２年度に県内でいち早く「新業態開拓等支援補助金」を創設し，デリバリー・テイクアウトサービスや通信販売の開始，予約システムの導入など，３密回避のための新たな取組を支援してきたところであり，本年度におきましても，新たに「宮の事業者感染症対策補助金」を創設し，パーテーションや空気清浄機の購入，施設の個室化改装等の３密対策を支援してきたところであります。今後につきましても，新型コロナウイルスの感染状況や事業者のニーズを踏まえながら，的確で効果的な支援に取り組んでまいります。

（６）商店街組織等に対する事業支援の補助金創設につきましては，これまでも「魅力ある商店街等支援事業補助金」によって，販売促進事業や共同施設設置事業にかかる補助を実施してきたところであり，本年度におきましては，新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し，商店街等が独自に実施するイベントなどの販売促進事業に対して補助率及び補助上限額，対象経費を拡充したところであります。今後につきましても，関係機関などと連携・協力しながら，販売促進事業等に取り組む事業者団体や商店街組織等への支援を行ってまいります。

Ⅲ　夢あるまちづくりについて

１　ＬＲＴのＪＲ宇都宮駅西側延伸とＪＲ宇都宮駅西口周辺の整備について（拡充）

現行のＬＲＴ 整備計画における全体計画区間は、桜通りを終点として計画されていますが、ＪＲ宇都宮駅を起点とし、本市域東西のバランスある発展と、あわせてＬＲＴを軸に公共交通ネットワークの再編やＭａａＳの活用による交通未来都市実現のため、かつ賑わいの創出を図るため、次の事項を要望します。

また、ＪＲ宇都宮駅西口周辺については、東口同様に県都の顔であり、本市の繁栄に欠かせない重要な拠点でありますことから、ＬＲＴ（令和５（2023）年３月開業予定）や宇都宮駅東口地区整備事業（令和４（2022）年１１月公共施設の供用開始予定）とあわせて、まちづくりの視点からの交通結節点に必要な導入機能や配置の検討を継続するとともに、広域交流拠点に相応しい商業施設や観光施設等の導入と再開発計画を促進することで、賑わいの創出を図るなど着実かつ早期の整備も強く要望します。

（１）ＬＲＴのＪＲ宇都宮駅西側への早期延伸、整備

（２）ＪＲ宇都宮駅西側延伸を見据え、「歩いて愉しいまち宇都宮」の実現のため、ＬＲＴ導入空間である大通りのセミトランジットモール化について、社会実験の実施や市民レベルでの議論の場の設定などの検討

（３）桜通り交差点を終点とする現計画から本市最大の観光拠点である大谷地区までのさらなる延伸の検討

（４）ＬＲＴを起点にした沿線開発を官民連携で推進

（５）ＬＲＴの西側延伸に伴う、商店の荷物積み下ろし場所やタクシー乗り場等の確保・整備

【回答】ＬＲＴ企画課，都市計画課，市街地整備課

（１）ＪＲ宇都宮駅西側におけるＬＲＴ整備につきましては，公共交通全体の利便性向上はもとより，更なる都市の魅力やブランド力の向上，中心市街地の賑わい創出などに向けて，早期の整備が必要であるものと認識しております。

これまで，導入空間の検討や地元商店街，まちづくり関係団体の方々と意見交換などを行ってきたところであり，令和４年度におきましては，桜通り十文字付近から西側を含めた調査や，関係機関との協議を行いながら具体的な検討を進めてまいります。

（２）ＬＲＴ導入を契機とした道路空間再編につきましては，ゆとりある歩行者中心の歩いて楽しいまちづくりを進めていくうえで，大変重要であると認識しておりますことから，地元商店街等と十分な意見交換を行いながら，検討してまいります。

（３）ＪＲ宇都宮駅西側へのＬＲＴの導入に向けましては，導入空間の検討や関係者の方々と意見交換などを行ってきたところであり，令和４年度におきましては，桜通り十文字付近から西側を含めた調査や，関係機関との協議を行いながら具体的な検討を進めてまいります。

（４）ＪＲ宇都宮駅西側へのＬＲＴ導入は，人や車の流れを変え，沿線の魅力や都市のポテンシャルの向上が見込まれますことから，中心市街地等のＬＲＴ沿線の目指すまちの将来ビジョンを描き，市民・事業者・行政など関係者が共有しながら一丸となってまちづくりを進める必要があると認識しております。

こうしたことから，現在，市民・事業者などのまちづくり関係者の意見を伺いながら，ＬＲＴ導入を見据え更なる中心市街地の活性化に向け，目指すまちの姿を示す「（仮称）都心部まちづくりビジョン」をとりまとめているところであります。

今後は，このビジョンを実現するため，市民・事業者などのまちづくり関係者とビジョンを共有しながら，官民連携による沿線まちづくりに取り組んでまいります。

（５）駅西側ＬＲＴ導入に伴う，商店の荷物積み下ろし場所やタクシー乗降場等の確保・整備につきましては，地元商店街や栃木県タクシー協会等との意見交換や，交通管理者等との協議を行いながら，道路空間再編とあわせて検討してまいります。

ＪＲ宇都宮駅西口周辺地区におきましては，交通結節機能の強化を図りながら，広域交流拠点にふさわしい魅力ある都市空間の形成が重要であります。

令和４年度につきましても，県都の玄関口にふさわしい風格あるまちづくりに向けて，市街地再開発事業検討地区の地権者などから構成される「ＪＲ宇都宮駅西口地区まちづくり協議会」との連携を図りながら，広域交流拠点にふさわしい商業・観光施設などの都市機能や交通基盤施設等の配置に関する検討を進めるとともに，まちづくり協議会へのコンサルタント派遣による継続的な活動支援に加え，一部街区において市街地再開発事業の都市計画を決定したことから，更なる支援を行うなど，公民が一体となって活力と魅力あるまちづくりに向けて着実に取り組んでまいります。

２　ＪＲ宇都宮駅東口整備について（継続）

ＪＲ宇都宮駅東口地区整備事業については、本市の繁栄に欠かせない重要な拠点整備事業であり、昨年１０月からは、その中核となるコンベンション施設が着工されたところであります。このような中、同地区に整備予定であったホテルについては、新型コロナウイルス感染症拡大による社会情勢の変化などにより、計画変更を余儀なくされておりますが、計画の中止がないよう、進捗管理を徹底していただくとともに、次の事項を要望します。

（１）令和４（2022）年１１月に供用開始を予定するコンベンション施設への催事誘致について、ＭＩＣＥ（企業等会議、インセンティブ旅行、国際会議、イベント）活用の可能性がある幅広い団体等への営業の拡大など、さらなる誘致活動の強化

（２）ＪＲ宇都宮駅周辺やセンターコアなどの地元事業者、さらに栃木県や関係団体との連携等によるアフターコンベンションの充実

【回答】駅東口整備室，観光交流課

宇都宮駅東口地区の整備につきましては，令和３年１０月に交流広場の工事に着手するとともに，１２月には，当地区のまちびらきの第一弾となる高度専門病院が開業するなど，着実に整備を進めているところであります。

このような中，当地区に整備予定でありますハイブランドなホテルにつきましては，うつのみやシンフォニーにおきまして，ホテル需要等の回復状況を確認しながら，施設整備に要する資金の調達方法等について検討を続けているところであります。

本市におきましては，ハイブランドなホテル整備は，是非とも実現させなければならないものと考えておりますことから，今後とも，ホテル整備の検討状況等について，常時，うつのみやシンフォニーに確認するとともに，当地区にふさわしいホテルの整備に全力を尽くすよう，強く求めてまいります。

（１）宇都宮駅東口交流拠点施設への催事誘致につきましては，施設が開館する令和４年１１月末から多くの催事主催者等に利用していただけるよう，近県の類似施設と比べ，競争力のある施設使用料を設定するとともに，全国の大学や企業等の催事主催者へのダイレクトメールの送付や訪問営業などのほか，ＭＩＣＥ専門誌への広告掲載や国際 ＭＩＣＥエキスポへの出展，交流拠点施設プロモーションイベントの開催などの誘致活動に積極的に取り組み，令和４年１月時点で，交流拠点施設の全館使用など，大規模催事の予約を３３件受け付けているところであります。

令和４年度につきましては，交流拠点施設の利用予約を更に獲得できるよう，ダイレクトメールの送付や訪問営業，国際ＭＩＣＥエキスポへの出展などの誘致活動を継続するとともに，本市でのＭＩＣＥ開催意向をより高めていただくため，訪問営業等において，令和３年度に作成する本市のユニークベニューやエクスカーション等の事例を掲載したガイドブックの配布に加え，催事の開催地決定に影響力のある主催者や関係者を本市に招聘し，アフターコンベンションを体験していただくなど，誘致活動の強化を図ってまいります。

（２）関係団体等との連携によるアフターコンベンションの充実につきましては，アフターコンベンションは開催地決定における重要な要素でありますことから，現在，宇都宮観光コンベンション協会や関係事業者等と連携を図りながら，ユニークベニューの開発や近隣観光地と連携した広域モデルコースの造成，さらには，産業視察や工場見学等のテクニカルビジットにおける受入企業の開拓など，本市ならではの魅力ある資源を活用したアフターコンベンションメニューの充実に取り組むとともに，造成したメニューにつきましては，主催者等に対する誘致活動に活用しているところであります。

令和４年度につきましても，引き続き，観光コンベンション協会をはじめ，中心市街地のホテル・飲食店や観光拠点である北西部地域の観光事業者とも連携を図りながら，本市なら

ではのコンテンツ造成に取り組み，訪れた参加者に本市の魅力を体験して頂けるよう，アフターコンベンションメニューの更なる充実に取り組んでまいります。

３　中心市街地活性化について（拡充）

本市の中心市街地は、古くから二荒山神社の門前町や宇都宮城の城下町として栄え、長い歴史の中で栃木県の政治・経済・文化の中心として発展してきました。

しかし、近年では、商業の地盤沈下、回遊性の低下、建物の老朽化などの諸問題が深刻化し、中心市街地の魅力が低下しています。

本市の都心部地区市街地総合再生計画の基本コンセプトである「歩いて愉しいまち・愉しく豊かに暮らせるまち・人と環境にやさしいまち」の実現は、都心部居住者の増加による中心市街地の活力強化につながる重要なものであります。中心市街地商店街の活性化への方向性が見えていない状況の中、ＬＲＴ整備によるＪＲ宇都宮駅コアの交通結節としての機能は強化され、それに伴う商業を含めた都市機能もさらに強化されることとなります。

タウンマネジメントやエリアマネジメントの視点からも、機能の分担を含めた中心市街地商店街の活性化のあり方については、時代の潮流等を踏まえ早急に着手される必要があると思われますことから、次の事項を強く要望します。

（１）昨年３月に策定した「第３期中心市街地活性化基本計画」に基づいた総合的かつ一体的な活性化事業の推進

（２）再開発事業における県有施設の積極的な導入など、県とのより一層の連携強化

（３）図書館や美術館などの文化・芸術施設の移転・新設や、商業・娯楽施設、医療施設など多様な施設の積極的な誘致

（４）「自転車のまち」を推進するため、便利な自転車駐輪場のさらなる設置

（５）中心部の大型空き店舗等の再利用促進

（６）「歩いて愉しいまち」を実現するために、宇都宮の歴史・文化・偉人等の宇都宮らしい魅力を発信できる拠点の整備等若者への伝承機会の創出及び積極的な情報 発信

【回答】地域政策室，商工振興課，道路建設課，都市計画課，市街地整備課，文化課

（１）中心市街地の活性化につきましては，令和２年３月に策定した「第３期中心市街地活性化基本計画」において，ＬＲＴの開業やＪＲ宇都宮駅東口地区のまちびらき，ＬＲＴの駅西側への導入を見据えたまちづくりを効果的に進めるための活性化戦略を定め，道路や河川等の公共空間において休憩や飲食，交流などが楽しめる憩いと賑わいの空間づくりをはじめ，各種活性化事業に官民一体となって取り組んできたところであります。

令和４年度につきましては，ＬＲＴの開業やＪＲ宇都宮駅東口地区のまちびらきを迎える年度でありますことから，その集客効果を中心市街地に波及させるため，日常的にまちなか

を訪れたくなるよう，公共空間を居心地の良い居場所に変える取組や，自転車の活用などによる移動環境の充実に向けた取組などを推進し，滞在性や回遊性を高めるなど，人中心の居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまちづくりに，地元商店街やまちづくり推進機構，商工会議所などの関係団体等と連携しながら取り組んでまいります。

（２）（３）

中心市街地につきましては，本市が目指すＮＣＣの中枢を担う都市拠点でありますことから，都市の活力をけん引する拠点の形成や賑わい創出に向け，高次な都市機能の誘導・集積を図りながら，活性化を推進していく必要があると認識しております。

このようなことから，令和４年度においても引き続き，中心市街地の中枢性や広域的な求心性を高める文化・芸術施設や商業・娯楽施設，医療施設など，都市の魅力や街なかの賑わい創出に繋がる高次な都市機能の誘導に向け，立地適正化計画や市街地再開発事業を推進してまいります。

また，現在，ＪＲ宇都宮駅西側へのＬＲＴ導入を見据え更なる中心市街地の活性化に向け，中心市街地等の目指すまちの姿を示す「(仮称) 都心部まちづくりビジョン」をとりまとめているところであり，ビジョンを実現するために官民一体となって沿線まちづくりに取り組むとともに，引き続き，県都にふさわしい賑わい・交流機能や教育・文化機能などの多様な都市機能の中心市街地への誘導に向け，県とより一層連携しながら取り組んでまいります。

今後とも，これらの取組を着実に推進しながら，ＪＲ宇都宮駅西側へのＬＲＴ導入を見据え，魅力と賑わいあふれる中心市街地の形成に取り組んでまいります。

（４）自転車駐車場の設置につきましては，自転車利用者の利便性向上による来街者数の増加や商店街の振興など中心市街地の活性化につながる取組であると認識しております。

このようなことから，これまでに中心市街地において「中央小北自転車駐車場」や２時間無料で利用できる短時間自転車駐車場を設置して利用促進を図ってきたところであります。

また，本年５月に策定した「第２次宇都宮市自転車のまち推進計画」に中心市街地の駐輪環境の向上を図るため，民有地の空きスペースを活用した小規模な自転車駐車場の整備などを位置づけたところであり，今後につき ましては，自転車利用者のニーズを把握する実証実験や放置自転車の状況等を踏まえ，商店街の皆様と意見交換を行いながら，自転車駐車場の設置箇所等について検討してまいります。

（５）中心部の大型空き店舗等の再利用促進につきましては，まずは所有者が活用方法を検討していくものと考えておりますが，中心市街地の顔として賑わい創出に資する利活用が求められておりますことから，本市といたしましても，引き続き，所有者と情報交換を行いながら，後継事業者の情報があれば，所有者につなぐなど可能な限り支援を行ってまいります。

（６）本市ならではの歴史・文化に街なかで身近に触れ，体感できる機会を充実させていくことは，中心市街地の活性化に寄与するものと 認識しております。

このようなことから，令和３年度には宇都宮城址公園におきまして， 最新 CG 技術を用いた「宇都宮城映像コンテンツ」の公開を開始し，歴史情報発信機能の充実を図ったところであります。

令和４年度におきましても，引き続き宇都宮城址公園等において歴史文化の情報発信に努めていくとともに，地域文化の継承に取り組む市民や子どもたちの発表の場として「伝統文化フェスティバル」を開催するほか，オリオンスクエアや JR 宇都宮駅などにおいて，「渡辺貞夫氏を顕彰したジャズイベント」，また，オリオンスクエアやイベント広場，東武百貨店屋上ステージなど街なかの複数か所を会場とする市民芸術祭軽音楽祭「ミヤ・ストリート・ギグ」を開催するなど，市民が受け継ぎ，育んできた本市歴史・文化をより多くの世代が街なかで気軽に触れ，体感できるよう，関係団体と連携しながら取り組んでまいります。

４　こども食堂について（新規）

本市において「第２次『宮っこ 子育ち・子育て応援プラン』」の策定にあたり実施した「子どもと子育て家庭等に関する生活実態調査」（平成３０（2018）年８月）によると、本市では約８人に１人の子どもが「経済的貧困」であり、また約３人に１人の子どもが「関係性の貧困」であるとの結果がでています。少子高齢化が進む昨今、子どもは地域の将来を担う重要な存在であり、地域経済の持続的発展のためには、子どもの貧困対策は重要な課題であると考えます。

この課題に対し、当商工会議所が企業に対して実施した調査によると、子どもの貧困の状況についての認知度は 40％となっており、子どもの貧困について理解が進んでいないのが現状であり、市民への周知が必要であります。

一方で、「こども食堂」については企業側の認知度が 80％超と高い水準となっており、こども食堂への支援に前向きな回答も 60％超となっています。

こども食堂に対して企業が積極的な支援が行えない理由として、運営実態等の情報が不足している点に加え、物資の配送や運営母体と協力企業との調整など、全てを企業側で個別に対応することが難しい点が挙げられます。

行政やＮＰＯ法人等による支援窓口の一本化など、支援側と運営側の相互が安心して活用できる仕組みづくりが必要であると考えられることから、次の事項を要望します。

（１）子どものプライバシー等に配慮しながら、こども食堂の取り組み内容や運営者に関する適切な情報発信

（２）支援側と運営側の相互が安心して活用できる、こども食堂に対する支援の仕組み（窓口の一本化等）づくり

【回答】子ども未来課

支援が必要な子育て家庭の孤立を防ぐとともに，地域全体で見守り，個々の状況に応じた支援を行いながら貧困の連鎖を断ち切ることができるよう，子どもが身近な場所で利用できる居場所づくりの充実・強化は重要であると認識しております。

（１）子ども食堂の取り組み内容や運営者に関する適切な情報発信につきましては，令和４年度におきまして，子ども食堂のネットワークを構築することにより，情報の把握に努め，市民の皆様が利用しやすいよう，また，企業の皆様が支援しやすいよう，市ホームページ等を活用し，周知に取り組んでまいります。

（２）子ども食堂に対する支援の仕組みづくりにつきましては，令和４年度におきまして，宇都宮商工会議所や宇都宮市社会福祉協議会，宇都宮市青少年育成市民会議等と相互に連携・協力する組織を立ち上げるなど，本市が中心となって支援をコーディネートする仕組みの構築に向け取り組んでまいります。

(3)　調査、研究

ア　地域実態調査

(ｱ)　コロナ禍における対面接客業種への緊急実態調査

目　的

コロナ禍における会員事業所の対面接客業種を対象に、感染防止対策ならびに各種支援制度の活用状況を調査・分析し、中小・小規模事業者に必要とされる支援策の構築および行政等に対する提言要望活動に資することを目的とする。

a　調査年月日　令和３年６月２３日（水）～６月３０日（水）

b　調 査 対 象　対面接客業種　３００件

c　調 査 方 法　調査票をＦＡＸで送信または持参し、回答

d　有効回答数　１００件（回答率　３３．３％ ）

e　調 査 結 果　当商工会議所会報誌「天地人（令和３年８月号）」に掲載および当商工会議所ホームページ上で公表

本事業により得られた成果

本調査の結果、新型コロナウイルス感染症に対して、多くの事業所が何らかの対策は既に実施しており、各種支援制度の情報収集を行って、この非常事態を乗り越えようとする意識の高さがうかがえた。このような状況の中、各種支援制度の迅速かつ正確な情報提供を求めていることが明らかとなり、今後行政等に対し効果的な提言要望を行うための基礎情報が収集できた。

イ　中心市街地活性化事業（商店街来街者実態調査）

(ｱ)　調査年月日　令和３年１１月２８日（日）・２９日（月）

(ｲ)　調 査 時 間　午前１０時～午後７時

(ｳ)　調 査 地 点　バンバ市民広場、オリオン通り曲師町イベント広場、東部宇都宮百貨店前交差点

(ｴ)　調 査 対 象　高校生以上の中心市街地来街者

(ｵ)　調 査 方 法　街頭インタビュー調査

(ｶ)　回　答　数　５８３件

本事業により得られた成果

本調査結果を公表することで、中心市街地来街者の動向を経営者に提供することができた。

(4)　広報

ア　広報広聴事業

(ｱ)　ホームページ

当所事業案内や関係団体からのお知らせ等の最新情報の発信を行った。

a　アクセス件数　　１５０，９１９ＰＶ（ページビュー）

（令和２年４月１日（水）～令和３年３月３１日（水））

b　お問い合わせフォームの設置

事業案内の全ページにお問い合わせフォームを設置した。

(ｲ)　会報「天地人」

「商工会議所と全会員事業所を結ぶネットワーク冊子」をコンセプトのもと、時代の潮流にあわせたテーマによる巻頭特集や地域性を考慮した歴史紹介、関係団体から提供された情報等を積極的に掲載し、有用性の高い情報誌としての誌面づくりを行った。

a　発行回数　１２回（毎月１０日発行）

b　発行部数　８，０００部

c　配 布 先　会員事業所、行政、指導機関、関係団体等

d　体　　裁　Ａ４判冊子タイプ２４ページ（カラー１６ページ、モノクロ８ページ）

e　特　　集

掲載月	特集名	見出し
４月号	令和３年度事業計画・収支予算	令和２年度第５回常議員会ならびに 通常議員総会を開催
	ＳＤＧｓ	今日から始めるＳＤＧｓ
５月号	寄稿	渋沢栄一と栃木 ―地方は国家の富源也―

掲載月	特集名	見出し
	コロナ禍の新入社員研修	新入社員の指導、どんな心構えが必要？
６月号	経営支援制度の活用	補助金・助成金を活用しよう！
	求められる事業再構築	老舗企業の挑戦 本社と工場を移転
７月号	ホテル・旅館施設利用プレミアム付チケット発行事業	会員限定お得なチケット、プレミアム率 50%！ ８月発売決定！
８月号	コロナ禍における対面接客業種への緊急実態調査	対面接客業種の８割が売上悪化
	補助金活用者インタビュー	どう活用している？小規模事業者持続化補助金
９月号	ＬＲＴとこれからの地方都市	ＬＲＴと宇都宮市の未来
１０月号	期待される新しい交流拠点	宇都宮に誕生した新施設　共通点は開放感
１１月号	適格請求書等保存方式　（インボイス制度）	スタートは２年後！ 消費税のインボイス制度、登録申請受付開始
	宮の市（商業祭）代替事業	黄ぶな開運オンライン抽選会
１２月号	寄稿	スペイン・インフルエンザの流行と宇都宮
	【連載】プロスポーツチーム『宇都宮ブレックス』	チームの魅力をアグレッシブに発信 スローガンは「ＢＥＹＯＮＤ」
	とちぎＳＤＧｓ推進企業	当所がとちぎＳＤＧｓ推進企業に登録されました！
１月号	新春対談	佐藤栄一×藤井昌一
２月号	令和３年度商店街来街者実態調査	コロナ禍における中心部来街者の動向は？
	【連載】プロスポーツチーム『栃木ＳＣ』	目標はＪ１！地域の期待も活力に！ 「ＫＥＥＰ　ＭＯＶＩＮＧ　ＦＯＲＷＡＲＤ」
	中小企業庁長官宇都宮来訪	中小企業庁長官が栃木県内を視察
３月号	働き方改革の取り組み状況調査	中小企業における働き方改革の取り組みは―
	【連載】プロスポーツチーム『宇都宮ブリッツェン』	赤き稲妻はコロナ禍でも輝く Ａｌｗａｙｓ　Ｅｖｏｌｖｉｎｇ−常に進化する−

ｆ　有料折込サービス　申込件数：４１件

ｇ　ＷＥＢ天地人

当商工会議所会報誌「天地人」のアーカイブ機能としてバックナンバーを掲載するとともに、ＷＥＢ版会員情報局で提供された会員企業の商品・サービス情報を発信した。

(a)　バックナンバー　既刊号を 2008 年 4 月号分まで掲載

(b)　最新号予告

(c)　誌面広告および有料折込サービスの案内

(d)　ＷＥＢ版会員情報局掲載数　　２０件

(ｳ)　メールマガジン e-天地人

a　配信開始　　平成１４年１０月５日

b　配信内容　　当商工会議所の事業案内、関係団体等の各種情報、お役立ちサイト ほか

c　配信日時　　原則毎月５日・２０日　午後３時

d　配信回数　　２４回（ほか臨時配信４回）

e　配信件数　　１，２６４件（令和４年３月２０日現在）

(ｴ)　宇都宮商工会議所公式チャンネル（YouTube）

a　配信コンテンツ

(a)　懐かしい宇都宮の姿を伝える唄と踊りを映像化

(b)　新商品・新サービス合同プレス発表会

b　チャンネル登録者数　５１人

(ｵ)　県内統一パンフレット

商工会議所が行う各種事業等の普及を図るため、県内９商工会議所共同で事業案内冊子を作製した。

a　作成部数　　４００部（当商工会議所分）

b　配 布 先　　窓口等で配布

(ｶ)　専用パンフレットラックの設置（再掲）

新型コロナウイルス感染症に関連する支援施策等の冊子を展示するコーナーを設置した。

a　開設期間　令和３年４月１日（水）～令和４年３月３１日（水）

b　展示内容　新型コロナウイルス感染症関連情報に関する国や県、市等の支援施策や当商工会議所事業に関する案内を展示

本事業により得られた成果

当商工会議所の各種事業案内や関係団体等からの提供情報、会員企業の商品・サービス等の幅広い情報を、会報誌やメールマガジン、ホームページ等を連動させた情報発信を行うことで、当商工会議所の活動に対する会員事業所等からの理解を深めた。

イ　ビジネス情報手帳「パートナー」の発刊

会員サービス事業の一環として、ビジネス情報手帳「パートナー」を発刊し、当商工会議所会報誌「天地人（令和３年12月号）」に同封して会員事業所等に送付した。

(ｱ)　発刊部数　7,100部

(ｲ)　サ イ ズ　縦26cm　横15cm

(ｳ)　配 布 先　会員事業所、行政、指導機関、関係団体等

本事業により得られた成果

融資制度、共済制度、税制、社会保険の手続き、主な官公署・団体企業情報など、当商工会議所事業および関連情報のほか、新たに参考資料として「新たにおもてなしギフトショップ」の情報を掲載することにより、会員事業所が日々の業務に役立てる情報を提供できた。

ウ　データマップ（統計でみる宇都宮）発行事業

宇都宮市の各種統計資料を見やすくわかりやすく要約し、当商工会議所会報誌やホームページで情報提供を行った。

(ｱ)　統計で見る宇都宮２０２２（ダイジェスト版）を作成、当商工会議所会報「天地人（令和４年３月号)」に記事掲載

(ｲ)　統計で見る宇都宮２０２２（詳細版）のホームページ掲載

本事業により得られた成果

宇都宮市の各種統計資料を一体的に掲載することで利便性の向上とともに事業者の経営環境分析や企業経営に資するデータを提供することができた。

エ　経営支援ガイド作成事業（再掲）

当商工会議所事業のほか、国・県・市の経営支援施策および新型コロナウイルス感染症に関連する支援施策を集約した支援ガイドブックを作成・配布した。また、度重なる制度の変更・施策に対応するため、作成したガイドブックのほか、新たな施策の情報などを確認できる「ＷＥＢ版経営支援ガイド」を当商工会議所ホームページ上に開設し、最新情報の発信に努めた。

(ｱ)　発行部数　８，０００部

(ｲ)　発 行 日　令和３年６月１０日（木）

(ｳ)　配 布 先

①　全会員事業所〔当商工会議所会報誌「天地人」に同封（令和３年６月)〕

②　県庁や市役所などの行政機関

③　会員巡回・窓口指導をした事業所

(ｴ)　ＷＥＢ版経営支援ガイド更新回数　６回

本事業により得られた成果

各所から数々の情報が出されるなか、情報を分かりやすく整理し、一早く会員事業所に提供することができた。また、毎月１回情報を精査し、制度の変更・施策の登場に伴ってＷＥＢ版経営支援ガイドを更新することで管内中小・小規模事業者へ最新情報を提供することができた。

オ　貴重な資料の保存管理

当商工会議所で保管している日商簿記検定試験の合格者名簿（第１１３回～１２０回）および

日商珠算能力検定試験の合格者名簿（第１３０回～１３５回）を劣化や破損から防ぎ、長期的に保存するため、電子化処理の実施を行った。

本事業により得られた成果

検定試験合格者名簿の電子化処理を実施し、検定試験業務の一部効率化につなげることができた。

(5) 証明

ア 貿易関係証明

(ｱ) 原産地証明 ４２２件 （単位：件）

令和３年度 原産地証明の仕向地・製品別 件数表

品名 / 国名	一般機械	電気製品	輸送用機器	精密機器	金属製品	化学製品	食料品	その他	総件数
アジア地域	６１	５	２０	４９	１０８	８	４０	４７	３３８
中国	５２	５	３	４９	５６	７		３４	２０６
マレーシア			１０		１３				２３
インド	１								１
ベトナム	５		７		７	１		１	２１
スリランカ								８	８
インドネシア	２						２	３	７
バングラディシュ					１			１	２
タイ					３				３
韓国					１３				１３
台湾	１				１４		３８		５３
香港					１				１
中東地域	２１						２	２	２５
サウジアラビア	１０								１０
UAE	３						２		５
イラン	１								１
クウェート	７								７
トルコ								２	２
北米地域	４	１			５				１０
アメリカ	２	１			５				８
カナダ	２								２

令和３年度　原産地証明の仕向地・製品別 件数表									
品名 国名	一般機械	電気製品	輸送用機　器	精密機器	金属製品	化学製品	食料品	その他	総件数
中南米地域		1		1					2
メキシコ		1		1					2
欧州地域	１３				２７				４０
ドイツ	1				２５				２６
ウクライナ	2								2
スイス	3				2				5
ラトビア	4								4
イタリア	3								3
アフリカ地域	4		1		2				7
エジプト	3		1		2				6
リビア	1								1
合計	１０３	7	２１	５０	１４２	8	４２	４９	４２２

(ｲ)　インボイス証明　　３８件

(ｳ)　サイン証明　　３６７件

(ｴ)　その他証明　　０件

(ｵ)　発給件数合計　　８２７件

本事業により得られた成果

貿易に関係する書類を認証することで、貿易取引の利便性向上に供与することができた。

(6)　各種事業

ア　宮の市（商業祭）代替事業の支援

新型コロナウイルスの影響により、宮の市（商業祭）の通常開催の実施が困難なことから、代替事業として昨年に引き続き、「黄ぶな大明神」の設置を行い、無病息災を願う場所としてＰＲすることで、中心商店街の賑わい創出へ寄与した。

また、コロナ禍において消費の落ち込みが続いていることから、商店街や大型店を対象に、消費喚起策と同時にキャッシュレス決済の導入促進を図るために、ＩＴを活用した「オンライン抽選会」を実施した。

(ｱ)　実施主体　宮の市（商業祭）実行委員会

(ｲ)　構成団体　宇都宮市商店街連盟、当商工会議所、宇都宮市、宇都宮観光コンベンション協会、うつのみや市商工会

(ｳ)　実施期間　令和３年１１月１日（月）～令和４年２月２８日（月）

(ｴ)　実施内容

a　黄ぶな大明神設置事業

期間限定で、簡易式の鳥居・社を建立し、無病息災を祈願する場所またはパワースポットの場所として足を運んでいただき、その後、商店街等への誘客へとつなげた。

(a)　開催期間（設置期間）　令和３年１１月１日(月)～令和４年２月２８日(月)

(b)　設置場所

①　うつのみや表参道スクエア　１階　正面入り口

②　宮カフェ　１階（昨年度から継続で設置）

b　無病息災!!黄ぶな開運オンライン抽選会事業（当商工会議所主催、宮の市（商業祭）実行委員会共催）

当商工会議所と連携し、開催期間中に抽選券配布店で１，０００円以上の買い物につき、スマートフォンから抽選会に参加できる「二次元バーコード付き抽選券」を提供し、当選者には電子マネーをプレゼントすることで、消費喚起策および商店のキャッシュレス決済の導入促進を図り、さらなる商店の持続的経営を支援した。

(a)　開催期間　令和３年１１月２５日（木）～令和３年１２月２５日（土）

(b)　抽選方法　抽選券に記載した二次元バーコードをスマートフォンで読み込むと、抽選会サイトへアクセスされ、抽選が実施（その場で抽選結果が分かる）

(c)　当選賞品　電子マネー「PayPay ギフトカード」／総額３００万円

(d)　抽選券発行枚数　２００，０００枚（うち賞品本数２０，２３０本）

(e)　抽選券配布店　６０５店

(f)　抽選結果

①　抽選会参加者数　５９，２３２人

②　当選者数　６，１５２人

③　当選賞品総額　６６４，４００円

本事業により得られた成果

昨年に引き続き、期間限定で「黄ぶな大明神」を設置し、無病息災を祈願する場所として集客することで、周辺商店街への誘客へとつなげることができた。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による外出自粛や人流の抑制がなされ、消費の落ち込みが続いている中で、オンラインを活用した抽選会事業を実施したが、用意された賞品本数の約３割しか利用されず、当事業は全般的に低調に推移した。また消費を喚起することも計画通り実施できず、さらに各個店におけるキャッシュレス決済の導入促進につなげることもできなかった。

今回の事業を検証し、その反省を通じ次年度の事業改善につなげることとしたい。

イ　オリオン七夕まつり代替事業への支援

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により通常開催を中止し、次の代替事業を実施した。

(ｱ)　ミニ七夕飾りつけ

a　実施期間　令和３年７月１日（木）～８月８日（日）

b　会　　場　オリオン通り商店街内

c　実施内容　各個店において、願い事が書き込まれた「ミニ七夕」を店内外に掲出し、販売促進等に活用するなど個店の集客に繋げた。

(ｲ)　一般募集飾りつけ

a　実施期間　令和３年７月２３日（金）～８月８日（日）

b　掲出件数　バトン飾り　４件

(ｳ)　バトン飾りつけ

a　実施期間　令和３年７月２３日（金）～８月８日（日）

b　掲出件数　バトン飾り　１６件((ｲ)以外)

本事業により得られた成果

新型コロナウイルス感染症拡大の収束が見通せない中での実施となり、例年より規模を縮小した事業実施となったが、少しでも多くの方に「宇都宮の夏の風物詩」を楽しんでいただくとともに、回遊性の向上に繋げた。

ウ　ミヤ・ジャズイン実行委員会支援事業

観光誘客による地域振興を目的としてミヤ・ジャズイン２０２１の開催を支援した。

(ｱ)　実施主体　ミヤ・ジャズイン実行委員会

(ｲ)　構成団体

団体名	役職	委員名	実行委員会役職
オリオン通り曲師町商業（協）	理事長	長谷川　正	委 員 長
宇都宮オリオン通り商店街（振）	理事長	長島　俊夫	副委員長
（協）宇都宮餃子会	専務理事兼事務局長	鈴木　章弘	委　　員
宇都宮観光コンベンション協会	事務局長	田野実 栄一	委　　員
宇都宮市経済部観光交流課	課　長	三代　浩嗣	委　　員
宇都宮市教育委員会文化課	課　長	山口　達雄	委　　員
アド・エイディアイ	代　表	小古山　信之	委員(事務局)
当商工会議所	中小企業相談所長 兼地域振興部長	阿部　訓久	監　　事

(ｳ)　実施期間　令和３年１０月３０日（土）～１０月３１日（日）２日間

(ｴ)　実施会場　オリオンスクエア

(ｵ)　実施内容

ａ　アマチュアバンドの出演　１８団体

ｂ　ゲストの出演　１団体

ｃ　企業協賛　２０社

(ｶ)　会議

ａ　ミヤ・ジャズイン実行委員会（書面開催）

(a)　議題

①　ミヤ・ジャズイン２０２１事業計画について

②　ミヤ・ジャズイン２０２１収支予算について

③　ミヤ・ジャズイン２０２１実行委員長の就任について

④　ミヤ・ジャズイン実行委員会設置要綱の制定について

※　ミヤ・ジャズイン２０２０事業報告と収支決算については、別途書面にて報告を行った。

(ｷ)　来場者数　１，４３６人

【内訳】１０月３０日（土）７２６人、１０月３１日（日）７１０人

本事業により得られた成果

前年に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場をオリオンスクエアのみとし、演奏１回あたりの観客数を２００人に制限するなど、可能な限りの感染症拡大防止対策を講じた。その結果、令和２年度観客動員数を下回ることとなったが、地域ブランドの発信に貢献することができた。

エ　観光交流促進事業

(ｱ)　宇都宮餃子祭りへの支援

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となった。

(ｲ)　フェスタ in 大谷への支援

ａ　主催団体　フェスタ in 大谷実行委員会

ｂ　実施日時　令和４年２月１１日（金）～１３日（日）午後５時～午後９時

ｃ　実施会場　大谷地域各スポット

オ　第４６回ふるさと宮まつり代替事業「ふるさと宮まつり２０２１ｉｎ栃木県総合文化センター」の支援

新型コロナウイルスの感染症拡大の影響により通常開催を中止し、代替事業として「ふるさと宮まつりｉｎ栃木県総合文化センター」を企画し、企業等からの協賛金を募集したが（協賛２３３件、協賛金確保３，２２０，０００円）、開催予定日（令和３年９月４日（土））の１カ月前に、まん延防止等重点措置の適用、緊急事態宣言が発令されたことに伴い、中止となった。

カ　大谷地区観光促進事業

令和３年度農村漁村振興交付金（農泊推進対策）の農山漁村対策推進計画および事業実施計画について農林水産所の認定を受けた大谷グリーン・ツーリズムが実施する農泊推進事業および人材活用事業の実施にあたり、当該団体の構成員として参画し諸会議に出席したほか、事業の実施を推進した。

(ｱ)　第２回通常総会

日　時　令和３年５月１２日（水）午後６時～午後８時

会　場　多気山持宝院檀信徒会館

内　容　令和２年度事業報告および収支決算書について

令和３年度事業計画（案）および収支予算（案）について

(ｲ)　実施事業

a　大谷復興美観プロジェクト活動（令和 3 年 11 月 20 日（土））

b　大谷グリーン・ツーリズム体験ツアー

（令和 3 年 7 月 10 日（土）、10 月 24 日（日）、10 月 31 日（日）、11 月 3 日（水・祝））

c　大谷マルシェ

（令和 3 年 6 月 20 日（日）、7 月 18 日（日）、11 月 21 日（日）、12 月 19 日（日））

d　大谷里山プロジェクトワークショップ

（令和 3 年 6 月 27 日（日）、7 月 9 日（金）、7 月 23 日（金））

e　農家民泊周知と食品開発研修会（令和 3 年 10 月 14 日（木）・28 日（木））

f　日本遺産　大谷の魅力モニター体験ツアー（令和 3 年 11 月 27 日（土）・28 日（日））

g　栃木交通ツアータイアップ　三密回避旅行モニターツアー（令和 3 年 12 月 4 日（日））

本事業により得られた成果

大谷グリーン・ツーリズム推進協議会に参画し、諸会議への出席および各種事業の広報強化を行うことで、大谷地区を含む城山地域におけるグリーン・ツーリズム事業の推進を図り、交流人口の増加に寄与することができた。

キ　新入社員講習事業

(ｱ)　新入社員フォローアップ研修

日　　時　令和３年５月２６日（水）午前１０時～午後４時３０分

会　　場　当商工会議所　大会議室

講　　師　㈱ワークエントリー栃木事業部　宇都宮営業所　所長　野崎　千晶　氏

参加者数　２１人（１２社）

内　　容　令和３年３月２３日（火）に開催した新入社員講習会（令和２年度事業）の参加企業を対象として、入社３年以内の若手職員を対象に定着率の向上のためのフォローアップ研修を開催した。

(ｲ)　新入社員研修

日　　時　令和４年３月２３日（水）午前１０時～午後４時３０分

会　　場　当商工会議所　大会議室

講　　師　㈱ワークエントリー栃木事業部　宇都宮営業所　所長　野崎　千晶　氏

参加者数　２６人（１３社）

内　　容　令和４年４月入社等の新入社員を対象に、入社後に即戦力として勤務できるように、社会人としての心構えや基本的な接遇および報連相等について、ロールプレイングを交えながら講習を実施した。

本事業により得られた成果

新入社員向けに「社会人の心構えと社会人基礎力」や「ビジネスマナーの基本」、「接遇」、「報告・連絡・相談の基本」等、社会人として必要な知識の習得や再確認する機会を提供することで、会員企業の人材育成及び即戦力化の支援ができた。

ク　３級簿記講座事業

(ｱ)　開催期間　令和３年６月４日（金）～１０月４日（火）原則毎週火・金曜日

(ｲ)　会　　場　当商工会議所　大会議室

(ｳ)　講　　師　栃木県立宇都宮商業高等学校　教諭　　内藤　育男　氏

〃　　〃　　鈴木　章郎　氏

〃　　〃　　坂本　　健　氏

(ｴ)　参加者数　３０人（うち修了者２６人）

本事業により得られた成果

簿記の基本から日商簿記検定３級程度の知識習得のための講座を開催し、市内企業の簿記未経験者の実務対応への支援ができた。また、日商簿記検定受験者獲得の一助となった。

ケ　新年賀詞交歓会　　新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施しなかった。

コ　経済団体新春講演会

(ｱ)　視聴期間　令和４年１月２６日（水）午前９時～２月１０日（木）午後５時

(ｲ)　視聴方法　オンライン動画による視聴

(ｳ)　視聴内容　テーマ　２０２２年日本経済の展望

～コロナショック後の地域企業の経営戦略～

講　師　ＢＲＩＣｓ経済研究所　代表　エコノミスト　門倉　貴史　氏

本事業により得られた成果

当初予定していた集合形式の講演会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、開催中止となったが、予定していた講演内容を収録し、インターネットを利用した配信をすることで不特定多数の関係者に、今後の日本経済の展望について情報提供することができた。

サ　販売士養成講習会

令和３年度から講習会実施団体が日本商工会議所へ直接申し込むこととなった。

シ　優良従業員表彰

会員事業所に継続して勤務する従業員を対象とし、労働力の確保および従業員の資質と勤労意欲の向上を図ることを目的に表彰を実施した。

(ｱ)　表彰基準日　令和３年１１月１日（月）

(ｲ)　申込事業所数　４７件

(ｳ)　表彰者数　２１２人

(ｴ)　表彰内容　事業所の推薦に基づき、会頭名により５年以上、５年毎の区分で対象者を表彰した。

勤続年数	被表彰者数	勤続年数	被表彰者数
５年	７０人	２５年	１２人
１０年	４５人	３０年	１４人
１５年	４３人	３５年以上	６人
２０年	２２人	合　計	２１２人

本事業により得られた成果

会員事業所に勤務する優良従業員を表彰することで、事業所の人材育成を支援することができた。

ス　その他の後援・協賛事業

後援・協賛行事名	期日	主　催
かまがわ　川床　桜まつり（桜の小路）	R3. 3.26 ～ 4.11	（特非）宇都宮まちづくり推進機構
財団設立４０周年記念事業	R3. 5.15～ R4. 3.13	（公財）宇都宮市スポーツ振興財団
第２５回「宇都宮さつき＆花フェア」	R3. 5.29 ～ 6. 6	宇都宮さつき＆花フェア実行委員会
宇都宮音楽集団　第２８回定期演奏会	R3. 6.13	宇都宮音楽集団
活気あふれるまちづくり講演会	R3. 6.21	（一社）倫理研究所 栃木県倫理法人会
「七夕ジャズ」２０２１	R3. 7. 4	（特非）スウィングタウン協会
２０２１全国あんざんコンクール宇都宮大会	R3. 7.22	（一社）日本珠算連盟 宇都宮珠算連盟
２０２１うつのみや花火大会	R3. 8.14	（特非）うつのみや百年花火
リレー・フォー・ライフ・ジャパン２０２１とちぎ	R3. 9.18 ～ 9.19	ﾘﾚｰ･ﾌｫｰ･ﾗｲﾌ･ｼﾞｬﾊﾟﾝとちぎ実行委員会 （公財）日本対がん協会
２０２１秋のお買い物振興券キャンペーン	R3.10. 1 ～10.30	岩曽東商店会
第７１回栃木県発明展覧会及び児童生徒発明工夫展覧会	R3.10. 8 ～10.10	栃木県、栃木県教育委員会 （一社）栃木県発明協会
とちぎんリモートビジネス交流商談会２０２１ ～『食』を応援　コロナに負けるな！～	R3 .10.12 ～10.25	㈱栃木銀行
宇都宮観光フォトコンテスト２０２１	R3.11. 1～ R4. 1.31	宇都宮観光コンベンション協会
とちぎハイスクールフェスティバル２０２１ (中止)	R3.11. 3	とちぎハイスクールフェスティバル実行委員会
「ＦＰの日®」栃木ＦＰフォーラム２０２１ ＆栃木県金融広報委員会講演会	R3.11.13	（特非）日本ファイナンシャル・プランナーズ協会　栃木支部 栃木県金融広報委員会
第６回とちぎんビジネスコンテスト	R3.11.18	㈱栃木銀行
うつのみやイルミネーション２０２１	R3.11.18～ R4. 1.16	宇都宮市中心市街地ライトアップ実行委員会 歴史と光のフュージョンプロジェクト実行委員会

後援・協賛行事名	期日	主　催
第３５回宇都宮マラソン大会（中止）	R3.11.21	宇都宮市、下野新聞社、宇都宮市教育委員会、宇都宮市スポーツ協会、宇都宮市陸上競技協会、宇都宮市スポーツ推進委員会・(公財) 宇都宮市スポーツ振興財団
日本建築学会関東支部第２２回提案競技 「美しくまちをつくる、むらをつくる」「こけのむすまで」日本遺産大谷の持続可能な地域づくり	R3.12.27	（一社）日本建築学会
中小企業大学校　サテライト・ゼミ With 宇都宮卸商業団地協同組合 コミュニケーション活性化講座	R4. 1.18 ～ 2. 3	宇都宮卸商業団地協同組合
シティライフ学シンポジウム 「栃木県のインバウンド観光復興を考える」 （中止）	R4. 2. 9	宇都宮共和大学都市経済研究センター
かまがわ　川床　桜まつり（桜の小路）	R4. 3.25 ～ 4.10	(特非)宇都宮まちづくり推進機構

セ　視察受入状況

当該年度に視察受け入れはなかった。

(7)　技術・技能の普及検定

ア　検定

(7)　珠算　　（単位：人）

回次	実施年月日	人数内訳	１級	２級	３級	４級	５級	６級	合計
第 222 回	R3. 6.27	受験者数	33	30	59	12	11	11	156
		実受験者数	33	28	56	12	11	11	151
		合格者数	11	12	30	10	8	7	78
第 223 回	R3.10.24	受験者数	27	32	41	6	10	8	124
		実受験者数	27	32	41	6	10	7	123
		合格者数	6	11	26	4	10	6	63
第 224 回	R4. 2.13	受験者数	32	35	35	10	7	7	126
		実受験者数	32	34	34	10	6	7	123
		合格者数	9	12	9	6	3	4	43
合計		受験者数	92	97	135	28	28	26	406
		実受験者数	92	94	131	28	27	25	397
		合格者数	26	35	65	20	21	17	184
		年度合格率	28.2%	37.2%	49.6%	71.4%	62.9%	68.0%	

［年間受験者数前年度比 137.8%］

(ｲ)　簿記　　（単位：人）

回次	実施年月日	人数内訳	１級	２級	３級	合計
第158回	R3. 6.13	受験者数	44	278	369	691
		実受験者数	35	256	339	630
		合格者数	3	81	90	174
第159回	R3.11.21	受験者数	63	254	367	684
		実受験者数	63	237	343	643
		合格者数	5	78	86	169
第160回	R4. 2.27	受験者数	―	165	365	530
		実受験者数	―	151	331	482
		合格者数	―	17	172	189
合計		受験者数	107	697	1,101	1,905
		実受験者数	98	644	1,013	1,755
		合格者数	8	176	348	532
		年度合格率	8.1%	27.3%	34.3%	

［年間受験者数前年度比 122.9%］

(ｳ)　リテールマーケティング（販売士）　　（単位：人）

人数内訳	１級	２級	３級	合計
受験者数	1	31	58	90
合格者数	0	19	34	53
年度合格率	0.0%	61.2%	58.6%	

［年間受験者数前年度比 93.7%］

(ｴ)　日商簿記（ネット試験）　　（単位：人）

人数内訳	２級	３級	合計
受験者数	855	1,343	2,198
合格者数	296	565	861
年度合格率	34.6%	42.0%	

［年間受験者数前年度比 820.1%］

(ｵ)　日商ＰＣ（文書作成）　　（単位：人）

人数内訳	２級	３級	Basic	合計
受験者数	5	6	0	11
合格者数	4	4	0	8

人　数　内　訳	２級	３級	Basic	合　計
年　度　合　格　率	80.0%	66.6%	0.0%	

［年間受験者数前年度比 91.6%］

(ｶ)　日商ＰＣ（データ活用）　（単位：人）

人　数　内　訳	２級	３級	Basic	合計
受　験　者　数	4	9	0	13
合　格　者　数	3	6	0	9
年　度　合　格　率	75.0%	66.6%	0.0%	

［年間受験者数前年度比 144.4%］

(ｷ)　日商ＰＣ（プレゼン資料作成）　（単位：人）

人　数　内　訳	２級	３級	Basic	合計
受　験　者　数	1	0	0	1
合　格　者　数	1	0	0	1
年　度　合　格　率	1000.0%	0.0%	0.0%	

［年間受験者数前年度比 100.0%］

(ｸ)　電子会計実務　（単位：人）

人数内訳	１級	２級	３級	合計
受　験　者　数	0	0	0	0
合　格　者　数	0	0	0	0
年　度　合　格　率	0.0%	0.0%	0.0%	

［年間受験者数前年度比 0.0%］

(ｹ)　簿記初級　（単位：人）

人　数　内　訳	初級	合計
受　験　者　数	18	18
合　格　者　数	9	9
年　度　合　格　率	50.0%	

［年間受験者数前年度比 180.0%］

(ｺ)　原価計算初級　（単位：人）

人　数　内　訳	初級	合計
受　験　者　数	33	33
合　格　者　数	33	33
年　度　合　格　率	100.0%	

［年間受験者数前年度比 330.0%］

(ｻ)　日商ビジネス英語　（単位：人）

人　数　内　訳	２級	３級	合計
受　験　者　数	1	1	2

合　格　者　数	0	1	1
年　度　合　格　率	0.0%	100.0%	

［年間受験者数前年度比 50.0%］

(ｼ)　ビジネスキーボード　　（単位：人）

人　数　内　訳	ビジネスキーボー	キータッチ 2000	合計
受　験　者　数	6	1	7
合　格　者　数	0	0	0
年　度　合　格　率	0.0%	0.0%	

［年間受験者数前年度比 140.0%］

(ｽ)　日商プログラミング　　（単位：人）

人数内訳	ＥＸＰＥＲＴ	ＳＴＡＮＤＡＲＤ	ＢＡＳＩＣ	ＥＮＴＲＹ	合計
受 験 者 数	1	0	0	0	1
合 格 者 数	0	0	0	0	0
年 度 合 格 率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

［年間受験者数前年度比 100.0%］

(ｾ)　カラーコーディネーター　　（単位：人）

回次	実施年月日	人　数　内　訳	アドバンス	スタンダード	合計
第 50 回	随時	受　験　者　数	1	4	5
		合　格　者　数	0	4	4
第 51 回	随時	受　験　者　数	1	3	4
		合　格　者　数	1	3	4
合計		受　験　者　数	2	7	9
		合　格　者　数	1	7	8
		年　度　合　格　率	50.0%	100.0%	

［年間受験者数前年度比 23.0%］

(ｿ)　ビジネス実務法務　　（単位：人）

回次	実施年月日	人　数　内　訳	１級	２級	３級	合計
第 49 回	随時	受　験　者　数	—	2	—	2
		合　格　者　数	—	2	—	2
第 50 回	R3.12. 5	受　験　者　数	2	—	—	2
		合　格　者　数	1	—	—	1
	随時	受　験　者　数	—	2	6	8
		合　格　者　数	—	1	6	7
合計		受　験　者　数	2	4	6	12

回次	実施年月日	人数内訳	1級	2級	3級	合計
		合格者数	1	3	6	10
		年度合格率	50.0%	75.0%	100.0%	

［年間受験者数前年度比 9.1%］

(ﾀ)　福祉住環境コーディネーター　（単位：人）

回次	実施年月日	人数内訳	1級	2級	3級	合計
第46回	随時	受験者数	―	5	2	7
		合格者数	―	4	2	6
第47回	R3.12. 5	受験者数	6	―		6
		合格者数	1	―	―	1
	随時	受験者数	―	12	59	71
		合格者数	―	5	15	20
合計		受験者数	6	17	61	84
		合格者数	1	9	17	27
		年度合格率	16.6%	52.9%	27.8%	

［年間受験者数前年度比 56.3%］

(ﾁ)　環境社会（ｅｃｏ）検定　（単位：人）

回次	実施年月日	人数内訳	級なし	合計
第30回	随時	受験者数	42	42
		合格者数	32	32
第31回	随時	受験者数	44	44
		合格者数	32	32
合計		受験者数	86	86
		合格者数	64	64
		年度合格率	74.4%	

［年間受験者数前年度比 101.1%］

(ﾂ)　ビジネスマネジャー検定　（単位：人）

回　次	実施年月日	人数内訳	級なし	合計
第13回	随時	受験者数	12	12
		合格者数	6	6
第14回	随時	受験者数	11	11
		合格者数	3	3
合計		受験者数	23	23

回　次	実施年月日	人 数 内 訳	級なし	合計
		合 格 者 数	9	9
		年 度 合 格 率	39.1%	

［年間受験者数前年度比 24.7%］

(8)　相談・指導・斡旋等

ア　不動産鑑定相談

売買や相続発生時の資産評価、事業資金借入申込時の担保評価など、中小企業者等が抱える不動産全般の諸問題に対し、（公社）栃木県不動産鑑定士協会と共催により無料相談を実施した。

(ｱ)　実 施 日　令和３年８月１１日（水）、令和４年２月９日（水）（全２回）
　　午後１時３０分～午後４時３０分

(ｲ)　会　　場　当商工会議所　会議室

(ｳ)　相 談 員　（公社）栃木県不動産鑑定士協会所属の不動産鑑定士　柴崎　秀生　氏　他３人

(ｴ)　利用者数　１件（うち小規模事業者０件）

本事業により得られた成果

不動産鑑定士から企業経営に必要な不動産取引等に関する専門的なアドバイスを提供することにより、不動産を有効に活用した事業経営を支援することができた。

イ　知的財産権相談（１日知財窓口）

特許庁の「知財総合支援窓口」（委託先（公財）栃木県産業振興センター）を活用し、主に宇都宮市内の事業所等を対象として、知的財産権に関する無料相談を実施した。

(ｱ)　期　　間　令和３年４月１日（月）～令和４年３月３１日（火）（原則偶数月第３金曜日）
　　午後１時３０分～午後４時３０分

(ｲ)　会　　場　当商工会議所　会議室

(ｳ)　相 談 員　弁理士　大竹　雅久　氏　他３人

(ｴ)　利用者数　１１件（うち小規模事業者７件）

本事業により得られた成果

事業所等のさまざまな知的財産権に関する相談事に対し、その対処法や解決策を提供することができた。

ウ　法律相談

主に宇都宮市内の事業所等の法的トラブル（ＰＬ法関係、売掛金の回収、不渡り手形の処理方法等）に対処する無料相談を実施した。

(ｱ)　期　　間　令和３年４月１日（月）～令和４年３月３１日（火）（原則毎月第２火曜日）
　　午後１時３０分～午後４時３０分
(ｲ)　会　　場　当商工会議所　会議室
(ｳ)　相 談 員　弁護士　阪口　勉　氏　他２人
(ｴ)　利用者数　２４件（うち小規模事業者１６件）

本事業により得られた成果

事業所等のさまざまな法的トラブル・相談事に対し、その対処法や解決策を提供することができた。

エ　税務相談

小規模事業者のさまざまな税に関する課題解決を図るため、税理士による無料相談を実施した。

(ｱ)　期　　間　令和３年４月１日（月）～令和４年３月３１日（火）
(ｲ)　会　　場　当商工会議所　会議室　他
(ｳ)　内　　容　小規模事業者を対象とした税務相談（法人設立、法人税、相続税、土地の譲渡、契約等について）
(ｴ)　利用者数　３件（うち小規模事業者３件）

本事業により得られた成果

消費税、相続税等の相談に対し、税理士による適切な指導により、課題解決を支援することができた。

オ　納税相談

確定申告期間の２日間、個人会員事業所を対象に、税理士による事業に係る所得税、消費税の確定申告書、決算書の作成指導およびｅ－Ｔａｘを無料で実施した。

(ｱ)　期　　間　令和４年２月１５日（火）、１６日（水）
　　午前９時～午後４時
(ｲ)　会　　場　当商工会議所　大会議室
(ｳ)　相 談 員　関東信越税理士会宇都宮支部派遣税理士　各日２人
(ｴ)　利用者数　１１件（１５日６件、１６日５件）

本事業により得られた成果

所得税や消費税の確定申告書等の作成について、税理士による適切な指導・アドバイスが行われたことにより、適正な申告につなげられることができ、また相談者の税務知識の向上に寄与することができた。

カ　決算代行

主に自計が難しい個人事業主を対象に、税務指導および事務負担の軽減を図ることを目的として事業に係る所得税、消費税の確定申告書および決算書の作成指導を有料で実施した。

(ｱ)　期　　間　令和４年１月２４日（月）～３月１０日（木）

(ｲ)　会　　場　当商工会議所　事務所

(ｳ)　相 談 員　当商工会議所経営指導員および経営支援員

(ｴ)　利用者数　１７３件

本事業により得られた成果

事務負担の軽減や税務知識の向上につなげ、今後事業主が自ら確定申告書や決算書の作成が可能となるよう知識習得の一端を担うことができた。

キ　小規模事業者特定課題対応経営相談事業

（新型コロナウイルス感染症対策経営相談事業内で実施）

各企業の経営課題解決を目的に、個別相談会を実施した。本年度は「新型コロナウイルス」による影響が大きいことから、新型コロナウイルス感染症対策に関する国等の各種補助金および、資金繰り対策の個別相談会を実施した。

(ｱ)　相談会

第１回目

日　時：令和３年５月２０日（木）　午前９時～午後４時

場　所：当商工会議所　大会議室

第２回

日　時：令和３年５月２７日（木）　午前９時～午後４時

場　所：当商工会議所　大会議室

３回目

日　時：令和３年７月２９日（木）　午後３時～午後３時４０分

場　所：当商工会議所　常議員会室

４回目

日　時：令和３年９月１７日（金）　午前１０時～午後４時

場　所：ホテルニューイタヤ　蓬莱の間

５回目

日　時：令和３年９月２４日（金）　午前１０時～午後４時

場　所：ホテルニューイタヤ　蓬莱の間

６回目

日　時：令和３年１１月１９日（金）午後０時～午後０時３０分

場　所：瑞穂野工業団地　勤労者会館　中会議室

７回目

日　時：令和３年１２月２日（木）　午前１０時～午後４時

場　所：ホテルニューイタヤ　蓬莱の間

(ｲ)　相 談 員　中小企業診断士、日本政策金融公庫宇都宮支店担当者

(ｳ)　相談者数　５１事業所

(ｴ)　相談内容

①　国補助金申請・計画策定等　３８事業所

②　資金繰り（国融資制度の相談等）７事業所

③　その他経営一般　６事業所

本事業により得られた成果

専門家（中小企業診断士、日本政策金融公庫担当者）の個別相談会を実施したことで、新型コロナウイルス感染症対策などの各企業が抱える経営課題について、専門性の高い支援を行うことができ、各企業の課題解決に繋がった。

ク　小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が行う地域の需要の変化に応じた持続的な経営計画に基づく地道な販路開拓の取り組みに対し、国が必要となる経費の一部を補助することにより、地域の原動力となる小規模事業者の活性化を図るものである。

当商工会議所は、補助金申請する小規模事業者に対し、必要となる経営計画書と補助事業計画書の作成を経営指導員等による窓口での相談対応やよろず支援拠点との連携による個別相談会により支援するとともに、日本商工会議所と形式審査事務に関する委託契約を締結し、申請者に対する提出書類の形式審査及び採択後５年間の当商工会議所による事業支援計画書の発行を行った。

また本年度は、新型コロナウイルス感染症の対応として「持続化補助金　低感染リスク型ビジネス枠」が新設され、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業所に対し、申請の支援を行った。さらに、採択された事業者の補助対象事業の執行や円滑な実績報告に向けた相談・助言を実施した。

(ｱ)　形式審査事務件数　７８件

ａ　一般型

第５回（令和３年６月　４日（金）締め切り）　３０件（採択１６件　採択率５３．３％）

第６回（令和３年１０月１日（金）締め切り）　２４件（採択１４件　採択率５８．３％）

第４回（令和４年２月　４日（金）締め切り）　１７件（採択１３件　採択率７６．４％）

ｂ　低感染リスク型ビジネス枠　７件（採択３件　採択率４２．８％）

本事業により得られた成果

経営計画書の作成は、ほとんどの小規模事業者には不慣れな作業であり、当商工会議所職員が寄り添い、自己や外部環境、顧客ニーズなどの分析を行い、将来目標やアクションプランの設定について支援することにより、経営計画策定の重要性について相談者の理解を深めることができた。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に苦しむ管内事業者に対し、補助金申請の支援を行い、当該事業所の経営改善、経営力向上に資した。

また、採択された事業者の補助対象事業の執行について伴走型で必要な助言を行い、売上向上や利益向上、新規取引先の開拓などの販路開拓に繋げることができた。

ケ　経営発達支援事業（伴走型小規模事業者支援推進事業）

令和２年度末に国の認定を受けた第二期経営発達支援計画（計画期間：令和３年４月～令和８年３月）に基づき、さらに一歩進んだ支援体制の構築と支援内容の見直しを図り、多様な力を持った小規模事業者の持続的発展により地域全体の活性化を目指して次の事業に取り組んだ。

(ｱ)　創業スクール

開 催 日　令和３年１０月２０日（水）、２５日（月）、１１月４日（木）、１５日（月）、１８日（木）、２４日（水）、３０日（火）、１２月２日（木）

会　　場　当商工会議所　大会議室

講　　師　中小企業診断士、税理士、栃木県よろず支援拠点コーディネーター等

内　　容　創業の心構え、事業の骨格を整理、マーケティング基礎等　講義８回
ビジネスプラン発表会　１回

受講者数　１９人（うち修了者１９人）

(ｲ)　小規模事業者特定課題対応経営相談会

新型コロナウイルス感染症対策経営相談事業において、国等の各種補助金及び資金繰り対策の個別相談会を計７回実施し、延べ５１事業者の相談に対応した。

(ｳ)　小規模事業者持続化補助金採択者のフォローアップ

２１事業者に対して２１回の事後指導を実施した。

(ｴ)　「商圏レポートＭｉｅＮａ（ミーナ）」導入

ａ　支援事業者数　　５社

ｂ　事業計画策定事業者数　４社

(ｵ)　経営分析・事業計画策定支援セミナー

日　　時　【１回目】令和３年１１月３０日（火）午後２時～午後４時
【２回目】令和３年１２月７日（火）午後２時～午後４時

会　　場　当商工会議所　大会議室

内　　容　財務分析やＳＷＯＴ分析などの分析方法及び事業計画策定に必要なノウハウについて

講　　師　内山　貢悦　氏（中小企業診断士）

参加者数　１６人（内訳：１回目　６人、２回目　１０人）

(ｶ)　宇都宮逸品マルシェ

a　配布時期　令和３年１２月１１日（土）

b　掲 載 紙　上毛新聞

c　発行部数　２８０，７７４部

d　掲載事業者数　３０社

認定された経営発達支援計画	
実施期間	令和３年４月１日～令和８年３月３１日
目標	（１）小規模事業者の経営に対する「見つめなおし」を促し、計画経営のサイクルを定着させる （２）ＩＣＴの利活用により小規模事業者の生産性と付加価値向上を図る （３）創業支援や事業継続支援等により小規模事業者の定着・維持を図る
事業内容	３－１．地域の経済動向調査に関すること ３－２．需要動向調査に関すること ４．経営状況の分析に関すること ５．事業計画策定支援に関すること ６．事業計画策定後の実施支援に関すること ７．新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること

本事業により得られた成果

創業スクールの開催や小規模事業者持続化補助金（一般型・コロナ特別対応型）、事業再構築補助金の事業計画策定支援を通して、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも事業継続、売上回復を目指して尽力する事業者の経営課題解決に向けて実践的なアドバイスを行うことができた。また、令和２年度に引き続き窓口専門家を配置して、事業者の広範囲かつ高度化する経営課題に対する相談体制の強化を図るとともに、経営指導員等が同席支援を行い、専門家の支援ノウハウを習得し、支援能力向上につなげた。

コ　働き方改革支援事業

平成３１年４月から施行されている「働き方改革関連法」による、労働基準法などの関連する労働法令改正への企業対応について、セミナーの開催等を行うなどの支援を行った。

(ｱ)　セミナーの開催（２回）

開催日	会　場	内　容（テーマ）	講　師	参加
R3. 9.16	オンライン（Zoom）	ニューノーマル時代で企業に求められる労務管理の基本と実務	孚事務所㈱代表取締役 社会保険労務士 飯田　吉宏　氏	１４人
R3.12.13	当商工会議所　大会議室	仕事と育児・介護の両立支援セミナー（伴走型）	仕事と家庭の両立支援プランナー１２人	１１人

(ｲ)　無料専門家相談（セミナー後の個別相談を含む）

相談件数	０件（事業所）
専門家	働き方改革推進支援センター経由で社会保険労務士を派遣
相談日	随時
相談場所（派遣先）	各事業所および働き方改革推進支援センター窓口
相談内容	各種助成金情報、就業規則の見直し方法、賃金制度の見直し、有給休暇制度の導入方法など

(ｳ)　働き方改革に関する取り組み状況調査

a　目　　的　働き方改革の各制度に対する取り組み状況や効果、問題点などを明らかにし、支援策の充実・強化及び行政への政策提言・要望へ繋げるため。

b　調査期間　令和４年１月１１日（火）～１月２１日（金）

c　調査対象　当商工会議所会員企業６８３社

d　調査方法　調査票をＦＡＸで送信し回収

e　有効回答数　２１０社（回答率　３０．７％）

f　調査結果　当商工会議所会報誌「天地人（令和４年３月号）」に掲載および当商工会議所ホームページで公表

本事業により得られた成果

令和３年４月から中小企業にも適用される「同一労働・同一賃金」を中心に、既に施行されている「有給休暇の取得義務化」や「ワーク・ライフ・バランスの推進」なども含めた対応の支援としてセミナーを開催し、情報提供および広報・周知することで、労働者の意欲・能力を存分に発揮できる魅力ある職場づくりを推進した。

(9)　経営改善普及事業

ア　巡回・窓口相談指導

(ｱ)　巡回指導件数

	経営革新	経営一般	情報化	金　融	税　務	労　働	取　引	環境対策	その他	計（回）
製造業	25	235	12	7	4	14	0	0	189	486
建設業	36	379	0	35	3	93	0	3	343	892
小売業	84	904	19	21	17	58	0	0	807	1,910
卸売業	9	179	1	9	0	17	0	0	177	392
サービス業	65	693	17	44	35	67	0	4	676	1,601
その他	19	113	0	10	4	8	0	0	109	263
計	238	2,503	49	126	63	257	0	7	2,301	5,544

(ｲ)　窓口指導件数（通話等によるものを含む）

	経営革新	経営一般	情報化	金　融	税　務	労　働	取　引	環境対策	その他	計（回）
製造業	42	121	14	9	20	5	0	11	114	336
建設業	86	157	1	34	86	30	1	13	232	640
小売業	160	507	10	29	138	23	1	0	645	1,513
卸売業	29	86	2	6	18	5	0	0	98	244
サービス業	168	539	15	59	148	37	0	8	713	1,687
その他	47	142	0	19	40	7	0	1	179	435
計	532	1,552	42	156	450	107	2	33	1,981	4,855

イ　創業指導（創業を予定している者に対する指導回数）

	経営革新	経営一般	情報化	金　融	税　務	労　働	取　引	環境対策	その他	計（回）
巡回指導	0	2	0	0	2	0	0	0	3	7
窓口指導	2	16	0	7	19	0	0	0	29	73
計	2	18	0	7	21	0	0	0	32	80

ウ　講習会等の開催による指導

(ｱ)　集団指導

経営革新	経営一般	情報化	金　融	税　務	労　働	取　引	環境対策	その他	計
0	14	0	0	34	0	0	0	0	48 回
0	57	0	0	142	0	0	0	0	199 人

(ｲ)　個別指導

経営革新	経営一般	情報化	金　融	税　務	労　働	取　引	環境対策	その他	計
0	0	0	0	5	0	0	0	26	31 回
0	0	0	0	14	0	0	0	71	85 人

(ｳ)　講習会等の開催状況

a　集団指導

(a)　総括表

事　　業　　名	回　　数	参加者数（人）
3 級簿記講座	34	142
宇都宮商工会議所創業スクール	8	13
事業継続力強化計画セミナー	1	4
オンラインによるマーケティング戦略セミナー	1	10
宇都宮中心商店街みやヒルズ活性化委員会研修	1	6
「商店街来街者実態調査」報告会	2	15
補助金の上手な活用方法について	1	9
合　　計	48	199

(b)　個別表

月	日	事　　業　　名	講　　師	参加者数(人)
6	4	3 級簿記講座	栃木県立宇都宮商業高等学校 教諭　内藤　育男	5
6	8	3 級簿記講座	栃木県立宇都宮商業高等学校 教諭　鈴木　章郎	5
6	11	3 級簿記講座	栃木県立宇都宮商業高等学校 教諭　坂本　　健	5
6	15	3 級簿記講座	栃木県立宇都宮商業高等学校 教諭　内藤　育男	5
6	18	3 級簿記講座	栃木県立宇都宮商業高等学校 教諭　鈴木　章郎	5
6	22	3 級簿記講座	栃木県立宇都宮商業高等学校 教諭　坂本　　健	5
6	25	3 級簿記講座	栃木県立宇都宮商業高等学校 教諭　鈴木　章郎	5
6	29	3 級簿記講座	栃木県立宇都宮商業高等学校 教諭　内藤　育男	4
7	2	3 級簿記講座	栃木県立宇都宮商業高等学校 教諭　坂本　　健	4

月	日	事　業　名	講　師	参加者数(人)
7	6	3級簿記講座	栃木県立宇都宮商業高等学校 教諭　内藤　育男	4
7	9	3級簿記講座	栃木県立宇都宮商業高等学校 教諭　鈴木　章郎	4
7	13	3級簿記講座	栃木県立宇都宮商業高等学校 教諭　坂本　　健	5
7	16	3級簿記講座	栃木県立宇都宮商業高等学校 教諭　内藤　育男	4
7	20	3級簿記講座	栃木県立宇都宮商業高等学校 教諭　鈴木　章郎	3
7	30	3級簿記講座	栃木県立宇都宮商業高等学校 教諭　内藤　育男	4
8	3	3級簿記講座	栃木県立宇都宮商業高等学校 教諭　鈴木　章郎	4
8	6	3級簿記講座	栃木県立宇都宮商業高等学校 教諭　坂本　　健	4
8	10	3級簿記講座	栃木県立宇都宮商業高等学校 教諭　内藤　育男	4
8	17	3級簿記講座	栃木県立宇都宮商業高等学校 教諭　鈴木　章郎	4
8	20	3級簿記講座	栃木県立宇都宮商業高等学校 教諭　坂本　　健	4
8	24	3級簿記講座	栃木県立宇都宮商業高等学校 教諭　内藤　育男	4
8	27	3級簿記講座	栃木県立宇都宮商業高等学校 教諭　鈴木　章郎	4
8	31	3級簿記講座	栃木県立宇都宮商業高等学校 教諭　坂本　　健	4
9	3	3級簿記講座	栃木県立宇都宮商業高等学校 教諭　内藤　育男	4
9	7	3級簿記講座	栃木県立宇都宮商業高等学校 教諭　鈴木　章郎	3
9	10	3級簿記講座	栃木県立宇都宮商業高等学校 教諭　坂本　　健	4
9	14	3級簿記講座	栃木県立宇都宮商業高等学校 教諭　内藤　育男	4
9	24	3級簿記講座	栃木県立宇都宮商業高等学校 教諭　鈴木　章郎	4
9	28	3級簿記講座	栃木県立宇都宮商業高等学校 教諭　坂本　　健	4

月	日	事　　業　　名	講　　師	参加者数(人)
10	1	3級簿記講座	栃木県立宇都宮商業高等学校 教諭　内藤　育男	4
10	5	3級簿記講座	栃木県立宇都宮商業高等学校 教諭　鈴木　章郎	4
10	8	3級簿記講座	栃木県立宇都宮商業高等学校 教諭　坂本　　健	4
10	12	3級簿記講座	栃木県立宇都宮商業高等学校 教諭　内藤　育男	4
10	20	宇都宮商工会議所創業スクール	中小企業診断士　松本　誠謙　氏 経営者　マツパン　松本　剛志　氏	2
10	25	宇都宮商工会議所創業スクール	中小企業診断士　時田　英和　氏	1
11	2	事業継続力強化計画セミナー	㈱ideal　Works 代表取締役　井出　美由紀　氏	4
11	4	宇都宮商工会議所創業スクール	中小企業診断士　高橋　邑伍　氏	2
11	8	オンラインによるマーケティングセミナー	飯田　剛弘　氏	10
11	15	宇都宮商工会議所創業スクール	税理士法人児玉税経 代表社員　児玉　博利　氏	2
11	18	宇都宮商工会議所創業スクール	税理士法人児玉税経 代表社員　児玉　博利　氏	1
11	24	宇都宮商工会議所創業スクール	日本政策金融公庫 栃木県信用保証協会 栃木県事業承継・引継ぎ支援センター （一社）全国労働保険事務組合連合会 西田　　亨　氏 （一社）栃木県中小企業診断士会 須田　秀規　氏	2
11	30	宇都宮商工会議所創業スクール	栃木県よろず支援拠点 蓬田　弘臣　氏	1
12	2	宇都宮商工会議所創業スクール	中小企業診断士　恵美須　丈史　氏	2
3	8	宇都宮みやヒルズ活性化委員会研修	㈱ＵＩ志援コンサルティング 代表取締役　伊藤　一嘉　氏	6
3	15	「商店街来街者実態調査」報告会	須田経営研究所 代表　須田　秀規　氏	9

月	日	事　業　名	講　師	参加者数(人)
3	16	「商店街来街者実態調査」報告会	須田経営研究所 代表　須田　秀規　氏	6
3	29	補助金の上手な活用方法について	㈱ＵＩ志援コンサルティング 代表取締役　伊藤　一嘉　氏	9

b　個別指導

(a)　総括表

事　業　名	回　数	参加者数（人）
法律相談	12	16
１日知財窓口	6	7
不動産鑑定相談	2	0
税務相談	3	4
新型コロナウイルス感染症対策補助金個別相談会	2	23
事業再構築補助金個別相談会	1	4
新型コロナウイルス感染症に関する資金繰り及び補助金個別相談会	3	20
納税相談	2	11
合　計	31	85

(b)　個別表

月	日	事　業　名	講　師	参加者数(人)
4	13	法律相談	阪口勉法律事務所 阪口　勉　氏	0
4	16	一日知財窓口	栃木県知財総合支援窓口 窓口支援担当者　樋田　治三　氏	2
5	18	法律相談	弁護士法人のぞみ法律事務所 阿久津　正巳　氏	1
5	20	新型コロナウイルス感染症対策補助金個別相談会	中小企業診断士　諏訪　博昭　氏 中小企業診断士　江田　彰　氏	12
5	27	新型コロナウイルス感染症対策補助金個別相談会	中小企業診断士　江田　彰　氏 中小企業診断士　青山　直子　氏	11
6	8	法律相談	とちのき法律事務所 菊池　昭吾　氏	0
6	18	１日知財窓口	栃木県知財総合支援窓口 窓口支援担当者　樋田　治三　氏	2

月	日	事　業　名	講　　師	参加者数(人)
7	13	法律相談	阪口勉法律事務所 阪口　　勉　氏	3
7	29	事業再構築補助金個別相談会	栃木県よろず支援拠点 コーディネーター　乾　泰夫　氏	4
8	10	法律相談	弁護士法人のぞみ法律事務所 阿久津　正巳　氏	0
8	11	不動産鑑定相談	泉が丘カンテイ 代表　柴崎　秀生	0
8	20	１日知財窓口	栃木県知財総合支援窓口 窓口支援担当者　大竹　雅久　氏	1
9	14	法律相談	とちのき法律事務所 菊池　昭吾　氏	2
9	17	税務相談	税理士法人森田会計事務所 税理士　森田　浩由　氏	1
9	17	新型コロナウイルス感染症に関する資金繰り及び補助金個別相談会	日本政策金融公庫　岡安　紗都実　氏 栃木県よろず支援拠点 コーディネーター　中平　　康　氏	7
9	24	新型コロナウイルス感染症に関する資金繰り及び補助金個別相談会	日本政策金融公庫　岡安　紗都実　氏 栃木県よろず支援拠点 コーディネーター　郡司　和巳　氏	5
10	12	法律相談	阪口勉法律事務所 阪口　　勉　氏	1
10	15	１日知財窓口	栃木県知財総合支援窓口 窓口支援担当者　若崎　義和　氏	1
11	9	法律相談	弁護士法人のぞみ法律事務所 阿久津　正巳　氏	1
11	30	税務相談	税理士法人森田会計事務所 税理士　森田　浩由　氏	1
12	2	新型コロナウイルス感染症に関する資金繰り及び補助金個別相談会	日本政策金融公庫　岡安　紗都実　氏 栃木県よろず支援拠点 コーディネーター　郡司　和巳　氏	8
12	14	法律相談	とちのき法律事務所 菊池　昭吾　氏	2
12	17	１日知財窓口	栃木県知財総合支援窓口 窓口支援担当者　大竹　雅久　氏	1
12	20	税務相談	栃木あんしん相続相談センター 税理士　金田　　崇	2

月	日	事　業　名	講　　師	参加者数(人)
1	11	法律相談	阪口勉法律事務所 阪口　　勉　氏	0
2	8	法律相談	弁護士法人のぞみ法律事務所 阿久津　正巳　氏	2
2	9	不動産鑑定相談	（公社）栃木県不動産鑑定士協会 常務理事　市村　明洋　氏	0
2	15	納税相談	関東信越税理士会宇都宮支部 成田　昂史　氏、岸　　久貴　氏	6
2	16	納税相談	関東信越税理士会宇都宮支部 浜村　恭弘　氏、森田　浩由　氏	5
2	18	１日知財窓口	栃木県知財総合支援窓口 窓口支援担当者　岩崎　義和　氏	0
3	8	法律相談	とちのき法律事務所 菊池　昭吾　氏	4

エ　小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）

当商工会議所の経営指導を受けて経営改善を図ろうとする小規模事業者に対し、当商工会議所が調査・審査をし、㈱日本政策金融公庫へ推薦することで、同公庫から必要な資金を融資する国の特別貸付である。

貸付限度額２，０００万円、返済期間は運転資金７年以内（据置１年以内）・設備資金１０年以内（据置２年以内）、無担保・無保証人、低金利で実施する。

令和３年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、最近１カ月等の売上高が昨年同期と比較して５％以上減少している事業者に対し、特別枠の「新型コロナウイルス対策マル経」による支援も実施した。貸付限度額１，０００万円、返済期間は運転資金７年以内（据置３年以内）・設備資金１０年以内（据置４年以内）、無担保・無保証人、金利は貸付後３年間一般マル経より▲０．９％にて実施した。なお、国の特別利子補給制度の対象（別途要件あり）として実施した。

(ｱ)　マル経融資の取扱状況

（単位：万円）

推　　薦			決　　定			資金使途別内訳（決定分）			
						運　　転		設　　備	
件数	金額	審査会	件数	金額	平均値	延件数	金額(%)	延件数	金額(%)
33 (58.9) 内、	11,740 (38.8)	19回	32 (60.3) 内、	10,640 (37.5)	353	24 内、	67.3	8 内、	32.7

一般 11 新コ 22	4,900 6,840		一般 11 新コ 21	4,900 5,740	445 273	一般 4 新コ 20	32.4 97.0	一般 7 新コ 1	67.6 3.0

注）（ ）内の数値は、対前年度比（%）である。

内、一般は一般マル経、新コは新型コロナウイルス対策マル経のことである。

(ｲ)　マル経融資の業種別内訳（決定分）

（単位：万円）

製　造　業		卸　売　業		小　売　業		サービス業	
件数（%）	金 額	件数（%）	金 額	件数（%）	金 額	件数（%）	金 額
3（9.4）	2,000	0（0.0）	0	4（12.5）	1,640	11（34.3）	4,170

建　設　業		そ　の　他		合　　計	
件数（%）	金 額	件数（%）	金 額	件数（%）	金 額
6（18.8）	900	8（25.0）	1,930	32（100）	10,640

(ｳ)　マル経融資の金利等の推移

（単位：%）

年 月 日	政 府 系 基準金利 （担保不要）	マル経金利	長　　期 ﾌﾟﾗｲﾑﾚｰﾄ	財投金利 （元金均等５年以内償還据置無）
R2. 4. 1	2.06～2.55	1.21	1.00	0.003
R2. 4.10	↓	↓	↓	↓
R2. 5. 1	2.06～2.45	↓	↓	↓
R2. 5. 8	↓	↓	↓	↓
R2. 6. 1	2.06～2.55	↓	↓	↓
R2. 7. 1	↓	↓	↓	↓
R2. 8. 1	2.06～2.45	↓	↓	↓
R2. 8.12	↓	↓	↓	↓
R2. 9. 1	↓	↓	↓	↓
R2.10. 1	2.06～2.55	↓	↓	↓
R3. 3. 1	2.07～2.75	↓	↓	↓
R3. 3.31	↓	1.22	↓	↓

注）表中の「↓」は、変更なしという意味である。

本事業により得られた成果

マル経融資の利用者拡大を図るため、当商工会議所会報誌「天地人」への記事掲載、チラシ折り込み、小規模事業者へのＤＭ発送などを行った。令和３年度も引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者からの金融相談は増加したが、債務超過や条件変更中の事業者がほとんどであったため実績につながらないことが多く、中期事業計画の成果目標（推薦件数７５件）に対する実績は４４％で、目標件数には至らなかった。

オ　記帳代行・記帳継続指導

指導内容	回　数	事業所数	経営支援員数
記帳代行	７９	９	２人
記帳継続指導	３５４	１７５	

本事業により得られた成果

記帳知識の乏しい個人事業主に対して、各種帳簿の記帳について継続的に指導することにより、税務知識の習得へつなげ、今後事業主自らが自計可能となるように記帳能力の向上に寄与することができた。

カ　経営・技術強化支援（エキスパート・バンク）事業

県内９商工会議所が連携し、管内の小規模事業者等の経営課題に対して専門知識を有する専門家（エキスパート）を派遣し、具体的かつ実践的な指導を行った。

(ｱ)　県内商工会議所指導実施件数　　８０件

商工会議所	件　数
栃木商工会議所	８件
宇都宮商工会議所	１５件
足利商工会議所	１０件
鹿沼商工会議所	１３件
小山商工会議所	５件
日光商工会議所	１１件
大田原商工会議所	５件
佐野商工会議所	８件
真岡商工会議所	５件
合　計	８０件

(ｲ)　指導内容

業種／内容	製造業	建設業	卸売業	小売業	サービス業	その他	合計
ＩＴ活用	3	0	0	3	3	0	9
デザイン	1	1	0	0	3	0	5
企業再生 事業承継	1	0	0	1	9	0	１１
経営安定 倒産防止	3	1	0	0	8	1	１３
建築	0	0	0	0	0	0	0
工業全般	2	0	0	0	2	1	5
商業全般	0	0	0	1	1	0	2
商店街 地域開発	0	0	0	0	0	0	0
社員教育	0	0	0	0	0	0	0
税務会計	0	2	1	0	6	1	１０
労務管理	2	0	0	1	3	1	7
特許 商標	1	0	0	1	1	1	4
法律 各種申請	2	1	2	0	2	0	7
環境問題	0	0	0	0	0	0	0

創　　業	0	0	0	0	1	1	2
そ の 他	0	0	0	1	4	0	5
合　　計	１５	5	3	8	４３	6	８０

(ｳ)　登録専門家数　１３１人

本事業により得られた成果

小規模事業者からの相談に対して専門家（エキスパート）を派遣し、経営課題解決のために具体的な指導をすることにより、経営、技術の強化に寄与することができた。

キ　県内商工会議所経営指導員等研修会

県内９商工会議所経営指導員等が小規模事業者等に対する伴走型支援等を行うにあたり必要な専門知識を習得するための研修会を開催した。

実施日時	テーマ	講師	参加者
令和３年９月２日 午前１０時～午後４時	事業再構築補助金の概要と計画策定支援について	(一社)中小企業診断士協会 佐藤　秀紀　氏	３２人
令和３年９月３０日 午前１０時～午後４時	財務基盤の見直しと的確請求書等（インボイス制度）の概要	(一社)中小企業診断士協会 大橋　文彦　氏	４３人
令和３年１０月２０日 午前１０時～午後４時	円滑な廃業支援	栃木県よろず支援拠点 矢口　季男　氏	４２人
令和３年１１月９日 午前１０時～午後４時	企業活動に役立つデジタルシフトを支援するためのＩＴリテラシー向上研修	イーンスパイア(株) 代表取締役　横田　秀琳　氏	４３人
令和３年１２月１日 午前１０時～午後４時	職場コミュニケーションの原則およびビジネスコンプライアンスについて	(株)ワークエントリー 栃木事業部宇都宮営業所 所長　野崎　千晶　氏	２８人

本事業により得られた成果

経営指導員は年間１０時間・経営支援員は５時間以上受講することで、中小・小規模事業者等の支援スキルの向上に繋がった。

(10)　受託事業

ア　栃木県中小企業再生支援協議会事業（栃木県中小企業再生支援協議会）

産業競争力強化法第１３４条にもとづく認定支援機関である当商工会議所は、再生の可能性と意欲を有する県内中小企業に対し、県内経済団体・金融機関・関係団体等との連携を図り、多種多様な事業内容や地域特有の課題を持つ中小企業の特性を踏まえ、きめ細かな再生支援事業を実施した。

令和３年度は新型コロナウイルス感染症が拡大と落ち着きを繰り返すなか、再リスケジュールを含む特例リスケ支援ニーズが高水準で推移し、上半期の協議会活動は特例リスケ支援が中心であった。

特例リスケ支援の出口対応は、暫定リスケ計画を含む再生計画支援、４０５事業の活用、再チャレンジ支援等、各支援メニューを活用し幅広く事業者、金融機関のニーズに対応した。今後、収益力改善、経営改善、事業再生、再チャレンジを一元的に支援する体制を強化し、事業者に合った、適切な支援メニューを実践していく必要がある。

令和３年度は事業者、金融機関からの多くの相談に対応したが、相談受付は協議会の最も大切な役割であることを改めて認識し、令和４年度は事前相談、相談受付業務に取り組みたい。
また、金融機関や各関係機関との連携を強化すべく、会議や研修等に参加した。ポストコロナにおいて関係機関との連携は重要度を増している。協議会が関係機関とのハブとなり地域全体の活性化に繋がるよう取り組んでいく。

(ｱ)　支援体制

支援業務者に統括責任者１人、統括責任者補佐６人を配置した。また、外部支援専門家に弁護士、公認会計士、中小企業診断士等５９人を配置した。

(ｲ)　支援実績

個別企業の相談および再生計画策定支援を実施した。相談件数は６６件（累計１，８９１件／１，３１０社)、二次対応案件４４件（再生計画策定支援１３件、特例リスケ支援３１件)、完了案件３８件（再生計画等完了４件、特例リスケ完了３４件）であった。

(ｳ)　全体会議　１回

実 施 日　令和３年７月２７日（火）
会　　場　当商工会議所　大会議室
委　　員　１７人
オブザーバー　３人

(ｴ)　関係機関との連携・普及活動

業務の円滑な推進を図るため、再生支援機関、金融機関等との情報交換会、連絡調整会議等を実施した。

a　栃木県、㈱足利銀行、㈱栃木銀行、栃木県信用保証協会への月例訪問（各１２回）

b　㈱足利銀行、㈱栃木銀行、栃木県信用金庫協会、栃木県信用保証協会との情報交換会

c　県内信用金庫・信用組合への連携強化訪問（２０回）

d　とちぎ中小企業支援ネットワーク会議（１回）

e　栃木県弁護士会との情報交換（１回）

f　栃木県よろず支援拠点との情報交換（２回）

g　ＴＫＣとの情報交換（２回）

h　中小企業再生支援全国本部との情報交換（７回）

i　栃木県事業引継ぎ支援センターとの情報交換（３回）

(ｵ)　広報活動

a　栃木県商工会議所議員大会（令和３年９月１０日（金）開催）冊子６００部に広告を掲載

b　当商工会議所会報誌「天地人（令和３年１１月号)」表４広告および毎月記事掲載を実施した。

c　県内商工会議所統一パンフレット４，８００部に掲載し、県内中小企業へ配布した。

本事業により得られた成果

平成１５年３月設置以降、累計で１，８９１件の窓口相談に応じ、８０３件の再生計画策定を支援し、そのうち７４４件の再生計画策定が完了した。これにより３０，７９５人の雇用を確保することができた。

イ　栃木県事業承継・引継ぎ支援事業（栃木県事業承継・引継ぎ支援センター）

産業競争力強化法第１３４条にもとづく認定支援機関である当商工会議所は、事業承継に課題や悩みを抱える中小企業の経営資源を他の意欲ある中小企業等が引継ぎ、新事業展開や事業強化のために有効活用することを目的に、県内各地域の関係機関や専門家等と連携して、きめ細かに事業承継を支援した。

事業承継に悩む中小企業の案件を積極的に掘り起こすために、各メディアによる広報を行って知名度を上げるとともに、セミナーや金融機関等連絡会及び事業引継ぎコーディネーター会議の開催並びに各商工団体等との連携強化を図った。

また、平成２８年４月から県内８商工会議所との連携による「出張相談会」を定期的に開催しており、企業の事業承継に対するニーズを掘り起こして企業が直面する事業承継の課題解決を図った。

(ｱ)　支援体制

支援業務者に統括責任者１人、承継コーディネーター１人、経営者保証コーディネーター１人、サブマネージャー３人、エリアコーディネーター４人を配した。

また、登録民間支援機関２社、マッチングコーディネーター２４機関および登録支援専門家４０人を配置し、相談・支援業務を行った。

(ｲ)　支援実績

相談企業数　親族内承継相談１５３件、第三者承継相談３９７件（うち譲渡相談３３１件）
二次対応開始案件３件、完了件数５件、三次対応開始案件１６５件

成 約 件 数　親族内承継２４件、譲渡４３件

(ｳ)　県内中小企業者向けM&Aセミナーの開催

a　開催日時　令和３年１１月２６日（金）午後１時１５分～午後４時４５分

b　開催方法　オンラインによる開催

c　内　　容　専門家向けセミナー

テ ー マ　中小企業におけるM&Aの全体像

講　　師　ＧＣＡサクセション㈱　執行役員　中村　悠太　氏

テ ー マ　中小企業の株価の考え方

講　　師　ＧＣＡサクセション㈱　　部長　草深　文理　氏

テ ー マ　M&Aの相談受付から実践まで

講　　師　ＧＣＡサクセション㈱　　部長　草深　文理　氏

テ ー マ　栃木県事業承継・引継ぎ支援センターの活用方法と県内の事例紹介

講　　師　栃木県事業承継・引継ぎ支援センター　統括責任者　山崎　浩之　氏

d　参加者数　６７人

e　内　　容　経営者向けセミナー

テ ー マ　中小企業におけるM&Aの全体像と留意点

講　　師　ＧＣＡサクセション㈱　執行役員　中村　悠太　氏

テ ー マ　栃木県事業承継・引継ぎ支援センターの取り組みと事例

講　　師　栃木県事業承継・引継ぎ支援センター　統括責任者　山崎　浩之　氏

テ ー マ　栃木県信用保証協会の取り組みと事例

講　　師　栃木県信用保証協会　保証部　保証統括課　五十嵐　亘　氏

f　　参加者数　４５人

(ｴ)　信用金庫・信用組合との覚書締結

（令和３年４月７日（水）　締結式実施、連絡会４回実施）

(ｵ)　金融機関等連絡会　３回開催

（令和３年５月１３日（木）、１０月１３日（水）、令和４年２月１０日（木））

(ｶ)　マッチングコーディネーター会議　３回開催

（令和３年６月２４日（木)、１０月２８日（木)、令和４年１月２７日（木))

(ｷ)　金融機関・商工団体との連携強化

a　１都４県情報連絡会及び関東甲信越連絡会に参加、情報交換６回

b　県内税理士の勉強会に３回参加、センターのＰＲを実施

c　弁護士会の勉強会に参加、センターのＰＲを実施

d　日本政策金融公庫との情報交換会３回

e　栃木県よろず支援拠点との勉強会に３回参加、センターの取り組みを説明

f　栃木県中小企業再生支援協議会との勉強会を実施

g　商工団体の主催する創業塾に５回参加、後継者バンクの取り組みを説明

(ｸ)　広報活動

a　引継ぎ支援センターリーフレット１２，０００枚・ポスター４００枚、後継者バンクチラシ３，０００枚を作成し、協議会構成１６団体、県内９商工会議所、金融機関および商工会、地方自治体等に配布した。

b　栃木県商工会議所議員大会（令和３年９月１０日（金）開催）冊子６００部に広告を掲載した。

c　当商工会議所会報誌「天地人」に記事を６回連載し、事業内容を解説した。

d　当商工会議所会報誌「天地人（令和３年１２月号、令和４年１月号)」に表４広告を掲載した。

e　県内企業約７，０００社に対し、案内を郵送した。

f　県内商工会議所統一パンフレット４，８００部に掲載し、県内中小企業へ配布した。

g　電話営業を活用して相談の掘り起こしを行い、４８件の相談につなげた。

h　ＦＭラジオＣＭ１１０本の放送、ＡＭラジオ１０分番組を１０回放送し、センターの取り組みをＰＲした。

本事業により得られた成果

令和３年度から親族内承継と第三者承継の相談をワンストップで受けられる体制となりダイレクトメール、電話、ラジオ放送や各関係機関との連携、企業訪問等を積極的に実施し、親族内、譲渡合わせて６７件の成約に結び付けることができた。

商工団体との連携により案件の掘り起こしを実施しているが、県内事業者数は８万社を超えており、まだ相談に結び付いていない案件も多いと予想されるため金融機関との連携も更に強化する。

ウ　経営改善計画策定支援事業（栃木県経営改善支援センター）

借入金の返済負担等の影響により財務上の問題を抱えており、自ら経営改善計画等を策定することが難しいものの、経営改善計画策定支援を受けることにより、金融機関からの支援（条件変更や新規融資等）が見込める中小企業・小規模事業者に対し、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第１７条第１項の規定による経営革新等支援機関が依頼を受けて行う経営改善計画策定支援の費用について、当支援センターが３分の２を上限（最大２００万円）として補助することにより、経営改善・事業再生を促進するものである。

また、平成２９年５月から早期経営改善計画策定支援事業が開始された。これは、中小企業・小規模事業者の経営改善への意識を高め、早期からの対応を促すため、認定支援機関による経営改善計画策定支援事業のスキームを活用して作成した早期経営改善計画の策定の費用について、当支援センターが３分の２を上限（最大２０万円）をして補助することにより、平常時から資金繰り管理や採算管理が行えるよう支援を行うものである。

(ｱ)　支援体制

専門相談員１人を配置

(ｲ)　支援実績

a　経営改善計画策定支援（４０５事業）

利用申請　３５件（累計２３０件）

支払申請　２０件（累計１４０件）

モニタリング申請社数　６件（累計９６件）

モニタリング回数　３９回（累計４９５回）

取り下げ　　３件（累計５５件）

b　早期経営改善計画策定支援

利用申請　２１件（累計８５件）

支払申請　　７件（累計５７件）

モニタリング申請社数　１６件（累計２３件）

モニタリング回数　　１６回（累計３７回）

取り下げ　１件（累計１４件）

本事業により得られた成果

平成２５年２月設置以降、経営改善計画策定支援（４０５事業）は累計で２３０件の利用申請に応じ、１４０件の経営改善計画策定支援費用及び９６件のモニタリング費用の支払いを行い、中小企業の経営改善における支援と課題解決につなげることができた。

また、平成２９年５月から開始された早期経営改善計画策定支援事業について、金融機関や士業団体と連携して積極的に広報を行った結果、累計で８５件の利用申請を受け、５７件の早期経営改

善計画策定支援費用及び２３件のモニタリング費用の支払いを行い、中小企業の経営改善における支援と課題解決につなげることができた。

エ　栃木県事業承継支援事業

当事業は、新型コロナウィルス感染症の影響を受けた県内の中小企業者が事業承継を行う際、専門家活用に要する経費の一部について補助を行うことで県内中小企業者の経営資源や雇用、技術を次世代に引き継ぎ、地域のサプライチェーンを維持することを目的として栃木県が令和３年度に事業を開始した。

当所は県の委託を受けて「事業承継支援補助金事務局」として補助金申請、報告の窓口業務を担い、県内関係支援機関等への広報及び県内事業者からの申請、報告受付等業務を実施した。

(ｱ)　申請

ａ　申請期間　　令和３年７月５日（月）～令和３年１１月３０日（火）

ｂ　申請数　　１２件

(ｲ)　交付

ａ　交付数　　１１件（申請１２件中１件取り下げ）

ｂ　交付額　　２，６４９，５００円

(ｳ)　広報

公募要領及び様式(冊子）を２，０００部作製し、県内の市町村（２５カ所)、商工団体（５０カ所)、金融機関（１８カ所）に配布した。

本事業により得られた成果

新型コロナウィルス感染症の影響により事業承継のタイミングに悩む中小企業を支援し、専門家を活用した円滑な承継手続きの支援を行うことにより、１１件の事業承継について手続きを進め経営資源や雇用、技術の次世代へ引き継ぐことができた。

オ　小規模企業共済制度

(ｱ)　委託団体　(独)中小企業基盤整備機構

(ｲ)　加入状況　４８件（新規２７件、増額２１件、契約者総数１，２３３件）

カ　中小企業倒産防止共済制度

(ｱ)　委託団体　（独）中小企業基盤整備機構

(ｲ)　加入状況　１４件（契約者総数　１８１件）

キ　栃木県火災共済制度

(ｱ)　委託団体　栃木県火災共済㈱

(ｲ)　保有件数　１７３件

ク　関東自動車共済制度

(ｱ)　委託団体　関東自動車共済㈱

(ｲ)　保有台数　７５台

ケ　汚染負荷量賦課金申告・納付業務受託事業

(ｱ)　委託団体　（独）環境再生保全機構（日本商工会議所からの再委託）

(ｲ)　取り扱い事業所数　１２８件（うち期限内申告事業所数１２８件）

コ　容器包装リサイクル再商品化事務受託事業

(ｱ)　委託団体　（公財）日本容器包装リサイクル協会

(ｲ)　事務内容　平成１２年４月から「容器包装に係る分別収拾及び再商品化の促進等に関する法律」の完全施工に伴い、当商工会議所管内（宇都宮市内）の特定事業者からの再商品化委託申込書受付業務(オンライン入力作業を含む)、問い合わせへの対応を行い、当商工会議所ホームページや会報誌「天地人」で広報周知を実施した。

(ｳ)　取扱件数　１７６件

サ　労働保険事務組合

事業主の委託を受けて、労働保険の事務（労働保険料及び一般拠出金の申告・納付、雇用保険の資格取得、資格喪失等の各種手続き等）について支援、指導した。

委託数　３３１事業所、５１８事業場、雇用保険被保険者数　１，５６１人

シ　中小企業景況調査（日本商工会議所委託事業）

地域商工業者の景況並びに経済動向等に関する情報の収集および分析を行い、国および都道府県等の施策並びに商工会議所等中小企業関係機関の指導の参考に資するとともに、中小企業者に対して経営に必要な情報を提供することを目的に実施した。

(ｱ)　調査時期　四半期毎（年４回）

(ｲ)　調査対象　市内の製造業６企業、建設業７企業、卸売業６企業、小売業１０企業、サービス業１０企業、合計３９企業（全国商工会議所管内８，０００企業）

(ｳ)　調査方法　調査票をモニターに郵送し、回収したものを日本商工会議所に郵送する。

(ｴ)　回 収 率　９４．８％

(ｵ)　調査結果の報告　（独）中小企業基盤整備機構が作成した調査報告書の要約版を当商工会議所から調査対象企業へ配布

本事業により得られた成果

四半期毎の調査により、地域商工業者の景気動向の実態を把握するとともに、経営指導の参考として広く活用することができた。

ス　商工会議所早期景気観測調査（ＬＯＢＯ調査・日本商工会議所委託事業）

商工会議所のネットワークを活用して、各地域の「肌で感じる足元の景気感」を全国ベースで毎月調査し、日本商工会議所において集計した結果を、商工会議所としての景気対策等に関する意見活動等に活用した。

(ｱ)　調査時期　毎月５日～１５日前後（年１２回）

(ｲ)　調査対象　６社

a　建設業　日豊工業㈱

b　製造業　㈱小松工業

c　卸売業　㈱横倉本店

d　小売業　㈱東武宇都宮百貨店

e　サービス業　クリーニングマエダ、㈲伊志佐岐

(ｳ)　調査方法　調査対象からのＦＡＸによる回答を、日本商工会議所のイントラネットで入力・送信

(ｴ)　回収率　１００％

(ｵ)　調査結果の報告　日本商工会議所が作成した調査報告書を調査対象企業等へ送付

本事業により得られた成果

各業種の景気動向を把握するとともに、当商工会議所においての景況に関する情報として活用することができた。

８　会館・事務所等

(1)　事務所所在地

宇都宮市中央３丁目１番４号

(2)　建物の概要

栃木県産業会館（鉄骨、鉄筋コンクリート）地下１階、地上８階の内、１階、２階及び７階の一部（区分所有１，２８０．６６㎡）

※　専用面積の内訳

１階　４３７．９９㎡　事務室、厚生室、印刷室、貸事務室

２階　７１３．６８㎡　会頭室、大会議室、常議員会室、会員談話室、書庫、貸事務室

７階　１２８．９９㎡　貸事務室

９　関係団体への加入および連携

(1)　日本商工会議所

ア　地位　　常議員

イ　所属委員会　　国際経済委員会、税制委員会、情報化委員会、
国民生活委員会、教育委員会

ウ　会議等出席状況

開催年月日	会議名	出席者名
R3. 4.15	第７０５回常議員会（オンライン）	会頭、専務理事、常務理事
5.20	全国商工会議所専務理事・事務局長会議（オンライン）	専務理事
6.17	第７０６回常議員会（オンライン）	会頭、専務理事
7.16	第７０７回常議員会・第２８６回議員総会（オンライン）	会頭、専務理事
9.10	２０２１年度マル経等基礎研修会（オンライン）	経営支援部担当職員
16	第１３３回通常会員総会（オンライン）	専務理事
10. 1	２０２１年度都道府県庁所在地商工会議所中小企業相談所長会議（オンライン）	中小企業相談所長兼地域振興部長
7	２０２１年度第２回経営安定特別相談事業研修会（事業承継）（オンライン）（～８日）	経営支援部長・担当職員
21	第７０９回常議員会（オンライン）	専務理事、常務理事
12. 6	オンラインセミナー・商工会議所計理担当職員研修会「電子帳簿保存法改正内容および商工会議所経理業務の対応」	総務部担当職員
〃	全国商工会議所観光振興大会２０２１inおきなわ那覇（オンライン）（～７日）	会頭、喜谷・清水・齋藤各副会頭、専務理事、常務理事、理事、事務局長兼総務部長

開催年月日	会議名	出席者名
10	第５回知的財産専門委員会（東京商工会議所　第５回知的財産戦略委員会との合同開催）	金子保常議員
16	第２０回中小企業・第９回情報化合同委員会（オンライン）	経営支援部長
〃	第７１１回常議員会	専務理事
R4. 1.19	第１８回産業経済・第９回国際経済・第１５回労働・第１０回情報化・第９回国民生活合同委員会（オンライン）	地域振興部次長
〃	第２１回中小企業・第１１回情報化・第１０回エネルギー・環境・第１３回運営合同委員会（オンライン）	中小企業相談所長兼地域振興部長
20	第１８回観光・第２０回地域活性化・第１０回税制合同委員会（オンライン）	総務部次長
〃	第７１２回常議員会・第２８８回議員総会（オンライン）	会頭、専務理事
28	日本商工会議所１００周年記念　スマートＣＣＩ研修会「商工会議所業務の生産性向上・課題解決に向けたデジタル活用リーダー研修」（オンライン）	総務部担当職員
2.10	２０２１年度商工会議管理職研修会（オンライン）	経営支援部次長
17	第７１３回常議員会（オンライン）	専務理事
21	２０２１年度商工会議所事務局長研修会（オンライン）	総務部次長
〃	創立１００周年記念事業「全国商工会議所共済・保健担当者オンライン研修会」（～２２日）	総務部担当職員
22	第６回知的財産専門委員会（東京商工会議所　第６回知的財産戦略委員会との合同開催）（オンライン）	金子保常議員
3.17	第７１４回常議員会・第２８９回議員総会（オンライン）	会頭、専務理事
〃	日本商工会議所１００周年記念「第１３４回通常会員総会（オンライン）」	専務理事

(2)　関東商工会議所連合会

ア　地位　　理事　藤井　昌一

幹事　丹羽　章泰

イ　会議等出席状況

開催年月日	会議名	出席者名
R3.4.14	第１回幹事会	専務理事

開催年月日	会議名	出席者名
6. 3	理事会（オンライン）	会頭、専務理事
〃	第６４回総会（オンライン）	会頭、専務理事
7. 9	第２回幹事会（オンライン）	専務理事
10. 1	第３回移動幹事会（オンライン）	専務理事
11.19	佐賀応援視察会（～２０日）	専務理事、常務理事
12.10	第４回移動幹事会（オンライン）	専務理事
R4. 2.16	第５回幹事会（オンライン）	専務理事
3. 2	２０２１年度運営研究会（オンライン）	専務理事

(3) （一社）栃木県商工会議所連合会

ア 地位　　会　　長　藤井　昌一

専務理事　丹羽　章泰

イ 所属委員会　　政策委員会（委員－喜谷副会頭、生出常議員、常務理事）

政策委員会起草小委員会（委員－常務理事）

ウ 会議等出席状況

開催年月日	会議名	出席者名
R3. 4. 7	令和３年度第１回政策委員会	喜谷副会頭、生出常議員、専務理事、常務理事
12	令和３年度新規採用職員研修会　基礎研修	総務部・経営支援部・地域振興部担当職員
13	令和３年度新規採用職員研修会　接遇研修	総務部・経営支援部・地域振興部担当職員
23	令和３年度第１回事務局長会議	事務局長兼総務部長
27	４月定例専務理事会議	専務理事、常務理事
5.11	政策委員会第１回起草小委員会	専務理事、常務理事
25	政策委員会　令和３年度第２回起草小委員会	専務理事、常務理事
〃	５月定例専務理事会議	専務理事、常務理事
6. 9	令和３年度第２回政策委員会	喜谷副会頭、生出常議員、専務理事、常務理事
18	令和３年度・第１回正副会長会議	会頭、専務理事、常務理事

開催年月日	会議名	出席者名
〃	令和３年度・第２回理事会及び通常総会並びに叙勲祝賀会	会頭、喜谷・長谷川・齋藤各副会頭、専務理事、常務理事
22	政策委員会　令和３年度第３回起草小委員会	専務理事、常務理事
〃	６月定例専務理事会議	専務理事、常務理事
7. 7	令和３年度第３回政策委員会	喜谷副会頭、生出常議員、専務理事、常務理事
21	令和３年度・第３回理事会並びに災害等非常時における相互協力に関する協定締結式	会頭、専務理事、常務理事
27	７月定例専務理事会議	専務理事
9.28	９月定例専務理事会議	専務理事、常務理事
10.26	１０月定例専務理事会議	専務理事、常務理事
11.10	令和３年度経営指導員資格取得事前研修	総務部・経営支援部・地域振興部担当職員
12	５Ｓ担当者会議	総務部担当職員
29	令和３年度経理担当職員研修会	総務部担当職員
12. 3	１２月定例専務理事会議並びに懇談会	専務理事、常務理事
7	令和３年度「組織強化に係る研修会」（日商：２０２１年度組織強化アドバイザー（会員増強支援員）派遣事業）	総務部担当職員
10	人事管理委員会　令和３年度経営指導員等資格認定試験	総務部・経営支援部・地域振興部担当職員
〃	令和３年度第２回事務局長会議	事務局長兼総務部長
17	令和３年度総務担当者連絡会議	総務部次長・担当職員
R4. 1.14	人事管理委員会　令和３年度経営指導員等資格認定試験に係る面接試験	総務部・経営支援部・地域振興部担当職員
19	令和４（２０２２）年度版栃木県商工会議所共同作成パンフレット作成に係る企画広報推進会議	総務部担当職員
2.22	２月定例専務理事会議	専務理事、常務理事
3.18	令和３年度・第６回理事会及び第２回臨時総会並びに叙勲祝賀会（鹿沼商工会議所副会頭　星野昭夫氏、日光商工会議所副会頭　伴博親氏）	会頭、喜谷・齋藤各副会頭専務理事、常務理事

(4) 宇都宮観光コンベンション協会

ア 概 要 宇都宮観光コンベンション協会は、昭和２９年に設立された「宇都宮観光協会」と平成元年設立の「宇都宮コンベンションビューロー」を、平成１２年４月に発展的に再編、観光とコンベンションの事業を一元的に推進するため組織された。

当協会は、宇都宮市及び栃木県内に有する自然環境及び文化的・社会的・経済的特性を活かし、観光客・コンベンションの誘致等を行うことにより、宇都宮市における観光及びコンベンションの振興を図るとともに、地域経済の活性化および文化の向上に資することを目的としている。

イ 設 立 平成１２年４月１日

ウ 所在地 宇都宮市中央３丁目１番４号（栃木県産業会館２階）

エ 地 位 会長 藤井 昌一、常任理事 檜原 貞亮、理事 今井 キヨ

オ 業 務

(ｱ) 観光事業

a 観光誘致事業

(a) 観光情報発信事業

① 目的別観光ポケットガイド（餃子・ジャズ・カクテルなど）の作成

② 機関紙（Ｕめ～る）の発行、メールマガジンの発信

③ 観光ポスターの作成

④ 宇都宮観光コンベンション協会公式ホームページ等の運用
（公式ホームページモバイル対応）

⑤ 観光デジタルマップの作成

(b) 観光プロモーション・セールス事業

① 観光キャラバン、商談会等における観光プロモーションの実施

② 観光プロモーション素材の作成

(c) おもてなし推進事業

① おもてなし推進事業の実施（宇都宮市おもてなし推進委員会事業）

㋐ おもてなしの普及啓発（おもてなし講演会、出前講座等の実施）

㋑ 観光ボランティアの育成

(d) 訪日外国人集客事業

① インバウンド対応マップ（英・中・韓）の作成・配布

② 外国語ポータルサイトの運用

③ 海外個人旅行向け観光コンテンツの作成

b 観光推進事業

(a)　外客誘致イベント支援事業

①　観光イベントへの支援

②　観光関係団体への支援

(b)　地域魅力発見事業

①　宇都宮フィルムコミッション事業の実施

②　宇都宮観光フォトコンテストの実施

③　御宿場印プロジェクトの推進

(ｲ)　観光施設事業

a　観光案内所運営

(a)　ＪＲ駅構内観光案内所の運営および維持管理

①　民間事業者等と連携した「二次交通」の促進、「大谷観光一日乗車券」等の販売

②　関係団体等と連携した「宇都宮御城印及び御城印帳」および「御宿場印」の販売

(ｳ)　コンベンション事業

a　コンベンション誘致事業

(a)　民間事業者等と連携したＭＩＣＥ誘致の強化

①　宇都宮駅東口交流拠点施設の開業に向けた誘致セールスの実施

②　民間事業者と連携したＭＩＣＥ誘致事業の実施

(b)　誘致に向けたＭＩＣＥ主催者等への支援強化

①　コンベンション開催支援ガイドの作成・配布

b　コンベンション開催支援事業

(a)　コンベンション主催者への開催支援

①　開催準備時の支援（会場選択サポート、コンベンション開連業者紹介）

②　開催時の支援

㋐　参加者歓迎サポート（歓迎看板の無料設置など）

㋑　開催・運営サポート（土産品販売コーナーの設置など）

(b)　アフターコンベンション等のサポート・開発

①　観光パンフレットの提供、エクスカーション等の企画・手配など

(ｴ)　新型コロナウイルスへの対応

a　会員活動に対する支援

b　国、県、市などの各種支援に関する迅速な情報提供

c　沈静化後の迅速な観光プロモーションの実施（栃木県観光物産協会等との連携）

(ｵ)　観光関係団体等との連携強化

a　宇都宮観光推進委員会の運営

(ｶ)　協会組織の基盤強化

ａ　協会職員の人材育成

ｂ　自主財源の確保

カ　主な開催コンベンション

(ｱ)　令和３年度公益社団法人全国公立文化施設協会定時総会・研究大会
令和３年６月 10 日～11 日

(ｲ)　第 52 回全国中学校卓球大会　令和３年８月 23 日～26 日

(ｳ)　日本青年会議所全国大会　令和３年 10 月８日～11 日

(ｴ)　第 54 回日本女子ソフトボール大会１部第８節宇都宮大会　令和３年 10 月９日～10 日

(ｵ)　令和３年度第 15 回関東高等学校選抜相撲大会　令和３年 10 月 31 日

(ｶ)　第 20 回日本バドミントンジュニアグランプリ 2021　令和３年 12 月 10 日～12 日

(ｷ)　第４回全日本社会人バスケットボール選手権大会　令和４年３月５日～7 日

(ｸ)　ウィナーズカップ（GⅡ）　令和４年３月 18 日～21 日

(ｹ)　第 50 回全国高校選抜バドミントン選手権大会　令和４年３月 24 日～28 日

(5)　（特非）宇都宮まちづくり推進機構

ア　概　要　宇都宮まちづくり推進機構は、平成１１年１０月に、公共の持つ信頼性や民間の持つ経営力、多くの企業のネットワークが活用できる第三セクター（任意組織）として宇都宮市と宇都宮商工会議所が中心となって設立された。

平成２１年９月には「特定非営利活動法人」となり、宇都宮市長から中心市街地活性化法に基づき、都市機能の増進を総合的に進める「中心市街地整備推進機構」として指定を受けた。

当機構は、公共団体と民間団体が連携して宇都宮のまちづくりに取り組むための中核的な組織として、魅力ある中心市街地の形成を図ることで、宇都宮の将来の発展に寄与することを目的に活動に取り組んでいる。

イ　設　立　平成１１年１０月５日（任意組織）、平成２１年９月１日（特定非営利活動法人）

ウ　所在地　宇都宮市中央３丁目１番４号（栃木県産業会館２階）

エ　地　位　理事長　須賀　英之、副理事長　喜谷　辰夫、常務理事　檜原　貞亮
監事　丹羽　章泰

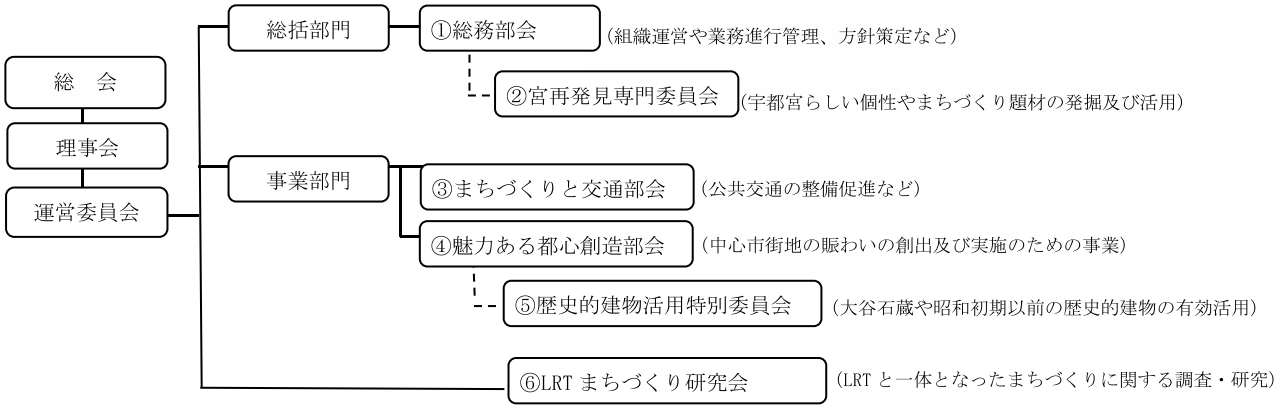
オ　会員構成（令和４年３月３１日現在）

(ｱ)　団体・企業会員　７５件

(ｲ)　個人会員　７１件

(ｳ)　賛助会員　２件

カ　組　織



キ　主な事業

(ｱ)　釜川整備活用事業

釜川美化活動（花植え・管理活動、清掃活動）

(ｲ)　大谷石蔵活用事業

a　大谷石蔵や歴史的建築物の保存・活用のためのマッチング事業「うつのみや石蔵バンク」からの物件情報発信および物件情報収集

b　大谷石パンフレットを活用したまちなか散策

c　大谷石フォーラムの開催

(ｳ)　釜川の魅力発信と賑わいづくり事業

a　春の宴　かまがわ川床桜まつり（桜の小路）

b　秋の宴　釜川源流ウォーキング

(ｴ)　イルミネーション事業

a　宇都宮市中心市街地ライトアップ実行委員会（「オリオンスクエア」、「釜川沿いふれあい広場・樹木」のイルミネーション）

b　歴史と光のフュージョンプロジェクト実行委員会（「オリオンスクエア」、「釜川ふれあい広場・樹木」のイルミネーション）

c　宇都宮市中心市街地活性化協議会（「ポケットパーク」のイルミネーション）

d　宇都宮市団体・障害者スポーツ大会（「ポケットパーク」のイルミネーション）

(ｵ)　中心市街地活性化事業の実施

a　宇都宮まちなかオープンカフェ事業の実施

b　泉町活性化プロジェクト事業の実施

(ｶ)　公共交通の利活用促進事業

a　ＬＲＴ車輌見学会

b　ＬＲＴ工事見学会

(ｷ)　まちなか空き店舗情報の集約・発信

(ｸ)　宇都宮市中心市街地活性化協議会の運営

a　街なかマネジメント事業の推進

b　街なか元気プロジェクト事業の実施

c　公共空間の利活用に向けた実証実験「馬車道ヤード」の実施

(6)　その他の団体

ア　各種委員等就任関係団体

団体名	委嘱者名
日本商工会議所常議員	会頭　藤井　昌一
(一社)栃木県商工会議所連合会会長	会頭　藤井　昌一
宇都宮観光コンベンション協会会長	会頭　藤井　昌一
栃木県中小企業再生支援協議会会長	会頭　藤井　昌一
(公社)鉄道貨物協会評議員	会頭　藤井　昌一
(公社)鉄道貨物協会宇都宮支部支部長	会頭　藤井　昌一
(公財)日本電信電話ユーザ協会評議員	会頭　藤井　昌一
(公財)日本電信電話ユーザ協会栃木支部支部長	会頭　藤井　昌一
(公財)日本電信電話ユーザ協会宇都宮地区協会会長	会頭　藤井　昌一
㈱とちぎ産業交流センター取締役	会頭　藤井　昌一
いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会宇都宮市実行委員会副会長	会頭　藤井　昌一
宇都宮市大谷石文化推進協議会副会長	会頭　藤井　昌一
宇都宮防犯協会理事	会頭　藤井　昌一
「よみがえれ！宇都宮城」市民の会副会長	会頭　藤井　昌一
栃木サッカークラブ経営諮問委員会委員	会頭　藤井　昌一
宇都宮サイクルスポーツ推進委員会顧問	会頭　藤井　昌一
令和３年度全国高等学校総合体育大会宇都宮市実行委員会委員	会頭　藤井　昌一
(特非)宇都宮まちづくり推進機構副理事長	会頭　藤井　昌一
宇都宮市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会委員長	会頭　藤井　昌一
ふるさと宮まつり開催委員会会長	会頭　藤井　昌一
第３５回宇都宮マラソン大会実行委員会委員	会頭　藤井　昌一
(一社)栃木県商工会議所連合会政策委員会委員	副会頭　喜谷　辰夫
宇都宮市中心市街地活性化協議会副会長	副会頭　喜谷　辰夫

団体名	委嘱者名
ふるさと宮まつり開催委員会副会長	副会頭　喜谷　辰夫
ふるさと宮まつり開催委員会会員	副会頭　清水　和幸
ふるさと宮まつり開催委員会会員	副会頭　齋藤　貞大
(一財)全国商工会議所共済会評議員	専務理事　丹羽　章泰
(一財)全国商工会議所共済会年金委員会委員	専務理事　丹羽　章泰
㈱とちぎネットワークパートナーズ社外取締役 （令和３年12月解散）	専務理事　丹羽　章泰
宇都宮ライトレール㈱取締役	専務理事　丹羽　章泰
(特非)宇都宮まちづくり推進機構監事	専務理事　丹羽　章泰
(公財)大谷地域整備公社理事	専務理事　丹羽　章泰
ふるさと宮まつり開催委員会会員	専務理事　丹羽　章泰
(一社)栃木県商工会議所連合会政策委員会委員	常務理事　檜原　貞亮
(一社)栃木県商工会議所連合会起草小委員会委員	常務理事　檜原　貞亮
宇都宮観光コンベンション協会常任理事	常務理事　檜原　貞亮
(特非)宇都宮まちづくり推進機構常務理事	常務理事　檜原　貞亮
宇都宮市中心市街地活性化協議会幹事長	常務理事　檜原　貞亮
(一社)全国労働保険事務組合連合会栃木支部理事	常務理事　檜原　貞亮
(一社)栃木県産業会館監事	常務理事　檜原　貞亮
宇都宮市民憲章推進協議会委員	常務理事　檜原　貞亮
宇都宮市民憲章表彰選考委員会委員	常務理事　檜原　貞亮
宇都宮市総合計画市民懇談会委員	常務理事　檜原　貞亮
宇都宮市民の日実行委員会委員	常務理事　檜原　貞亮
宇都宮市民の日企画委員会委員長	常務理事　檜原　貞亮
宇都宮市建築審査会委員	常務理事　檜原　貞亮
宇都宮市景観審議会委員	常務理事　檜原　貞亮
宇都宮観光推進委員会委員長	常務理事　檜原　貞亮
うつのみや産業振興協議会副会長	常務理事　檜原　貞亮
いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会宇都宮市実行委員会総務企画専門委員会委員長	常務理事　檜原　貞亮
県央地域公共交通利活用促進協議会委員	常務理事　檜原　貞亮
芳賀・宇都宮東部地域公共交通活性化協議会委員	常務理事　檜原　貞亮

団体名	委嘱者名
宇都宮市食育推進会議委員	常務理事　檜原　貞亮
うつのみやアグリネットワーク運営委員会副委員長	常務理事　檜原　貞亮
うつのみや人づくり推進委員会委員	常務理事　檜原　貞亮
ふるさと宮まつり運営委員会　委員長	常務理事　檜原　貞亮
ふるさと宮まつり開催委員会　会員	常務理事　檜原　貞亮
宇都宮市健康づくり事業者表彰選考委員会委員	常務理事　檜原　貞亮
宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進協議会副会長	常務理事　檜原　貞亮
宇都宮歩け歩け大会実行委員会委員	常務理事　檜原　貞亮
低酸素で安心・安全なまちづくり懇談会委員	常務理事　檜原　貞亮
宮っこフェスタ２０２１実行委員会委員	常務理事　檜原　貞亮
宮のものづくり達人認定審査委員会委員	常務理事　檜原　貞亮
２０２１ジャパンカップサイクルロードレース実行委員兼推進委員	常務理事　檜原　貞亮
宇都宮市自転車のまち推進協議会委員	常務理事　檜原　貞亮
令和３年度宇都宮サイクルスポーツ推進委員会委員	常務理事　檜原　貞亮
FIBA ３x３ World Tour Utsunomiya masters 実行委員会委員	常務理事　檜原　貞亮
「小さな親切」運動宇都宮支部副代表	常務理事　檜原　貞亮
宇都宮家庭裁判所委員会委員（令和３年１０月９日まで）	常務理事　檜原　貞亮
宇都宮市行政経営懇談会委員	常務理事　檜原　貞亮
宇都宮市プレミアム付商品券実行委員会委員	常務理事　檜原　貞亮
芳賀・宇都宮基幹公共交通検討委員会　ＬＲＴまちづくり部会委員	常務理事　檜原　貞亮
宇都宮餃子祭り実行委員会委員	常務理事　檜原　貞亮
第１６回うつのみや食育フェア実行委員会	常務理事　檜原　貞亮
宇都宮市宮っこの居場所応援連絡会議委員	常務理事　檜原　貞亮
(一社)栃木県産業会館幹事	理　事　　金子　　敏
ふるさと宮まつり運営委員会副委員長	理　事　　金子　　敏
ふるさと宮まつり開催委員会会員	理　事　　金子　　敏
宇都宮ブランド推進協議会委員	理　事　　金子　　敏
宇都宮アンテナショップ「宮カフェ」運営委員会委員	理　事　　金子　　敏
宇都宮餃子祭り実行委員会委員	理　事　　金子　　敏
第４１次宇都宮市住居表示等審議会委員	監　事　　柿沼　　賢
ふるさと宮まつり開催委員会監事	監　事　　八城　光男

団体名	委嘱者名
第３１期日本商工会議所知的財産専門委員会委員(令和３年６月27日まで)	常議員　小林　幹央
(令和３年６月28日から)	常議員　金子　保
(一社)栃木県商工会議所連合会政策委員会委員	常議員　生出　栄
(公財)宇都宮市医療保健事業団理事	常議員　斎藤　高藏
宇都宮市保健衛生審議会委員	常議員　青木　直樹
宇都宮市土地開発公社理事	常議員　瓦井　茂
宇都宮市公平委員会委員	常議員　若井　勲
栃木県食品ロス削減推進計画策定懇談会委員	常議員　若井　勲
宇都宮市都市計画審議会委員	常議員　里村　佳行
公正取引委員会独占禁止政策協力委員	常議員　岡﨑　善胤
全国健康保険協会栃木支部評議会評議員	常議員　岡﨑　善胤
宇都宮市中央卸売市場運営協議会委員	常議員　阿久津　平
（公社）宇都宮市シルバー人材センター理事	常議員　深澤　雄一
宇都宮市子ども・子育て会議委員	議　員　青木　克介
宇都宮市男女共同参画審議会委員	議　員　横松　宏明
宇都宮市もったいない運動市民会議委員	議　員　木内　裕祐
宇都宮市まちなみ景観賞選考委員会委員	議　員　佐藤　千秋
宇都宮市環境審議会委員	議　員　篠崎　務
宇都宮市中心市街地活性化協議会委員	商業小売部会部会長 斎藤　高藏
宇都宮市中心市街地活性化協議会委員	環境衛生部会部会長 村上　龍也
宇都宮市中心市街地活性化協議会幹事	まちづくり委員会委員長 福田　宏一
宇都宮市中心市街地活性化協議会委員	地域活性化委員会委員長 深澤　雄一
宇都宮市障がい者自立支援協議会委員	環境・福祉委員会委員長 増山　郁夫
宇都宮市障がい者差別解消支援地域協議会委員	環境・福祉委員会委員長 増山　郁夫
うつのみや農産物ブランド推進協議会委員	青年部会長　梅田　賢一
宇都宮市中心市街地活性化協議会会計監事	青年部会長　梅田　賢一

団体名	委嘱者名
宇都宮市上下水道事業懇話会委員	青年部会長　梅田　賢一
歴史と光のフュージョンプロジェクト実行委員会副委員長	青年部会長　梅田　賢一
歴史と光のフュージョンプロジェクトワーキンググループ委員	青年部会長　梅田　賢一
ふるさと宮まつり開催委員会委員	青年部会長　梅田　賢一
ふるさと宮まつり運営委員会会員	青年部会長　梅田　賢一
「よみがえれ！宇都宮城」市民の会事業推進委員会委員	青年部会長　梅田　賢一
宇都宮市おもてなし推進委員会委員	青年部直前会長　神宮　祥臣
宇都宮市国民健康保険運営協議会委員	青年部会員　田中　勇大
宇都宮ＣＳＲ推進協議会委員	青年部会員　佐藤　照昭
宇都宮観光コンベンション協会理事	女性部会長　今井　キヨ
宇都宮市中心市街地活性化協議会幹事	女性部会長　今井　キヨ
歴史と光のフュージョンプロジェクト実行委員会委員	女性部会長　今井　キヨ
宇都宮市交通安全審議会委員	女性部会長　今井　キヨ
宇都宮市表彰審査委員会委員	女性部副会長　森田　陽子
宇都宮市文化会館事業懇談会委員	女性部理事　佐藤　妙子
(公財)グリーントラストうつのみや理事	女性部理事　高橋　裕子
「よみがえれ！宇都宮城」市民の会事業推進委員会委員	女性部理事　永井　京子
宇都宮市国民健康保険運営協議会委員	女性部会員　土屋　貴子
栃木県行政改革推進委員会委員	女性部会員　鈴木　悦子
アグリビジネス創出促進事業審査部会審査委員	女性部名誉会長　福田　泰子
うつのみや産業振興協議会委員	若色　昌幸（宇都宮機器㈱）
宇都宮市廃棄物減量等推進審議会委員	平河内　一雄㈱ヨークベニマル築瀬店）
宇都宮市廃棄物減量等推進審議会委員	髙橋　克彦（㈱東武宇都宮百貨店）
宇都宮市廃棄物減量等推進審議会委員	津浦　幸雄（㈱オータニ）
宇都宮市入札適正化委員会委員	星野　佳一（㈱足利銀行）
栃木県宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会委員	事務局長兼総務部長　手塚　忠之
宇都宮市交通戦略推進懇談会委員	事務局長兼総務部長　手塚　忠之
(公財)日本電信電話ユーザー協会宇都宮地区協会事務局長	事務局長兼総務部長　手塚　忠之
(一社)栃木県産業会館　共同防火管理協議会副会長	事務局長兼総務部長　手塚　忠之
宇都宮家庭裁判所委員会委員（令和３年１０月１０日から）	事務局長兼総務部長　手塚　忠之
国際情報ビジネス専門学校関係者評価委員	中小企業相談所長兼地域振興部長 阿部　訓久

団体名	委嘱者名
国際情報ビジネス専門学校教育課程編成委員	中小企業相談所長兼地域振興部長 阿部　訓久
栃木県立宇都宮商業高等学校評議員	中小企業相談所長兼地域振興部長 阿部　訓久
宇都宮市男女共同参画推進事業者表彰「きらり大賞」審査委員会委員	中小企業相談所長兼地域振興部長 阿部　訓久
宇都宮市中心市街地活性化協議会幹事	中小企業相談所長兼地域振興部長 阿部　訓久
うつのみやジャズのまち委員会副委員長	中小企業相談所長兼地域振興部長 阿部　訓久
宇都宮市創造都市研究センター運営協議会委員	中小企業相談所長兼地域振興部長 阿部　訓久
みやシャイン女性活躍推進協議会副会長	中小企業相談所長兼地域振興部長 阿部　訓久
ミヤ・ジャズイン実行委員会監事	中小企業相談所長兼地域振興部長 阿部　訓久
宇都宮餃子祭り実行委員会監事	中小企業相談所長兼地域振興部長 阿部　訓久
㈱宇都宮コミュニティメディア（コミュニティＦＭ放送局「ミヤラジ」）放送番組審議委員	中小企業相談所長兼地域振興部長 阿部　訓久
うつのみや次世代産業イノベーション推進会議委員	中小企業相談所長兼地域振興部長 阿部　訓久
宇都宮市地域・職域連携推進協議会委員	中小企業相談所長兼地域振興部長 阿部　訓久
宇都宮市おもてなし推進委員会委員	中小企業相談所長兼地域振興部長 阿部　訓久
宇都宮観光推進委員会監事	中小企業相談所長兼地域振興部長 阿部　訓久
うつのみや中小企業応援プラン推進懇談会委員	経営支援部長　　野沢　恭久
(一社)栃木県安全運転管理者協議会代議員	総務部次長　　長谷　　眞

団体名	委嘱者名
宇都宮中央地区安全運転管理者協議会監事	総務部次長　長谷　眞
宇都宮中央地区安全運転管理者協議会中央支部長	総務部次長　長谷　眞
宇都宮市地域情報化推進懇談会委員	経営支援部次長　中島　寿典
宇都宮市中心市街地ライトアップ実行委員会委員	地域振興部次長　松本　泰宏
歴史と光のフュージョンプロジェクト実行委員会監事	地域振興部次長　松本　泰宏
宇都宮市大谷石文化推進協議会幹事	地域振興部次長　松本　泰宏
宇都宮市民遺産会議委員	地域振興部次長　松本　泰宏
宇都宮市創造都市研究センター運営協議会委員	地域振興部次長　松本　泰宏
宇都宮市地域・職域連携推進協議会ワーキングメンバー	地域振興部主任主事　田中　飛鳥
宇都宮「食の街道」推進協議会委員	地域振興部次長代理　平山　英明
第１６回うつのみや食育フェア運営部会運営部会員	地域振興部次長代理　平山　英明
社会体験学習「宮っ子チャレンジウィーク」推進懇談会委員	地域振興部主事　木村　晴香

イ　諸会議等出席状況

(ｱ)　諸会議

開催年月日	会議名	出席者
R3. 4.13	令和３年度第３回宇都宮ＣＳＲ推進協議会	中小企業相談所長兼地域振興部長
〃	宇都宮中心商店街みやヒルズ活性化委員会	地域振興部次長代理・担当職員
16	宇都宮ライトレール㈱　臨時株主総会	専務理事、常務理事
〃	宇都宮ライトレール㈱　２０２１年度第１回取締役会	専務理事
19	「よみがえれ！宇都宮城」市民の会　令和３年度第１回理事会	会頭
22	令和３年度(一社)栃木県産業会館「監査会」	常務理事
〃	アクサ生命本㈱宇都宮支社「県内共済・福祉制度合同研修会議」（オンライン）	専務理事、常務理事、理事、事務局長兼総務部長、総務部担当職員
23	宇都宮中央地区安全運転管理者協議会　令和２年度監事監査	総務部次長
26	宇都宮財務事務所景況ヒアリング	専務理事、常務理事、理事、事務局長兼総務部長

開催年月日	会議名	出席者
〃	令和３年度（第４６回）ふるさと宮まつり「第１回運営委員会」	常務理事、理事
5. 7	（特非）宇都宮まちづくり推進機構　令和３年度第１回運営委員会	常務理事
9	「よみがえれ！宇都宮城」市民の会　令和３年度通常総会及び宇都宮歴史講演会	会頭
10	令和３年度宇都宮市大谷石文化推進協議会　総会	常務理事
14	（特非）宇都宮まちづくり推進機構　監査	専務理事
〃	第１６回うつのみや食育フェア実行委員会	常務理事
17	（特非）宇都宮まちづくり推進機構　令和３年度第１回理事会	専務理事、常務理事
19	令和２年度宇都宮観光推進委員会監査	中小企業相談所長兼地域振興部長
24	（特非）宇都宮まちづくり推進機構　令和３年度通常総会	会頭、専務理事、常務理事
〃	令和３年度第１回宇都宮市地域・職域連携推進協議会	中小企業相談所長兼地域振興部長
26	令和３年度宇都宮観光コンベンション協会　理事会	会頭、常務理事
〃	㈱とちぎネットワークパートナーズ　第８回定時株主総会	専務理事
28	栃木県宇都宮労政事務所　令和３（２０２１）年度宇都宮労政事務所管内労働関係機関等連絡会議及び令和３（２０２１）年度雇用調整等に対応するための地域連絡会議	中小企業相談所長兼地域振興部長
〃	宇都宮ライトレール㈱　２０２１年度第２回取締役会	専務理事
〃	宇都宮ライトレール㈱　２０２１年度第１回株主総会	専務理事、常務理事
〃	宇都宮ライトレール㈱　２０２１年度第３回取締役会	専務理事
〃	令和３年度大谷商工観光協力会定期総会	地域振興部次長代理・担当職員
31	第１回宮っこフェスタ２０２１実行委員会	常務理事
6. 1	宇都宮家庭裁判所委員会	常務理事
7	令和３年度宇都宮観光コンベンション協会　通常総会	会頭、常務理事
8	令和３年度うつのみや人づくり推進委員会（第１回）	常務理事
19	宇都宮二荒山神社　責任役員会	会頭

開催年月日	会議名	出席者
21	(一財)全国商工会議所共済会　第７９回評議員会・第１３８回年金委員会（オンライン）	専務理事
22	栃木県立宇都宮商業高等学校　令和２年度第１回学校評議員会	中小企業相談所長兼地域振興部長
24	２０２１年度宇都宮市創造都市研究センター運営協議会	地域振興部次長
25	令和３年度（第４６回）ふるさと宮まつり「第２回運営委員会」	常務理事、理事
7. 1	「第３５回宇都宮マラソン大会」第１回実行委員会	常務理事
2	令和３（２０２１）年度第１回「とちぎ地域企業応援ネットワーク」全大会（オンライン）	経営支援部長
5	第１６回うつのみや食育フェア第１回運営部会	地域振興部次長代理
〃	令和３年度第１回宇都宮市大谷石文化推進協議会幹事会	地域振興部次長
8	宇都宮中心商店街みやヒルズ活性化委員会	地域振興部担当職員
12	令和３年度経済団体新春講演会実行委員会	事務局長兼総務部長
13	宇都宮市保健所　令和２年度食品安全関係団体連絡会議	地域振興部次長代理
〃	(公社)鉄道貨物協会宇都宮支部　令和３年度第１回幹事会	会頭
〃	(公社)鉄道貨物協会宇都宮支部　令和３年度通常総会	会頭
26	第１回宇都宮市民の日実行委員会	常務理事
27	宇都宮財務事務所景況ヒアリング	専務理事、常務理事、理事、事務局長兼総務部長
28	令和３年度宇都宮市中心市街地活性化協議会総会	常務理事
30	令和３年度第１回「みやシャイン女性活躍推進協議会」	中小企業相談所長兼地域振興部長
〃	令和３年度第１回おもてなし推進委員会	地域振興部次長代理
8. 2	令和３年度第１回宇都宮市食育推進会議	常務理事
5	栃木県事業承継・引継ぎ支援センター　令和３年度第２回信金・信組連絡会（ＷＥＢ会議）	経営支援部長・担当職員
18	令和３年度第２回宇都宮市建築審査会	常務理事
20	（学）大原学園　大原簿記情報ビジネス衣料専門学校宇都宮校大原スポーツ公務員専門学校宇都宮校　２０２１年度第１回教育課程編成委員会	中小企業相談所長兼地域振興部長

開催年月日	会議名	出席者
26	日本政策金融公庫宇都宮支店「経営改善貸付連絡協議会」（オンライン）	経営支援部担当職員
9. 14	令和３年度第１回宇都宮市中心市街地ライトアップ実行委員会	地域振興部次長
21	令和３年度第１回歴史と光のフュージョンプロジェクト実行委員会	地域振興部次長
30	宇都宮税務行政協力会定期総会	経営支援部長
10. 1	宇都宮市おもてなし推進委員会　令和３年度「第１回おもてなし普及啓発部会」	中小企業相談所長兼地域振興部長
5	宇都宮観光推進委員会第２回企画会議	中小企業相談所長兼地域振興部長
13	令和３年度第２回金融機関等連絡会（事業承継支援ＰＴ）（ＷＥＢ会議）	経営支援部担当職員
20	宇都宮財務事務所景況ヒアリング	専務理事、常務理事、理事、事務局長兼総務部長
11. 2	令和３年度第１回宇都宮アンテナショップ「宮カフェ」運営委員会	理事
11	栃木県事業承継・引継ぎ支援センター　令和３年度第３回信金・信組連絡会（ＷＥＢ会議）	経営支援部長・担当職員
17	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会宇都宮市実行委員会　第３回総務企画専門委員会	常務理事
24	令和３年度宇都宮市地域情報化推進懇談会	経営支援部次長
〃	うつのみや農産物ブランド推進協議会　東京圏でのブランド農産物ＰＲ業務委託の実施に係るプロポーザルの審査	地域振興部次長
26	第１回宇都宮市総合計画市民懇談会	常務理事
30	令和３年度（第４６回）ふるさと宮まつり「第３回運営委員会」	常務理事、理事
12. 10	第２回宇都宮市民の日実行委員会	常務理事
14	（学）ティビィシィ学院　国際情報ビジネス専門学校　教育課程編成委員会	中小企業相談所長兼地域振興部長
17	（学）大原学園／大原簿記情報ビジネス医療専門学校宇都宮校／大原スポーツ公務員専門学校宇都宮校　２０２１年度第２回教育課程編成委員会	中小企業相談所長兼地域振興部長

開催年月日	会議名	出席者
21	令和３年度第２回宇都宮市地域・職域連携推進協議会ワーキング会議	地域振興部担当職員
24	第１回宇都宮市総合計画策定懇談会　第３分科会	常務理事
27	令和３年度第２回宇都宮市食育推進会議	常務理事
R4. 1. 6	宇都宮市観光ポスター制作・掲出業務委託に係る審査委員会	地域振興部担当職員
21	宇都宮財務事務所景況ヒアリング	専務理事、常務理事、理事、事務局長兼総務部長
2.10	令和３年度第３回金融機関等連絡会（事業承継支援ＰＴ）（ＷＥＢ会議）	経営支援部担当職員
15	第２回宇都宮市総合計画市民懇談会　第３分科会（オンライン）	常務理事
17	令和３年度宇都宮観光コンベンション協会　理事会	会頭、常務理事
25	(一社)栃木県産業会館　令和３年度第２回幹事会	理事
28	第１６回うつのみや食育フェア第３回運営部会	地域振興部平山次長代理
3. 4	総務省　栃木行政監視行政相談センター　行政懇談会（オンライン）	専務理事
8	宇都宮中心商店街みやヒルズ活性化委員会研修会	地域振興部担当職員
9	令和３年度ふるさと宮まつり「第４回運営委員会」	常務理事、理事、地域振興部担当職員
10	(一財)全国商工会議所共済会　第１９３回理事会・第１４０回年金委員会（オンライン）	専務理事
16	宇都宮観光コンベンション協会　理事会	会頭、常務理事
〃	ベストウイズクラブ２０２１年度「総会」	専務理事
18	宇都宮市創造都市研究センター「地域活性化研究プロジェクト班会議」	地域振興部次長
21	宇都宮二荒山神社　責任役員会	会頭
22	芳賀・宇都宮東部地域公共交通活性化協議会	常務理事
23	ジャパンカップサイクルロードレース実行委員会　２０２１ジャパンカップサイクルロードレース第３回推進委員会	常務理事
25	令和４年度アグリビジネス創出促進事業　審査部会	地域振興部担当職員
28	(一社)宇都宮観光コンベンション協会　設立総会	会頭、常務理事

開催年月日	会議名	出席者
29	ＦＩＢＡ　３ｘ３　ｗｏｒｌｄ　Ｔｏｕｒ　Ｕｔｓｕｎｏｍｉｙａ　第４回実行委員会	常務理事
30	令和３年度第２回宇都宮ブランド推進協議会	理事

（ｲ）　その他の会議（行事等）

開催年月日	会議名（行事名）	出席者
R3. 4. 1	宇都宮市民憲章推進協議会　令和３年度市民の日記念事業「市民の日」記念のつどい	常務理事
20	栃木県日経懇話会４月例会	専務理事
5. 9	「よみがえれ！宇都宮城」市民の会　令和３年度通常総会及び宇都宮歴史講演会	会頭
25	栃木県警察本部交通部／(一社)栃木県安全運転管理者協議会　安全運転管理者等法定講習	総務部次長
31	(一社)内外情勢調査会栃木県４支部合同懇談会	会頭
6. 5	(公財)宇都宮市スポーツ振興財団「財団設立４０周年記念事業　田臥勇太特別公演」	常務理事
8	令和３年度うつのみや人づくり推進委員会（第１回）	常務理事
9	関東財務局宇都宮財務事務所　第１１回「栃木活性化サロン」	理事、総務部次長
19	宇都宮二荒山神社　月次祭	会頭
21	栃木県倫理法人会宇都宮地区主催「活気あふれるまちづくり講演会」	会頭、常務理事
22	(一社)内外情勢調査会宇都宮支部　６月懇談会	会頭
7. 2	令和３(２０２１)年度第１回「とちぎ地域企業応援ネットワーク」全大会（オンライン）	経営支援部長
14	(一社)内外情勢調査会宇都宮支部　７月懇談会	会頭
21	栃木県日経懇話会　７月例会	会頭
8.23	（独）中小企業基盤整備機構関東本部中小企業大学校三条校「中小企業支援担当者等研修（基礎研修）税務・財務診断」(～9/17)	経営支援部担当職員
9.16	事業継続力強化支援研修（オンライン）	経営支援部次長・担当職員

開催年月日	会議名（行事名）	出席者
22	栃木トヨタ自動車㈱　創立７５周年記念事業　地域コミュニティ施設　ミナテラスとちぎ　内覧会	事務局長兼総務部長、総務部次長・担当職員
30	(公財)日本電信電話ユーザ協会栃木支部「令和３(２０２１)年度(第３５回)電話応対コンクール栃木県大会」	会頭、事務局長兼総務部長
10. 4	「しもつけ２１フォーラム」２０２１年９月ウェブ特別例会	常務理事
〃	（一社）栃木県産業会館　令和３年度「消防個別訓練」	事務局長兼総務部長他担当職員
8	(一社)内外情勢調査会宇都宮支部　１０月懇談会	会頭
21	令和３年　宇都宮二荒山神社　例祭（秋山祭）	会頭
29	経営革新計画および事業承継支援研修（オンライン）	経営支援部次長・担当職員
11.17	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会宇都宮市実行委員会への協賛に対する感謝状贈呈式	会頭
〃	宇都宮地域商業振興協議会　先進商業地視察研修会(～19日)	地域振興部次長
18	（特非）宇都宮中心商店街活性化委員会「バンバｄｅボジョレー２０２１」＆イルミネーション点灯式」	常務理事
〃	宇都宮市中心市街地ライトアップ実行委員会／歴史と光のフュージョンプロジェクト実行委員会「うつのみやイルミネーション２０２１」点灯式	常務理事
23	宇都宮二荒山神社　令和３年二荒山神社新嘗祭	会頭
26	関東財務局宇都宮財務事務所　第１２回「栃木活性化サロン」	事務局長兼総務部長、総務部次長
30	栃木県税務連絡協議会　税を考える週間　記念講演会	経営支援部担当職員
〃	令和３年度うつのみやアグリネットワーク異業種交流会	地域振興部担当職員
12. 2	「しもつけ２１フォーラム」２０２１年１２月例会	常務理事
3	(一社)内外情勢調査会宇都宮支部　１２月懇談会	会頭
8	栃木サッカークラブ　２０２１シーズン・パートナー感謝会	地域振興部本澤次長代理
9	栃木県信用保証協会／栃木県よろず支援拠点／栃木県中小企業診断士会「事業者支援スキルアップキャラバン２０２１」	地域振興部次長・担当職員
〃	栃木県日経懇話会　１２月例会	会頭、専務理事

開催年月日	会議名（行事名）	出席者
26	(公財)宇都宮市スポーツ振興財団創立４０周年記念事業「ｎｏｊｉｍａ　Ｔ．ＬＡＥＧＵＥ　２０２１－２０２２」観戦	常務理事
R4. 1.11	第２０７回「しもつけ２１フォーラム」２０２２年１月例会	常務理事
14	(公社)宇都宮青年会議所　新春交流会	会頭、専務理事、常務理事
17	(一社)内外情勢調査会宇都宮支部　１月懇談会	会頭
2.14	(公財)栃木県産業振興センター　栃木県よろず支援拠点「支援事例発表セミナー」	経営支援部長
17	(一社)栃木県産業会館　令和３年度第２回「消防個別訓練」	事務局長兼総務部長他担当職員
〃	(一社)内外情勢調査会宇都宮支部　２月懇談会	会頭
3.12	(公財)宇都宮市スポーツ振興財団設立４０周年記念事業「２０２１－２０２２　Ｖ.ＬＥＡＧＵＥ　ＤＩＶＩＳＩＯＮ１　ＷＯＭＡＮ」観戦	常務理事

令和３年度事業収支決算書

〔令和　３年　４月　１日から
令和　４年　３月３１日まで〕

令和３年度事業収支決算総括表
〃　一般会計収支決算書
〃　中小企業相談所特別会計収支決算
〃　特定退職金共済制度特別会計収支決算書
〃　各種事業特別会計収支決算書
〃　まちづくり特別会計収支決算書
〃　中小企業再生支援協議会特別会計収支決算書
〃　経営改善支援センター特別会計収支決算書
〃　事業承継・引継ぎ支援センター特別会計収支決算書
〃　積立金収支決算書
〃　職員福利厚生資金貸付資金収支決算書
〃　職員福利厚生資金貸付資金勘定
〃　引当金明細表
〃　貸借対照表
〃　財産目録
〃　固定財産明細表
〃　積立金明細表
〃　正味財産増減計算書
〃　監査報告書

令和3年度事業収支決算総括表

令和　3年　4月　1日から
令和　4年　3月31日まで

（単位:円）

会計別	繰越金	収入	支出	収支残高	繰入金 繰出金	差引収支残高 （次年度繰越金）
一般会計	74,473,538	172,480,306	134,846,492	112,107,352	8,000,000 △31,804,000	88,303,352
中小企業相談所特別会計	8,374,807	118,623,224	147,016,583	△ 20,018,552	29,080,000 0	9,061,448
特定退職金共済制度特別会計	9,022,258	392,357,971	389,057,494	12,322,735	0 0	12,322,735
各種事業特別会計	17,694,344	126,007,982	119,914,152	23,788,174	0 △ 8,000,000	15,788,174
まちづくり特別会計	2,060,837	18,060,068	19,817,700	303,205	2,724,000 0	3,027,205
中小企業再生支援協議会特別会計	0	96,187,717	96,187,717	0	0 0	0
経営改善支援センター特別会計	0	31,787,596	31,787,596	0	0 0	0
事業承継･引継ぎ支援センター特別会計	0	105,892,358	105,892,358	0	0 0	0
小計	**111,625,784**	**1,061,397,222**	**1,044,520,092**	**128,502,914**	**0**	**128,502,914**
積立金	1,357,435,329	5,715,993	0	1,363,151,322	0 0	1,363,151,322
合計	**1,469,061,113**	**1,067,113,215**	**1,044,520,092**	**1,491,654,236**	**0**	**1,491,654,236**

令和3年度一般会計収支決算書

収入の部　　（単位：円）

勘定科目		決算額	予算額	比較増･減（△）	備考	
款	項					
1.会費		102,882,750	103,526,000	△643,250		
	1.会費	102,804,750	103,326,000	△521,250	会員 5,940 事業所 特別会員 277 事業所	
	2.過年度会費	78,000	200,000	△122,000		
2.事業収入		15,641,734	17,201,000	△1,559,266		
	1.検定事業	10,237,984	12,829,000	△2,591,016	1.珠算検定	703,550
					2.簿記検定	7,387,360
					3.販売士検定	0
					4.各種合格証明	55,000
					5.販売士バッヂ代	0
					6.福祉住環境コーディネーター	147,345
					7.カラーコーディネーター検定	8,910
					8.ビジネス実務法務検定	34,925
					9.環境社会検定	81,675
					10.ネット試験	1,791,004
					11.ビジネスマネジャー検定	26,565
					12 国際会計検定	1,650
	2.諸証明収入	1,133,660	1,200,000	△66,340	貿易証明	
	3.広告収入	4,270,090	3,172,000	1,098,090	天地人広告	
	4.手数料	0	0	0	（廃目）GS1 事業者コード登録受付手数料	
3.交付金		7,180,000	7,180,000	0		
	1.補助金	7,180,000	7,180,000	0	1.宇都宮市	7,180,000
4.負担金		920,600	1,253,000	△332,400		
	1.負担金	920,600	1,253,000	△33,2400	1.優良従業員表彰事業	920,600
					2 女性活躍推進事業	0
					3 外国人雇用促進支援事業	0
5.受託金		7,328,654	5,103,000	2,225,654		
	1.受託金	7,328,654	5,103,000	2,225,654	1.伴走型小規模事業者支援	3,616,448
					2.小規模事業対策推進等事業	712,206
					3.新型コロナウイルス感染症対応のための経営相談体制強化事業	3,000,000
6.寄付金		0	1,000	△ 1,000		
	1.寄付金	0	1,000	△ 1,000		
7.雑収入		21,506,739	14,006,000	7,500,739		
	1.雑収入	21,505,840	14,005,000	7,500,840	1.中小企業再生支援協議会	6,772,157
					2.経営改善支援センター	2,524,339
					3.事業承継・引継ぎ支援センター	8,197,512
					4.持続化補助金等	184,800
					5.その他	3,827,032
	2.預金利息	899	1,000	△101		
8.繰入金		25,019,829	19,065,000	5,954,829		
	1.諸積立金繰入金	17,019,829	11,063,000	5,954,829	退職資金積立金	
	2.他会計繰入金	8,000,000	8,000,000	0	各種事業特別会計	
	3.その他	0	2,000	△2,000		
9.繰越金		74,473,538	62,091,000	12,382,538		
	1.繰越金	74,473,538	62,091,000	12,382,538		
合計		254,953,844	229,426,000	25,527,844		

支出の部　　（単位:円）

勘定科目			決算額	予算額	比較増･減(△)	備考
款	項	目				
1.事業費			36,466,495	52,539,000	△16,072,505	
	1.商工振興費		12,755,628	19,212,000	△6,456,372	
		1.新名産品開発事業費	1,145,277	1,360,000	△214,723	
		2.海外経済交流事業費	96,398	250,000	△153,602	
		3.優良従業員表彰	1,003,063	1,229,000	△225,937	
		4.講演会･講習会	100,000	100,000	0	
		5.関係団体指導費	6,447,311	7,320,000	△872,689	
		(1)宇都宮観光コンベンション協会	2,890,051	3,050,000	△159,949	
		(2)商店街連盟	300,000	300,000	0	
		(3)青年会議所	1,500,000	1,500,000	0	
		(4)珠算連盟	100,000	100,000	0	
		(5)宇都宮まちづくり推進機構	1,000,000	1,000,000	0	
		(6)宮まつり	100,000	100,000	0	
		(7)餃子まつり	0	210,000	△210,000	
		(8)とちぎ国体	550,000	1,000,000	△450,000	
		(9)各種催事	7,260	60,000	△52,740	
		6.部会運営費	1,215,626	1,700,000	△484,374	
		7.委員会運営費	280,116	1,200,000	△919,884	
		8.青年部	1,000,000	1,000,000	0	
		9.女性部	600,000	600,000	0	
		10.観光関連振興事業費	100,000	100,000	0	
		11.うつのみやｱｸﾞﾘﾈｯﾄﾜｰｸ	400,000	400,000	0	
		12.宮の市支援事業	0	1,100,000	△1,100,000	
		13.工業団地役員交流会	0	431,000	△431,000	
		14.ﾌﾟﾛｽﾎﾟｰﾂﾁｰﾑの支援	33,000	360,000	△327,000	
		15.ものづくり支援事業	82,848	205,000	△122,152	
		16.LRT 研究会事業	0	100,000	△100,000	
		17.女性活躍推進事業	31,204	250,000	△218,796	
		18.観光交流促進 PR	0	200,000	△200,000	
		19.会員顕彰事業	0	1,000	△1,000	
		20.障がい者･高年齢者の雇用促進事業	76,231	100,000	△23,769	
		21.働き方改革相談窓口	20,671	240,000	△219,329	
		22.宇都宮お土産アワード事業	0	1,000	△1,000	
		23.市内大学と中小企業とのマッチング支援事業	0	200,000	△200,000	
		24.販路開拓支援事業費	0	500,000	△500,000	
		25.外国人雇用促進支援費	60,250	200,000	△139,750	
		26.SDGs 推進事業	63,633	65,000	△1,367	
	2.検定事業費		4,203,349	6,735,000	△2,531,651	
		1.珠算検定費	631,235	612,000	19,235	
		2.簿記検定費	3,442,925	5,570,000	△2,127,075	
		3.販売士検定費	0	1,000	△1,000	
		4.福祉住環境ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ	57,945	100,000	△42,055	
		5.ｶﾗｰｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ検定	0	50,000	△50,000	
		6.ビジネス実務法務検定	27,717	100,000	△72,283	
		7.環境社会検定	0	50,000	△50,000	
		8.日商ネット検定費	0	1,000	△1,000	
		9.ﾋﾞｼﾞﾈｽﾏﾈｼﾞｬｰ検定	0	50,000	△50,000	
		10.国際会計検定	0	50,000	△50,000	
		11.その他の検定	0	1,000	△1,000	
		12.PR用チラシ作成	43,527	150,000	△106,473	

勘定科目			決算額	予算額	比較増減(△)	備考
款	項	目				
	3.調査費		1,078,932	1,612,000	△533,068	
		1.LOBO調査費	12,408	13,000	△592	
		2.中小企業景況調査費	39,700	44,000	△4,300	
		3.統計で見る宇都宮発行費	55,000	55,000	0	
		4.役員議員活動費	971,824	1,500,000	△528,176	
	4.広報費		2,590,305	2,967,000	△376,695	1.情報発信事業 1,326,425 2.ﾊﾟｰﾄﾅｰ発行費 807,832 3.貴重な資料の長期保存 456,048
	5.会員事業所加入促進事業費		547,951	653,000	△105,049	
	6.再生支援事業費		163,008	500,000	△336,992	
	7.緊急経済対策特別事業		0	800,000	△737,010	
	8.経営発達支援事業費		3,964,306	1,556,000	2,408,306	
	9.会員大会		0	1,000	△1,000	
	10.小規模事業対策推進等事業		650,130	1,103,000	△452,870	
	11.緊急コロナ対策事業費		7,477,458	14,400,000	△6,922,542	
	12. 新型コロナウイルス感染症対応のための経営相談体制強化事業		3,035,428	3,000,000	35,428	
2.管理費			**82,279,926**	**122,196,000**	**△39,916,074**	
	1.給与費		22,763,985	45,011,000	△22,247,015	
		1.俸給	15,550,043	30,132,000	△14,581,957	役職員 8 人→6 人
		2.諸手当	2,817,674	5,507,000	△2,689,326	管理職手当、通勤手当他
		3.賞与	4,396,268	9,372,000	△4,975,732	
	2.福利厚生費		4,867,016	7,827,000	△2,959,984	
		1.法定福利費	4,020,974	6,676,000	△2,655,026	社会保険料他
		2.福利厚生費	846,042	1,151,000	△304,958	
	3.旅費・交通費		200,900	1,524,000	△1,323,100	
		1.旅費	189,700	1,200,000	△1,010,300	
		2.交通費	11,200	324,000	△312,800	
	4.事務費		23,507,659	28,424,000	△4,916,341	
		1.通信運搬費	699,491	623,000	△76,491	電話料、郵送料他
		2.什器備品費	5,406,330	5,425,000	△18,670	
		3.消耗品費	2,168,811	2,394,000	△225,189	
		4.賃借料	4,634,909	4,800,000	△165,091	ﾌｧｲﾙｻｰﾊﾞｰ・ﾊﾟｿｺﾝ等
		5.保守料	2,211,909	2,400,000	△188,091	ﾌｧｲﾙｻｰﾊﾞｰ・ﾊﾟｿｺﾝ等
		6.電算機関係費	2,498,789	4,712,000	△2,213,211	電算ｿﾌﾄﾒﾝﾃﾅﾝｽ
		7.修繕費	349,150	500,000	△150,850	
		8.図書費	3,420	100,000	△96,580	
		9.印刷費	385,000	550,000	△165,000	事業報告書他
		10.水道光熱費	314,089	320,000	5,911	電気料
		11.会館維持負担金	3,282,838	3,476,000	△193,162	会館管理費 2 か月分他
		12.車輌維持費	487,769	600,000	△112,231	
		13.事務諸費	394,688	700,000	△305,312	会員管理諸費他
		14.研修費	80,200	600,000	△519,800	
		15.雑給	590,266	1,224,000	△633,734	
	5.会議費		852,698	6,100,000	△5,247,302	
		1.会議費	852,698	6,100,000	△5,247,302	議員総会・常議員会他
	6.渉外費		590,313	900,000	△309,687	
		1.渉外費	590,313	900,000	△309,687	慶弔費等

勘定科目			決算額	予算額	比較増･減(△)	備考
款	項	目				
	7.報奨費		239,228	900,000	△660,772	
		1.報奨費	239,228	900,000	△660,772	優良卒業生会頭賞等
	8.公課分担金		11,697,498	18,600,000	△6,902,502	
		1.公課	3,747,530	8,000,000	△4,252,470	消費税他
		2.分担金	7,949,968	10,600,000	△2,650,032	1.日商諸費 3,122,188
						2.関商連諸費 26,100
						3.栃木県連諸費 3,715,700
						4.その他関係団体会費 851,080
	9.退職共済掛金		541,216	1,848,000	△1,306,784	
		1.退職共済掛金	541,216	1,848,000	△1,306,784	日商共済、特退共
	10.退職給与金		17,019,413	11,062,000	5,957,413	
		1.退職給与金	17,019,413	11,062,000	5,957,413	
3.繰出金			**42,304,000**	**42,306,000**	**△2,000**	
	1.繰出金		42,304,000	42,306,000	△2,000	
		1.中小企業相談所特別会計繰出金	29,080,000	29,080,000	0	
		2.まちづくり特別会計繰出金	2,724,000	2724,000	0	
		3.諸積立金繰出金	10,500,000	10,500,000	0	1.退職資金積立金 10,500,000
		4.他会計繰出金	0	2,000	△2,000	
4.出資金			**5,100,000**	**5,100,000**	**0**	
	1.出資金		5,100,000	5,100,000	0	
		1.出資金	5,100,000	5,100,000	0	
5.雑費			**500,071**	**2,000,000**	**△1,499,929**	
	1.雑費		500,071	2,000,000	△1,499,929	
		1.雑費	500,071	2,000,000	△1,499,929	
6.予備費			**0**	**5,285,000**	**△5,285,000**	
	1.予備費		0	5,285,000	△5,285,000	
		1.予備費	0	5,285,000	△5,285,000	
支出合計			**166,650,492**	**229,426,000**	**△62,775,508**	
収支剰余金			**88,303,352**			次年度へ繰越
合計			**254,953,844**			

令和3年度中小企業相談所特別会計収支決算書

収入の部　　（単位:円）

勘定科目		決算額	予算額	比較増･減(△)	備考
款	項				
1.補助金		111,539,760	113,108,000	△ 1,568,240	
	1.県補助金	107,114,760	108,683,000	△1,568,240	小規模企業経営支援事業費
	2.市補助金	4,425,000	4,425,000	0	中小企業指導育成事業費
2 受託金		1,726,021	2,684,000	△957,979	
	1 栃木県	1,726,021	2,684,000	△957,979	栃木県事業承継支援事業費
2.各種団体負担金		100,000	100,000	0	
	1.共催負担金	100,000	100,000	0	宇都宮市
3.手数料雑収入		5,257,443	5,362,000	△104,557	
	1.手数料	4,300,197	4,471,000	△170,803	記帳代行、業務委託手数料他
	2.特別賦課金	435,000	450,000	△15,000	簿記講座受講料
	3.参加負担金	422,000	440,000	△18,000	新入社員講習会他
	4.雑収入	100,246	1,000	99,246	預金利息
4.過年度収入		0	1,000	△1,000	
	1.過年度収入	0	1,000	△1,000	
5.繰入金		29,080,000	29,080,000	0	
	1.一般会計繰入金	29,080,000	29,080,000	0	
6.繰越金		8,374,807	13,217,000	△4,842,193	
	1.繰越金	8,374,807	13,217,000	△4,842,193	
合計		156,078,031	163,552,000	△ 7,473,969	

支出の部　　（単位：円）

勘定科目		決算額	予算額	比較増･減（△）	備　考
款	項				
1.経営改善		**131,992,111**	**135,976,000**	**△3,983,889**	
普及事業費	1.俸給	66,971,112	67,658,000	△686,888	
	（1） 経営指導員	54,709,200	55,058,000	△348,800	16 人
	（2） 経営支援員	12,261,912	12,600,000	△338,088	5 人
	2.扶養手当	1,783,500	1,686,000	97,500	
	（1） 経営指導員	1,608,000	1,290,000	318,000	
	（2） 経営支援員	175,500	396,000	△220,500	
	3.通勤手当	1,603,510	1,598,000	5,510	
	（1） 経営指導員	1,426,190	1,379,000	47,190	
	（2） 経営支援員	177,320	219,000	△41,680	
	4.期末手当	26,200,119	28,428,000	△2,227,881	
	（1） 経営指導員	21,862,421	23,392,000	△1,529,579	
	（2） 経営支援員	4,337,698	5,036,000	△698,302	
	5.住居手当	4,021,208	3,675,000	346,208	
	（1） 経営指導員	2,889,000	2,637,000	252,000	
	（2） 経営支援員	1,132,208	1,038,000	94,208	
	6.超過勤務手当	1,854,586	4,228,000	△2,373,414	
	7.福利厚生費	16,657,612	14,737,000	1,920,612	社会保険料他
					人件費計
					125,008,499
	8.指導事務費	1,877,328	2,163,000	△285,672	
	（1） 消耗品費	1,240,829	1,350,000	△109,171	
	（2） 通信運搬費	350,768	403,000	△52,232	
	（3） 図書費	201,370	270,000	△68,630	
	（4） 燃料費	84,361	100,000	△15,639	
	（5） 修繕費	0	30,000	△30,000	
	（6） 公課	0	10,000	△10,000	
	9.福利環境整備費	5,916,852	5,961,000	△44,148	全国共済会、特退共
	10.事業団研修参加費	281,760	740,000	△458,240	
	11.講習会等開催費	584,980	698,000	△113,020	法律相談、税務相談他
	(1)講師謝金	581,100	668,000	△86,900	
	(2)講師旅費	3,880	30,000	△26,120	
	12.金融指導事務費	342,284	512,000	△16,976	
	13.小規模事業施策普及費	191,400	192,000	△600	
	14.若手後継者等育成事業費	700,000	500,000	200,000	
	（1） 青年部	455,175	250,000	205,175	
	（2） 女性部	244,825	250,000	△5,175	
	15.経営技術強化支援事業費	2,451,060	2,500,000	△48,940	エキスパートバンク
	16.経営指導員等研修会開催事業費	554,800	700,000	△145,200	**事業費及び関連経費計**
					6,983,612

勘定科目		決算額	予算額	比較増･減(△)	備考
款	項				
2.一般事業費		**5,872,761**	**12,041,000**	**△6,168,239**	
	1.商業振興費	358,684	1,880,000	△1,521,316	宇都宮地域商業振興協議会他
	2.工業振興費	0	270,000	△270,000	次世代産業ｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ推進事業
	3.労務対策費	298,502	364,000	△65,498	新入社員講習会他
	4 緊急コロナ対策事業費	2,352,705	3,100,000	△747,295	
	5.税務指導費	112,580	127,000	△14,420	納税相談他
	6 栃木県事業承継支援事業費	288,484	2,684,000	△2,395,516	
	7.その他の振興費	2,461,806	3,616,000	△1,154,194	振興委員他
3.管理費		**9,151,711**	**10,984,000**	**△1,832,289**	
	1.人件費	4,858,173	5,800,000	△941,827	諸手当、旅費他
	2.福利厚生費	1,213,808	1,391,000	△177,192	子ども･子育て拠出金、生命共済他
	3.研修費	32,414	600,000	△567,586	
	4.会議費	48,000	50,000	△2,000	
	5.水道光熱費	243,162	240,000	3,162	
	6.会館維持負担金	2,701,104	2,702,000	△896	会館管理2か月分
	7.保険料	0	1,000	△1,000	
	8.雑費	55,050	200,000	△144,950	
4.繰出金		**0**	**1,000**	**△1,000**	
	1.繰出金	0	1,000	△1,000	
5.過年度支出		**0**	**1,000**	**△1,000**	
	1.過年度支出	0	1,000	△1,000	
6.予備費		**0**	**4,549,000**	**△4,549,000**	
	1.予備費	0	4,549,000	△4,549,000	
支出合計		**147,016,583**	**163,552,000**	**△16,535,417**	
収支剰余金		**9,061,448**			次年度へ繰越
合計		**156,078,031**			

令和3年度特定退職金共済制度特別会計収支決算書

収入の部　　（単位:円）

勘定科目		決算額	予算額	比較増･減(△)	備考
款	項				
1.事業収入		170,171,800	172,844,000	△2,672,200	
	1.保険料	161,633,950	164,160,000		
	2.手数料	30,800	44,000		
	3.事務費	8,507,050	8,640,000		
2.退職交付金		222,186,023	205,128,000	17,058,023	
	1.退職交付金	222,186,023	205,128,000		
3.雑収入		148	1,000	△852	
	1.雑収入	148	1,000		
4.繰入金		0	1,000	△1,000	
	1.繰入金	0	1,000		
5.繰越金		9,022,258	8,998,000	24,258	
	1.繰越金	9,022,258	8,998,000		
合計		401,380,229	386,972,000	14,408,229	

支出の部　　（単位:円）

勘定科目			決算額	予算額	比較増･減(△)	備考
款	項	目				
1.事業費			86,592	87,000	△408	
	1.一般事業費		86,592	87,000		
		1.事業推進費	86,592	87,000		
2.退職給付金			222,186,023	205,128,000	17,058,023	
	1.退職給付金		222,186,023	205,128,000		
		1.退職給付金	222,186,023	205,128,000		
3.管理費			5,150,929	5,732,000	△581,071	
	1.給与費		2,576,263	2,681,000		
		1.俸給	2,186,400	2,187,000		1人
		2.諸手当	25,463	38,000		
		3.賞与	364,400	456,000		
	2.福利厚生費		449,545	479,000		
		1.法定福利費	416,779	437,000		社会保険料等
		2.福利厚生費	32,766	42,000		
	3.旅費交通費		0	41,000		
		1.旅費	0	40,000		
		2.交通費	0	1,000		
	4.事務費		2,125,121	2,528,000		
		1.通信運搬費	252,776	233,000		
		2.什器備品費	100,000	100,000		
		3.消耗品費	115,718	163,000		
		4.印刷費	0	300,000		
		5.水道光熱費	71,808	80,000		
		6.会館維持負担金	1,350,552	1,351,000		会館管理1か月分
		7.支払手数料	234,267	300,000		
		8.雑給	0	1,000		
	5.会議費		0	1,000		
		1.会議費	0	1,000		
	6.退職共済掛金		0	2,000		
		1.退職共済掛金	0	2,000		
4.支払保険料			161,633,950	164,160,000	△2,526,050	
	1.支払保険料		161,633,950	164,160,000		
		1.支払保険料	158,231,130	160,704,000		
		2.運営委託手数料	286,200	3,456,000		

勘定科目			決算額	予算額	比較増減(△)	備考
款	項	目				
5.繰出金			0	1,000	△1,000	
	1.繰出金		0	1,000		
		1.他会計繰出金	0	1,000		
6.予備費			0	11,864,000	△11,864,000	
	1.予備費		0	11,864,000		
		1.予備費	0	11,864,000		
支出合計			389,057,494	386,972,000	2,085,494	
収支剰余金			12,322,735			次年度へ繰越
合計			401,380,229			

令和3年度特定退職金共済制度特別会計貸借対照表

令和4年3月31日現在
(単位:円)

借方		貸方	
[流動資産]		[流動負債]	
普通預金	12,326,382	未払金	3,647
		[固定負債]	
		退職給付金準備金	1,963,718,459
[固定資産]		[剰余金]	
保険料積立金	1,963,718,459	本年度剰余金	12,322,735
合計	1,976,044,841	合計	1,976,044,841

(注)保険年度(令和2年10月1日～令和3年9月30日)における保険料積立金等の状況

1.	令和2年度期首残高	1,994,277,700
2.	本年度払込	162,274,250(共済事業掛金収入相当額)
3.	本年度取崩	△183,960,621(共済事業給付金支払相当額)
4.	運用実績(①+②+③+④)	9,424,703
(内訳)	①保険収益	14,568,086
	②保険事務費	△5,086,807
	③収入・その他(危険責任準備金からの受入金等)	1,104,941
	④支出・その他(危険責任準備金への繰入金等)	△1,161,517
5.	令和2年度期末残高	1,982,016,032
6.	令和2年度期末要支給額	1,885,788,496
7.	積立残差(5－6)	96,227,536

令和3年度各種事業特別会計収支決算書

収入の部　　（単位：円）

勘定科目		決算額	予算額	比較増･減（△）	備考	
款	項					
1.事業収入		**125,933,957**	**129,424,000**	**△3,490,043**		
	1.共済収入	106,041,362	107,076,000	△1,034,638	1.普通共済	51,783,779
					2.大型共済	650,030
					3.個人年金	179,664
					4.終身プラン	866,500
					5.フリー設計プラン	135,820
					6.エスリー	5,009
					7.火災共済	528,639
					8.自動車共済	114,935
					9.PL保険	15,742
					10.休業保障プラン	246,248
					11.総合保険	17,693,622
					12.集団扱自動車保険	1,845,008
					13.年払保険	8,603,795
					14.定期集団	5,178,713
					15.ガン治療	1,461,292
					16.生活障害	438,507
					17.ビジネス総合保険	3,802,041
					18.個人情報漏えい保険	116,185
					19.低払定期	4,916,229
					20.業務災害補償プラン	7,456,964
					21.海外危機対策プラン	2,640
	2.委託事業収入	11,971,786	13,814,000	△1,842,214		
					1.公害健康被害補償	2,196,480
					2.成人病・健康診断	622,032
					3.労働保険事務組合手数料	3,237,874
					4.労働保険事務組合報奨金	4,492,400
					5.エコアクション 21	1,210,000
					6.ECO うつのみや認証制度	213,000
	3.貸室収入	7,920,809	8,534,000	△613,191		
					1.定期貸室収入	5,351,160
					（宇都宮青色申告会、宇都宮青年会議所、中小企業再生支援協議会、経営改善支援センター）	
					2.臨時貸室収入	259,050
					3.その他	2,310,599
					（共益費・時間外電気代）	
2.雑収入		**74,025**	**11,000**	**63,025**		
	1.雑収入	73,273	10,000	63,273		
	2.預金利息	752	1,000	△248		
3.繰入金		**0**	**1,000**	**△1,000**		
	1.繰入金	0	1,000	△1,000		
4.繰越金		**17,694,344**	**13,271,000**	**4,423,344**		
	1.繰越金	17,694,344	13,271,000	4,423,344		
合計		**143,702,326**	**142,707,000**	**995,326**		

支出の部　　（単位：円）

勘定科目			決算額	予算額	比較増減(△)	備考
款	項	目				
1.事業費			**30,600,251**	**39,450,000**	**△8,849,749**	
	1.一般事業費		19,999,173	25,403,000	△5,403,827	
		1.事業推進費	2,242,149	4,339,000	△2,096,851	共済制度加入促進
		2.福祉事業費	1,798,884	1,935,000	△136,116	成人病検診
		3.広報事業費	15,012,847	15,938,000	△925,153	会報「天地人」・ﾊﾟｰﾄﾅｰ発行費
		4.還元事業費	0	613,000	△613,000	ふれあい共済還元事業
		5.その他の事業費	440,289	998,000	△557,711	ｴｺｱｸｼｮﾝ 21 等
		6.健康経営促進	0	80,000	△80,000	
		7.緊急コロナ対策事業費	505,004	1,500,000	△994,996	
	2.共済事業費		6,211,431	8,000,000	△1,788,569	
		1.見舞金等給付金	4,700,000	6,000,000	△1,300,000	通院・入院見舞金
		2.祝金等給付金	1,511,431	2,000,000	△488,569	結婚・出産・入学祝金等
	3.労働保険事務組合事業費		4,389,647	6,047,000	△1,657,353	
		1.人件費	3,548,929	5,000,000	△1,451,071	1 人
		2.通信費	290,404	360,000	△69,596	
		3.電算機関係費	436,680	538,000	△101,320	
		4.労保連年会費	79,000	79,000	0	
		5.図書費	6,950	12,000	△5,050	
		6.研修費	0	13,000	△13,000	
		7.支払手数料	10,912	15,000	△4,088	
		8.雑費	16,772	30,000	△13,228	
2.管理費			**89,172,479**	**90,646,000**	**△1,473,521**	
	1給与費		41,240,138	35,782,000	5,458,138	
		1.俸給	29,342,535	23,331,000	6,011,535	11人
		2.諸手当	3,755,126	4,291,000	△535,874	管理職手当、通勤手当他
		3.賞与	8,142,477	8,160,000	△17,523	
	2.福利厚生費		7,249,431	5,412,000	1,837,431	
		1.法定福利費	6,805,034	4,999,000	1,806,034	社会保険料等
		2.福利厚生費	444,397	413,000	31,397	
	3.旅費交通費		600	72,000	△71,400	
		1.旅費	600	60,000	△59,400	
		2.交通費	0	12,000	△12,000	
	4.事務費		32,644,783	36,635,000	△3,990,217	
		1.通信運搬費	960,361	980,000	△19,639	
		2.什器備品費	5,420,630	5,425,000	△4,370	
		3.消耗品費	1,097,509	1,043,000	54,509	
		4.賃借料	3,002,471	3,100,000	△97,529	
		5.保守料	1,381,087	1,510,000	△128,913	
		6.電算機関係費	2,484,295	4,462,000	△1,977,705	
		7.修繕費	170,300	500,000	△329,700	
		8.図書費	0	1,000	△1,000	
		9.印刷費	0	1,000	△1,000	
		10.水道光熱費	817,682	1,220,000	△402,318	
		11.会館維持負担金	9,562,214	9,757,000	△194,786	会館管理7か月分
		12.車輌維持費	2,062,729	2,440,000	△377,271	
		13.保険料	372,130	376,000	△3,870	
		14.支払手数料	2,129,581	2,600,000	△470,419	
		15.雑給	2,071,332	1,955,000	116,332	
		16.CAN 業務委託費	1,047,200	1,200,000	△152,800	
		17.事業継続 BCP 策定支援事業	65,262	65,000	262	
	5.会議費		0	66,000	△66,000	
		1.会議費	0	66,000	△66,000	
	6.渉外費		0	1,000	△1,000	
		1.渉外費	0	1,000	△1,000	
	7.公課分担金		5,666,499	11,000,000	5,333,501	
		1.公課	5,666,499	11,000,000	5,333,501	法人税、消費税他

勘定科目			決算額	予算額	比較増･減(△)	備 考
款	項	目				
	8.退職共済掛金		2,371,028	1,678,000	693,028	
		1.退職共済掛金	2,371,028	1,678,000	693,028	
3.雑　　費			**141,422**	**260,000**	**△164,113**	
	1.雑　　費		141,422	260,000	△164,113	
		1.雑　　費	141,422	260,000	△164,113	
4.繰　出　金			**8,000,000**	**8,000,000**	**0**	
	1.繰　出　金		8,000,000	8,000,000	0	
		1.他会計繰出金	8,000,000	8,000,000	0	
5.予　備　費			**0**	**4,351,000**	**△4,351,000**	
	1.予　備　費		0	4,351,000	△4,351,000	
		1.予　備　費	0	4,351,000	△4,351,000	
支　出　合　計			**127,914,152**	**142,707,000**	**△14,792,848**	
収　支　剰　余　金			**15,788,174**			次年度へ繰越
合　　計			**143,702,326**			

令和3年度まちづくり特別会計収支決算書

収入の部　　（単位：円）

勘定科目		決算額	予算額	比較増･減（△）	備　考
款	項				
1.補　助　金		17,816,068	30,015,000	△12,198,932	
	1.市補助金	17,816,068	30,015,000	12,198,932	
	(1) 中心商業地出店等促進事業補助金				
2.事 業 収 入		244,000	480,000	△236,000	
	1.中心商店街等販売促進支援事業	244,000	480,000	△236,000	
3.雑　収　入		0	1,000	△1,000	
	1.雑　収　入	0	1,000	△1,000	
4.繰　入　金		2,724,000	2,724,000	0	
	1.繰　入　金	2,724,000	2,724,000	0	一般会計から
5.繰　越　金		2,060,837	425,000	1,635,837	
	1.繰　越　金	2,060,837	425,000	1,635,837	
合　　計		22,844,905	33,645,000	△10,800,095	

支出の部　　（単位：円）

勘定科目		決算額	予算額	比較増･減（△）	備　考
款	項				
1.事　業　費		19,817,700	33,595,000	△13,777,300	
	1.コンセンサス形成事業費	350,528	500,000	△149,472	
	2.空き店舗出店促進助成	17,816,068	30,065,000	△12,248,932	
	3.観光・集客交流促進事業	250,000	250,000	0	
	(1)ミヤジャズ推進事業	250,000	250,000	0	
	4.中心商店街等販売促進支援事業	1,101,104	2,480,000	△1,378,896	
	5.分　担　金	300,000	300,000	0	
2.調査研究費		0	50,000	△50,000	
	1.調査研究費	0	50,000	△50,000	
支　出　合　計		19,817,700	33,645,000	△13,827,300	
収　支　剰　余　金		3,027,205			次年度へ繰越
合　　計		22,844,905			

令和3年度中小企業再生支援協議会特別会計収支決算書

収入の部　　（単位:円）

勘定科目		決算額	予算額	比較増･減(△)	備考
款	項				
1.受託金		96,187,717	136,742,000	△40,554,283	
	1.受託金	96,187,717	136,742,000	△40,554,283	関東経済産業局
合計		96,187,717	136,742,000	△40,554,283	

支出の部　　（単位:円）

勘定科目			決算額	予算額	比較増･減(△)	備考
款	項	目				
1.協議会費			11,135,732	14,052,000	△2,916,268	
	1.事務局費		11,113,732	13,992,000	△2,878,268	
		1.謝金	1,441,000	2,121,000	△680,000	
		2.旅費	0	22,000	△22,000	
		3.事務諸費	9,672,732	11,849,000	△2,176,268	
	2.会議費		22,000	60,000	△38,000	
		1.会議費	22,000	60,000	△38,000	
2.事業費			76,307,648	110,259,000	△33,951,352	
	1.支援業務費		55,655,148	57,679,000	△2,023,852	
		1.謝金	55,442,958	57,338,000	△	
		2.旅費	52,270	341,000	△288,730	
		3.社会保険料	0	0	0	
	2.経営改善計画策定支援費	1.謝金	20,652,500	51,645,000	△30,992,500	
	3.経営改善計画実施助言費	1.謝金	0	935,000	△935,000	
3.管理費			8,744,337	12,431,000	△3,686,663	
	1.一般管理費		8,744,337	12,431,000	△3,686,663	
		1.一般管理費	8,744,337	12,431,000	△3,686,663	
支出合計			96,187,717	136,742,000	△40,554,283	
収支剰余金			0			
合計			96,187,717			

令和3年度経営改善支援センター特別会計収支決算書

収入の部　　（単位：円）

勘定科目		決算額	予算額	比較増･減(△)	備考
款	項				
1.受託金		31,787,596	48,061,000	△16,273,404	
	1.受託金	31,787,596	48,061,000	△16,273,404	(独)中小企業基盤整備機構
合計		31,787,596	48,061,000	△16,273,404	

支出の部　　（単位：円）

勘定科目			決算額	予算額	比較増･減(△)	備考
款	項	目				
1.協議会費			1,865,154	3,649,000	△1,783,846	
	1.事務局費		1,865,154	3,649,000	△1,783,846	
		1.謝金	391,600	1,061,000	△669,400	
		2.旅費	0	11,000	△11,000	
		3.事務諸費	1,473,554	2,577,000	△1,103,446	
2.事業費			27,032,661	40,043,000	△13,010,339	
	1.支援業務費		8,106,550	8,875,000	△768,450	
		1.謝金	8,104,380	8,875,000	△682,620	
		2.旅費	2,170	88,000	△85,830	
	2.経営改善計画策定支援費		17,354,652	28,166,000	△10,811,348	
		1.謝金	17,354,652	28,166,000	△10,811,348	
	3.経営改善計画実施助言費		1,571,459	3,002,000	△1,430,541	
		1.謝金	1,571,459	3,002,000	△1,430,541	
3.管理費			2,889,781	4,369,000	△1,479,219	
	1.一般管理費		2,889,781	4,369,000	△1,479,219	
		1.一般管理費	2,889,781	4,369,000	△1,479,219	
支出合計			31,787,596	48,061,000	△16,273,404	
収支剰余金			0			
合計			31,787,596			

令和3年度事業承継・引継ぎ支援センター特別会計収支決算書

収入の部　　（単位：円）

勘定科目		決算額	予算額	比較増・減（△）	備考
款	項				
1.受託金		105,892,358	113,802,000	△7,909,642	
	1.受託金	105,892,358	113,802,000	△7,909,642	関東経済産業局
合計		105,892,358	113,802,000	△7,909,642	

支出の部　　（単位：円）

勘定科目			決算額	予算額	比較増・減（△）	備考
款	項	目				
1.協議会費			25,988,194	27,498,000	△1,509,806	
	1.事務局費		25,988,194	26,860,000	△871,806	
		1.謝金	1,320,000	1,591,000	△271,000	
		2.旅費	0	22,000	△22,000	
		3.事務諸費	24,688,194	25,247,000	△578,806	
	2.会議費		0	638,000	△638,000	
		1.会議費	0	638,000	△638,000	
2.事業費			70,403,444	75,959,000	△5,555,556	
	1.相談・助言等事業費		66,800,965	74,782,000	△7,981,035	
		1.謝金	66,589,925	74,518,000	△3,683,772	
		2.旅費	211,040	264,000	△52,960	
	2.支援業務費		1,705,000	583,000	1,122,000	
		1.専門家謝金	1,705,000	583,000	1,122,000	
	3.普及事業費		1,897,479	594,000	1,303,479	
		1.セミナー開催費	1,897,479	594,000	1,303,479	
3.管理費			9,500,720	10,345,000	△844,280	
	1.一般管理費		9,500,720	10,345,000	△844,280	
		1.一般管理費	9,500,720	10,345,000	△844,280	
支出合計			105,892,358	113,802,000	△7,909,642	
収支剰余金			0			
合計			105,892,358			

令和3年度諸積立金収支決算書

（単位：円）

勘定科目		決算額	予算額	比較増･減（△）	備考
款	項				
1.財政安定資金積立金	1.期末有高	**315,237,857**	**315,239,000**	**△1,143**	
	2.期首有高	315,237,657	315,238,000	△343	
	3.繰入金	0	1,000	△1,000	
	4.預金利息等	200	1,000	△800	
	5.繰出金	0	1,000	△1,000	
2.基本財産積立金	1.期末有高	**1,042,788,807**	**1,018,596,000**	**24,192,807**	
	2.期首有高	1,037,076,206	1,009,547,000	27,529,206	
	3.繰入金	0	0	0	
	4.預金利息等	5,712,601	9,049,000	△3,336,399	
	5.繰出金	0	0	0	
3.職員福利厚生資金貸付資金	1.期末有高	**5,124,658**	**5,275,000**	**△150,342**	
	2.期首有高	5,121,466	5,271,000	△149,534	
	3.繰入金	0	0	0	
	4.預金利息等	3,192	4,000	△808	
	5.繰出金	0	0	0	
合計	1.期末有高	**1,363,151,322**	**1,339,110,000**	**24,041,322**	
	2.期首有高	1,357,435,329	1,330,056,000	27,379,329	
	3.繰入金	0	1,000	△1,000	
	4.預金利息等	5,715,993	9,054,000	△3,338,007	
	5.繰出金	0	1,000	△1,000	

令和3年度職員福利厚生資金貸付資金収支決算書

収入の部

（単位：円）

勘定科目		決算額	予算額	比較増･減（△）	備考
款	項				
1.返済額		470,000	400,000	70,000	
	1.返済額	470,000	400,000	70,000	
2.雑収入		3,192	4,000	△808	
	1.雑収入	3,192	4,000	△808	貸付・預金利息
3.繰越金		1,501,466	1,570,000	△68,534	
	1.前期繰越金	1,501,466	1,570,000	△68,534	
合計		1,974,658	1,974,000	658	

支出の部

（単位：円）

勘定科目		決算額	予算額	比較増･減（△）	備考
款	項				
1.貸付金		0	200,000	△200,000	
	1.貸付金	0	200,000	△200,000	
2.繰越金		1,974,658	1,774,000	200,658	
	1.次期繰越金	1,974,658	1,774,000	200,658	
合計		1,974,658	1,974,000	658	

令和3年度職員福利厚生資金貸付資金勘定

（単位：円）

勘定科目	金額	勘定科目	金額
期首残高		期末残高	
貸付金残高	3,620,000	貸付金残高	3,150,000
預金残高	1,501,466	預金残高	1,974,658
受取利息	3,192		
合計	5,124,658	合計	5,124,658

引当金明細表

（単位：円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職資金引当金	42,072,561	10,500,000	17,019,829	0	35,552,732
合計	42,072,561	10,500,000	17,019,829	0	35,552,732

貸借対照表

令和4年3月31日現在　　（単位：円）

借方		貸方	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
［資産の部］		**［負債の部］**	
1　流 動 資 産	**419,235,054**	**1　流 動 負 債**	**290,732,140**
現 金 及 び 預 金	197,631,978	未払金	17,792,111
未収金	221,603,076		
立替金	0	預り金	272,940,029
2　固 定 資 産	**1,556,080,133**	**2　固 定 負 債**	**35,552,732**
（有形固定資産）	**113,654,004**	退職資金引当金	35,552,732
建物	93,871,770	**［正味財産の部］**	
建物付属設備	2,653,130		
車両運搬具	13,867	**3　積　立　金**	**1,363,151,322**
什器備品	17,115,237		
		財政安定資金積立金	315,237,857
（無形固定資産）	**72,075**		
		基本財産積立金	1,042,788,807
ソフトウェア	72,075		
		職員福利厚生資金貸付資金	5,124,658
（その他の固定資産）	**1,442,354,054**		
出資金	43,650,000	**4　剰　余　金**	**285,878,993**
退職資金引当資産	35,552,732		
財政安定資金引当資産	315,237,857	固定財産	157,376,079
基本財産引当資産	1,042,788,807	一般会計他剰余金	128,502,914
職員福利厚生資金貸付引当資産	5,124,658		
合計	**1,975,315,187**	**合計**	**1,975,315,187**

（注）1.「商工会議所会計基準」に準拠して作成

2.資金の範囲

資金の範囲は、流動資産及び流動負債としている。

3.有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準は、移動平均法による原価法。

4.固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定率法による。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用している。

無形固定資産は、定額法による。

5.引当金の計上

退職資金引当金は、職員の退職給付に備えるため、特定退職金共済制度とあわせて期末自己都合要支給相当額を計上している。

6.消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式による。

7.担保に供している資産　　なし。

8.固定資産の取得金額、減価償却累計額および当期末残高

科目	取得金額	減価償却累計額	当期末残高
建物及び什器備品	496,523,333	382,797,254	113,726,079
合計	496,523,333	382,797,254	113,726,079

9.保証債務等の偶発債務　　なし。

10.その他　なし。

財産目録

令和4年3月31日現在　　（単位：円）

勘定科目	摘要	金額	
［資産の部］			
1　流動資産			419,235,054
現金及び預金	普通預金	197,631,978	
未収金	広告収入	313,500	
	受託金（再生支援、事業承継・引継ぎ）	202,080,075	
	受託事業一般管理費（再生支援、事業承継・引継ぎ、経営支援）	10,721,851	
	健康診断・人間ドック事務手数料	622,032	
	その他	7,865,618	
立替金		0	
2　固定資産			1,556,080,133
（有形固定資産）			113,654,004
建物	栃木県産業会館のうち1階、2階及び7階の一部 1,954.10 ㎡（うち占有面積 1,280.66 ㎡）	81,049,754	
	事務所レイアウト工事(床工事)	846,717	
	事務所床改修工事	198,006	
	宮カフェ工事	11,777,293	
建物付属備品	事務所設備	5	
	宮カフェ設備	1,147,633	
	受託事業設備	1,505,492	
車両運搬具	公用車（1台）、バイク（3台）	13,867	
什器備品	事務所内備品	2,016,658	
	会議室備品	588,729	
	議員頌徳牌・名誉議員・役員議員ボード一式	1	
	電話機システム設備一式	1,144,886	
	宮カフェ備品	59,606	
	サーマルカメラ	489,217	
	事業引継ぎ支援センター設備	94,950	
	映画「キスできる餃子」フィルム	1	
	ｼﾝｸﾗｲｱﾝﾄ設備（PC、サーバー）	12,721,189	
（無形固定資産）			72,075
ソフトウェア	人事奉行	1	
	マイナンバー対応システム	1	
	給与管理システム	1	
	サイボウズ	72,072	
（その他の固定資産）			1,442,354,054
出資金	栃木県火災共済（協）	150,000	
	㈱とちぎ産業交流センター	10,000,000	
	宇都宮ケーブルテレビ㈱	2,500,000	
	アクサ生命保険㈱	1,000,000	
	㈱とちぎテレビ	10,000,000	
	杉並木オーナー制度	10,000,000	
	㈱とちぎネットワークパートナーズ	0	
	宇都宮ライトレール㈱	10,000,000	
退職資金引当資産	従業員に対する退職金の備え	35,552,732	
財政安定資金引当資産		315,237,857	
基本財産引当資産		1,042,788,807	
職員福利厚生資金貸付引当資産		5,124,658	
	資産の部合計		**1,975,315,187**

勘定科目	摘要	金額	
［負債の部］			
1　流動負債			290,732,140
未払金	賃借料	279,227	
	車輌維持費	131,762	
	通信運搬費	541,643	
	保守料	209,000	
	消耗品	286,455	
	電算機関係費	13,200,304	
	受託事業一般管理費	2,524,339	
	3月分超過勤務手当等	411,565	
	その他	207,816	
預り金	諸税（源泉所得税、市県民税）	1,432,401	
	社会保険料	137,659	
	労働保険料	1,055,325	
	会費	102,000	
	受託金返還金（経営改善支援センター）	8,685,534	
	補助金返還（県）	76,980	
	財政安定資金積立金からの一時繰入金	255,000,000	
	預かり消費税	6,436,828	
	その他	13,302	
2　固定負債			35,552,732
退職資金引当金		35,552,732	
	負債の部合計		326,284,872
	差引正味財産		1,649,030,315

固定財産明細表

（単位：円）

勘定科目	期首残高(A)	当期増加額(B)	当期減少額(C)	当期減価償却額(D)	期末残高(A+B-C-D)	備考
Ⅰ　固定資産						
建物	98,419,968	0	0	4,548,198	93,871,770	
建物付属設備	3,056,433	0	0	403,303	2,653,130	
車両運搬具	41,636	0	0	27,769	13,867	
什器備品	5,073,192	14,271,510	0	2,229,465	17,115,237	
ソフトウェア	120,123	0	0	48,048	72,072	
出資金	39,550,000	5,100,000	1,000,000		43,650,000	
合計	**146,261,352**	**19,371,510**	**1,000,000**	**7,256,783**	**157,376,079**	

積立金明細表

（単位：円）

区　　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
財政安定資金積立金	315,237,657	200		315,237,857	
基本財産積立金	1,037,076,206	5,712,601		1,042,788,807	
職員福利厚生資金貸付資金	5,121,466	3,192		5,124,658	
合計	**1,357,435,329**	**5,715,993**	**0**	**1,363,151,322**	

正味財産増減計算書

令和　3年　4月　1日から
令和　4年　3月31日まで

（単位：円）

内　　容	金　　額		
Ⅰ　増加の部			
1　資金増加額			
当期収支剰余金	128,502,914		
繰越金	111,625,784	16,877,130	
2　積立金増加額			
諸積立金期末資産残高	1,363,151,322		
諸積立金期首資産残高	1,357,435,329	5,715,993	
3　固定財産増加額			
期末残高	**157,376,079**		
期首残高	**146,261,352**	11,114,727	
増加額合計			33,707,850
当期正味財産増加額			33,707,850
前期正味財産額			**1,615,322,465**
期末正味財産額			**1,649,030,315**

監　査　報　告　書

令和４年６月８日

宇 都 宮 商 工 会 議 所
会　頭　　藤　井　昌　一　　殿

監　　事　　柿　沼　　賢　　㊞

監　　事　　川　村　壽　文　　㊞

監　　事　　八　城　光　男　　㊞

宇都宮商工会議所令和３年度事業内容及び収支決算について、関係書類、諸帳簿を監査した結果、適正であることを認めます。

※個人情報保護法の観点から印影の公開は控え、原本は事務局にて保管しております。